

北海道農業公社

50 年史



開拓魂の継承と
地域農業の活性化を
目指して



北海道農業公社

50
年史

開拓魂の継承と
地域農業の活性化を
目指して

序

公益財団法人北海道農業公社は、本道農業の規模拡大や生産性向上に資する各種事業を総合的に実施する公益法人として、昭和45年6月に、北海道、北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団の三者によって設立され、今年で50周年の節目を迎えました。

この間、平成21年に社団法人北海道農業担い手育成センターと統合し、農業の担い手育成確保対策にも取り組むこととなり、24年には「公益財団法人」として移行認定を受け、併せて「北海道農業開発公社」から「北海道農業公社」に名称を変更いたしました。

また、26年には道から「農地中間管理機構」の指定を受け、それまでの農地保有合理化等事業を通じた売買事業に加え、賃貸借事業による担い手への農地の集約化にも総合的に取り組んでおります。

当公社は、国や道の農業施策に即し、構造政策を実践する公益法人として、市町村や農業委員会、JAなどの関係機関・団体と連携しながら、地域の取組を積極的に支援しております。

新規就農希望者等に対する就農促進支援活動や研修等に必要な資金の貸付などを行う「農業担い手育成確保事業」、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう賃貸借を通じて農地の集積・集約化を進める「農地中間管理事業」、売買を通じて担い手や新規就農者の農地保有の合理化等の支援を行う「農地保有合理化等事業」、自給飼料基盤の整備・改良や規模拡大に伴う畜産関係施設の整備等を行う「農村施設整備事業」、公社設立以来の蓄積された技術と経験をもとに所有する作業機等により土地基盤整備を進める「農用地開発整備事業」、乳肉用牛の資質向上や増頭意欲のある農業者及び新規就農者に対する乳肉用牛の貸付と受精卵移植技術等を活用した優良牛の供給を行う「畜産振興事業」の6つを大きな柱とし、本道農業の振興と農家経営の安定に寄与してまいりました。

顧みますと、公社創立後の30年間は、本道における農業、酪農・畜産の発展と軌を一にして公社の事業も右肩上がりの成長を続けましたが、その後の10年間は、国や地方公共団体の財政事情の悪化などによる公共事業予算の縮減や事業内容の見直しにより、農村施設整備事業や農用地開発整備事業の事業量が減少傾向で推移いたしました。さらに最近の10年間においても、畜産公共事業に関する事業費予算の大幅な削減や事務費に係る国庫補助の廃止などがあり、この20年間は、雇用調整や給与削減も伴いながら、他方で地域の状況やニーズを踏まえた作業機械の開発・改良や公社草地リフレッシュ事業といった独自の新規事業の推進にも努めてきたところです。

北海道命名から150年余りが経過した今、偉大な先人によって生まれた最大の財産である本道農業、そして最も大事な農地をいかに良好な状態で次世代に引き継いでいくか、これは現在を生きる我々の世代に課せられた大きな課題です。

農業の現場では、トラクターや田植え機の自動走行、ドローンやロボットの活用、規模拡大や多角化に向けた経営法人化の取組の進展など、ここ数年で大きな変化がみられますが、そのような動きにも十分応えられるような人材の育成が求められています。

いわゆる人と農地に関わる構造政策の重要性がますます高まっていく方向にあり、これら施策の総合的な推進を担う当公社としては、今後とも、役職員が一体となってさらなる運営の効率化に努めながら、関係機関・団体の方々と連携を強め、新たな施策や環境の変化に即応した取組の推進、とりわけ地域の実情を踏まえた事業の展開を図ってまいりたいと決意を新たにしております。

この小史は、将来に向けた礎となることを願い、半世紀にわたる当公社の業績と足跡を永く後生に伝えることとし取りまとめたものです。当公社の歩みをご高覧賜りますとともに、公社事業についてさらにご理解いただく一助になれば幸いです。

公益財団法人 北海道農業公社

理事長 竹林 孝



創立 50 周年に寄せて



北海道知事 鈴木 直道

公益財団法人北海道農業公社が創立 50 周年を迎えられましたことに対し、心よりお慶び申し上げます。

顧みますと、貴公社は、本道農業の生産性の向上に資するため、昭和 45 年に北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団及び北海道の三者によって設立されました。以降、平成 21 年に社団法人北海道農業担い手育成センターと合併してからは担い手の育成・確保、26 年に農地中間管理機構に指定されてからは従前の売買事業に加え、賃貸借事業による担い手への農地集積に取り組むなど、それぞれの時代に対応した役割を果たしつつ変遷を重ね、半世紀にわたり、本道農業・農村の振興や地域社会の持続的な発展に寄与されてこられました。

改めまして、理事長をはじめ、関係の皆様の大なる御尽力と御功績に深く敬意を表します。

御承知のとおり、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、TPP 11 や日EU・EPA、日米貿易協定の発効などによる経済のグローバル化の進展、農家戸数の減少や労働力不足などとともに、多発する自然災害への備えや気候変動への対応が急務となっています。

こうした中、本道農業・農村が将来に向けて持続的に発展していくためには、道内各地域の様々な営農条件を活かしつつ、規模や形態にかかわらず生産性の高い経営を実現できる力強い農業と活力ある農村の確立が重要であり、意欲あふれる多様な担い手の育成・確保や計画的な基盤整備、農地の流動化の促進、先端技術を活用したスマート農業の推進、さらには北海道ブランドを活かした道産食品の輸出拡大など、生産力と競争力の一層の強化に取り組んでまいります。こうした各般の施策を講じるにあたっては、貴公社の果たす役割や期待は、今後、一層高まるものと考えております。

本道農業は、厳しい自然条件の下、先人達のたゆみない努力により、幾多の困難を克服し、今日では、地域経済・社会を支える基幹産業として発展し、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしています。

道といたしましては、本道農業・農村を貴重な財産として未来に引き継ぎ、今後とも、生産者の皆様が将来に夢と希望を抱いて営農できるよう、貴公社とともに、全力で取り組んでまいります。

終わりにあたり、貴公社が創立 50 周年という大きな節目を経て、一層発展されるとともに、「令和」という新しい時代においても、本道農業・農村の振興にお力添えを賜りますよう心から御祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

創立 50 周年に寄せて



北海道農業協同組合中央会

代表理事会長 飛田 稔章

このたび、北海道農業公社が創立 50 周年を迎えられたことに対し、心からお祝い申し上げます。

また、北海道農業の発展のため、半世紀にわたる貴公社の精力的な取組みの足跡を、永く後世にその歴史として記されますことは誠に意義深いことであり、創立以来多くの先人達が残された業績と、役職員のご努力に対し、深甚なる敬意を表する次第でございます。

貴公社におかれましては、昭和 45 年 6 月に北海道、北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団の三者によって設立されて以来、北海道農業の基盤である農地の基盤整備や農業者支援の施策推進による北海道農業振興に精力的に取り組みまれてまいりました。新規就農等を促進する「農業担い手育成確保事業」、担い手への農地の集積と集約化、さらには、耕作放棄地の発生防止と解消を図る「農地中間管理事業」など、北海道農業の持続的な発展に不可欠である人と農地に関わる施策の推進において、貴公社はまさに中核的な役割を担っており、その多大なる貢献に対して、改めて深く敬意を表するところであります。

北海道農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、人口減少による集落機能の低下に加え、国際貿易交渉等の経済圧力や国内農業分野における規制改革緩和の動き、さらには異常気象による想定を超える被害が各地で発生していることなど、依然として厳しい状況にはありますが、わが国の食と農業を守り、地域社会を活性化させるためにも、農業関係者各々がその役割と責任を改めて認識し、皆の英知と総力の結集によって、北海道農業の未来をしっかりと切り開いていかなければならないと考えております。

そのような状況のもと、JAグループ北海道としましては、一昨年の第 29 回 JA 北海道大会の目指すべき将来ビジョンとして、「北海道 550 万人と共に創る『力強い農業』」と『豊かな魅力ある農村』を実現するため、持続可能な農業と農村の実現に向け、グループ一体となって取り組むこと等を決議し、その実践に鋭意取り組んでいるところであります。

貴公社におかれましても、その役割がますます重要となる中、国や北海道をはじめとする関係機関と密接な連携のもと、我々 JAグループ北海道とも課題や役割をしっかりと共有いただき、今後とも北海道農業の振興と農家経営の安定に大いに寄与されるものと、改めてご期待を申し上げます。

このたびの創立 50 周年という輝かしい節目を契機として、役職員が一丸となって邁進され、より一層発展・飛躍されますことをご祈念申し上げ、記念誌発行に寄せるお祝いの言葉と致します。

役員

●理事長



竹林 孝

●副理事長



石川 修一

●常務理事



川本 俊輔

●専門理事



山中 信昭

●評議員



飛田 稔章



品田 裕二



石田 吉光



佐藤 博幸



有塚 利宣



多田 正光



吉村 俊子



谷山 弘行



小砂 憲一



裕 一寿



畠山 京子

●理事



小野寺俊幸



菊川 健一



佐藤 彰



辻 直孝



羽貝 敏彦



長谷川裕昭

●代表監事

●監事



山下 邦昭



新藤 修



佐藤 泉

歴代役員

●理事長



町村 金五



柴田 四朗



横田 長光



永澤 悟



向田 孝志



武田 善行



西山 泰正



近藤 光雄



富樫 秀文



朝日 昇



春木 清作



佐竹 豊



大津 年明



松山 恒雄



直 宗治



花井 忠昭



大西 清弘



木下 一己



石黒 義雄

●副理事長

●専務理事



木田 三郎



松山 恒雄



土井健治郎



佐々木里士

●常務理事



吉田 稔



梅原 益男



森 毅彦



山本 勉



栗津 国夫



平尾 裕美



波佐 光敏



大野 稔彦

●専門理事



登 幸二



小谷 晴夫

北海道農業公社

本所

〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

TEL: 011-241-7551 FAX: 011-271-3776

●総務部



●総務部（農業大学校出向）



道通ビル（左側）

● 監査室



● 担い手支援部



● 農用地部



● 農村施設部



● 農場整備部



● 畜産部



北海道農業公社

道央支所

〒068-0025

岩見沢市5条西5丁目2番地1 空知農業会館

TEL: 0126-23-2178 FAX: 0126-23-4260

本所・支所・牧場紹介

道央支所



支所スタッフ



空知農業会館

北海道農業公社

日胆支所

〒053-0021
苫小牧市若草町5丁目5番3号 日胆農業会館
TEL: 0144-32-8171 FAX: 0144-32-3215

北海道農業公社

道南支所

〒040-0073
函館市宮前町33番13号 道南農業会館
TEL: 0138-44-5600 FAX: 0138-44-5615



支所スタッフ
(道南支所・日胆支所)



日胆農業会館



道南農業会館



日胆 機械センター

北海道農業公社

十勝支所

〒080-0013
帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル
TEL: 0155-24-0254 FAX: 0155-24-0261

本所・支所・牧場紹介

十勝支所



支所スタッフ



農協連ビル



機械センター

北海道農業公社

釧路支所

〒085-0018

釧路市黒金町12丁目10番地 釧路農業会館

TEL: 0154-22-1538 FAX: 0154-25-4798



支所スタッフ



釧路農業会館



機械センター

北海道農業公社

根室支所

〒086-1006

標津郡中標津町東 6 条南 1 丁目 2 番地 根室農業会館

TEL : 0153-72-3296 FAX : 0153-73-2080

本所・支所・牧場紹介

根室支所



支所スタッフ



根室農業会館



機械センター

北海道農業公社

北見支所

〒090-8650

北見市とん田東町 617 番地 農業管理センター

TEL : 0157-25-2826 FAX : 0157-25-9188



支所スタッフ



農業管理センター



機械センター

北海道農業公社

上川支所

〒070-0030
旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル
TEL: 0166-25-2613 FAX: 0166-26-3464

本所・支所・牧場紹介

上川支所



支所スタッフ



JA上川ビル



機械整備センター

北海道農業公社

道北支所

〒097-0001

稚内市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館

TEL: 0162-33-3321 FAX: 0162-33-7339



支所スタッフ



宗谷農業会館



機械センター

北海道農業公社

十勝育成牧場

〒089-2261
広尾郡大樹町字尾田 708 番地
TEL : 01558-7-5121 FAX : 01558-7-5159

本所・支所・牧場紹介

十勝育成牧場



牧場スタッフ



牧場事務所



牧場の施設群と牧草地

目次

口絵

序	公益財団法人北海道農業公社 理事長	竹林 孝	- 002
祝辞	北海道知事	鈴木直道	- 004
	北海道農業協同組合中央会 代表理事会長	飛田稔章	- 005
役員			006
歴代役員			008
本所（令和2年3月現在）			010
支所・十勝育成牧場（令和2年3月現在）			013

027 第1章 公社の発足と組織の変遷

北海道農業開発公社の設立

1	農業基本法の理念の実現	029
2	公社の設立母体	029
3	北海道農業開発公社の誕生	030

公社設立以降の組織と事業の変遷

1	環境の変化に対応した公社の取組み	033
	(1) 昭和45～平成6年度	
	(2) 平成7～20年度	
	(3) 平成21～令和元年度	
2	中期運営指針及び中期経営方針の策定	042
3	業務と組織の変遷表	045

049 第2章 公社事業の動向

農業担い手育成確保事業

1	北海道農業担い手育成センターの設置と公社との合併	051
	(1) 社団法人北海道農業担い手育成センターの設立の経過	
	(2) 担い手センターの事業運営	
	(3) 担い手センターと開発公社との合併及び担い手本部の設置	
2	農業担い手育成確保事業の実施状況	053
	(1) 就農促進支援活動事業	
	(2) 就農相談及び就農促進活動	
	(3) 新規就農者等交流会・研修会への支援・参加	
	(4) グリーンパートナー活動	
	(5) 農業経営の第三者継承	
	(6) 研修教育体制の整備支援	
	(7) 就農支援資金の貸付等	
	(8) 就農啓発基金事業	

(9) 農業青年海外派遣等事業	
(10) 農業次世代人材投資（準備型）事業の実施	
3 担い手対策に関わる特徴的な取組み	060
(1) 担い手育成委員会の設置	
(2) 当公社と学校法人八紘学園北海道農業専門学校との連携協定	
(3) アサヒ飲料株式会社からの寄付	
（参考）北海道農業における新規参入者の状況	
(1) 新規就農者数	
(2) 新規参入者数	

農地流動化対策事業

1 農地保有合理化促進事業の変遷	063
2 農地保有合理化促進事業の経過と実績	064
(1) 農地売買等事業	
(2) 農地信託等事業	
(3) 農業生産法人出資育成事業	
3 地域農業対策事業の経過と実績	072
(1) 公社営農場リース事業〈昭和57年度～〉	
(2) 経営構造改革緊急加速リース支援事業〈平成17年度〉	
(3) 農用地利用増進対策事業〈昭和61～平成3年度〉	
(4) 農業経営活性化特別対策事業〈昭和61～平成12年度〉	
(5) 農地流動化緊急対策事業〈平成元～3年度〉	
(6) 農作業受委託促進特別事業〈平成2～11年度〉	
(7) 土地利用型大規模経営育成事業〈平成2～13年度〉	
(8) 地域畜産経営基金管理特別対策事業〈平成3～7年度〉	
(9) 中山間農地保全対策事業〈平成11～16年度〉	
(10) 農地継承円滑化事業〈平成18～22年度〉	

農地中間管理事業

1 農地中間管理事業創設の経緯	077
2 農地中間管理機構の指定	077
(1) 農地中間管理機構の発足	
(2) 農地中間管理機構の体制	
3 農地中間管理事業の概要	078
(1) 制度の概要	
(2) 借受けを希望する者の募集等	
(3) 機構・市町村等への支援制度	
(4) 評価委員会の設置	
(5) 制度発足5年後の見直し	
4 農地中間管理事業等の実績	083

農村施設整備事業

1 農村施設整備事業の概要	084
---------------	-----

2	農村施設整備事業の推移（50年の足どり）	084
	（1）事業の創成期〈昭和45～54年度〉	
	（2）事業の安定実施〈昭和55～平成元年度〉	
	（3）農業競争力強化・環境問題への対応〈平成2～11年度〉	
	（4）公社を取り巻く厳しい農業情勢〈平成12～21年度〉	
	（5）事業の新たな展開〈平成22～令和元年度〉	
3	農村施設整備事業で実施した事業の概要	089
	〈現在実施している事業〉	
	（1）畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）	
	（2）農業基盤整備促進事業	
	（3）農地耕作条件改善事業	
	〈取組みが終了した事業〉	
	※草地基盤整備事業関係	
	（4）農業公社牧場設置事業	
	（5）団体営草地開発整備事業	
	（6）小規模草地開発整備事業	
	（7）団体営公共牧場整備事業	
	（8）飼料基盤活用促進事業・強い農業づくり事業（飼料基盤活用の促進）	
	※環境対策事業関係	
	（9）畜産環境整備特別対策事業	
	（10）畜産経営環境整備事業	
	（11）資源リサイクル畜産環境整備事業	
	（12）畜産環境総合整備事業（畜産環境総合整備統合補助事業）	
	※その他	
	（13）農用地開発利用促進事業	
	（14）広域連携等産地競争力強化支援事業	
	（15）未来志向型技術革新対策事業	

農用地開発整備事業

1	農用地開発整備事業の概要とその足どり	101
2	農用地開発整備事業の推移	103
3	公社営事業が本格化	107
4	高効率・低コストを目指した農地開発整備機械の開発と改良	108
5	時代に即した調査・研究の実施	111
6	農地災害復旧に経験と技術と陣容を積極投入	112
	（1）昭和52年有珠山噴火の農地災害復旧工事	
	（2）昭和56年日高・胆振地方災害の復旧対策	
	（3）昭和63年空知地方災害の復旧対策	
	（4）昭和63年十勝・釧路地方災害の復旧対策	
	（5）平成5年北海道南西沖地震災害の復旧対策	
	（6）平成28年台風7・11・9・10号災害の復旧対策	
	（7）ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除対策の取組み	

7	他県農業（振興）公社との技術交流	114
	(1) 岩手県農業公社との技術交流	
	(2) みやぎ農業振興公社との技術交流	
8	農業用機械更新事業と農業用機械整備基金	115
	(1) 本道の農業機械化の発展	
	(2) 農業用機械更新事業実施の経緯	
畜産振興事業		
1	畜産振興事業の概要	117
2	乳・肉用牛貸付事業	118
	(1) 乳用牛貸付事業	
	(2) 肉用牛貸付事業	
3	家畜育成事業	122
	(1) 十勝育成牧場	
	(2) 公社における受精卵移植の取組み	
4	過去に実施された畜産受託事業	126
	(1) 北海道襟裳肉牛牧場	
	(2) 後代検定事業	
コントラクター事業		
	実験事業の実施で問題点がクローズアップ	128
農業機械化研修事業		
	美幌、清水の研修所閉所後、農業大学校で農業機械化研修の実施	130
133	第3章 財務概況	
財務と会計		
1	概要	135
	(1) 会計基準	
	(2) 財務基盤	
2	基本財産	138
3	各種基金	139
	(1) 強化基金	
	(2) 開発基金	
	(3) 農業経営更新基金	
	(4) 農業活性化基金	
	(5) 担い手確保対策基金	
	(6) 体制強化基金	
4	道が拠出した運用財産	140
	(1) 畜産振興資金	
	(2) 農業機械整備基金	
5	引当金	141

6 準備金	142
7 借入金	142
8 取扱事業高の推移	143

145 資料

1 定款	146
2 業務方法書	154
3 財務諸表	158
(1) 基本財産・基金の概要	
(2) 引当金・準備金の概要	
(3) 借入金の年度別推移	
(4) 設立時の継承財産	
(5) 北海道農業担い手育成センター合併時の継承財産	
(6) 年度別貸借対照表	
(7) 年度別収支決算表	
4 事業取扱高の推移	200
5 役職員名簿	213
(1) 歴代役員	
(2) 職員	
6 年表	224

237 あとがき

地域事業の取組事例

①農地保有合理化事業の総合的な利用による経営規模の拡大 〈道央支所〉	069
②公社営農場リース事業の活用で新規就農の促進 農場リース事業開始以来の事業の活用で、新規就農に着実な成果〈道北支所〉 全道の半数近くの利用を占める農場リース事業〈根室支所〉	074
③地域の将来を見据えた酪農協業法人の設立と 農地中間管理事業による農地の集約化〈北見支所〉	082
④農村施設整備事業による施設整備の推進 省力化が期待される「搾乳ロボット」〈十勝支所〉 「TMRセンター」で地域の活性化〈釧路支所〉	091
⑤土地基盤整備による生産性向上の取組み 音更町における用排水施設整備（暗渠排水工事）の推進〈十勝支所〉 大規模草地型酪農地帯における草地整備事業の推進〈根室支所〉 石礫の処理に有効な石礫破碎工（ストーンクラッシャー）〈上川支所〉	106

第1章

公社の発足 と 組織の変遷

●
北海道農業開発公社の設立

●
公社設立以降の
組織と事業の変遷



大樹町 河口さん一家

大樹町
河口さん
一家

農場リース事業を活用して高い効率を追求した 高性能農家への挑戦

夫婦2人で乳牛約80頭を飼養する河口さんは東京都出身。北海道で酪農経営をめざしたいと帯広畜産大学に進学。在学中から、熊本、大分、山形の牧場で作業経験を重ねてきた。

卒業後は清水町で2年間酪農実習を行い、その後同町で5年間削蹄所のスタッフとして働いた。この時に妻と出会って結婚し、一緒に幕別農村アカデミーで2年間就農研修を行った。

幕別町で就農地が見つからなかったため、役場や農協、周囲の農業者、削蹄師仲間の協力で、大樹町の離農予定牧場を紹介され、移譲者から1年8カ月指導を受けながら研修し、平成20年に農場リース事業を利用して就農した。

就農前に入念な研修が実り、就農3年目で、リース料の支払を考慮して設定した目標乳量520tをクリア、現在出荷乳量は600tを超えた。所得率は30%を超え、JA忠類全体の平均所得率の2倍に達しているなど、優れた実績を上げている。現在の搾乳牛舎を有効に使い、リードカナリーグラス優勢の草地は早刈りに対応するなど、できるだけ投資を控え、今ある資産や環境を十二分に活かした効率の高い経営を追求している。また、将来に向け増頭も検討している。

7人の子どもに恵まれ、家族との生活も大切にしている。TMRセンターへの加入による飼料給与時間の削減や、酪農ヘルパーの利用などによって、休日を設定するなど家族サービスにも余念がない。子どもたちとともに大自然の中で生き生きと生活を送っている。



北海道農業開発公社の設立

1 農業基本法の理念の実現

昭和36年（1961）6月に公布された農業基本法は、農業の近代化を図り、農業従事者の他産業従事者並みの農家所得を確保することを目的として、農業生産の選択的拡大や自立経営農家の育成、協業経営による農業構造の改善、流通の合理化などの施策が盛り込まれた。

その後、高度経済成長の過程において、農村から多くの働き手が都市に流出し、農家数の急激な減少が進んだため、我が国の農業従事者は、昭和30年（1955）に1,489万人いたものが、昭和40年（1965）には1,089万人となり、就業人口に占める比率は10年間で41%から25%へと急減した。

基本法農政が目指した自立経営農家が著しく減少する中で、農外所得が農業所得を上回る兼業農家が急増した結果、農家の生活にも豊かさが及んでいったが、農業自身の近代化は思うようには進まなかった。

そうした中で、開拓以来、先人のたゆまぬ努力によって開発に取り組み、農業の基礎を築き上げてきた北海道農業は、国の施策を積極的に取り入れながら、より生産性の高い効率的な営農を目指して経営規模の拡大を図ってきた。

その結果、水稲や畑作物の生産拡大に加え、豊富な飼料資源と家畜飼養の立地条件に恵まれていたことなどから、北海道は日本の主要食料供給地域として位置づけられるなど、農業基本法のシナリオを基本的に達成した我が国唯一の地域であった。

2 公社の設立母体

こうした状況を背景に、戦後の本道農業の飛躍的な発展に対応するため、当公社の設立母体となる北海道生産農業協同組合連合会（以下「生産連」という。）と北海道酪農開発事業団（以下「酪農事業団」という。）が設立された。

○ 北海道生産農業協同組合連合会

本道は、広大な土地資源に恵まれているが、大部分が火山灰や重粘土、泥炭地など、生産性の低い特殊土壌であったことから、これらを高い生産性を持つ農地に変えるためには、大がかりな開発・整備が必要となり、農業機械の導入が求められた。

このため、地域の農家に密着した形で農用地の開発を行うことを目的に、昭和26年（1951）に北生連が設立され、当初、農地の開発や改良、生産指導を中心に事業活動を続けたが、その後、生産事業や種苗事業はほかの団体に移されて、活動は土地改良事業に絞られた。

○ （社）北海道酪農開発事業団

本道農業の宿命ともいえるべき冷害を克服して、寒冷地農業を確立するためには、低温の影響が少なく、近い将来、乳・肉の需要の伸びが予想される酪農と畜産を本道農業の中核を担うものとして、積極的に推進する必要があった。

このため、道は、無牛農家の解消を目指すと同時に、道内の酪農へき地を解消して集乳コストを下げることを目的に、まず多頭化の取組みを推進し、さらに、昭和29年（1954）には酪農振興法が制定され、堅実な酪農経営の確立を目指すことになった。

こうした背景のもとで、昭和36年（1961）に、道と乳業会社、その他の団体の出資により、酪農事業団が設立され、道が所有する乳雌牛を集中的に貸し付ける事業を実施するとともに、人工授精の普及に努めた。

3 北海道農業開発公社の誕生

昭和44年（1969）、道の北方農業振興対策室を中心に、北生連と酪農事業団の事業、及び道による農業機械貸付の各事業を一本化するとともに、農地の売買や賃貸借を通じて農地の流動化を促進する農地保有合理化法人の設立構想が検討されていた状況の中で、北海道農業開発公社（仮称）設立の概要がまとめられた。

道は、昭和45年度（1970）の予算要求に当たって、農地流動化事業を含めた農業開発公社の設立を新年度の重点施策に掲げ、道・北生連・酪農事業団の3者による公社設立構想の検討と調整を進めた。

昭和45年（1970）1月には、設立準備のための臨時事務局（合同作業班）が編成され、道の北方農業振興対策室・農地調整課、北生連、酪農事業団、北農中央会が参加して、法人の性格や関係法令などの研究を行い、事業実施目論見書（3カ年）の作成、設立手続き、その他諸々の課題を整理・検討した。

同年3月に、道及び関係団体責任者会議を開いて、公社設立に関する基本事項とその後のスケジュール等を協議し、公社の性格を財団法人とすることや、昭和45年（1970）6月1日を設立日とすることなどの基本方針を決定した。

昭和45年（1970）3月の第1回定例道議会において、昭和45年度（1970）の道予算が議決され、公社設立が正式に認められた。

北生連や酪農事業団も公社設立への参加を機関決定したことで、同年4月には、道知事を設立代表人とする設立準備委員会が発足し、事務所を札幌市中央区北3条西7丁目の酪農センター2階に置いた。

道知事から、昭和45年（1970）6月1日付け農政第10号指令をもって、民法第34条（公益法人の設立）の規定による公社の設立が許可され、ここに財団法人北海道農業開発公社が、多くの人々の期待を背負って歴史的な第一歩を踏み出したのである。

創立記念式は、同年6月19日、札幌グランドホテルにおいて、北生連創立20周年、酪農事業団創立10周年、並びに公社への事業移譲の合同記念式典として行われ、約700名が参列した。

公社発足と同時に、北生連の農用地開発事業、酪農事業団の家畜人工授精事業を除く畜産振興事業の全てを新公社に移管し、公社は北生連、酪農事業団の昭和45年度（1970）事業計画を継承して6月1日より業務を開始した。

また、公社は、これに伴って事業に付随する資産19億円、負債12億円余を譲り受けるとともに、職員400名を継承したが、職員については、公社移籍に伴う年金、その他諸手続きの関係から昭和46年（1971）3月末まで出向の形が取られた。

北海道農業開発公社設立に関する基本事項確認書

北海道（以下「甲」という。）、北海道生産農業協同組合連合会（以下「乙」という。）および社団法人北海道酪農開発事業団（以下「丙」という。）は、財団法人北海道農業開発公社（以下「公社」という。）を設立しようとするにあたり、互いに次の事項を確認、了承し、それに基づき公社設立の万全を期するものとする。

記

- 第1 甲、乙および丙（以下「三者」という。）は、それぞれの議会、総会等の機関決定を経て相当額の財産を寄附して公社設立人となるものとする。なお、公社設立人の代表となる者は、三者が別途協議して決める。
- 第2 公社の名称は「財団法人北海道農業開発公社」とする。
- 第3 公社の設立時期は6月1日を日途とする。
- 第4 公社が設立されたとき、乙、丙はそれぞれ現在実施している事業（丙の人工授精を除く。）を公社に引きつぐものとする。
- 第5 公社設立日現在で、乙および丙に勤務する職員は、給与、年金等が現況よりも不利益とならないように配慮し、公社に引きつぐものとするが、経過措置として必要と認められる場合、公社設立後一定期間内は出向の形をとるものとする。
- 第6 その他公社設立事務の万全を期するため、三者が協議して公社設立準備委員会を設置するものとする。
- 第7 公社設立当初の理事長、理事、監事、評議員は、設立準備委員の中から役員選考委員をえらび、その推せんにもとづき、設立人代表がこれを指名する。
- 第8 この確認書に定めのない事項については、すべて設立準備委員会にはかり決めるものとする。

以上確認する。

昭和45年4月21日

甲	北	海	道	知	事	町村	金五
乙	北海道生産農業協同組合連合会	会長	理事	朝日	昇		
丙	社団法人北海道酪農開発事業団	理事長	木田	三郎			

（附）北海道農業開発公社の運営に関する基本事項

公社の運営にあたっては、道の農政と一体となり、かつ、受益者の意見をも反映させて、事業効果を高めるため、次の事項を基本として、その具体的な方法は設立人が協議して決める。

1. 公社の意思決定機関ならびに業務の執行機関として理事会をおく。
2. 公社の運営について、関係機関団体、学識経験者の意見を聴するため、理事会のほかに評議員会をおく。
3. 理事会ならびに評議員会の機能、構成、運営等の細部については、設立準備委員会において十分協議のうえ、寄附行為をもって定めるものとする。
4. 公社の事業実施にあたっては、現地関係機関、団体等と密接な連携のもとに、円滑に進められるように配慮するものとし、その具体的な方法については別途諸規定をもって定める。

財団法人北海道農業開発公社設立趣意書

我が国は、近年高度の経済成長と国民生活水準の向上に伴い、高度な食糧の需要が増大しつつありますが、これに対して我が国農業は、国民の需要動向に即した食糧生産の選択的拡大が要請されており、北海道はその自然的条件等から、我が国における乳肉をはじめとした主要な食糧を安定的に供給し得る基地として、生産増大をはかることが期待されております。

一方、農業は国際化の時代を迎えて、早急にその構造の抜本的改善をすすめ、国際競争力に耐え得る生産性の向上が要請されておりますが、本道農業は広大な土地資源を擁し、経営規模の拡大、大型機械化農業の展開が可能な条件に恵まれているため、未利用土地資源の開発利用等を一層促進するとともに、本道農業の振興上欠くことのできない特殊土壌の改良と農業の機械化を積極的に推進し、生産性の高い大規模農業経営を育成することが必要となっております。

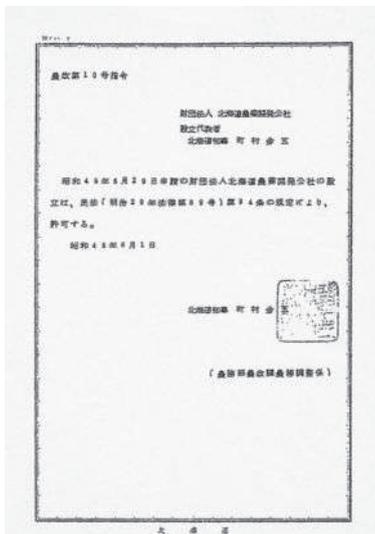
北海道においては、これまでも農業開発振興のため、国、道をはじめ関係機関、団体等により各種の施策が積極的に実施され、農民の努力とともに今日の本道農業の発展をみてきたところでありますが、世界的に急速な情勢の変化に即応して、高生産大規模農家を育成するためには、第3期北海道総合開発計画を基礎に、大型機械による効率的な農地の造成、改良と規模拡大に資する農地の適正移動対策を実施し、併せて営農施設の整備、家畜、大農機具の導入、さらには農業に関する調査研究、および技術指導等の施策を総合的に実施することが肝要であります。

以上の観点に立ち、現在それぞれの機関、団体等によって実施されている農用地の造成改良事業、農地保有合理化対策、農地機械の導入管理事業、家畜の導入事業等を効率的かつ総合的に一貫して実施し得る公共的団体の設置を痛感し、ここに「財団法人北海道農業開発公社」を設立し、北海道農業の発展に寄与する所存であります。

昭和 45 年 5 月 29 日

財団法人 北海道農業開発公社設立者

北	海	道	知	事	町村	金五
北海道生産農業協同組合連合会			会長理事		朝日	昇
社団法人北海道酪農開発事業団			理事長		木田	三郎



公社の創立記念式（昭和 45 年 6 月 19 日 グランドホテル）

公社設立以降の組織と事業の変遷

1 環境の変化に対応した公社の取り組み

(1) 昭和45(1970)～平成6年度(1994)

- 職員400名を引き継ぎ、全道で事業を展開。公社事業が堅調に拡大する中、有珠山噴火の復旧工事の対応 —

(発足当初の業務と組織)

北海道農業開発公社（以下「公社」という。）は、昭和45年（1970）6月、北生連と酪農事業団から資産とともに職員400名（北生連363名、酪農事業団37名）、ほかに臨時、常雇など35名を引き継いで、札幌市中央区北3条西7丁目1番地（酪農センター内）に本所を置いた。

発足時における本所の組織は、1人制の参事職を設置し、新規事業の「農地保有合理化促進事業」を所管する部門を農業開発第1部、北生連と酪農事業団から引き継いだ部門をそれぞれ農業開発第2部、畜産振興部とし、それに総務部を加えた4部体制とした。

また、石狩や空知、後志など、道内9地域に事業所を、さらに、大樹町と襟裳町の2カ所の牧場にも従たる事務所を置いて業務を開始した。なお、当初、地域における事情から事業所が設置されなかった上川、十勝、釧路、根室の4地域については、地区生産連などを委託事務所として、公社が農用地開発事業を委託する形でスタートしたが、翌46年度（1971）から事業所を設け、全道13事業所の体制を確立した。

当公社発足時の業務組織は図-1のとおりである。

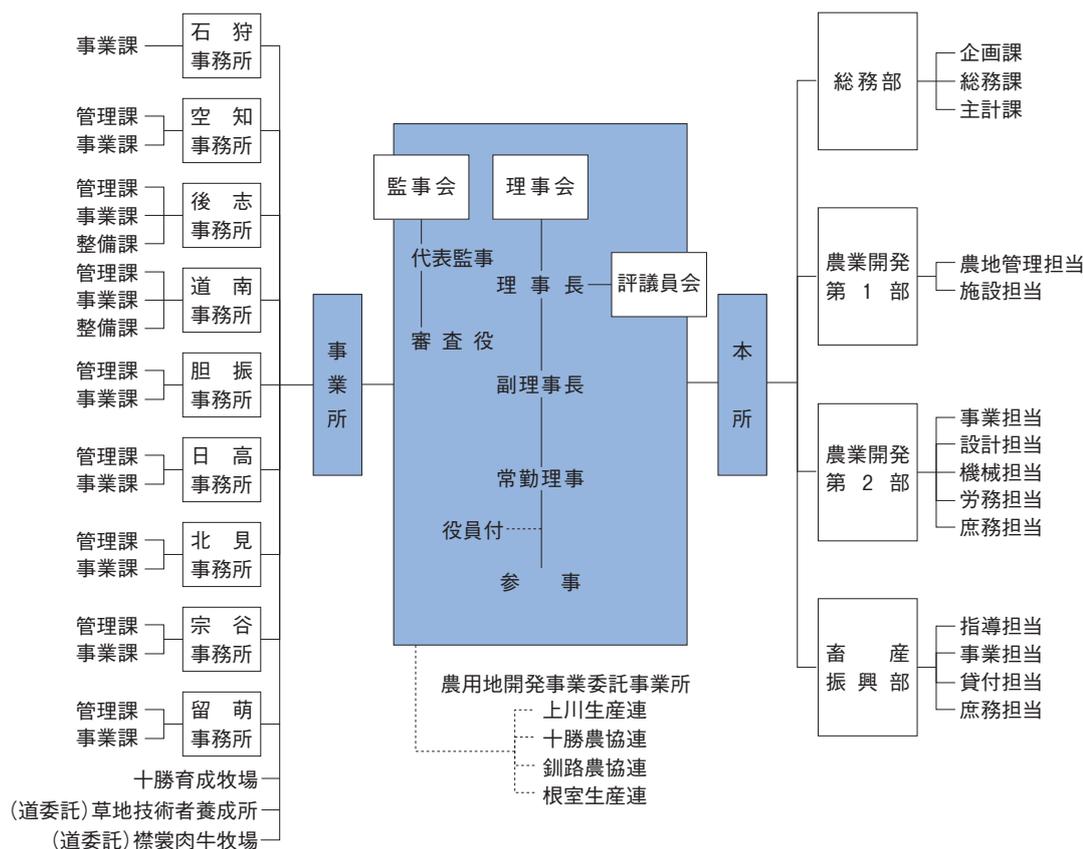
(役員)

設立当初の公社の役員は、「寄付行為」の規定に基づいて、理事長1名、理事16名以上19名以内、監事3名が選任され、任期はいずれも3年で、理事長は理事会で選任されたのち、北海道知事の承認を得て決定された。



公社設立当初から大型機械を活用した農地開発事業に取り組み

図-1 公社設立当時の組織図（昭和45年（1970）6月1日当時）



理事と監事は、市町村、農業団体、大学などからの推薦に基づき、役員を選考委員会が選考し、その推薦に基づいて理事長が委嘱することとし、また、理事長は理事のうちから理事会の議決を経て、副理事長、専務理事、常務理事を委嘱することができた。

評議員会は、公社設立時の設立3者（道、北生連、酪農開発事業団）によって確認された公社運営の基本事項に基づき、当公社の社会的運営を図る目的で設けられ、評議員の員数は16名以上20名以内となっており、任期は3年で、理事会の議決を経て理事長が委嘱することとし、評議員は、理事長の諮問に応じて重要事項を審議するほか、公社の運営に関して必要な意見を述べることができた。

(主な出来事)

昭和45年（1970）5月に農地法が改正され、当公社は同年12月に「農地保有合理化促進事業」を行う法人の指定を全国第1号として受け、昭和47年度（1972）からは、「農地保有合理化事業」の「事業関連タイプ」と「農業公社牧場設置事業」が始まり、公社事業発展の基礎が築かれた。

事業の推移を見ると、農用地開発事業の事業量は、公社設立翌年の昭和46年度（1971）にピークを記録した後減少傾向となる一方、事業費は上昇が続いたが、昭和48年（1973）の第1次オイルショック、昭和54年（1979）の第2次オイルショックなどにより経費も増加したことから、経営的に苦しい状況が続いた。

また、施設整備事業については、昭和47年度（1972）の「農業公社牧場設置事業」に続いて、昭和54年度（1979）からは「公社営畜産基地建設事業」が実施され、堅調に事業を伸ばしながら、公社の経営を担ってきた。

昭和52年（1977）の有珠山噴火では、後志・胆振管内を中心とする火山灰による

農地被害の復旧工事において、公社の機械力と技術力を生かした取組みによる昭和53年度（1978）までの工事で合計3,793haの復旧を完遂した。

「農地保有合理化事業」はスタートから買入面積が増加し、公社の保有面積も拡大が続いたが、5年が経過して、本格的な売渡しが始まった以降は売買の均衡が続き、保有面積も横ばいとなった。

昭和57年度（1982）には、「農場リース事業」がスタートしており、新規就農者の確保に向けた効果的な対策として、今日まで続けている。

こうした中、平成5年（1993）には、農業経営基盤強化促進法が制定され、農地流動化の推進に向けた各種対策の強化が図られた。

また、平成5年（1993）には、8年間にわたるウルグァイ・ラウンド（以下「UR」という。）農業交渉が妥結し、農産物貿易を取り巻く環境が大きく変化していくこととなった。

（組織体制の推移）

こうした事業の取組みの中で、公社発足時の本所の参事は1人制であったが、業務量に応じて増減し、平成元年（1989）には5人制となりしばらく経過した。

また、内部審査体制の強化を図るため、昭和62年（1987）に審査室を設け、平成2年（1990）には監査室に改めた。

本所は4部体制でスタートした後、事業量の拡大に対応して昭和55年（1980）には5部に、62年（1987）には7部体制に移行した。

出先の組織については、当初、13事業所として発足したが、さまざまな変遷を経て、昭和53年（1978）に名称を支所に改め、平成2年（1990）には9支所・2事務所（後志・留萌）体制となった。

また、道は、農業経営における機械の有効活用と事故の防止等を目的として、昭和48年（1973）に美幌町、49年（1974）には清水町に農業機械化研修所を設立し、公社はその業務を受託した。

職員数（正職員）は、昭和49年度末（1974）の638名をピークに減少に転じ、昭和52年度末（1977）には493名まで急減した後一時増加したが、昭和56年度末（1981）以降は減少傾向が続いている。

（2）平成7（1995）～20年度（2008）

— UR対策・パワーアップ事業でピークを迎えた後、経営収支の悪化 —

（主な出来事）

平成7年度（1995）からUR農業合意に係る国の農業関連対策事業が、平成8年度（1996）からは道による「21世紀高生産基盤整備促進特別対策事業（以下「農地パワーアップ事業」という。）」が実施され、農業基盤整備関連事業の予算拡大や道独自の農家負担の軽減策により、事業費が拡大して、平成10年度（1998）には、農用地開発事業全体の事業費は135億円、うち草地整備事業が105億円となり、いずれもピークを記録した。

しかしながら、平成13年度（2001）には、草地整備事業が「農地パワーアップ事業」の対象外となったことや、平成11年（1999）に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、平成16年（2004）からの本法の本格的な施行に向けて、畜産環境対策に重点が移ったため、草地整備事業は急減して、平成16

年度（2004）には、ピーク時の5分の1以下となる約20億円にまで減少した。

「農地保有合理化事業」については、UR関連対策として、平成7年度（1995）に「経営転換タイプ事業」が、平成9年度（1997）には10年間の貸付事業として「長期貸付農地保有合理化事業」が創設されたことによって、買入面積の増加、公社の保有期間の延長により、保有面積は平成11年度（1999）まで急増し、その後ゆるやかな右肩上がりの状況が続いた。

（組織体制の推移）

本所の参事体制については、平成7年（1995）に総括担当の参事監を新設し、その後、平成16年（2004）から、能力主義人事制度の試行実施に伴って、参事制から本部制（開発、管理、事業）に移行した。また、能力主義人事制度は、平成19年（2007）から本格実施された。

UR農業合意による牛肉輸入自由化などを踏まえ、道は平成9年（1997）に襟裳肉牛牧場を廃止し、当牧場の運営受託が終了した。また、平成11年（1999）には美幌・清水の農業機械化研修所が廃止されたが、道立農業大学校で農業機械化研修が引き継がれることとなったため、同校に公社から職員の派遣を行った。

「農用地開発事業」の事業費が平成10年度（1998）にピークを記録した後急減し、経営収支が悪化する中、平成14年（2002）に70名の雇用調整を行ったことなどもあり、職員数は、平成7年度末（1995）の390名から20年度末（2008）にかけて13年間で4分の1減少して287名となった。

平成13年（2001）には、道による包括外部監査が実施され、公益法人会計基準を適用するよう指導を受け、平成15年（2003）から外部監査制度を導入した。

常勤役員は、これまで公社外から選任されてきたが、平成14年（2002）7月の役員改選において、公社のプロパー職員から初めての常勤役員として常務理事が選任され、その後も職員からの登用は継続している。

（3）平成21（2009）～令和元年度（2019）

— 担い手育成センターとの合併・公益財団法人への移行・農地中間管理機構の設置など相次ぐ組織体制の変更 —

（主な出来事）

平成21年（2009）の政権交代により、翌22年度（2010）から公共事業費が削減され、公社関係の事業費も減少した。「畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）」については、平成20年度（2008）に約100億円であった事業費は、平成24年度（2012）には約33億円となり、5年間で3分の1にまで急減し、以後、40億円前後で推移している。

また、平成22年度（2010）からは、公共事業に係る一般管理費（7%）、附帯事務費（1%）に対する国費補助が廃止され、この状況に対応した道による暫定的な対策も平成27年度（2015）で終了したことから、その経費は農家と公社の負担となり、事業推進上の懸案となっている。

「畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）」に係る道費上置助成制度は、平成18年度（2006）の新規採択地区で終了し、その後、道独自の農家負担軽減対策が実施されてきたが、令和元年度（2019）に、国は新たに団体営事業に関して自治体の負

担割合の目安を示すガイドラインを設定し、道はこれに基づき公社営事業については14%補助を決定したことから、今後の計画的な事業の推進が期待されている。

平成21年(2009)には、当公社と北海道農業担い手育成センター(以下「担い手センター」という。)が合併し、併せて北海道農業会議も同じ建物に移動したことで、新規就農者の確保に向けた取組み等に関して関係者の連携が強化された。

また、平成26年(2014)に公社が知事から農地中間管理機構に指定され、同年度から「農地中間管理事業」の取組みを開始し、従来からの「農地保有合理化事業」による売買事業に加えて、賃貸借事業の実施により農地流動化対策の一層の強化が図られた。

当公社は、昭和45年(1970)の創立以来、農地・施設整備や、農地流動化、畜産振興、新規就農対策等多様な事業に取り組んできており、その取扱高の合計は50年間で1兆5千億円を超える規模となっているが、環境や施策の変化を受けて、公社としても対応を迫られ、取扱高は大きく変化しており、その推移は図-2のとおりである。

(組織体制の推移)

平成21年(2009)、担い手センターとの合併に伴い、本所に担い手本部を設置し、従来からの「農地保有合理化事業」と「農場リース事業」を併せて所管することとした。

平成26年(2014)の農地中間管理機構の設置に当たっては、「農地中間管理事業本部」を新設し、支所においても、3支所で「農地中間管理事業課」を設置したほか、残りの6支所では「業務農地課」での兼務として本事業の推進体制を整えた。

また、国による制度発足5年後の見直しが行われた令和元年度(2019)には、売買に関わる「農地保有合理化事業」と賃貸借に関わる「農地中間管理事業」の両方を所管する「農用地部」を「農地中間管理本部」の中に設置し、農地流動化対策を一元的、総合的に推進する体制とした。

この結果、令和元年度(2019)においては、本所は企画管理・担い手・農地中間管理・事業の4本部体制で、出先は9支所、1牧場の組織体制となった。

平成22年度(2010)には、農業基盤整備事業の急減などにより経営収支が悪化したため、34名の雇用調整を実施するとともに、平成23年度(2011)から26年度(2014)にかけて、職員の協力の下で給与の削減措置を講じるなど、収支改善に向けた対策に取り組んだ。

平成25年度(2013)からは、高年齢継続雇用安定法の改正に伴って継続雇用義務化年齢が段階的に引き上げられ、公社においても再雇用制度を整備して雇用期間の延長に取り組んできたが、これまでの雇用調整や新規の職員採用を控えた時期があったことから、年代別の年齢構成割合がいびつな形となり、近年は、一部の管理職に嘱託職員を配置することで業務執行体制を維持している。

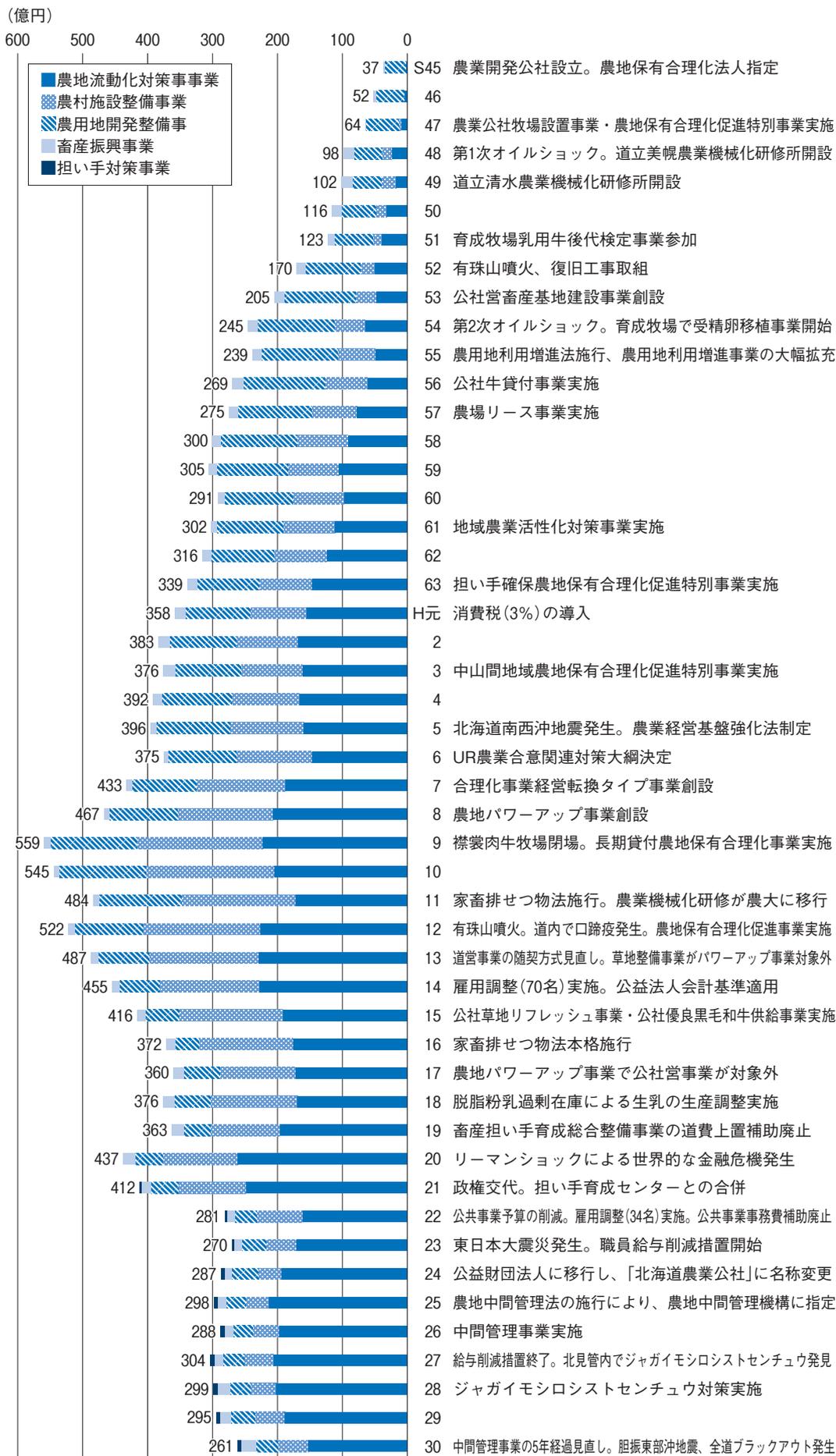
これまで当公社ではその時々に対応して組織の見直しを行い、効率的な職員配置に努めてきており、職員数は図-3のように推移している。

なお、令和元年度の業務組織は、図-4、5のとおりである。

(公益財団法人への移行)

当公社は、昭和45年(1970)に設立されて以来、法人の設立趣旨に沿って農業政策推進の一翼を担う公益法人として本道農業の発展にとって重要な役割を果たしてきたが、明治29年(1896)から続いてきた公益法人制度が、平成20年(2008)12月

図-2 事業取扱高の推移



資料：北海道農業公社調べ

に約1世紀ぶりに見直され、公益法人制度改革関連3法が施行されたことから、5年以内に新法人（一般法人または公益法人）へ移行する必要がある。

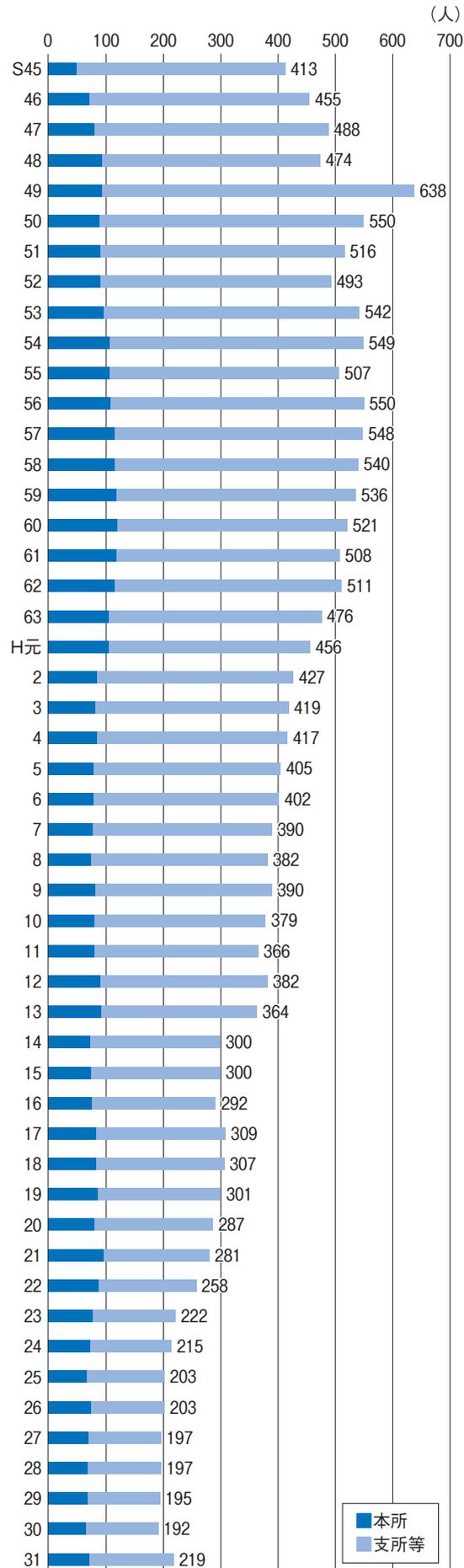
当公社としては、設立の目的と使命を移行後の法人でも継承し、引き続き公益法人としての役割を担っていくことが必要であるとの考えに基づき、平成22年（2010）3月の理事会で公益財団法人を目指すことが承認され、平成23年（2011）3月までに北海道知事に申請することで作業に着手した。

しかしながら、公社事業に関する国や道の政策・予算のあり方が大きく変化する中で、事業の見通しが不透明であったことや、初回の公益認定のみならず、認定後も継続して公益認定基準への適合が求められること、特に財務3基準を将来にわたって充足できる事業区分と経理処理の確立が必要なことなどから、当初の申請時期を1年間延長することで移行業務を取り進めた。

移行業務の遂行に当たっては、平成21年（2009）6月に、部署間の垣根を越えて取り進めるため、経営企画室を事務局とした作業チームを立上げ、新制度への理解と公益認定基準の適合に向けた事業内容の総点検と現状分析を行った。

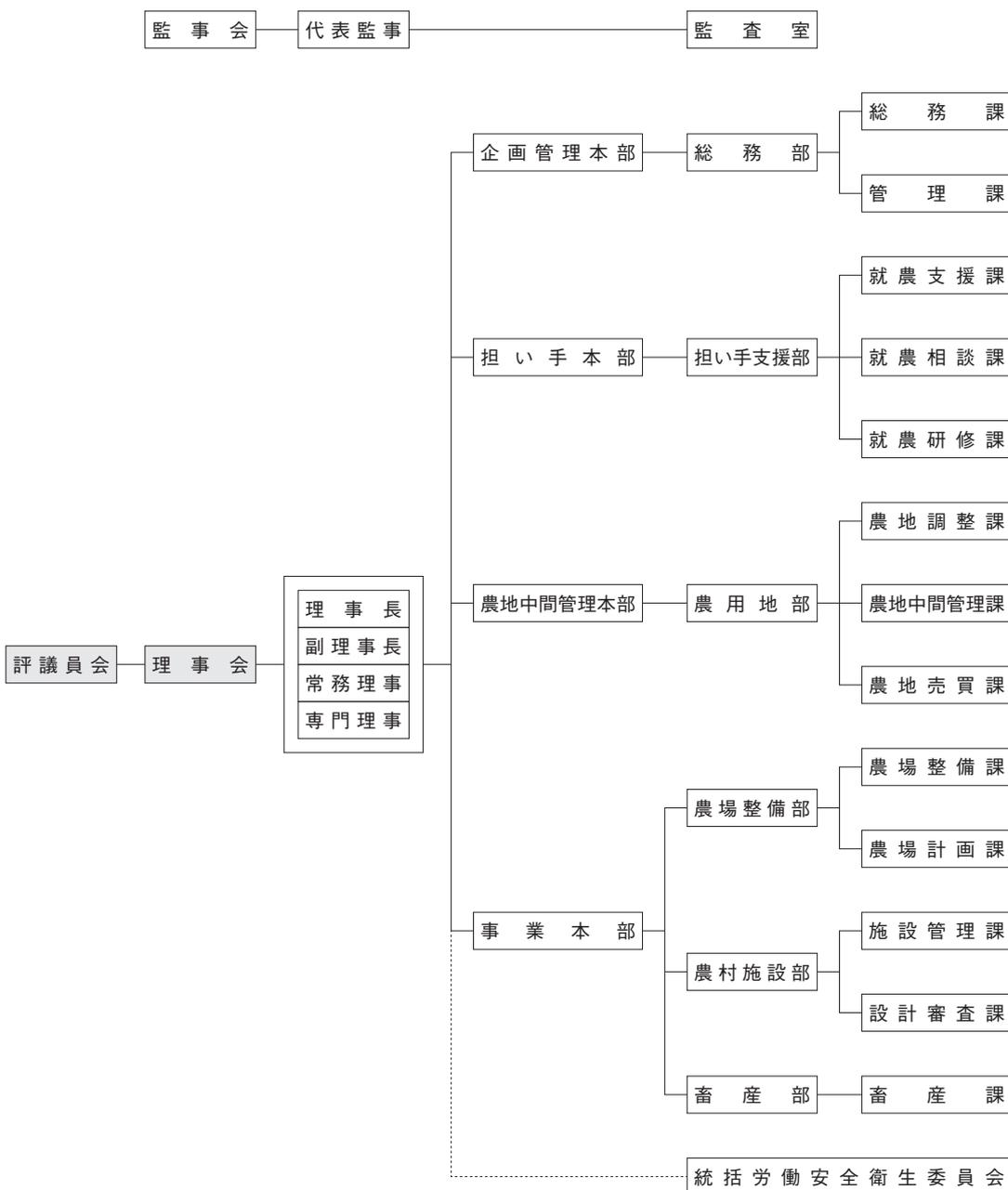
公益財団法人の認定申請において、民間有識者で構成された第三者委員会（北海道公益認定等審議会）による公益性の審査を経て、行政庁（北海道）から公益認定を受けるには、法令上の認定要件の充足と申請書類の作成などに対して専門家の指導と助言が必要であったことから、公益財団法人移行認定申請に関する支援業務委託契約を新日本有限責任

図-3 職員数（職員及び嘱託職員）の推移



資料：北海道農業公社調べ

図-4 令和元年度 組織機構図（本所）



監査法人（現：E Y新日本有限責任監査法人）と締結し、移行業務の円滑化を図った。

様々な議論を経て、平成 23 年（2011）9 月、北海道知事に移行認定申請書を提出し、翌 24 年（2012）3 月には、北海道公益認定等審議会の審査を経て北海道知事から公益認定を受けることができた。

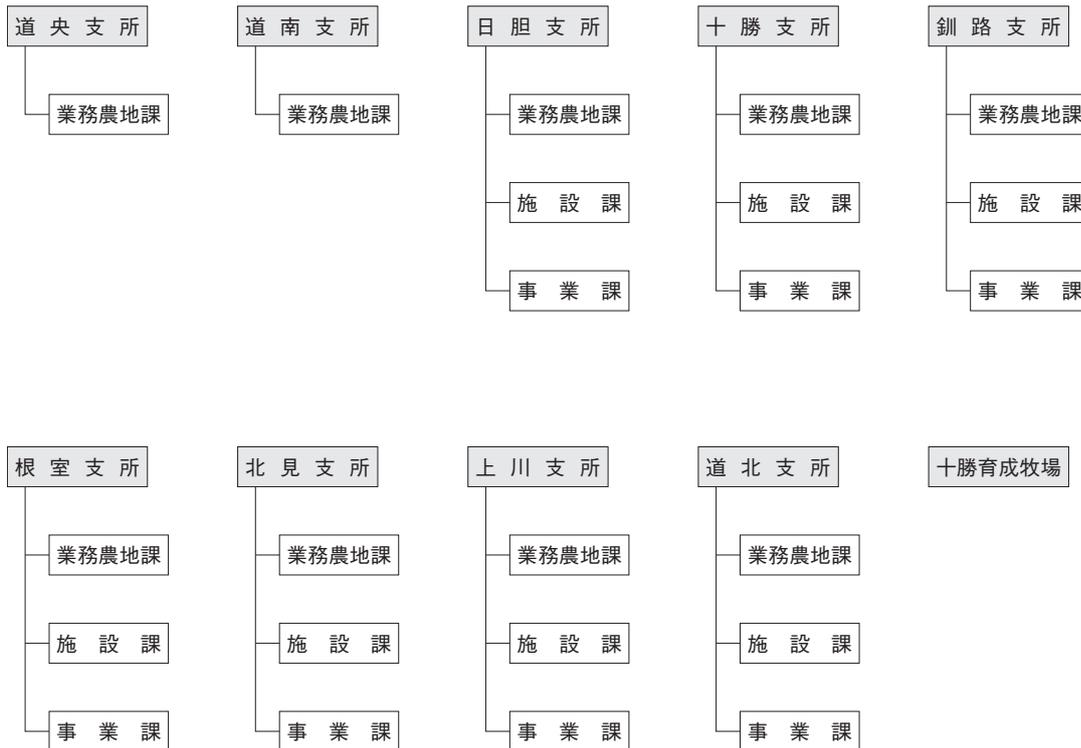
この結果、平成 24 年（2012）4 月からは、これまでの「財団法人」から公益目的事業を行うことを主たる目的とした「公益財団法人」に移行し、法人名称も時代の変化を踏まえて「開発」を取り「北海道農業公社」に改めた。

法人格の移行に伴い、役職員が職務を遂行するに当たっての「基本姿勢」として、

- ・農家経済の安定に尽くす
- ・地域農業の発展に寄与する
- ・農村地域の活性化に努める

の 3 本の柱を定めることで、公益法人としての社会的使命を再認識し、地域に根差した組織運営を進める上での基本理念とした。

図-5 令和元年度 組織機構図（支所）



組織の運営は、移行以前は主務官庁の指導監督下で行われていたものが、移行後は基本的には関係法令の下で団体自治に委ねられ、自己責任による経営が求められるようになった。

移行前後の大きな違いは、機関の位置付けであり、移行前は理事長の諮問機関であった評議員会が必置機関で最高意思決定機関となり、理事の職務の監督機能を持つことになった。

一方で、これまで最高意思決定機関かつ業務執行機関であった理事会は、必置機関として法人の業務執行に係る決定及び監視の機能を有するガバナンスの中心機関に位置付けられ、理事会に業務執行の意思決定が全面的に委ねられるとともに、その業務執行を監督する監事も必置とされた。また、当公社は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計が50億円以上の公益法人に該当することから、新たに会計監査人の設置が義務付けられた。

（公益財団法人への移行後の役員及び評議員）

平成24年（2012）4月に公益財団法人北海道農業公社に移行してからは、「定款」に基づいて評議員、役員（理事、監事）及び会計監査人が選任されることとなった。

評議員は9名以上13名以内、任期は4年で、市町村代表者、農業団体代表者、教育・研究関係者、学識経験者からの推薦者について、評議員会議長を含む評議員3名で構成する役員等候補選出委員会等で候補者が選出され、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法」という。）の規定に従い、評議員会の決議により選任された。

公益財団法人に移行後の初代の評議員会議長は、北海道農業協同組合中央会会長飛田稔章が選任され、評議員会は理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任、定款の変更等を決議するため、毎年度6月に定時評議員会を、必要に応じて臨時評議員会をそれぞれ開催している。

役員については、理事が9名以上13名以内、監事2名、任期は2年で、理事及び監事は、市町村代表者、農業団体代表者、学識経験者からの推薦について、役員等候補選出委員会で候補者が選出され、評議員会の決議によって選任される。

理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とするとともに、3名以内を常務理事又は専門理事とすることができ、理事会の決議によって選定することとなっている。

また、一般法の規定に基づき、理事長及び副理事長をもって代表理事とし、常務理事及び専門理事をもって業務執行理事とすることとなっており、そのうち専門理事については、建設業許可取得や建設業法に基づく適正な業務執行に資することを目的として平成23年（2011）1月に初めて選任された。

会計監査人については、会計の適正さを確保するため一般法の規定に基づき、平成24年（2012）4月の公益財団法人移行に伴い設置している。

2 中期運営指針及び中期経営方針の策定

当公社においては、これまで経営環境の変化に対応して様々な取組みを進めてきたが、そうした中で、平成14年度（2002）以降は、3年間にわたる中期的な計画を策定の上、各事業における進捗・到達状況のチェックや業務執行体制の見直しなどを行いながら、効果的・効率的な組織運営の維持確保などに努めてきた。

平成13年度（2001）末に、14年度（2002）を始期とし16年度（2004）を目標年度とする初めての「中期運営指針」を策定しており、平成24年（2012）の公益財団法人への移行に伴い、平成26年度（2014）からは、経営の進むべき方向を自ら決定する「中期経営方針」に名称と内容を変更し現在に至っているが、それらのポイントは次のとおりである。

■ 中期運営指針〈平成14（2002）～16年度（2004）〉

- 畜産公共事業予算の縮減をはじめ、環境対策への重点化、北海道における契約方式の見直しなど農業農村整備事業をめぐる環境の急激な変化や、公社の運営に係る課題の深化が単年度収支を急速に悪化させつつあった。このため、平成14年（2002）3月末時点で56歳以上となる職員と全ての準職員を対象に希望退職者を募り、計70名の雇用調整などを実施したが、早期に事業の再構築や管理運営経費の徹底した見直しなどを行い、部門別・個所別収支を均衡させる必要性が高まっていた状況にあった。
- こうした中で、公社の使命と役割などを再認識の上、指針全体の要約を「事業環境の変化に対応した改革」と総括し、基本方針として、次の3点を掲げている。
 - ①本所企画室に事業推進専任班を置くとともに、支所に事業推進専任者を配置するといった「事業推進体制の抜本的強化」、②公社設立の基本事項を踏まえ、市町村・農協等地域の関係機関・団体との連絡協調体制の強化による「農家のニーズに沿った事業の展開（原点回帰）」、③農地・調査計画業務担当を基幹支所（仮称）に配置し、複数支庁・支所を担当するなどの「機動的で効率的な事業執行体制の構築」。

■ 第2次中期運営指針〈平成17(2005)～19年度(2007)〉

- 国や地方自治体の財政再建と地方分権を進める「三位一体改革」のもとで公共関係事業の見直しや補助金等の整理統合、交付金化が行われるとともに、道においても平成16年(2004)8月に「道財政立て直しプラン」が策定されるなど行財政改革が進められた。さらに、国の農政においては平成17年(2005)3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、対象を担い手に明確に絞った施策の集中化・重点化を実施するとし、道農政では道内農業関係者の共通の指針として「北海道農業・農村ビジョン21」を平成16年(2004)3月に策定。
- こうした中で、当公社では、それまでに果たしてきた役割と機能を活かし、新しい公社・新しい事業の展開に挑戦する取組みを推進することとし、指針の性格等を「公社の共通の指針・農業関係者へのメッセージ」「ステップ・アップに向けた基礎体力の確立」と位置付け、基本方針として、次の3点を掲げている。①行政補完型公益法人としての事業対応など「農政の一翼を担い地域農業に密着した事業の展開」、②地域のニーズを踏まえた「新たな事業構築のための調査研究の推進」、③環境変化に対応した「健全で透明な運営」。

■ 第3次中期運営指針〈平成20(2008)～22年度(2010)〉

- WTO農業交渉やFTA交渉など国際化が進展し、平成19年度(2007)から、それまでの価格支持政策に代わり品目横断的経営安定対策が導入されるなど、農政の大転換が図られた。また、道内においては、担い手・農地関係3団体(公社・担い手センター・農業会議)統合に向けた検討が進められ、当公社が存続法人として担い手センターと組織統合等の上、「人と農地」に関連する業務を一体的・総合的に推進する方向となった。
- こうした中で、当公社としては、それまで担ってきた機能と役割に加え、担い手対策や農政対策など新たな視点に立った柔軟な事業展開に取り組むとともに、地域との一体感をもった事業推進体制の構築に努めるほか、公益法人制度改革への対応を推進することとし、指針のサブタイトルを「農業者の期待と信頼に応える組織の充実に向けて」と明記の上、基本方針として、次の3点を掲げている。①北海道農業担い手育成センターとの組織統合など「人と農地に関する業務の一体的・総合的推進」、②水田地帯の肉用牛導入や養液栽培システム確立など「地域農業の変化に対応した新たな事業への挑戦」、③新公益法人制度に対応した組織体制の構築を図る「公益財団法人へ向けた経営管理体制の整備」。

■ 第4次中期運営指針〈平成23(2011)～25年度(2013)〉

- 平成22年度(2010)からの畜産公共事業費予算の大幅な削減や事務費に係る国費補助の廃止など、公社事業を取り巻く状況が激変した。このようなことから、平成22年度(2010)には、34名の雇用調整と支所の広域化を行ったが、極めて難しい課題に直面するとともに、公益法人制度改革に伴う新法人への平成25年(2013)11月末の移行期限が迫っていた状況にあった。

- こうした中で、指針のねらいを「役職員一人一人がこれまでの指針の課題を再認識すること」「最近の公社を取り巻く動きを十分踏まえながら、共通の認識を持って円滑かつ効率的に公社事業を推進するための取組方向を明らかにすること」と位置付け、基本方針として、次の4点を掲げている。①現場ニーズの的確かつきめ細かな把握を通じた「地域農業を支える事業の計画的かつ効果的な推進」、②徹底した収支改善策等による財務の健全化や公益法人としての社会的な役割と責任を果たすための「効率的な事業執行体制の確立と健全な運営」、③地域農業の支援組織としての役割発揮に向けた「新たな技術の開発と新たな分野への進出」、④平成24年（2012）4月からのスタートを目指した「新しい法人への円滑な移行」。

■ 中期経営方針〈平成26（2014）～28年度（2016）〉

- 国は平成25年（2013）に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農地の流動化と集約化を通じて農業の競争力を高めるため、それまでの売買主体の農地保有合理化事業に加えて、貸借に重きを置く農地中間管理事業の開始、経営所得安定対策や生産調整を含む米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設など、我が国農業政策の根本的な見直しを引き続き実施した。
- こうした中で、公益財団法人である当公社として、それまでの「運営指針」から経営の進むべき方向を自ら決定する「経営方針」に名称と内容を変更し、人と農地に係る総合的な事業の取組みを通じて本道農業の振興に貢献するため、基本方針として、次の3点を掲げている。①公社における組織体制の強化、さらなる情報発信や新たな対策の検討などの「担い手育成確保対策」、②市町村・農業委員会等地域との連携による農地中間管理事業制度の普及と円滑な推進などの「農地流動化対策」、③年次計画に沿った着実な事業推進や非公共事業・土層改良事業の拡大などの「農用地開発整備事業」。

■ 第2次中期経営方針〈平成29（2017）～令和元年度（2019）〉

- 農業者の所得向上を図るため、国は平成28年（2016）11月に「農業競争力強化プログラム」を定めており、公社関連では、新規就農者に対するサポート体制の強化や農業基盤整備事業における農地中間管理機構との連携の強化、酪農における自給飼料の増産対策の推進などを盛り込んだ。
- こうした中で、当公社の蓄積を活かした総合的な事業の取組みを通じて本道農業の振興に貢献するため、基本方針として、次の4点を掲げている。①関係機関・団体との連携強化による新規就農対策、JAグループによる「新規担い手倍増」の取組支援の推進などの「農業担い手育成確保対策」、②各種事業との連携による農地中間管理事業の推進、ニーズに応じた農地保有合理化等事業の推進などの「農地流動化対策」、③受益者ニーズに応えた計画的な事業推進や受託事業の確保、技術系職員の高年齢化への対応などの「草地基盤・畜産関係施設整備」、④公社の家畜供給事業への期待に応えるための十勝育成牧場に係る今後のあり方の検討・推進などの「畜産振興対策」。

3 業務と組織の変遷表

改正施行年月日	主要改正事項等
昭和	
46.4.1	○農業用機械施設部を新設 ○農業開発第1部を農用地管理部に、同第2部を農用地開発部に名称変更 ○上川、十勝、釧路、根室の4地区に事業所を開設 ○公社牧場設置事業の開始
5.1	○総務部に人事課を新設し、企画課を企画室に改組
48.4.1	○石狩事業所と空知事業所を統合し、道央事業所に改組 ○農業機械施設部を営農施設部に名称変更 ○本所事業所の業務別担当主幹制を廃止し、課を設置
5.1	○道立農業機械化研修所の運営受託に伴い、業務組織に美幌農業機械化研修所を新設
9.20	○根室中部地区広域農業開発事業の発足に対応し、別海町に根室中部事業所開設
49.4.1	○農用地管理部に貸付売渡課を新設、業務課を買入業務課に名称変更 ○営農施設部に管理課を新設
6.1	○胆振事業所と日高事業所を統合し、日胆事業所に改組
7.1	○業務組織に清水農業機械化研修所を追加
10	○本所に技術監理役を設置
50.4.1	○宗谷事業所と留萌事業所を統合し、道北事業所に改組 ○農用地開発部の計画課を業務課に統合、工事課を設計課に名称変更、機械化営農事業所を新設
6.5	○内部審査機関として審査室を新設 ○企画室を廃止し、業務を総務部に移管
51.4.1	○農用地開発部に開発課と施工管理室を新設し、機械化営農事業所の業務を開発課に移管 ○十勝育成牧場に管理課を新設
52.4.1	○審査室を廃止し、業務を総務部に移管 ○後志整備工場に業務課を新設
53.4.1	○事業所を支所に改組 ○上川支所、胆振支所、十勝支所、道北支所に牧場建設課を新設 ○総務部から経理部門を分離し、経理部（主計課と経理課）を新設 ○営農施設部の農業機械課を廃止し、業務を管理課（一部総務部）に移管、公社営畜産基地建設事業の発足に伴い計画課を新設
7.13	○中期計画、創立10周年記念、電算システム導入等のプロジェクト業務を統括するため企画室を設置
54.4.1	○営農施設部の公社牧場課を事業課に名称変更 ○根室支所に牧場建設課を新設
9.1	○後志くみあい機械センターへの業務移管に伴い、後志整備工場を廃止
55.3.1	○農用地管理部に管理課を新設し、従来の買入業務課を買入課、管理課を業務課に名称変更 ○営農施設部に施設管理室を新設 ○釧路支所と北見支所に牧場建設課、十勝支所に業務課を新設 ○根室中部事業所を廃止し、業務を根室支所に移管 ○十勝育成牧場の管理課を廃止
10.20	○電算システム実施計画に基づく経営管理の効率化を促進するため電算開発室を新設 ○電算開発室の設置により従来企画室が担当

改正施行年月日	主要改正事項等
	した業務（中期計画、創立10周年記念、電算システム導入等）が完了したので企画室を廃止 ○農用地開発事業の増大と事業の多様化に伴い、農用地開発部を改組し、事業を担当する開発事業部（業務課と開発課の2課制）と設計施工管理を担当する開発管理部（施工管理室と設計課の1室1課制）の2部を新設
56.11.10	○公社営農業経営更新対策事業（仮称）の制度化推進のため本所に企画調査室を設置
57.3.1	○営農施設部の計画課を調査計画課に名称変更 ○留萌管内の事業量拡大を図るため専任の現業所長を配置
10.1	○支所に農業公社牧場設置事業、公社営畜基地建設事業、農地開発利用促進事業、農業経営更新対策事業を一体的に実施するため牧場建設課を農場建設課に変更
58.3.1	○後志支所、道南支所に農場建設課を新設
10	○本所に技術監理役を設置
59.3.10	○リース農場を担当していた企画調査室を廃止し、開発更新対策室（リース牧場と利用促進課の2課制）を新設 ○執行体制強化のため参事5人制を採用 ○十勝・襟裳両牧場の責任体制強化のため副場長、業務主任を設置 ○農用地開発事業の実施体制を現実に即した部の名称に改組 1. 従来の開発事業部（業務課・開発課）を開発管理部（事業管理課・労務管理課）2. 従来の開発管理部（設計課・施工管理室）を開発事業部（設計課・技術調査室）
60.3.15	○農業土木技術の指導審査体制を強化するため技術監理室を設置 ○農用地管理部の業務課を管理課、管理課を調査課、貸付売渡課を売渡課に名称変更 ○開発管理部の事業管理課を管理課、労務管理課を労務課に名称変更
61.3.5	○経営計画を樹立し、公社事業の見直し点検、各部門の調整等の業務を統括するため企画調査室を設置 ○機構の見直し点検により技術監理室、電算開発室、開発管理部の労務課、開発更新対策室の利用促進課等を廃止。総務部に電算課、開発管理部に開発課、開発事業部に事業課を新設。開発更新対策室を開発更新対策部に名称変更し、活性化対策課を新設。開発事業部の技術調査室を技術調査課、営農施設部の施設管理室を施設管理課に名称変更。支所に地域農業振興相談室を設置 ○執行体制強化のため参事6人制を採用
11.1	○地域農業活性化対策事業の発足に伴い積極的な推進を図るため本所に地域農業活性化対策事業本部を設置
62.3.25	○内部審査体制強化のため審査室を新設 ○総務部に資材等の一括購入方法の検討実施および固定資産等の保全管理体制強化のため管財課を新設、電算課を廃止し業務を総務課に移管 ○資金の効率運用および予算統制の体制強化のため経理部を財務部に変更し、予算統制本部を設置 ○企画調査室を企画調査部に名称変更 ○農用地管理部の買入、売渡業務の一部を支所に移管のため調査課、買入課、売渡課を買入指導課、売渡調査課に名称変更、開発

改正施行年月日	主要改正事項等
	更新対策部を地域農業対策部に名称変更しリース牧場課に開発事業部（廃止）業務の一部を移管 ○厳しい状況下にある開発事業に対処するため開発事業本部を設置 ○事業の効率的な執行と業務の合理化を期するため開発事業部を廃止し所管業務を各関係部へ移管 ○開発管理部の開発課を業務課に名称変更し開発事業部の業務を一部移管 ○開発推進室を開発推進部に名称変更し開発事業部の業務の一部と新規事業の開発および低コスト事業に係る業務も移管 ○営農施設部の施設管理課を事業課へ統合し開発事業部の業務を一部移管 4.1 ○労働災害防止と安全衛生の確立のため外廓団体として公社労働安全衛生協会を発足 ○開発事業の長期展望を検討するため開発事業調査室を設置 63.3.15 ○地域農業対策部のリース牧場課をリース農場課に名称変更し、新規事業の担い手確保農地保有合理化促進特別対策事業を所管 ○開発推進部を開発技術部に名称変更し技術課を新設 ○開発管理部の業務課を廃止し業務を管理課へ移管 ○営農施設部の調査計画課を調査課と計画課の2課に変更 ○開発事業調査室を廃止し業務を開発管理部に移管 ○人事の活性化のため参事の4人体制を採用 平成 5.3.1 ○農用地部に農地信託事業等の新規事業に対処するため信託法人課を新設し3課に移行 ○牧場の業務を1ヶ所で行うための牧場事務所を設置し、牧場業務を担当する業務課を新設 6.3.1 ○農地保有合理化事業の適正な執行を図るため支所に農地管理監を配置 ○農作業受委託実験事業に着手するため、鉦路支所に担当を配置 ○上川支所管轄の空知支庁管内と日胆支所管轄の石狩支庁管内を道央支所管轄に変更 ○道南地区統轄支所体制を廃止 7.3.1 ○農用地業務体制の強化を図るため、本支所に農地主幹を配置 6.1 ○本所に総括担当として、参事監を新設 8.3.6 ○事業推進本部を技術調査室に変更 ○農地保有合理化事業の新しい事業の実施に伴い、信託法人課を廃止し、農地対策室を新設 ○支所に農地課を新設し、4課制に移行 ○本支所の農地主幹を廃止 ○支所の農地管理監を廃止 ○牧場事務所を廃止 9.3.5 ○事業部と技術調査室を事業主体事業と受託事業の内容に沿って、農村施設部と農場整備部の2部4課に移行 ○企画室に電算処理システムを検討する情報開発室を設置 ○農用地部農地対策室を農地管理対策室に名称変更 ○襟裳肉牛牧場の閉鎖 12.1 ○企画室から情報開発室独立 11.1.12 ○情報開発室を、札幌市中央区北4条西15丁目1番地に移転 3.8 ○事業主体としての実施体制の整備・強化を図るため、審査室及び審査主幹を廃止し、設計管理室を新設するとともに検査担当、技術担当部門を配置 ○管理部を事業管理部に改め、発注工事に係る指名業者の受付・登録・選考を所管する

改正施行年月日	主要改正事項等
	工務課を新設 ○情報開発室を廃止し、事業管理部に電算システムの開発・改良・管理を所管する情報管理課及び電算センターを新設 ○公社全体の予算・決算・出納を所管する財務課を財務管理課に名称変更 ○各部門の予算・決算処理は担当部処理とし、管理部業務管理課を廃止 ○農用地部農地管理対策室を廃止し、農地の保有管理、農地資金の借入・償還、委託事務を一体的に実施する農地管理課を新設 3.31 ○道立農業機械化研修所の受託業務を、道農業大学校へ移管 4.1 ○審査室を設計管理室に変更 ○情報開発室を電算センターに変更 ○管理部を事業管理部に変更し、財務課、業務管理課の2課から財務課、財務管理課、工務課、情報管理課の4課制に移行 ○美幌農業機械研修所、清水農業機械研修所を廃止 12.4.1 ○電算センターを事業管理部情報処理課に移行 ○事業管理部の財務課を廃止し、4課制から3課制に移行 13.3.1 ○設計管理室を設計管理部に改組し、設計積算課と建築指導課の2課制に移行 ○農村施設部に管理課を新設 14.3.14 ○2参事制（管理担当、事業担当）を導入 ○事業推進本部の設置 ○設計管理部を廃止し、農村施設部に統合 ○管理部情報管理課を廃止し、企画室に統合 ○農村施設部計画課を廃止し、農場整備部調査計画課に統合 ○後志事務所と留萌事務所を廃止 ○支所に推進担当次長を配置 ○農地業務と調査計画業務を広域支所体制に移行 15.3.1 ○道南支所農地課を廃止 16.4.1 ○新人事制度に伴い、本所機構を参事制から本部制（開発本部、管理本部、事業本部）に移行 ○常勤役員の補佐体制として、役員付参与を配置 ○事業推進本部を廃止し、開発本部に編成換え ○農村施設部設計課と建築課を統合し、設計課を設置 ○農場整備部に事業調整課を設置 ○労働安全衛生の専任体制を敷ぎ、労働安全衛生委員会事務局長を新設 ○支所推進班の設置、支所推進次長制を廃止 ○道央支所の施設課と事業課を廃止 17.4.1 ○開発本部を企画開発本部に名称変更 ○企画室を推進管理室に改組 ○農用地部では地域対策課を担い手支援課に名称変更 ○農村施設部に技術担当部長を配置 ○農場整備部の調査計画課を農村施設部に移行 ○農場整備部管理課と事業調整課を統合し、農場整備課を設置 ○支所推進班に推進班長を配置 ○道央支所業務課と農地課を統合し、業務農地課を設置 ○道南支所と日胆支所では業務課と施設課を統合し、業務施設課を設置 ○鉦路支所と上川支所では調査計画課を廃止し、施設課に統合 18.4.1 ○企画開発本部を予算対策と事業推進を統一的に行う企画推進室と、調査研究を統括する開発調査室に改組 ○常勤役員の特命事項を処理する参与を配置

改正施行年月日	主要改正事項等
10.1	○本所に組織監、検査監（参与級）を配置 ○道央支所に施設課、事業課を設置し、3課制に移行
19.4.1	○企画推進室を企画室と事業推進室に改組し、事業実施と事業推進を統一的去るため、事業本部に事業推進室を設置 ○事業実施と事業推進を統一的去るため、事業本部から分離独立して、農村施設本部を設置 ○農用地部に北海道担い手育成総合支援協議会の関係事務に対処するため地域調整課を新設し、4課制に移行 ○本所に農地管理監（参与級）を配置 ○検査監を廃止 ○管理部、農村施設部、畜産部にそれぞれ工務専門員、検査専門員、畜産専門員を配置
20.4.1	○施設園芸実証展示施設設置に伴い、専属的に管理運営する養液栽培センターを新設 ○団体再編、新公益法人制度、40周年記念誌等の業務を分掌するため企画室に企画課を新設 ○入札制度の改善、改革を円滑に執行するため、管理部の工務課を廃止して、工務監を配置し、そのもとに工務管理室、工務管理課を新設 ○調査計画業務を統一的去るため、農村施設部計画課の業務を農場整備部に移管し、農場計画課を設置 ○法令遵守を強化するため、管理本部、総務部に法務コンプライアンス担当を配置 ○組織監、工務専門員を廃止
21.4.1	○道農業担い手育成センターとの合併により、ワンストップサービスを開始 ○農地管理監、工務監を廃止し、企画開発本部、管理本部、事業本部、農村施設本部を、企画管理本部、担い手本部、事業本部の3本部制に移行 ○企画管理本部に、経営企画室、総務部、管理部、工務管理室を設置 ○担い手本部に、担い手支援部（担い手対策課、就農資金課、就農相談課）と担い手農地部（農地管理課、農地対策課、農場支援課）を設置 ○事業本部に農場整備部、農村施設部、畜産部を設置し、農村施設部の機能強化を図るため設計監理監、審査課を新設し、4課体制に移行 ○支所の推進班を廃止 ○道南支所及び日胆支所の業務施設課を業務課に名称変更し、工務担当、農地担当、施設担当を設置 ○開発調査及び事業推進室を廃止し、所管業務を経営企画室に移管 ○担い手育成事業の機能強化を図るため、全支所に担い手専門員を設置し、次長が兼務 ○根室支所及び道北支所の業務課に農地担当を配置
22.4.1	○道の派遣の見直しにより技監を廃止 ○養液栽培センターの所管を経営企画室から農場整備部に移管 ○総務部では総務課と人事課を統合し、総務課の1課体制に移行 ○担い手支援部の担い手対策課を担い手支援課に名称変更 ○担い手農地部で農地対策課と農場支援課を統合し、農地支援課を設置 ○農村施設部で施設課と管理課を統合し、施設管理課を設置 ○農場整備部に受託等推進のため、事業推進担当を配置 ○支所の担い手専門員を廃止 ○道央支所では業務課と事業課を統合し、業務課に工務担当、事業担当を配置 ○合理化事業の体制を強化するため、根室支

改正施行年月日	主要改正事項等
	所に農地課を増設
23.4.1	○経営企画室の業務を総務部に移管（調査研究部門の業務は農場整備部に移管） ○工務管理室の業務を管理部に移管 ○農村施設部では設計課と審査課を統合し、設計審査課を設置 ○農村施設部の設計監理監、検査専門員を廃止 ○農場整備部の事業推進担当及び養液センター担当を廃止 ○畜産部の畜産専門員を廃止 ○道央支所管内の事業課及び施設課業務を日胆支所（石狩地域、空知中南部地域）、上川支所（空知北部地域）に移管 ○道南支所の事業課業務を日胆支所に移管
24.4.1	○58歳以上の管理職を専門員（スタッフ職）に位置付ける
25.4.1	○日胆支所の広域化に伴い、日胆支所長が道南支所長を、日胆支所業務課長が道南支所業務課長を兼務 ○道南支所の出納・経理業務を日胆支所に移管 ○道南支所業務課に日胆支所施設課担当を駐在員として配置
26.4.1	○総務部に管理部を統合し、財務課と工務管理課を統合して管理課を設置 ○総務課に経営企画課を統合 ○担い手本部に経営継承推進支援室を設置 ○担い手農地部では農地支援課に農地管理課を統合 ○農村施設部に技術監理役を配置 ○農地中間管理事業の実施のため、本所に農地中間管理事業本部と農地中間管理事業部を設け、道央支所、上川支所、十勝支所に農地中間管理課を設置。農地中間管理課を新設しない支所では業務農地課に農地中間管理事業担当を配置 ○業務課と農地課を統合し、業務農地課を設置
27.7.1	○担い手支援部では就農支援課と就農相談課を統合し、就農支援課を設置
28.4.1	○担い手の育成・確保に関する取組を各地域で推進するため、支所の業務農地課に担当窓口を設置 ○農地中間管理課が設置されていない支所の農地中間管理事業担当を廃止
30.4.1	○釧路支所長が根室支所長を兼務 ○事業本部長が牧場長を兼務
31.4.1	○経営継承推進支援室を廃止し、担い手支援部に就農研修課を設置 ○農地中間管理事業の効率的な推進を図るため、担い手本部から農地保有合理化等事業を農地中間管理事業本部に移行し、本部の名称を農地中間管理本部に変更するとともに担い手農地部と農地中間管理事業部を統合し農用地部を新設 ○農用地部には、農地調整課、農地売買課、農地中間管理課を設置 ○公益法人会計に基づいた会計処理等の適正確保を図るため、総務部に会計局長を配置 ○道央支所、上川支所、十勝支所の業務農地課と農地中間管理課を統合

第2章

公社事業 の 動向

●
農業担い手育成確保事業

●
農地流動化対策事業

●
農地中間管理事業

●
農村施設整備事業

●
農用地開発整備事業

●
畜産振興事業

●
コントラクター事業

●
農業機械化研修事業



千歳市 假屋さん夫妻

千歳市
假屋さん
夫妻

小規模経営でスタートし大規模経営を実現 これからは地域への恩返しを目標に

効率的な機械利用で55haの畑を夫婦2人で経営している千歳市の假屋さん。小麦、てん菜、豆類に加え、ゴボウやブロッコリーなどを生産している。石狩地区農協青年部連絡協議会会長の他、消防団やPTAの役員を務めるなど地域活動にも熱心に取り組んでいる。

假屋さんは兵庫県の非農家出身。「命を支える仕事」がしたいと千葉大学園芸学部で学んだ。学生時代からアルバイトを通して外食産業に携わり、経営者も経験した。

農業に興味があった妻との結婚を契機に、假屋さん自身も夢であった農業に二人で挑戦しようと、平成18年に北海道に移住。幕別町で1年、初山別村で1年、さらに（公財）道央農業振興公社の第1期新規就農研修生として2年間千歳市内で研修を重ねた。

就農先探しに苦労したが、市内で農地貸付希望の農家が現れ、平成22年に8.2haを借りて就農した。小面積で中古機械の購入など初期投資を最小限に抑えてスタート。その後農地保有合理化事業を活用するなどして徐々に経営面積を拡大し、機械施設も充実していった。

假屋さん夫妻は研修時から地域活動に積極的に参加するな

ど、地域に溶け込めるよう努め、良好な人間関係を築いてきた。このことで、周囲の人たちからさまざまなサポートも得られた。

假屋さんは地域の人達への感謝を忘れず、これからも地域の人たちとともに地域を支えていきたいと考えている。



農業担い手育成確保事業

1 北海道農業担い手育成センターの設置と公社との合併

(1) 社団法人北海道農業担い手育成センターの設立の経過

平成7年(1995)2月、我が国農業の担い手として期待される青年等に対し、就農に必要な各種情報や研修機会の提供、及び研修時や就農時に必要な資金(就農支援資金)の貸付け等を通じて、地域農業の若い担い手の育成確保を図ることを目的とした「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」が成立した。

同法において、この目的を担う都道府県段階の機関として、公益法人である「青年農業者等育成センター」を知事が指定することが定められたことから、北海道においては、同年9月、新たに「社団法人北海道農業担い手育成センター」(以下「担い手センター」という。)が設立された。

本道における担い手センターは、道内の農業関係者の総力を挙げて本道農業の担い手の育成・確保を図るとの目的のもとで、北海道、道内市町村(農業振興地域を定めている全ての市町村)、北海道農業会議(以下「農業会議」という。)、北海道農業協同組合中央会(全ての会員JAを含む、以下「中央会」という。)、北海道土地改良事業団体連合会、北海道信用農業協同組合連合会(以下「北信連」という。)、ホクレン農業協同組合連合会(以下「ホクレン」という。)、北海道厚生農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会北海道本部及び財団法人北海道農業開発公社(以下「開発公社」という。)を正会員として、また、北海道農業共済組合連合会、ほかの農業関係機関・団体及び企業を賛助会員とし、会費及び助成金をもとに事業運営を行う社団法人として設立された。

(2) 担い手センターの事業運営

担い手センターの役員及び職員構成は、理事長には中央会会長が就任し、道、農業会議、北海道町村会、北海道市長会、北信連、当開発公社から理事の就任を得、また、職員体制については、道から常勤理事兼センター長及び職員の派遣を受けるとともに、中央会、北信連、ホクレンからも派遣を受けるなど、道及び農業関係機関・団体の強力な支援のもとに運営体制が構築された。

発足時は本部を札幌市中央区北1条西7丁目「プレスト1・7」に置くとともに、首都圏及び関西圏において本道農業及び就農情報等の提供等を行うため、平成8年(1996)4月に東京都千代田区有楽町の北海道ビジネスプラザ内に首都圏センターを、翌9年(1997)4月に大阪市北区梅田の北海道大阪事務所内に関西センターを開設し、職員を常駐配置した。(その後、業務見直しにより、首都圏センターは平成16年(2004)3月、関西センターは平成17年(2005)3月に人員の配置を廃止。)

また、道内での就農支援体制については、会員市町村全てに、市町村、農業委員会、JA、農業改良普及センター等で構成する市町村農業担い手育成センター(以下「地域センター」という。)が設置され、地域内の農業後継者をはじめとする新規就農対策の一元的な実施及び新規参入希望者の研修受入や就農支援体制が整備された。

これら組織体制のもとで、担い手センター発足前には道や農業会議などが個別に

行っていた就農相談や後継者の配偶者対策、就農情報の発信などの業務を、担い手センターが一元的に行う体制となった。

この結果、道内外での就農相談や全国団体が開催する新規就農フェア、移住・定住フェアへの参画、農業系大学・高校等に対する就農情報の提供、就農希望者に対する地域センターを通じた研修農家の紹介など、本道農業への新規参入希望者に対する総合的な情報提供や就農プロセスの提示は、その後、本道農業への新規参入の大きな流れとなった。

また、新規就農希望者が行う農家研修、及び農業後継者が農業大学校等に就学若しくは海外研修を行う時、並びに就農時に無利子の就農支援資金を貸付けする支援体制が整備され、この就農支援資金の貸付けは、新規参入者が就農を目指すうえで最大の障害要因であった研修期間中の生活費の確保や就農開始時の営農資金の確保に大きな役割を果たした。

(3) 担い手センターと開発公社との合併及び担い手本部の設置

公益法人の制度改革が進む中で、特殊法人間の合併が可能となったことから、道が策定した「経営・構造政策関係三機関・団体の組織業務体制の見直し」に基づき、農業構造の根幹をなす「人」と「農地」を担う担い手センターと開発公社、農業会議の三団体の統合による総合的かつ効果的な構造対策の推進が道と関係3団体の間で検討されたが、農業会議については、農業委員会法に基づく認可法人であることや、市町村での選挙で選出された農業委員の代表によって構成されていることなどから、統合は困難とのこととなり合併構想からはずれた。

これを受けて、担い手センターと開発公社は、平成21年(2009)4月1日に開発公社を存続法人として合併し、開発公社に担い手本部及び担い手支援部が設置され、以降、担い手センター業務は開発公社の担い手本部担い手支援部が行うこととなった。

また、農業会議は合併しないものの、開発公社との間で覚書を締結し、同じ事務所内に移転して、より連携した業務の推進体制の整備を図ることとした。

さらに、翌22年(2010)には、当年度に解散した社団法人北海道農業国際交流協会が行っていた海外農業研修生の派遣とJICAの農業研修事業の業務を開発公社が引き継いで実施することとなった。

平成24年(2012)4月、公益法人制度改革に基づき開発公社は新公益法人に移行して、公益財団法人北海道農業公社(以下「公社」という。)となった。

また、平成26年(2014)には「第三者農業経営継承事業」の推進強化と新たに国により創設された「青年就農給付金(準備型)」に関わる業務の開始に対応するため、担い手支援部に並ぶ形で経営継承推進支援室を設置し、第三者経営継承対策を重点的に推進する体制を整備した。

同室は設置5年経過後、第三者経営継承の考え方や取組みの支援方法等が、毎年度開催した全道研修会やマニュアルの作成等により、当初の普及推進の目的を果たしたことから、平成30年度(2018)をもって室から課に編成替えし、担い手支援部に再編した。

担い手センターが設立されて以来の職員数の推移は、表-1のとおりである。

表-1 担い手センターと公社担い手支援部の職員数の推移

(単位:人)

年度	担い手センター										北海道農業公社担い手本部								
	H7	8	9	10	→	15	16	17	→	20	21	22	→	24	25	→	29	30	R元
センター	7	11	12	13	→	13	13	12	→	13	13	15	→	16	14	→	15	15	15
東京		1	1	1	→	1													
大阪			1	1	→	1	1												
計	7	12	14	15	→	15	14	12	→	13	13	15	→	16	14	→	15	15	15

資料:北海道農業公社調べ

注:首都圏センター(東京)は、15年度で職員配置を終了し、29年度で事務所を廃止
関西センター(大阪)は、16年度で職員配置を終了し、30年度で事務所を廃止

2 農業担い手育成確保事業の実施状況

(1) 就農促進支援活動事業

担い手育成・確保事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成21年度(2009)から全道8地区(平成27年度(2015)からは7地区)で地区別推進会議を開催し、地域センターや関係機関・団体との連携強化を図ったほか、地域センターが参加する全国規模の新・農業人フェアへの地域センター出展経費助成を行った。

平成29年度(2017)からは札幌市で公社単独の北海道新規就農フェアを開催するなど、地域センターと就農希望者が直接面談する機会をより多く確保する取組みを行った。

また、市町村等による独自の就農支援に向けた取組みの情報収集を行い、相談会等において就農促進資料として就農希望者等に提供した。

(2) 就農相談及び就農促進活動

新規就農希望者の掘起こしや、就農への意欲の醸成を通じた円滑な新規就農等を推進するため、担い手センターが平成11年度(1999)から開始したインターネットや就職情報誌の活用による就農情報の発信などの広報活動を引き続き実施した。

就農相談活動としては、日常の相談のほか、インターネット相談、大都市圏での定期的なセミナーの開催、「新・農業人フェア」など全国規模で実施する就農相談会や移住希望、U・Iターン相談会への参加、さらには道外から新規参入した農業者を相談会に派遣するなどインパクトのある相談活動を行った。平成30年度(2018)にはホームページのスマートフォン対応を行い、インターネットアクセスの強化を図った。

また、農業系大学・高校等の学生を対象とした就農ガイダンスなどによる就農啓発活動を行ったほか、農業法人等への雇用就農の希望者に対応するため、平成21年(2009)10月から職業安定法に基づく無料職業紹介事業の認可を受け、北海道農業法人協会やハローワーク等との連携を図りながら農業法人の求人情報を提供した。

平成30年度までの就農に向けた啓発活動の推移は、表-2～4のとおりである。

表-2 北海道新規就農フェア及び就農セミナーの相談者数の推移

(単位:人)

	会場	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
北海道新規 就農フェア	東京	148	122	108	166	211	245	325	268	391	202
	大阪	55	96	64	68	66	163	269	160	149	139
	札幌	290	227	322	342	367	609	540	708	797	792
	計	493	445	494	576	644	1,017	1,134	1,136	1,337	1,133
就農セミナー	東京	77	132	126	97	92	99	105	75	52	86
	大阪	47	74	60	53	28	56	38	40	28	25
	札幌	134	240	121	110	118	118	108	127	133	127
	計	258	446	307	260	238	273	251	242	213	238

資料:北海道農業公社調べ

注:相談者数は参加市町村、公社の延べ相談者数

表-3 インターネットアクセス数の推移

(単位：人)

年度	H 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
アクセス数	220,718	171,313	125,212	151,282	132,891	172,037	112,148	127,879	148,049	190,222

資料：北海道農業公社調べ

表-4 無料職業紹介事業の相談者数の推移

(単位：人)

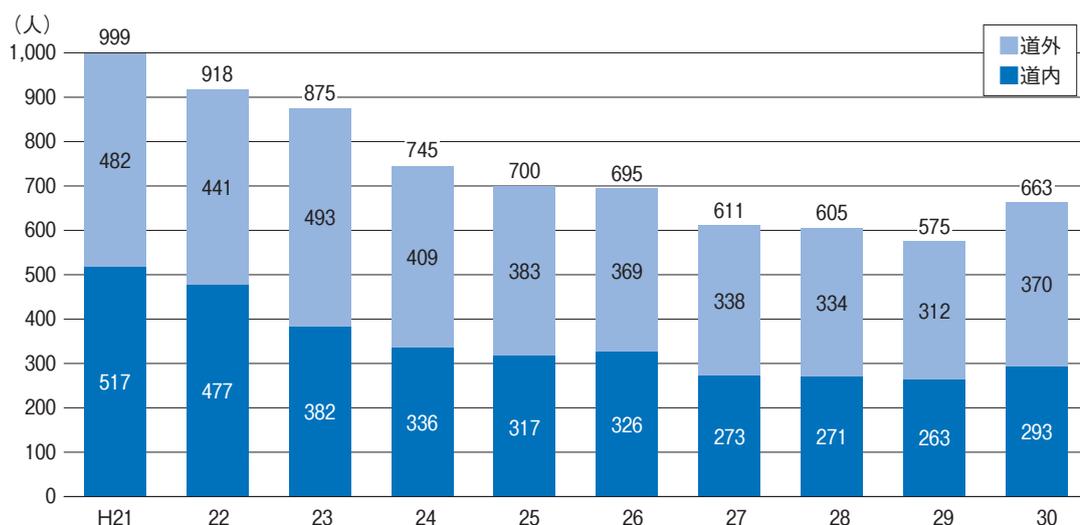
年度	H 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
相談者数	4	83	67	56	48	8	20	32	18	28

資料：北海道農業公社調べ

(就農相談者数の状況)

公社への就農相談者数は雇用情勢と密接に結びついており、リーマンショック時の平成 21 (2009) ~ 22 年度 (2010) は増加したが、近年は少子高齢化等の進行と、全産業的な人手不足等による就職環境の好転、さらには対応の遅れていた都府県での就農対策の充実などによって減少していた。平成 30 年度 (2018) は相談体制の強化などにより 663 人と前年度から大幅に増加した。就農相談者数の推移は、図-6 のとおりである。

図-6 就農相談者数の推移 (平成 21 年~ 30 年度)



資料：北海道農業公社調べ



新・農業人フェア (東京)



就農セミナー (札幌)

(3) 新規就農者等交流会・研修会への支援・参加

農業研修生や体験実習者、後継者や経営を開始した新規参入者に対し、知識・技術

の向上や情報交換、仲間づくりのほか、地域農業者や地元消費者、地場産業関係者等との交流を促進するため、道、振興局、普及センター及び指導農業士協会・農業士協会等と連携した各種交流会・研修会の開催を支援した。

また、新規参入者の就農後のフォローアップを図るため、振興局管内を範囲とする広域的な新規参入者のネットワークづくりを推進し、技術力や経営管理方法、付加価値の向上に結びつく情報の提供を行うなど、新規参入者間の横のつながりや関係機関との結びつきを強めるための取組みを支援した。

さらに、近年増加している女性農業後継者対策として、経営参画の促進、技術力や経営管理方法、生産物の付加価値向上などの技術習得や、就農を目指す女子学生などとの交流等を目的とした研修会を平成20年度（2008）に開始したが、21年度（2009）

以降も引き続き関係機関等の協力を得ながら開催した。

この研修会への参加をきっかけとして、参加メンバーが自主的に組織した女性担い手農業者のネットワーク「はらぺ娘」が平成25年（2013）12月に誕生し、活発な活動を行ってNHKのテレビ番組のモデルとなるなど農業女子の存在を大きくアピールした。



女性農業担い手研修会の様子

（4）グリーンパートナー活動

結婚相談員や市町村等の担当者研修会や、農業青年と独身女性の出会いを支援する北海道ふれあい交流会の開催を担い手センター時代に取り組んでいたが、担い手の配偶者の確保対策は重要なことから、引き続きグリーンパートナー活動として実施した。

（5）農業経営の第三者継承

後継者のいない経営移譲を希望する農業者の技術や経営ノウハウなどを含めた経営資産について、就農を希望する第三者へ円滑に継承させる第三者経営継承対策を平成20年度（2008）に国が予算化したことから、担い手センターでも同年度から取組みを開始し、公社でも引き続き実施した。平成26年（2014）4月には経営継承推進支援室を設置し、第三者経営継承の推進体制の強化を図った。

円滑な経営継承の推進のため、セミナーの開催や実施（希望）地域での研修会に講師の派遣を行ったほか、大学や不動産鑑定士、税理士などの経営継承に関する専門家と関係機関団体で構成した経営継承加速化支援検討会を設置して、専門的な見地からの推進方策や資産評価方法等への助言を受けて第三者経営継承マニュアルを策定し、推進方策の普及啓蒙に努めた。第三者農業経営継承のこれまでの成果は表-5のとおりである。

表-5 第三者経営継承の状況（平成31年（2019）3月末現在）

	移譲希望者	継承希望者
延べ登録者数	123戸	130人
マッチング待機者数	15戸	11人
延べ経営継承者数(件)	28件	
経営継承研修中の件数(件)	1件	

資料：北海道農業公社調べ

(6) 研修教育体制の整備支援

・受入体制の整備に係る研修会等の支援

新規就農希望者の円滑な研修を促進するため、研修生の受入状況の把握に努めるとともに、地域において研修者等を指導する役割が期待される北海道指導農業士・農業士が自ら行う研修会に参加するなど、地域の担い手育成体制の強化を支援した。

・研修生活基盤の支援（家賃助成）

円滑な就農研修を支援するため、借家等に入居して指導農業士など先進農家等の研修を受けている者に対し、家賃の一部を助成する就農研修者家賃助成事業を実施した。（農業次世代人材投資資金受給者は対象外）

・農家研修受入体制強化（傷害保険加入助成）の推進

就農研修や体験実習における事故防止や事故発生時の危機管理について、受入農家等への情報提供や普及啓発を行うとともに、研修生や実習生の傷害保険加入を促進するため、保険料の一部を助成するなど研修体制の整備を支援した。

・就農円滑化の支援（就農研修者大型特殊免許取得支援）

先進農家等で研修を受けている新規就農希望者（認定就農者）の資質向上を図るため、大型特殊自動車免許を取得する場合の経費の一部を助成（取得経費の1/2以内、50,000円上限）する支援事業を実施した。助成事業の実施状況は、表-6のとおりである。

(7) 就農支援資金の貸付等

意欲ある青年等の就農を促進するため、市町村長が認定した就農計画に基づき、研修から就農に必要な資金を就農支援資金（無利子）として貸付けを行っていたが、本資金の新規貸付けは平成29年度（2017）をもって終了した。

新規貸付け終了後も就農支援資金管理システム等により、貸付金の償還・回収事務や償還免除（5年以上継続して就農している者で要件を満たした者について、就農後の農業経営の負担を軽減する措置として、就農支援資金の約定償還時点において、一定限度の範囲で償還金を免除する措置）事務等を行った。（平成31年（2019）3月末の貸付残高 19億5,800万円）

就農支援資金の貸付・償還等の推移は、表-7、8のとおりである。

(8) 就農啓発基金事業

個人や企業からの寄付金を活用して、以下の事業を実施した。

・優良な農業経営を行っている新規就農者や、道立農業大学校の課程・コースを終了し、道内で直ちに就農する卒業生のうち、在学中特に優秀な成績を修め他の模範となる者への表彰事業

・効果的な研修と円滑な就農の促進を図るため、地元の市町村等が既存住宅の改修等による長期研修生の滞在場所の整備や、研修農場などへの機械・施設整備を行う場合に、その必要経費の一部を支援

・本道農業の担い手の育成・指導、農業・農村への理解の醸成のための広域的な活動を行っている団体、及び農村女性の活動促進の広域的な活動を行っている団体等への支援

・担い手育成確保対策の効果的な推進を図るための農業・農村の担い手育成確保事例の収集・分析、さらには課題の洗い出しとその解決方法等の調査・研究の実施

就農啓発基金事業の推移は、表-9のとおりである。

表一六 就農研修者助成事業の実施状況

(単位:人)

年度	H 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
家賃助成	41	55	51	34	13	13	11	12	6	5
大特免許	—	—	13	11	10	20	20	22	29	20
傷害保険	25	40	34	35	45	39	51	53	56	47

資料:北海道農業公社調べ

注:大型特殊免許取得の助成は23年度から

表一七 就農支援資金の貸付等の推移

(単位:件、千円)

区分	年度	H 21	22	23	24	25	26	27	28	29	
就農研修	件数	255	233	198	102	73	46	18	3	2	
	金額	217,710	192,160	167,160	95,830	83,230	45,200	20,200	1,800	1,200	
	教育研修	件数	183	164	137	59	31	28	9	3	2
	金額	109,200	97,300	80,800	35,300	18,300	16,800	5,400	1,800	1,200	
	農家研修	件数	70	68	60	43	42	18	9	0	0
	金額	105,990	93,060	85,460	60,530	64,930	28,400	14,800	0	0	
海外研修	件数	2	1	1	0	0	0	0	0	0	
	金額	2,520	1,800	900	0	0	0	0	0	0	
就農準備	件数	22	23	14	15	15	20	0	3	0	
	金額	42,500	41,680	25,450	28,880	26,350	38,100	0	5,720	0	
合計	件数	277	256	212	117	88	66	18	6	2	
	金額	260,210	233,840	192,610	124,710	109,580	83,300	20,200	7,520	1,200	

資料:北海道農業公社調べ

表一八 就農支援資金の貸付・償還等の実績

(単位:件、千円)

区分	貸付累計額		償還等累計額						30年度末 貸付残額	
			一時償還額		約定償還額		償還免除額			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
就農研修	6,726	6,003,408	1,173	1,006,313	838	962,809	940(29,074)	2,412,660	3,775	1,621,626
教育研修	4,669	2,764,210	717	383,725	359	189,578	875(23,037)	1,401,866	2,718	789,041
農家研修	1,929	3,001,248	436	585,346	436	715,319	52(5,457)	900,215	1,005	800,368
海外研修	128	237,950	20	37,242	43	57,912	13(580)	110,579	52	32,217
就農準備	613	1,145,140	91	124,378	152	277,084	39(1,995)	407,221	331	336,457
合計	7,339	7,148,548	1,264	1,130,691	990	1,239,893	979(31,069)	2,819,881	4,106	1,958,083
	3,785								2,099	

資料:北海道農業公社調べ

注1:合計欄下段は実人数

2:償還、償還免除件数は完済件数。()は、取扱年度ごとの累計件数

3:一時償還額には繰上償還額を、約定償還額には条件変更後の分割償還額(毎月払い等)を含む

表一九 就農啓発基金事業の推移

事業名	年度	H 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
表彰事業 (表彰者数)	新規就農者(人)	4	3	3	3	7	3	3	2	2	3
	農大生(人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
受入環境整備	件数(件)	1	1	4	2	1	2	1	2	1	0
	支援額(千円)	116	2,000	8,000	3,866	1,601	3,695	1,092	3,405	1,738	0
団体支援(件)		4	4	3	2	3	2	2	2	2	1

資料:北海道農業公社調べ

(9) 農業青年海外派遣等事業

本道農業の将来を担う人材の育成に資するため、農家後継者等が海外において行う先進的な生産技術や経営管理能力の習得、及び国際的感覚等の取得・向上のための研修を支援した。(ニュージーランド・カナダ・オランダ・アメリカ・デンマーク等)

また、独立行政法人国際協力機構(JICA)が行う農業技術研修員受入事業を受託し、国際協力・交流を通じて国際感覚を有する農業人の育成に寄与するとともに、発展途上国(中央アジアやアフリカ諸国)の様々な農業振興上の課題解決を、関係機関・団体の協力を得ながら支援した。

「農業青年海外派遣等事業」の実施状況は、表-10のとおりである。

表-10 農業青年海外派遣事業の実施状況 (単位:人)

区分	年度	H 22	23	24	25	26	27	28	29	30
ニュージーランド		10	7	8	8	3	6	6	3	6
デンマーク		1	1							
アメリカ				1			1	1		
カナダ					2					
オランダ										1
計		11	8	9	10	3	7	7	3	7

資料:北海道農業公社調べ

(10) 農業次世代人材投資(準備型)事業の実施

就農に向けて、道立農業大学校等の農業経営者育成機関や、先進農家又は先進農業法人において研修を受ける者に対し、研修期間中の所得を確保するための資金を地域センターとの連携のもとで交付した。

本事業は平成24年度(2012)から国が予算化して、「青年就農給付金事業」としてスタートし、平成29年度(2017)から「農業次世代人材投資事業」に衣替えしている。

就農前の研修者を対象にした「準備型」と就農した新規参入者を対象にした「経営開始型」があり、当公社は「準備型」を、市町村は「経営開始型」を交付している。

準備型は原則50歳未満(平成30年度(2018)までは45歳未満)で就農する者に対し、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付しており、平成24年度(2012)から30年度(2018)までの交付状況は表-11のとおりである。

表-11 次世代人材投資資金(準備型)の交付状況 (単位:人、千円)

年度	交付者数			交付額
	非農家出身	農家出身	交付者計	
H 24	109	20	129	243,500
25	153	37	190	226,125
26	135	61	196	269,375
27	136	63	199	274,375
28	167	58	225	315,625
29	185	52	237	327,000
30	156	39	195	274,500
累計	1,041	330	1,371	1,930,500

資料:北海道農業公社調べ

3 担い手対策に関わる特徴的な取組み

(1) 担い手育成委員会の設置

担い手センターと開発公社の合併に際して、担い手センターは道、道内の各市町村、J Aグループの3者からの負担金及び会費を主な財源として、種々の担い手確保対策を推進していることから、これらの会員を担い手育成会員と位置づけ、担い手育成関連の業務について審議・検討することを目的として担い手育成委員会を設置している。

担い手育成委員会は、公社が自ら又は農業会議と連携して行う担い手育成支援関連事業の基本方針及び重点推進事項の審議、担い手育成関連事業の予算及び決算等の審議を行う。

公社全体の予算や決算の審議は理事会で行われるが、担い手育成関係業務の予算及び決算については、理事会による予算審議に先立ってこの担い手育成委員会で審議を行い、担い手育成会員の意向を反映する仕組みとなっている。

(2) 当公社と学校法人八紘学園北海道農業専門学校との連携協定

平成29年(2017)2月8日、当公社と学校法人八紘学園北海道農業専門学校は相互に関心のある課題について連携し、協力関係を増進するため協定を締結した。

八紘学園が行っている担い手育成のための教育事業に、当公社が講師の派遣や所有する農業機械を活用した実習・実演等の協力、さらには当公社のネットワークや新農業人フェアを活用した八紘学園の学生に向けた道内への円滑な就農・就業支援等により、本道の担い手育成確保が推進されることが期待される。

(3) アサヒ飲料株式会社からの寄付

アサヒ飲料(株)は「日本のがんばるお父さんを応援するキャンペーン」の一環として、平成29年(2017)9月5日から12月31日までの期間における道内でのコーヒー飲料WANDAの売上げ1本につき1円の寄付を、本道農業の担い手育成を行っている当公社(北海道農業担い手育成センター)に対して行うとともに、本道農業でがんばるお父さんのCMを平成29年(2017)9月5日から9月30日までHBCテレビで放映した。

この取組みにより、翌30年(2018)4月にアサヒ飲料(株)から955万6,572円の寄付を受けたことから、公社ではこの寄付金を活用して北海道農業の担い手を育成・確保するため、就農相談会の開催や就農支援の事業に活用している。



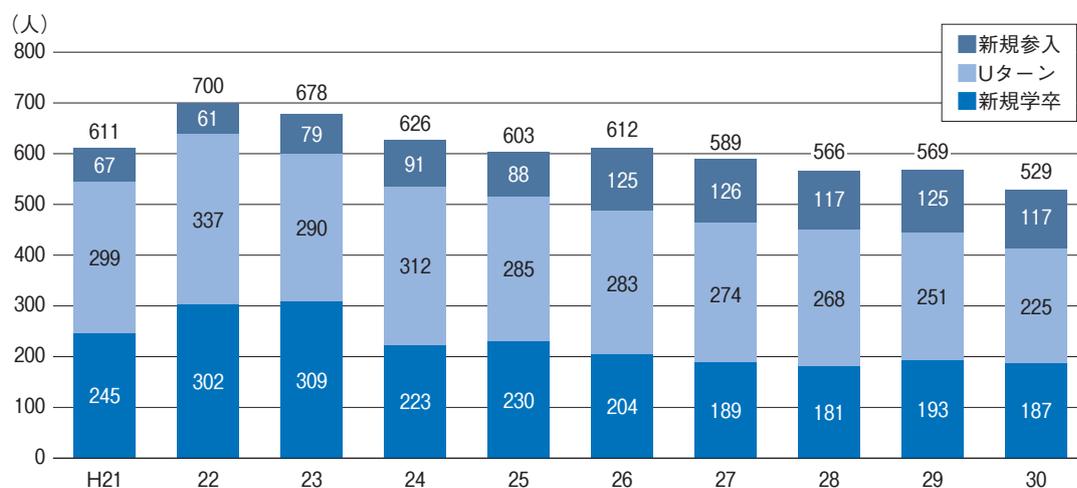
(参考) 北海道農業における新規参入者の状況

(1) 新規就農者数

本道の新規就農者数は近年では平成22年(2010)の700人をピークに減少傾向となり、平成27年(2015)以降は600人を割り込み、平成30年(2018)は529人となっている。

新規学卒就農者やUターン就農者など、農家後継者の就農が減少している一方で、平成26年(2014)以降、国の青年就農給付金制度(平成28年度(2016)からは次世代人材投資事業)の効果等もあって農外からの新規参入者は増加し、120人前後で推移している。担い手センターと公社との合併以降の新規就農者数の推移は図-7のとおりである。

図-7 新規就農者数の推移



資料：北海道農政部調べ

(2) 新規参入者数

ア 経営形態別

経営形態別の新規参入者は、規模が小さく参入時の投資額が比較的少ない野菜がほぼ半数を占め、次いで農場リース制度等の参入の仕組みが確立している酪農、中小規模の畑作、最近では醸造用ブドウでの参入が人気の果樹が続き、農地価格が高額な稲作は少ない状況となっている。経営形態別の新規参入者数の推移は表-13のとおりである。

表-13 経営形態別新規参入者数の推移

(単位：人)

	H 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	累計
稲作	6	2	5	7	5	11	4	7	2	5	54
畑作	3	3	5	15	8	14	17	15	21	10	111
野菜	24	23	40	31	42	66	71	54	60	62	473
果樹	0	6	2	9	7	7	6	5	3	8	53
花き	3	2	2	7	2	2	4	0	6	2	30
酪農	16	19	21	17	20	16	16	30	22	21	198
肉牛	6	3	1	1	2	5	2	5	5	4	34
養鶏	0	0	0	1	1	1	2	0	1	0	6
養豚	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
その他	9	3	3	2	0	3	4	1	5	5	35
合計	67	61	79	91	88	125	126	117	125	117	996

資料：北海道農政部調べ

イ 振興局別

平成21年(2009)から30年(2018)にかけての、新規参入者数を地域別にみると、青年就農給付金制度が創設された平成24年(2012)から2年間の研修終了時の26年(2014)以降の参入者が大幅に増加しており、特に、上川、後志、石狩、日高、空知が多くなっている。これは、これらの地域では新規参入が比較的容易な施設野菜の産地であることや、就農対策が充実している市町村が多いことなどが要因となっている。

振興局別の新規参集者数の推移は表-14のとおりである。

表-14 振興局別新規参入者数の推移

(単位:人)

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
H 21	7	9	6	7	3	2	0	10	0	5	4	8	3	3	67
22	1	5	8	6	5	2	2	12	2	0	4	8	2	4	61
23	11	6	9	7	3	4	1	12	1	1	5	8	5	6	79
24	13	12	14	7	4	2	3	17	1	2	3	9	0	4	91
25	11	8	12	15	6	1	1	13	0	5	3	4	3	6	88
26	20	12	26	8	12	4	4	18	0	3	3	7	2	6	125
27	13	21	18	6	14	2	1	22	4	3	5	9	4	4	126
28	8	12	16	5	20	6	1	9	1	6	6	12	6	9	117
29	10	17	17	4	19	10	2	18	3	3	5	7	7	3	125
30	8	7	19	9	19	5	1	20	1	3	3	8	7	7	117
累計	102	109	145	74	105	38	16	151	13	31	41	80	39	52	996

資料:北海道農政部調べ

農地流動化対策事業

1 農地保有合理化促進事業の変遷

（農地保有合理化という用語は農基法で初めて登場）

「農地保有合理化」という用語は、昭和36年（1961）の農業基本法で初めて使われ、それは「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化（以下「農業構造の改善」と総称する）を図ること」（農業基本法第2条第1項第3号）に示されていた。

（農地保有合理化法人の指定）

昭和40年（1965）、農林省（現農林水産省）は、構造政策の基本課題である農業経営規模拡大のため、公的機関の介入による農地移動の方向付けを行い、自立経営を目標とする経営規模拡大を図るため「農地管理事業団構想」を打ち出し、昭和40（1965）年、41年（1966）の2回にわたって国会に提出したが成立には至らなかった。

昭和45年（1970）の農地法の改正において、農地保有合理化法人制度を創設し、農地法第3条第2項但し書きに「農地保有合理化促進事業」について、「農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地または開発して農地とすることが適当な土地を買い入れ、または借り受けて、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地については、その開発をした場合にあっては、開発後の土地）を売り渡し、交換し、または貸し付ける事業」と定義した。

農地等の権利取得については

- ① 農地法第3条2項各号の規定にかかわらず例外として許可され
- ② 農地保有合理化法人が保有する小作地については、小作地所有制限の例外とする等の規定が整備された。

この「農地保有合理化促進事業」を行う法人を「農地保有合理化法人」と定義し、都道府県知事が指定することとなり、本道においては、当公社が昭和45年（1970）12月26日に全国に先駆けて指定を受け、農地の流動化施策において大きな役割を果たすこととなった。

（農用地利用増進法の施行）

昭和55年（1980）に施行された農用地利用増進法によって、「農用地利用増進事業」が大幅に拡充され、「利用権設定等促進事業」が実施されることとなり、さらに、農用地利用増進法施行通達において、「利用権設定等促進事業」の推進に当たっては、「農地保有合理化促進事業」が積極的に活用されるよう配慮する必要があると定められた。

「利用権設定等促進事業」は、市町村が農用地利用増進計画（案）を定め、農業委員会で決定された時は、市町村がその旨を公告することで利用権の設定又は所有権の移転の効力が生じ、所有権移転登記手続きは、所有権を取得した者からの登記嘱託請求書に基づき、市町村が所有権移転の登記を委嘱することとなった。

農用地利用増進法でこうした事務手続きの簡素化が図られたことから、農地売買に適用される手法は、農地法に基づく所有権の取得から「利用権設定等促進事業」が主

体となった。

(農地保有合理化促進事業の根拠が農業経営基盤強化促進法に移行)

平成5年(1993)6月に農用地利用増進法の改正が行われ、農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」という。)が制定されたことから、「農地保有合理化促進事業」は、農地法第3条2項の但し書きから、新たに制定された基盤強化法に法的根拠を移行し、事業名も「促進」をとり「農地保有合理化事業」と改称された。

基盤強化法では、農地保有合理化法人が「農業経営体を総合的に育成するための法人」として位置づけられ、それまで行っていた①農地売買等事業に、新たに②農地信託等事業、③農業生産法人出資育成事業、④研修等事業を加えて、4つの事業が「農地保有合理化事業」とされた(基盤強化法第4条2項)。

① 農地売買等事業

規模縮小農家等の農用地等を買入れ又は借り入れて、担い手農家等に売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業で、「農地保有合理化事業」の中心となる事業である。

② 農地信託等事業

農地価格が下落傾向にある場合、農地売買等事業では対応しづらい地域において農地売買等事業を補完する事業であり、農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農用地等の売渡しについての信託を引き受けると同時に、信託の委託者に当該農地に係る評価額の7割以内の無利子資金を貸し付け、農地が売れた時にその売却収入によって精算する事業である。

③ 農業生産法人出資育成事業

農業生産法人の自己資本充実と経営規模拡大への支援によってその育成を図るため、農地保有合理化法人が一定の要件に該当する農業生産法人に農用地等を出資し、その持分を当該農業生産法人の構成員に分割譲渡する事業である。

④ 研修等事業

農地保有合理化法人が中間保有している農用地等を利用して、新規就農希望者へ農業の技術・経営方法等の研修を実施しながら新規就農希望者の生活基盤が確立されたところで、これらの農地を売り渡す事業である。

(農地中間管理機構の創設)

平成25年(2013)12月、農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「中間管理法」という。)の制定により、都道府県ごとに農地中間管理機構が整備されたが、基盤強化法第7条では、農地中間管理機構が行う事業の特例として、それまでの「農地保有合理化事業」の4つの事業が規定され、法的な位置づけが変更された。

2 農地保有合理化促進事業の経過と実績

「農地保有合理化促進事業」は、国と道の補助に基づいて種々の事業が創設されてきた。

「農地保有合理化促進事業」が始まった昭和45年度(1970)の公社の買入事業は、2,070ha、1億6,000万円余であったが、全面積が根室中部地区(別海町)での買入れて、

「広域農業開発事業」（いわゆる「新酪農村建設事業」）の一環として進められ、新酪農村建設事業に関わる農地の買入れは昭和49年度（1974）まで行われた。

以後、時代の要請に応えながら、後述のように、農地流動化を促進するための各種事業が創設されてきたことなどから、買入実績は増減を繰り返す中で、経営転換タイプが実施された平成7年度（1995）以降、20年度（2008）までは、ほぼ毎年度100億円を上回る買入れであった。近年は、平成25年度（2013）に100億円を超えたが、「農地中間管理事業」が始まった平成26年度（2014）以降、減少傾向が続いている。

事業開始から平成30年度（2018）末までの買入実績の累計は、166の市町村で24万4,800ha、3,568億円に達し、本道の耕地面積114万5,000haの約2割が、本事業によって流動化したこととなり、本道農業の経営規模拡大や農地の集団化が促進され、農業生産の効率化に貢献してきたと言える。

（1）農地売買等事業

「農地保有合理化促進事業」のうち「農地売買等事業」は公社設立以来実施しており、これまで環境の変化に対応しながら各種事業を実施してきた。

ア 一般事業〈昭和45（1970）～平成10年度（1998）〉

「一般事業」は、昭和45年（1970）に制度化された「農地保有合理化促進事業」創設以来の事業で、経営規模の拡大と農地の集団化を進めるため、公社の土地買入資金借入金利負担に対し、農家負担（末端金利）が年3.5%になるように、国と道が利子補給して行う事業であり、合理化法人の指定後、当初は、この事業により、新酪農村建設事業の根室中部地区に関わる買入れを行った。

昭和47年度（1972）には、「農地保有合理化促進特別事業」（以下「特別事業」という。）が創設されたものの、資金枠が潤沢ではなかったため「一般事業」で対応を行ってきたが、年々買入れは減少し、昭和45年度（1970）から平成10年度（1998）までに12,928ha、51億8,500万円を買入れ、平成11年度には売渡しを完了した。

イ 農地保有合理化促進特別事業〈昭和47（1972）～平成4年度（1992）〉

「特別事業」は、昭和47年度（1972）に創設され、農業団地の形成や農用地の開発等と相まって、農地保有の合理化のために行う、買入れ、借入れ、貸付け、売渡し、交換を行う事業であり、公社が買入れる資金は全国農地保有合理化協会に設けられた「特別事業貸付金」の無利子資金の融通を受けてきた。

事業の創設当初は、「第2次農業構造改善事業」関連用地を対象に事業を実施し、翌48年度（1973）には、本事業の対象が「広域農業開発事業」関連に拡大され、その後も逐次対象事業が追加されていった。

さらに昭和49年度（1974）には、賃貸借事業について借り賃の10年分を一括前払いする「小作料10年前払い事業」が創設され、昭和55年度（1980）には農用地利用増進法の制定により、「利用権設定等促進事業」についても「特別事業」の対象事業とするよう拡充が図られた。

「特別事業」は、事業が終了した平成4年度（1992）までに累計で69,910ha、786億1,400万円の買入れを行い、平成5年度（1993）には「農地保有合理化促進特別事業」（以下「新特別事業」という。）に統合された。

ウ 水田買入事業〈昭和48年度(1973)〉

昭和48年度(1973)に、米の緊急生産調整や稲作転換対策に対応するため、「水田買入事業」が実施され、買入資金については全額国の利子助成を受けた。

事業は単年度で実施され、19市町村489ha、8億2,880万円を買い入れし、保全管理を兼ねて畑作物の耕作を条件として、近隣の農家に無償で貸付けした後、昭和55年度(1980)までに売渡しを完了した。

エ 担い手確保農地保有合理化促進特別事業〈昭和63(1988)～平成4年度(1992)〉

昭和63年度(1988)に、担い手の経営規模拡大を支援するため、担い手の経営が安定するまでの一定期間は農用地等を貸し付け(賃貸借)、その後に売り渡す「担い手確保農地保有合理化促進特別事業」が、平成3年度(1991)には「中山間地域農地保有合理化促進特別事業」が創設されるなど、それぞれの目的に応じた「農地保有合理化促進事業」の仕組みが整備された。

両事業とも、貸付けは5年以内の賃借権(賃料は買入価格の2%)を設定し、賃料のうち1%は、農用地等の買入に係る対価の支払いに係る借入金の元本償還に充当した。

事業が終了した平成4年度(1992)までに、68市町村7,040ha、150億800万円の買入を行ったが、平成5年度(1993)には「新特別事業」に統合された。

オ 農地保有合理化促進特別事業〈平成5(1993)～11年度(1999)〉

平成5年度(1993)には、「特別事業」、「担い手確保農地保有合理化促進特別事業」等を統合し、新たに「新特別事業」として制度が再編成され、買い入れた農用地等を一定期間貸し付けた後に売り渡す事業を中心に、「事業関連タイプ事業」と「担い手育成タイプ事業」とに区分され、平成11年度(1999)までに13,120ha、237億7,900万円の買入を行った。

平成7年度(1995)には、平成6年(1994)のウルグアイ・ラウンド(以下「UR」という。)農業合意関連対策大綱を受けて、「経営転換タイプ事業」が「新特別事業」

● 農地保有合理化事業拡充の経過

年次	法令の制定・改正	主要事業制度	特別事業等
S45	農地法の改正 農地保有合理化法人の指定	農地保有合理化促進事業の創設	
47			農地保有合理化促進特別事業の創設(→特別事業)
48			水田買入事業の創設
49			小作料10年前払い事業の創設
50	農業振興地域の整備に関する法律の改正	農用地利用増進事業の創設	
55	農用地利用増進法の制定	農用地利用増進事業の拡充	特別事業を拡充し、利用権設定等促進事業を追加
57		公社営農場リース事業の創設	
61		農用地利用増進対策事業の創設 農業経営活性化特別対策事業の創設	
63			担い手確保農地保有合理化促進特別事業の創設
H元		農地流動化緊急対策事業の創設	
2		土地利用型大規模経営育成事業の創設 農作業受委託促進特別事業の創設	
3		地域畜産経営基金管理特別対策事業の創設	中山間地域農地保有合理化促進特別事業の創設

に創設されたが、時価で農用地等を買入れ、一定期間貸し付けた後に時価で売り渡すという事業であり、農地価格の下落に対応する新たな事業として制度化された。

同時に、「経営転換タイプ事業」の価格差損などに対応する「農地保有合理化法人機能強化事業」も制度化され、「経営転換タイプ事業」は、事業が終了した平成12年度（2000）までに、2万6,836ha、457億8,000万円を買入れ、平成22年度（2010）には売渡しを完了して事業が終了した。

カ 買入協議制度〈平成7年度（1995）～〉

平成7年度（1995）に基盤強化法の一部改正により、農地保有合理化法人による「買入協議制度」（基盤強化法第13条の2）が創設され、買入協議で農地保有合理化法人に農用地を売り渡した場合は、土地譲渡所得に対して1,500万円の特別控除が受けられることとなった。（租税特別措置法第34条の2）

また、同法人に買入協議を経ないで農用地を売り渡した場合でも、800万円の特別控除が受けられる。（租税特別措置法第34条の3）

キ 長期貸付農地保有合理化事業〈平成9（1997）～11年度（1999）〉・

農地保有合理化緊急加速事業〈平成10（1998）～12年度（2000）〉

昭和47年度（1972）に創設された「特別事業」は、5年以内の貸付けであったが、平成9年度（1997）には、長期にわたり貸付けを行った後に売り渡す「長期貸付農地保有合理化事業」が、平成10年（1998）には、UR対策として「農地保有合理化緊急加速事業」が創設された。

両事業は、10年以内という長期にわたり貸付けを行った後に売り渡す事業であり、10年以内の一時貸付（賃貸借）で買入価格の2.75%の賃料のうち2%は、農用地等に係る買入の対価の支払いに係る借入金の元本償還等に充当された。

「長期貸付農地保有合理化事業」は、平成11年度（1999）までの3年間で3,369ha、64億3,600万円の買入れを行い、平成12年度（2000）には「農地保有合理化促進事業」（以下「促進事業」という。）に統合され、長期貸付タイプに区分された。

「農地保有合理化緊急加速事業」は、買入期間である平成12年度（2000）までの3年間で3,571ha、86億2,040万円の買入れを行った。

また、「農地売買等事業」によって買入れや売渡しを行う際、農用地と一体的に利用することが適当と認められる農業用機械や施設を貸し付ける「農業用機械・施設リース事業」が平成10年度（1998）から実施され、平成14年度（2002）に「促進事業」に統合された後、平成19年度（2007）で終了し、10年間の事業実績の累計は、農業機械324台で、3億2,016万円の貸付けを行った。

年次	法令の制定・改正	主要事業制度	特別事業等
H5	農用地利用増進法の改正	農地信託等事業、 農業生産法人出資育成事業、 研修等事業の創設	農地保有合理化促進特別事業の創設（→新特別事業）
7	農業経営基盤強化促進法の改正		新特別事業の拡充（経営転換タイプ事業の創設） 農地保有合理化法人機能強化事業の創設 買入協議制度の創設
9			長期貸付農地保有合理化事業の創設
10			農地保有合理化緊急加速事業の創設 農業用機械・施設リース事業の創設
11	食料・農業・農村基本法の制定	中山間農地保全対策事業の創設	

ク 農地保有合理化促進事業〈平成12(2000)～18年度(2006)〉

平成12年度(2000)に、農業情勢を巡る大きな変化を踏まえ、「新特別事業」と平成5年以降に創設された各種事業を統合して、「促進事業」が制度化され、一般タイプ・事業関連タイプ・一時貸付タイプ(担い手育成・経営転換タイプ・長期貸付けタイプ)に区分された。

平成13年度(2001)には、農地価格の下落地域における「農地売買等事業」を補完する措置として、農地価格の下落に対して一定の助成を行う「農地売買円滑化事業」が「促進事業」の中に創設された。

「促進事業」は、事業が終了した平成18年度(2006)までの実績の累計が36,159haで、645億9,000万円の買入れであった。

ケ 担い手支援農地保有合理化事業〈平成19(2007)～23年度(2011)〉

平成19年度(2007)には、土地利用型農業を中心に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して、集団化・団地化した形で農地の利用集積を促進するために、農地保有合理化法人の仲介機能を活用し、売買、貸借、農業生産法人出資の事業等をメニュー化した「担い手支援農地保有合理化事業」(担い手支援事業)が創設された。

本事業の平成23年度(2011)までの実績の累計は、28,632ha、464億2,900万円の買入れを行い、平成24年(2012)には「農地保有合理化促進事業」(以下「新促進事業」という。)に移行された。

コ 促進事業が農地中間管理機構の特例事業の中に位置づけ変更 〈平成24年度(2012)～〉

平成24年度(2012)に「担い手支援事業」から移行した「新促進事業」は、農地の仲介機能を有する農地保有合理化法人の事業推進体制を強化するとともに、規模拡大に伴う資本整備の負担を軽減することにより、担い手への農地集積の加速化を進めてきた。

本事業の平成24年度(2012)から平成30年度(2018)までの買入実績は42,746ha、611億4,200万円である。

「新促進事業」は、平成26年(2014)に、基盤強化法第7条に基づく農地中間管理機構が行う特例事業として位置づけが変わり、

①農地売買等事業、②農地信託等事業、③農業生産法人出資育成事業、④研修等事業の4事業のうち、公社では「農地売買等事業」を主体に実施しており、平成30年度(2018)末の保有高は、129市町村において、37,717ha、573億960万円である。

年次	法令の制定・改正	主要事業制度	特別事業等
H 12			農地保有合理化促進事業の創設(→促進事業)
13			促進事業の拡充(農地売買円滑化事業の創設)
14			促進事業の拡充(農業機械・施設リース事業の追加)
17		経営構造改革緊急加速リース支援事業の創設	
18		農地継承円滑化事業の創設	
19			担い手支援農地保有合理化事業の創設(→担い手支援事業)
21	農地法の改正 農業経営基盤強化促進法の改正		

年次	法令の制定・改正	主要事業制度	特別事業等
H 24			「担い手支援農事業」が「農地保有合理化促進事業」に移行
26	農地中間管理事業の推進に関する法律の制定 農地中間管理機構の設置 農業経営基盤強化促進法の改正	農地中間管理事業の創設	旧農地保有合理化事業を農地中間管理機構が行う特別事業として規定

「農地売買等事業」は、環境の変化に応じて事業の内容を変化させて、道内の農地流動化や、安定的な経営体の育成、離農農家や規模縮小農家から供給される農地の円滑な継承を通じた地域農業の振興に大きく貢献してきた。昭和45年（1970）の公社発足以来の売買実績の推移は、表-15のとおりである。

地域事業の取組事例①

農地保有合理化事業の総合的な利用による 経営規模の拡大〈道央支所〉

道央支所管内の有限会社Rは平成15年（2003）2月に5戸で設立した農地所有適格法人（農業生産法人）で、水稻や小麦・大豆などの畑作物、キャベツなどの野菜を栽培し、経営面積は約140haに達している。

法人化については、農協も交え平成13年（2001）から検討を始めた。後継者不足など将来の営農継続に対する不安や、新たな転作物の導入とそれに伴う機械・施設への投資などを検討し、個人ではなく共同組織で対応しようと考えた。

さらに経営費用を試算した結果、任意組織ではなく、法人化した方がコストを削減できることが明らかになった。

法人化に当たっては、賃貸や購入で農地を拡大していくことや役割分担を明確にして作業効率を高めること、構成員の得意な技術を生かした作付け構成にすることなど、1年半の検討を経て、約70haの経営面積でスタートした。

その後、構成員の後継者や外部などから従業員の雇用、離農跡地の集積などにより、およそ2倍の面積に拡大してきた他、小麦や大豆の播種・収穫作業を受託している。

農地の集積に当たっては、「農地保有合理化事業」を効果的・総合的に活用し、「農地売買等事業」で37.8ha、「農業生産法人出資育成事業」で21.1haと、経営面積の4割に相当する58.9haを集積した。

表-15 農地保有合理化（促進）事業の売買実績の推移

	買入			売渡			保有		
	面積 (ha)	金額 (千円)	千円 /ha	面積 (ha)	金額 (千円)	千円 /ha	面積 (ha)	金額 (千円)	千円 /ha
S45	2,070	161,204	78				2,070	161,204	78
46	4,348	455,593	105	1	100	100	6,417	616,697	96
47	3,271	818,786	250	470	112,256	239	9,218	1,323,227	144
48	4,395	2,330,105	530	266	40,910	154	13,347	3,612,422	271
49	3,146	1,482,458	471	527	222,900	423	15,966	4,871,980	305
50	3,240	2,052,363	633	2,003	636,486	318	17,203	6,287,857	366
51	5,619	2,677,769	477	4,408	1,208,018	274	18,414	7,757,608	421
52	7,495	3,153,966	421	7,739	1,851,801	239	18,170	9,059,773	499
53	4,747	2,912,048	613	5,091	1,802,376	354	17,826	10,169,445	570
54	3,735	2,760,728	739	7,551	3,695,704	489	14,010	9,234,469	659
55	3,194	2,798,652	876	3,351	2,111,665	630	13,853	9,921,456	716
56	2,639	3,500,802	1,327	4,391	2,529,930	576	12,101	10,892,328	900
57	4,065	4,528,082	1,114	3,684	3,151,837	856	12,482	12,268,573	983
58	4,209	4,511,574	1,072	4,137	4,548,891	1,100	12,554	12,231,256	974
59	4,242	5,276,329	1,244	4,884	5,125,834	1,050	11,912	12,381,751	1,039
60	3,349	5,323,397	1,590	3,021	4,203,976	1,392	12,240	13,501,172	1,103
61	3,191	5,810,067	1,821	3,303	4,561,805	1,381	12,128	14,749,434	1,216
62	3,298	5,612,233	1,702	3,590	5,617,816	1,565	11,836	14,743,851	1,246
63	3,839	7,557,342	1,969	4,832	5,901,255	1,221	10,843	16,399,938	1,512
H元	3,684	8,584,115	2,330	3,523	5,422,005	1,539	11,004	19,562,048	1,778
2	3,701	8,501,068	2,297	3,484	5,519,182	1,584	11,221	22,543,934	2,009
3	4,011	9,114,370	2,272	3,847	5,894,447	1,532	11,385	25,763,857	2,263
4	4,704	9,230,656	1,962	3,220	6,270,025	1,947	12,869	28,724,488	2,232
5	3,487	6,552,447	1,879	3,199	8,401,648	2,626	13,157	26,875,287	2,043
6	3,161	5,295,236	1,675	4,096	8,613,672	2,103	12,222	23,556,851	1,927
7	6,872	12,765,362	1,858	2,500	5,317,108	2,127	16,594	31,005,105	1,868
8	6,339	13,110,089	2,068	3,069	6,504,404	2,119	19,864	37,610,790	1,893
9	7,611	14,899,138	1,958	3,296	5,919,151	1,796	24,179	46,590,777	1,927
10	7,508	13,652,220	1,818	2,843	5,246,724	1,845	28,844	54,996,273	1,907
11	7,232	11,277,489	1,559	2,875	4,847,568	1,686	33,201	61,426,194	1,850
12	6,438	10,606,355	1,647	6,018	10,852,278	1,803	33,621	61,180,271	1,820
13	6,068	10,038,018	1,654	5,735	12,134,434	2,116	33,954	59,083,855	1,740
14	5,578	10,033,066	1,799	5,813	11,979,707	2,061	33,719	57,137,214	1,695
15	5,660	10,015,482	1,770	5,207	8,438,562	1,621	34,172	58,714,134	1,718
16	5,208	10,430,678	2,003	4,787	6,419,397	1,341	34,593	62,725,415	1,813
17	5,785	10,447,700	1,806	4,945	5,932,869	1,200	35,433	67,240,246	1,898
18	6,285	10,986,382	1,748	4,309	5,310,568	1,232	37,409	72,916,060	1,949
19	6,745	11,493,070	1,704	5,225	7,568,163	1,448	38,929	76,840,967	1,974
20	6,134	10,237,814	1,669	7,997	15,353,319	1,920	37,066	71,725,462	1,935
21	5,478	8,486,833	1,549	7,905	15,743,440	1,992	34,639	64,468,855	1,861
22	4,953	7,569,733	1,528	4,382	8,049,594	1,837	35,210	63,988,994	1,817
23	5,323	8,641,851	1,623	4,946	7,960,303	1,609	35,587	64,670,542	1,817
24	7,085	9,188,845	1,297	6,103	9,768,361	1,601	36,569	64,091,026	1,753
25	7,186	10,019,989	1,394	6,321	10,863,406	1,719	37,434	63,247,609	1,690
26	6,302	9,133,596	1,449	5,885	9,713,289	1,651	37,851	62,667,916	1,656
27	6,567	8,896,168	1,355	6,075	10,240,943	1,686	38,343	61,323,141	1,599
28	5,909	8,822,467	1,493	5,769	10,070,401	1,746	38,483	60,075,207	1,561
29	4,888	7,862,959	1,609	6,973	10,627,638	1,524	36,398	57,310,528	1,575
30	4,810	7,218,366	1,501	3,491	7,219,266	2,068	37,717	57,309,628	1,519
小計	244,804	356,835,060	1,458	207,087	299,525,432	1,446			

資料：北海道農業公社調べ

(2) 農地信託等事業

平成5年（1993）の基盤強化法の制定により、「農地保有合理化事業」の一環として創設された「農地信託等事業」は、農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農用地等の売渡しについての信託を引き受けた委託者に対して、当該農地に係る評価額の7割以内の無利子資金を貸し付け、農地が売れた時にその売却収入によって精算する事業である。

本事業は、平成5年度（1993）から始まり令和元年度（2019）現在まで継続しており、これまでの本道の実績は平成5年度（1993）と6年度（1994）の2カ年であり、2町、76.6ha、2億8,612万円の評価額に対し、1億9,674万円の貸付けを行った。

(3) 農業生産法人出資育成事業

本事業も「農地信託等事業」と同様に、平成5年（1993）の基盤強化法の制定により創設され、農業生産法人の自己資本の充実と、経営規模の拡大に向けた支援を行うため、農地保有合理化法人が農業生産法人に農用地等を出資し、その持分を当該農業生産法人の構成員に分割譲渡する事業である。

「農業生産法人出資育成事業」は、平成5年度（1993）から令和元年度（2019）現在まで継続しているが、道内では、平成5年度（1993）から22年度（2010）まで実施され、事業実績の累計は、延べ18市町村で、1,035ha、5億7,332万円を20法人92構成員に持分を譲渡した。



農地流動化事業を活用した農地整備で生産性を向上

3 地域農業対策事業の経過と実績

公社では、農地保有合理化法人として「農地保有合理化促進事業」のほかに、農業振興に関わる各般の事業を実施しており、農地保有合理化法人が「農地保有合理化促進事業」以外の事業を行う場合は「農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること」（基盤強化法施行規則第1条第2号、第4条第2号）の規定に則して各種事業を実施してきた。

なお、「農地保有合理化促進事業」と農業構造の改善に資するための事業を総称して「農地流動化事業」とし、この具体的な方策として昭和57年度（1982）以降、公社が農地流動化対策事業の一環として開始した以下の諸事業を「地域農業対策事業」と総称し、中核農家の育成による地域農業の発展を目指し事業を推進してきた。

このうち令和元年現在で実施している事業は、「公社営農場リース事業」のみである。

(1) 公社営農場リース事業〈昭和57年度（1982）～〉

本道の酪農は長期的に農家戸数の減少が続いており、常に後継者不足の問題に直面してきた。一方で農業外から新たに農業への参入を志す希望者も一定数存在しており、この両者を的確に結び付け、次世代の本道酪農の担い手を確保していくことは重要な課題であった。

本事業は、新規就農希望者の農業への円滑な参入を目的として、後継者不在等の理由によって離農した酪農家の施設を有効活用するため、公社が離農跡地（土地・施設）を一括して取得し、整備した後、就農希望者に貸し付け、その後譲渡する事業であり、昭和57年度（1982）に「酪農経営改善パイロット事業」として創設された。

その後、事業名は何度か改定したものの、事業の基本的な枠組みは維持したまま現在に至っている。

事業名の変遷

- ① 昭和57～58年度：酪農経営改善パイロット事業
- ② 昭和59～63年度：リース農場事業
- ③ 平成元年度～現在：農場リース事業

本事業は酪農型でスタートしたが、平成6年度（1994）から12年度（2000）までは耕種型も実施され、さらに平成26年度（2014）には、肉用牛も規定に追加されたが、「在地規模拡大者」、「移転就農者」は廃止された。

また、新規就農希望者が農場を取得する際には多額の資金が必要となることから、公社では昭和62（1987）～63年度（1988）に「地域畜産活性化基金」を設置し、この運用により生じた果実で、新規就農希望者等に遊休施設を一定期間貸し付けた賃借料に対し助成（2分の1）を行う「遊休施設等活用促進事業」を併せて実施し、初期投資の負担を軽減した。

昭和57年度（1982）から平成30年度（2018）までの就農実績は、「酪農型」は新規・移転・在地で389件、「耕種型」は水稲・野菜・花



枝幸町の米田さん一家。平成29年に農場リース事業を活用して新規就農。酪農経営をスタート

きで14件の合計403件となっており、地域の担い手確保に一定の役割を果たしている。

地域（振興局）別の件数は、根室143件、宗谷73件、釧路65件で、この3振興局で全体の7割を実施しており、振興局別の実績は表-16のとおりである。

表-16 公社営農場リース事業の振興局別実績

(単位：戸)

振興局	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	桧山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	計
酪農型	1		2	2	3	1	2	21	1	73	38	38	64	143	389
耕種型	2							7			1	3	1		14
酪農・耕種計	3	0	2	2	3	1	2	28	1	73	39	41	65	143	403

資料：北海道農業公社調べ

注：酪農型は昭和57年度（1982）から現在も継続中で、平成30年度（2018）までの累計
耕種型は、平成6年度（1994）から平成12年度（2000）まで実施

（2）経営構造改革緊急加速リース支援事業〈平成17年度（2005）〉

平成17年度（2005）に実施した本事業は、家畜排せつ物処理施設及びその他の農業機械や施設を整備する事業で、貸付けの相手は農業協同組合とし、再貸付先である農業経営の規模拡大を図る畜産経営等に対して、当該農業用機械及び施設を一定期間リースし譲渡した。

事業実績は、平成17年度（2005）のみ実施され、2地区、2億6,461万円で、令和5年度（2023）までリース期間中である。

（3）農用地利用増進対策事業〈昭和61（1986）～平成3年度（1991）〉

地域における農用地利用改善団体などの集団に対して、農用地の流動化を阻害している不作付地、荒らし作り等による地力の低下を防止するため、土地条件の整備に必要な資金を無利子で貸し付けた。

事業実績は、平成3年度（1991）までの6カ年で21市町村25団体に、総額2億5,000万円の貸付けであった。

（4）農業経営活性化特別対策事業〈昭和61（1986）～平成12年度（2000）〉 （事業の背景と内容）

本道農業は昭和50年代に入り、農畜産物の輸入自由化等により農業を取り巻く環境が厳しくなったことから、超過負債を抱えた農家が増え、この結果、農協の固定化債権も増加し、経営を圧迫するようになった。

そこで、農協の固定化債権の処理を促進し、農協の財政状態の健全化と経営体質の基盤強化を図るため、農業経営活性化特別対策事業運営協議会（公社、北海道、北農中央会、北信連、ホクレンにより構成）が事業推進主体に、公社が北農中央会とともに事業主体として、昭和61年度（1986）より「農業経営活性化特別対策事業」（以下「活性化事業」という。）を開始した。

（事業の仕組み）

活性化事業は、農用地の流動化を円滑にして農家負債を解消するため当公社が構想した事業であった。農協が中心となり、市町村・農業委員会・農業団体が連携を取りつつ、「農地保有合理化促進事業」の活用によって債務処理を行い、その際、農協の債権に貸倒れが生じた場合には、農協が貸倒額の4倍を公社に地域活性化基金（以下

「基金」という。)として拠出し、その基金の運用(運用期間はおおむね5年から7年)により、超過負債を含めた負債全額の解消を図るとともに、離農跡地を公社が「農地保有合理化促進事業」で買い入れ、農地の流動化を促進した。

事業の手順は、①調査、②農用地等流動化対策、③農地有効利用対策、④回収不能

地域事業の取組事例②

公社営農場リース事業の活用で新規就農の促進

農場リース事業開始以来の事業の活用で、新規就農に着実な成果(道北支所)

昭和57年(1982)の「酪農経営改善パイロット事業」から始まり、平成30年(2018)までの37年間に宗谷管内で73戸、留萌管内で1戸が、「農場リース事業」を使って新規就農した。

直近の10年間では、年平均で2~3件の事業実績となっており、既存牛舎を有効に活用し、乳用牛の導入も一定の補助対象になっていることが事業参加の魅力であると考えられる。

新規就農者は現地で実習生として住み込み、一定期間経験を積んで、周囲との信頼関係を築いてから営農を開始する手法が主流である。

また、地元で開かれている「新規就農者誘致促進セミナー」、「就農体験ツアー」や「新・農

業人フェア」等のイベントのほか、担い手支援部への就農相談等を通して就農をめざす希望者も少なくない。



道北支所では、農場リース事業発足以来の活用により、新規就農者の確保で大きな成果を上げてきた。

全道の半数近くの利用を占める農場リース事業(根室支所)

根室支所管内では、新規就農者を呼び込み、地域農業の活性化に資することを狙いとする「公社営農場リース事業」を活用して、平成21年(2009)から平成30年(2018)までの10年間に44戸が新規入植した。全道(93戸)の半数近くになっており、毎年3~4戸が入植している。

近年は、2世代にわたって利用され老朽化が目立つ離農物件や、本事業で入植した就農者が離農せざるを得なくなり、再度本事業で整備する事例もみられる。

また、新規就農者側の変化も感じられ、最低限の生活費を酪農で賄い、自然の中でスローライフを志向する若者や単身での就農、セカンドライフを検討する高齢での就農希望など、多様化してきている。

その一方で、乳牛価格の高騰、老朽化した施設の改修費用の増大、TMR活用による飼養管

理に要する費用の増高等により、初期投資費用の回収やランニングコスト捻出のため、多頭化・大規模化が必要な事例が多くなっている。

意欲を持って農業にチャレンジした就農者が、やがて地域の農業や社会のリーダーに成長するなど、本事業は地域の活性化にも大きく貢献してきた。



スローライフの志向など多様な形態が出てくる中で、経営を維持するため大規模化が必要な事例も増えている。

債権整理対策の4つから成り立っていた。

- ① 調査は、「活性化事業」を的確に推進するためのもので、農用地の流動化と有効利用、並びに離農希望農家の債務の実態等について調査
- ② 農用地流動化対策は、公社が定める「農地保有合理化促進事業の実施に関する規定」により実施
- ③ 農地有効利用対策は、農協が必要に応じて、市町村や農業団体等の協力を得て土地基盤整備事業を実施
- ④ 回収不能債権整理対策は、再建対策を強化しても離農せざるを得ない農家に対して、所定の手続き後、農協は債権処理計画を立てて認定を受け、債権の回収や回収不能額に対する貸倒損失処理を行い、これに対して公社は経営活性化交付金を交付した。

基金の拠出期間（運用期間）は原則として7年間であったが、低金利により運用が予定どおり進まず、制度の見直し等がたびたび行われた。

「活性化事業」が終了した平成12年度（2000）までの実績は累計で162戸、基金の拠出額は75億7,710万円であった。

本事業の実績の推移は、表-17のとおりである。

表-17 農業経営活性化特別対策事業の推移

	S61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
戸数（戸）	13	20	17	20	15	11	9	10	2	0	8	12	11	8	6
拠出基金額（億円）	5.1	8.3	8.4	10.0	6.8	5.0	3.6	3.9	0.3	0.0	2.0	5.7	9.3	2.8	4.6

資料：北海道農業公社調べ

（5）農地流動化緊急対策事業〈平成元（1989）～3年度（1991）〉

平成元年度（1989）から実施した本事業は、離農や経営規模を縮小する農業者の農地を農協に売渡信託等を行う場合、これらの農家に対して、離農資金（売渡信託農地の時価の8割以内）を無利子で貸し付けた。

事業が終了した平成3年度（1991）までの3年間の貸付実績は19戸に3億8,317万円であった。

（6）農作業受委託促進特別事業〈平成2（1990）～11年度（1999）〉

平成2年度（1990）から実施した本事業は、農作業を受託した生産組織や中核的農業者に対して、3年以内（受託者が認定農業者である場合は5年以内）の受託料に相当する資金を一括して貸し付ける事業であった。

貸付実績は、事業開始の平成2年度（1990）から5年度（1993）までの4年間は4,999万円で、平成6年度（1994）から11年度（1999）までは6,000万～9,000万円で推移し、事業が終了した平成11年度（1999）までの累計は、1,762ha、6億8,439万円であった。

（7）土地利用型大規模経営育成事業〈平成2（1990）～13年度（2001）〉

平成2年度（1990）から実施した本事業は、土地利用型農業の次代を担う農業者の

育成・確保、農地保有の合理化及び農地の有効活用を図るため、農地の所有権取得を行って農業経営を開始、又は経営規模の拡大を行う農業者に対して、一定の要件を満たした場合に原則として5年間助成金を交付した。

交付実績は、平成2年度（1990）から事業終了の13年度（2001）までの12年間で16億906万円であった。

（8）地域畜産経営基金管理特別対策事業〈平成3（1991）～7年度（1995）〉

「広域農業開発事業」、「畜産基地建設事業」により造成された農場の中には、一部にやむを得ない事由により農家等が負債を抱えて離農し、離農後の農場がそのまま放置されている事例がみられた。

こうした状況に対処するために、平成3年（1991）3月に道及び3市1町で基金を造成し、離農した農家等から農業用施設の譲渡の対価を徴収することが困難な市町村に対して、基金から生じる果実を助成金として交付することにより、償還金の円滑な償還と離農後の農場の早期継承を促進した。

事業実績は、事業が終了した平成7年度（1995）までの5年間で、6億2,383万円の助成を行った。

（9）中山間農地保全対策事業〈平成11（1999）～16年度（2004）〉

本事業は、平成11年度（1999）から実施しており、中山間地域において、農地保有合理化法人が買い入れた農地を担い手に売り渡すまでの間、当該農地を良好な状態で保全するために、農協等に基幹的農作業の受託料前払資金を無利子で一括して貸し付けた。

当該事業の買入面積は、平成11年度から12年度（1999～2000）の2年間で300ha、保全管理に要した管理料の累計は、事業が終了した平成16年度（2004）までの6年間で、5町村、2億2,775万円の実績であった。

（10）農地継承円滑化事業〈平成18（2006）～22年度（2010）〉

平成18年度（2006）から実施した本事業は、農地保有合理化法人が借り受けた、若しくは買い入れた農地のうち、当面受け手がいないことにより地力の低下等が懸念される農地を、担い手に集積し引き渡すまでの間、良好な状態を保つために実施する維持管理や簡易な土地基盤整備に要する経費に助成した。

事業実績は、事業が終了した平成22年度（2010）までの5年間で3地区、1,263万円であった。

農地中間管理事業

1 農地中間管理事業創設の経緯

平成25年（2013）6月、停滞する我が国経済の再生に向けた国の成長戦略「日本再興戦略」において、全農地の8割が担い手に集約される農業構造の改革と、生産コストの削減により農業の競争力を強化し、農業を成長産業とするためのスキームが示された。

これに基づき、同年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「中間管理法」という。）が制定され、都道府県ごとに農地中間管理機構（以下「機構」という。）を整備し、農地の担い手等への集積・集約を強力に推進することとされた。

2 農地中間管理機構の指定

(1) 農地中間管理機構の発足

平成26年（2014）3月1日の中間管理法施行に伴い、当社が北海道知事から同年3月26日に機構としての指定を受け、同年4月1日に当社内で、高橋はるみ北海道知事ら関係団体長の出席を得て、農地中間管理機構の発足式を挙行了した。



高橋北海道知事、関係団体の代表を迎えて、農地中間管理機構の発足式を開催

(2) 農地中間管理機構の体制

これまで当社が取り組んできた農地流動化対策は、主に売買等事業である「農地保有合理化事業」であり、担い手本部の担い手農地部が所管していたが、「農地中間管理事業」は貸借事業が主体であることから、平成26年（2014）4月、本所に農地中間管理事業本部を新設し、6名の職員を配置するとともに、9支所のうち3支所（道央・十勝・上川）に農地中間管理課を新設して、各2名を配置し、ほかの6支所には業務農地課に兼任職員を計13名配置して体制を整えた。

その後、本事業の国における5年後の見直しや、売買・貸借事業の実績の推移等を踏まえ、平成31年（2019）4月には、農地中間管理部門と売買事業部門を一元化す

るとともに、企画調整を担う農地調整課を新設して農地中間管理本部に改組し、農地流動化対策の総合的な推進に向けた体制の強化を図った。

3 農地中間管理事業の概要

(1) 制度の概要

(根拠法令)

中間管理法において「農地中間管理事業」とは、機構が農業振興地域内において、

- ① 農用地等について、農地中間管理権を取得し（借受け）、担い手等に貸付けを行う事業
- ② 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成、または復旧、農業用施設の整備、その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務、農用地等の管理を行う事業

などと定められている。

なお、「農地保有合理化事業」は、農業経営基盤強化促進法第7条に農地中間管理機構の事業の特例として、

- ①農地売買等事業 ②農地信託等事業 ③農地所有適格法人出資育成事業*
- ④研修事業

*平成28年（2016）の改正農地法により、農地を所有できる法人の呼称が、「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更

の4事業が位置づけられ、公社が引き続き実施している。

(事業の仕組み)

機構は、定期的・区域ごとに、農地の借入れを希望する者（受け手）を募集し、応募者の情報を整理して公表している。

その後、市町村等と連携して貸付希望者（出し手）及び基準に適合する貸付農地を決定し、機構が農地中間管理権を設定した後に、公募した受け手に貸し付ける「農用地利用配分計画」を作成し、知事の認可を得て、受け手に権利が移動する。

事業の概要と手続きの流れは図-8、9のとおりである。

図-8 事業の概要

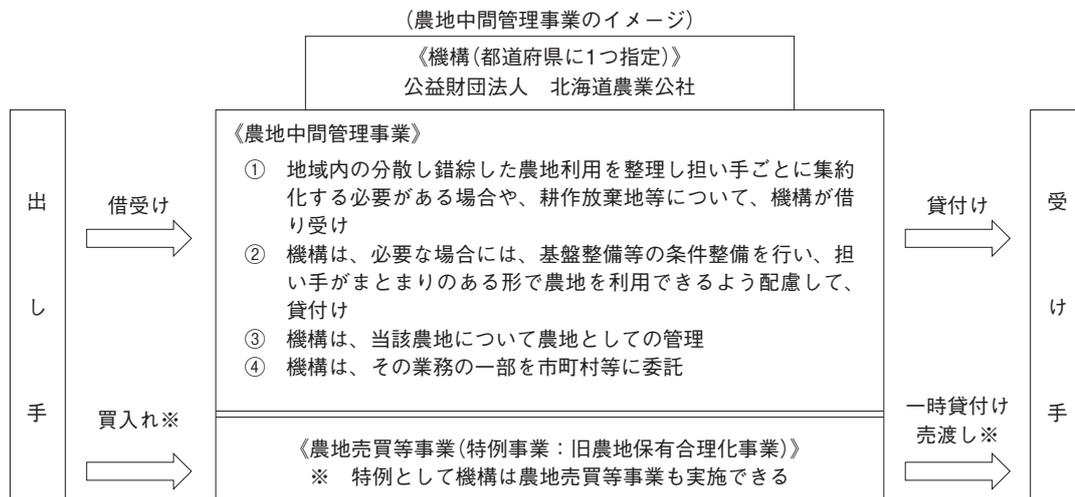
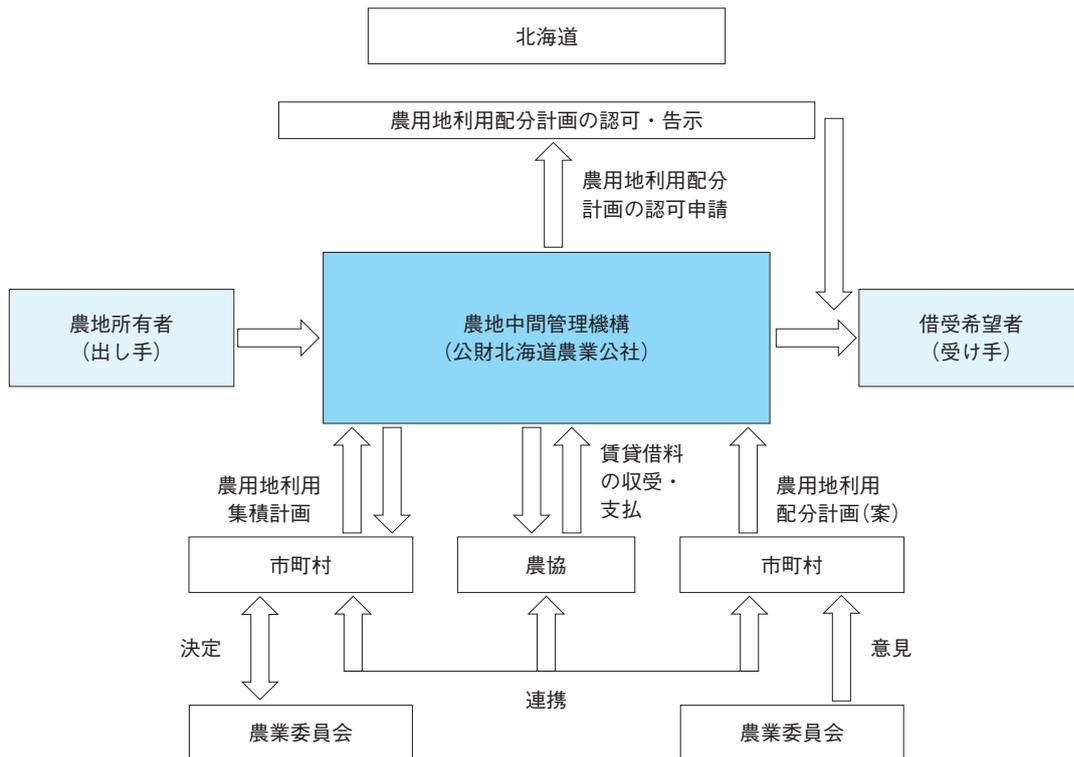


図-9 手続き等の流れ



(機構集積協力金)

「農地中間管理事業」とともに、機構に農地を貸した農家及び地域に国が協力金を交付する「機構集積協力金交付事業」が創設された。

その内容は、

- ・地域集積協力金：地域内の農地に占める機構への貸付面積に応じて地域に交付
- ・経営転換協力金：経営廃止又は経営転換した場合に、機構を経由（貸出）して担い手に農地を貸した所有者に交付
- ・耕作者集積協力金：機構の借受農地等に隣接する農地を、10年以上機構を経由して担い手へ貸した場合、農地の所有者又は耕作者に交付

となっている。

公社は直接的に交付事務に関与しないが、「農地中間管理事業」の実施状況が直接的に交付額と連動することから地域の関心が高く、同事業の重要なインセンティブとなっている。

交付金事業創設後、交付面積及び交付額は、平成26年度（2014）4,783ha・9億5,100万円、27年度（2015）10,240ha・22億2,300万円と大きな伸びを示したが、28年（2016）の制度改正により、交付対象農地が新規集積分に限定され、担い手間の移動は交付対象外となったことから、それ以降道内での活用が急激に低下し、「農地中間管理事業」の停滞の大きな要因となっている。

(2) 借受けを希望する者の募集等

機構は、中間管理法第17条に基づき、農地中間管理権を取得した農用地等の借受けを希望する者を募集し、募集結果は公社ホームページに公表している。

応募の有効期限は、平成26～27年度（2014～2015）では募集の締切り日から1

年間であったが、平成28年度（2016）以降は5年間となった。

- ・募集区域設定市町村数は、全道179市町村のうち171市町村
- ・募集区域設定区域数は、最大489区域であったが、令和元年度（2019）では177区域（※募集区域設定区域は、地域集積協力金の区域とは一致していない。）
- ・借受けの募集状況の推移は表-18のとおりである。

表-18 募集区域の設定と募集状況

(単位：件数、ha)

年度	回数	募集期間	募集区域 設定 市町村数	募集区域 設定 区域数	応募の あった 市町村数	応募件数	うち 新規参入	借受 希望面積
H 26	第1回	平成26年6月2日 ～7月1日	19	105	14	1,771	2	13,719
	第2回	平成26年9月1日 ～9月30日	143	478	103	5,813	22	65,878
27	第1回	平成27年5月1日 ～7月3日	167	475	103	2,580	17	31,784
	第2回	平成26年6月2日 ～7月4日	170	483	100	4,951	22	55,481
28	第1回	平成28年5月1日 ～5月30日	171	489	103	3,111	13	39,617
	第2回	平成28年9月1日 ～9月30日	171	489	105	4,563	2	43,890
	第3回	平成29年1月10日 ～2月10日	171	489	61	520	1	5,836
29	第1回	平成29年5月1日 ～5月30日	171	405	70	457	4	7,344
	第2回	平成29年9月1日 ～9月30日	171	405	85	422	4	21,858
	第3回	平成30年1月10日 ～2月10日	171	405	47	262	1	2,963
30	第1回	平成30年5月1日 ～5月30日	171	404	49	221	3	2,828
	第2回	平成30年9月1日 ～9月30日	171	404	50	341	1	3,678
R 元	第1回	平成30年10月1日 ～令和元年5月31日	171	177	37	79	9	1,641
	第2回	令和元年6月1日 ～9月30日	171	177	28	181	8	2,337
	第3回	令和元年10月1日 ～令和2年1月31日	171	177	28	63	2	1,327

資料：北海道農業公社調べ

注：令和元年度から借受希望者の公募については、年間を通じて随時受付を行っており、6月、10月、及び2月の年3回を定期公表月としている。

(3) 機構・市町村等への支援制度

機構が「農地中間管理事業」を円滑に実施し、担い手への農地集積・集約化を促進するために必要となる経費の一部が国費補助金として交付されており、その主な内訳は、

- ・農地の賃料、借受農地の管理、保全に要する経費
- ・人件費（給料手当等）、旅費交通費、通信費、評価委員会運営費等

となっている。

また、事業の地元調整等は機構と市町村等との委託契約に基づき、機構から委託料を交付するほか、農業委員会の農地集積・集約に向けた活動を支援するため、国費補助金が措置されている。

(4) 評価委員会の設置

中間管理法第6条に基づき、公社内に学識者、JA関係者、法人関係者、民間企業代表者、公認会計士から、知事の認可の下、理事長が任命した5名の委員で構成される農地中間管理事業評価委員会を設置した。

本委員会は、柳村俊介教授（北海道大学大学院農学研究院：設置時）を座長として年度内に2回開催し、「農地中間管理事業」の実施状況を評価のうえ、意見書を取りまとめて理事長に提出するとともに、意見書は北海道知事にも提出・公表される。

これまでの評価委員会の開催状況は表-19のとおりである。

表-19 評価委員会開催状況

回数	開催月	主な議題及び意見内容
第1回	平成26年7月	・基本方針（北海道策定）及び事業概要の説明 ・本道はこれまで売買主体であったが賃貸借の活用も必要との説明
第2回	平成27年3月	・平成26年度事業実施状況（借入れ見込3,500ha）の説明 ・事例モデル地区の説明
第3回	平成27年6月	・平成26年度評価意見書の協議 ・「農地耕作条件整備事業」実施に向けた関係機関との連携の説明 ・協力金の交付要件の質疑
第4回	平成28年3月	・平成27年度事業実施状況（借入れ見込9,500ha）の説明 ・今年度の予算で機構集積協力が不足した地区の事例の説明
第5回	平成28年6月	・平成27年度評価意見書の協議 ・機構集積協力の交付基準見直しで交付金の大幅な減少を想定の説明 ・耕作放棄地等の借入れ実績の有無の協議
第6回	平成29年3月	・平成28年度事業実施状況（借入れ見込1,300ha）の説明 ・道南、日胆地区でキャラバン実施の報告 ・借入期間の「極力10年以上」が「10年未満も可」に変更の説明
第7回	平成29年6月	・平成28年度評価意見書の協議 ・事業実施状況に関する「アンケート調査」の趣旨説明
第8回	平成30年3月	・平成29年度事業実施状況（借入れ見込1,000ha）の説明 ・事業実施状況に関する「アンケート調査」結果の報告
第9回	平成30年6月	・平成29年度評価意見書の協議
第10回	平成31年3月	・平成30年度事業実施状況（借入れ見込630ha）の説明 ・機構関連基盤整備事業の実施状況（深川市・厚沢部町）の説明 ・農地中間管理事業の活用事例（むかわ町・雄武町）の報告
第11回	令和元年6月	・平成30年度評価意見書の協議 ・「制度発足5年後の見直し」の概要の説明 ・効率的な事業推進体制（組織機構）の見直しの報告

(5) 制度発足5年後の見直し

「農地中間管理事業」は、中間管理法の附則第2条で法律の施行後5年を目途として、検証と見直しを行うことが規定されていたことから、公社は平成29年（2017）に今後の制度改正を見据えた検討や関係機関との協議に資するために、事業の実施状況に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ国への提案や意見交換等を行った。

令和元年（2019）5月には中間管理法等の改正法が成立し（同年11月から一部を除き施行）、国は6月に全国の農地バンク（機構）と関係団体が一堂に会した「農地バンク5年後見直し推進総決起大会」を開催し、この見直しを契機に、今後関係者が一体となって、人・農地プランを核に農地集積・集約化を推進するための機運を高めた。

〈主な見直しの概要〉

- 機構を通じた担い手への転貸手法の簡素化
現場の実態を踏まえ、出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、市町村の農用地利用集積計画のみで手続きが完了する仕組みを創設。
- 農用地利用配分計画の縦覧の廃止
農用地利用配分計画の縦覧に対する意見の実績がなかったことから縦覧手続を廃止。
これに伴い、機構は、利害関係人の意見提出の機会を確保するために、配分計画等を定めるに当たっては、あらかじめ利害関係人の意見を徴収。
- 農地の利用状況報告の廃止
受け手は機構に対し、毎年、利用状況報告を行っていたが、農業委員会が全農地を対象に利用状況を調査していることを踏まえ、機構への利用状況報告を原則廃止。
- 機構集積協力金交付事業
新たに集約化タイプを設け、地域内の団地数・平均団地面積等の要件を満たせば、担い手間の農地移動が交付対象。
また、耕作者集積協力金は廃止、経営転換協力金は5年間で段階的に縮減・廃止とされ、出し手対策の縮小方向を提示。

.....地域事業の取組事例—⑤—.....

地域の将来を見据えた酪農協業法人の設立と 農地中間管理事業による農地の集約化〈北見支所〉

雄武町K地区では離農が進み、遊休農地の発生が顕在化していた。また、後継者や労働力の不足もあって新たな投資を躊躇するなど、家族経営での将来的な対応に苦慮しており、基幹産業である酪農の生産力低下が懸念されていた。

こうした状況に危機意識を持っていた3戸の酪農家は、1戸の新規参入者とともに地域農業を維持するため協業法人を設立することで合意し、平成29年（2017）に法人を設立した。

3戸の酪農家の所有農地230haは、「農地中間管理事業」を活用して法人に貸し付けし、併せて区画整理や換地等を行い、農地を集約して作業効率の向上を図った。

また、「畜産クラスター事業」を活用し、牛舎を新設して搾乳ロボットを導入し、乳牛の集中管理による作業の軽減と効率化を図り、乳牛の増頭を進めており（経産牛を190頭から580頭へ増頭する計画）、「農地中間管理事業」の地域集積協力金は「畜産クラスター事業」の補助残の充当に活用した。

本法人は遊休農地や離農する酪農家の農地を引き受けるほか、外部からも積極的に若い従業員（新規就農者）を採用して世代交代をめざすなど、地域の生産・経営基盤を将来へつなぐ基盤を築いている。

4 農地中間管理事業等の実績

平成26年度（2014）から30年度（2018）にかけて5年間の借入れは、1,459件、16,087haで、貸付けは1,115件、16,017haであった。

借入れの内訳は、計画面積9,000haに対し平成26年度（2014）は39%、平成27年度（2015）は106%であったが、平成28年度（2016）から30年度（2018）にかけては、計画面積4,500haに対し大幅に下回る実績であった。

その要因は、前述したように、出し手となる農地所有者や実施地域に対する支援措置として国が措置した機構集積協力金が、農地供給に向けた大きな経済的インセンティブとなっていたが、平成28年度（2016）の制度改正で、交付対象面積が、非担い手から担い手への新規集積面積のみに変更されたことから、担い手間の農地移動が大半を占める道内の現状では、この制度変更の及ぼす影響が大きかった。

これまでの農地中間管理事業等の実績は表-20のとおりである。

表-20 事業実績及び協力金交付額

(単位：件、百万円、ha)

年度	農地中間管理事業				(旧) 農地保有合理化事業*				⑤=①+③		(参考) 機構集積 協力金交付額	
	借入れ①		貸付け②		買入れ③		売渡し④					
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
H 26	233	3,549	231	3,426	669	6,302	794	5,884	902	9,851	4,783	951
27	796	9,533	491	9,475	602	6,567	831	6,075	1,398	16,100	10,240	2,223
28	195	1,278	194	1,370	645	5,909	811	5,769	840	7,187	4,197	193
29	121	1,095	80	1,065	577	4,888	938	6,973	698	5,983	1,477	84
30	114	632	119	681	548	4,810	601	3,491	662	5,442	357	25

資料：北海道農業公社調べ

*「農地保有合理化事業」は、農業経営基盤強化促進法に基づく機構の特例事業として位置づけ

貸付先の内訳（面積）では、事業初年度の平成26年度（2014）はTMRセンターが全体の52%を占め、酪農経営の18%と合わせると酪農関連が70%と高い割合を占めており、平成30年度（2018）までの実績でも酪農関連がほぼ50%以上を占めている。



農地中間管理事業で農地を集約した稚内市の合同会社沼川TMRセンター

農村施設整備事業

1 農村施設整備事業の概要

農村施設整備事業は、当公社が事業主体となって各事業の実施要綱及び要領に基づき実施するものであり、実施方法としては事業主体としての業務規程・実施要領・建設工事規程等を制定し、これらに基づき飼料生産基盤の整備・改良や牧場施設の整備等の実施に伴う年度予算管理、調査測量設計・積算、発注・委託、施工管理、検査等を行っている。

施行区分としては、公社が直接施行する工事や調査測量設計等（主に飼料生産基盤の整備・改良）と外部に発注する工事や調査測量設計等（主に牧場施設の整備等）がある。

現在、農村施設整備事業として実施している事業は次のとおりである。

- ・畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）：昭和53年度（1978）から公社営畜産基地建設事業として実施され、その後の変更を経て、平成16年度から本事業に移行
- ・農業基盤整備促進事業：平成27年度（2015）から実施
- ・農地耕作条件改善事業：平成27年度（2015）から実施

2 農村施設整備事業の推移（50年の足どり）

(1) 事業の創成期〈昭和45（1970）～54年度（1979）〉

（酪農・畜産経営規模拡大への取組み）

昭和40年代に入り、本道の畜産経営が急速に拡大・発展を遂げる中、昭和47年度（1972）に「農業公社牧場設置事業」がスタートし、草地の造成・整備、道路や用・排水などの基本施設、さらに畜舎やサイロなどの利用施設も加えて、一体的に整備した農場を農業者に譲渡してきた。

本事業は、以後順調に拡大していったが、事業実施地域の拡大に伴って、本事業では対応が困難な地域における総合整備やさらなる農家負担の軽減のため、より規模の大きい道営規模として制度化された「公社営畜産基地建設事業」が昭和53年度（1978）に新規事業として認められ、54年度（1979）から当公社が事業主体となって実施してきた。



(2) 事業の安定実施〈昭和 55 (1980) ~平成元年度 (1989)〉

(事業の着実な実施)

「農業公社牧場設置事業」は、毎年の事業費 10 ~ 20 億円程度、「公社営畜産基地建設事業」は 50 ~ 60 億円程度で推移し、順調な実績を示してきた。

また、個人経営の草地基盤整備を中心に実施してきた「団体営草地開発整備事業」の制度が拡充されたことにより、事業主体に公社も加えられ、昭和 62 年度 (1987) から事業を開始した。

(3) 農業競争力強化・環境問題への対応〈平成 2 (1990) ~ 11 年度 (1999)〉

(酪農・畜産経営規模拡大から環境整備へ)

酪農・畜産経営の急速な大型化に伴い、家畜排せつ物の処理・管理に係る環境問題が深刻化する中で「畜産環境整備特別対策事業」が創設され、その後、この事業を拡充した「畜産経営環境整備事業」が相次いで創設されたことから、公社では前者は平成 4 年度 (1992) から、後者は平成 7 年度 (1995) から実施してきた。

草地整備事業の関連では、小規模な飼料基盤の造成整備に対応するため創設された「小規模草地開発整備事業」を平成 3 年度 (1991) から実施し、公共牧場の機能の高度化を図るため創設された「団体営公共牧場整備事業」を平成 6 年度 (1994) から実施してきた。

「公社営畜産基地建設事業」は、平成 7 年 (1995) に国の新たな政策の下で「担い手育成畜産基盤再編総合整備事業」となったが、平成 5 年 (1993) のウルグアイ・ラウンド農業合意で、平成 7 年 (1995) から一定水準の関税等を削減することが盛り込まれ、関連対策大綱が打ち出されたことから、「担い手育成畜産基盤再編総合整備事業」は、同じ事業内容で平成 8 年度 (1996) に事業名が「畜産基盤再編総合整備事業」に変更され実施してきた。

また、道は、平成 8 年度 (1996) に「21 世紀高生産基盤整備促進特別対策事業」(以下「農地パワーアップ事業」という。)を創設し、農業農村整備事業のうち、生産基盤整備等の農家(受益者)負担を市町村との連携により 5% までに軽減する特例措置を講じた。

対象事業は、道営及び「公社営農業農村整備事業」(「畜産基盤再編総合整備事業」、「畜産環境整備事業」)で、平成 11 年 (1999) に、家畜排せつ物の野積み・素掘りを解消し、管理(処理や保管)の適正化と利用促進等を図ることを目的とする「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」という。)が施行されたこともあり、道の「農地パワーアップ事業」の実施によって、家畜糞尿処理施設整備が促進された。

(4) 公社を取り巻く厳しい農業情勢〈平成 12 (2000) ~ 21 年度 (2009)〉

(畜産公共予算の削減・道費上置措置の見直し)

平成 12 年度 (2000) に、環境対策の「畜産環境整備特別対策事業」と「畜産経営環境整備事業」が統合されて「資源リサイクル畜産環境整備事業」が創設され、平成 17 年度 (2005) には事業がさらに整理統合されて「畜産環境総合整備統合補助事業(資源リサイクル型)」となり環境汚染対策の取組みが推進された。

「畜産基盤再編総合整備事業」は、国が打ち出した担い手に施策を集中化・重点化する方向性に基づき、平成 16 年度 (2004) に創設した「畜産担い手育成総合整備事

業（再編整備型事業）」に移行し、平成19年度（2007）には、水田地帯の酪農及び肉用牛生産に係る担い手育成と農地の有効利用を図るため、「畜産担い手育成総合整備事業（水田地帯等担い手育成型事業）」が制度化された。

団体営クラスの草地整備関連事業では、平成12年度（2000）に「小規模草地開発整備事業」が廃止され、同年に「団体営公共牧場整備事業」が「団体営草地開発整備事業」に編入統合された。

また、平成15年度（2003）には「農業公社牧場設置事業」及び「団体営草地開発整備事業」が廃止され、平成16年度（2004）に創設された「飼料基盤活用促進事業」に引き継がれた後、平成17年度（2005）に交付金化されて創設された「強い農業づくり事業（飼料基盤活用の促進）」で実施された。

道の「農地パワーアップ事業」は、平成13年度（2001）以降も継続されることとなったものの、草地整備改良の工種が対象外となったことにより、土地基盤整備に重点を置く「畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型）」が減少傾向となった。

一方、畜産環境対策を重点的に進める「畜産環境総合整備事業」は、家畜排せつ物法が本格的に施行される平成16年度（2004）に向けて、緊急的に集中して実施してきたこともあり堅調に推移したが、17年度（2005）以降は減少していった。

公社営事業に係る「農地パワーアップ事業」が、平成17年度（2005）をもって終了したことに加え、国や地方自治体の財政悪化が進む中、畜産公共予算を含む農業農村整備事業予算が抑制され、道では「財政立て直しプラン」において、「畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）」の道費上置補助（補助率20%）が平成19年度（2007）に廃止されることとなった。

しかし、道は、早急に本事業に係る上置補助を廃止することは、本道の酪農・畜産の発展や農政の推進に大きな障害となることを懸念し、道費上置補助に代わる対策として、平成19年度（2007）から21年度（2009）までに採択された地区で、事業期間を平成19年度（2007）から24年度（2012）までに限定した「草地担い手育成支援特別対策事業」を制定して、道独自で事業費の15%の助成が行われた。

（5）事業の新たな展開〈平成22（2010）～令和元年度（2019）〉

（事業の停滞から安定実施に向けて）

平成21年（2009）に政権の交代による政策の見直しに伴い、土地改良予算（農業農村整備事業予算）の大幅な削減が行われたほか、国直轄事業負担金の業務取扱費の廃止と併せて、公共事業に係る事務費の廃止が決定され、公社事業（農村施設整備事業）の事務的経費（工事雑費・一般管理費・附帯事務費）の国費補助（事務的経費の50%）も廃止された。

このため道は、平成22年度（2010）から「畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業・水田地帯等担い手育成型事業）」と「畜産環境総合整備事業」の事務的経費に係る農家負担の軽



TMRセンター（株）望洋アグリワークス

減を図るため、道費を助成する「畜産担い手育成総合整備事業等円滑化対策補助金」を制定して、新規地区採択年度により段階的に補助率を低減しながら、平成27年度(2015)(地区採択年度が平成24年度(2012)の地区)まで実施した。

採択年度が平成25年度(2013)以降の地区からは、事業の事務的経費の道助成がなくなり、全額農家負担となった。

また、予算の組み換えと併せて農業農村整備事業の体系が大きく再編された時期であり、平成22年度(2010)に、都道府県の裁量で予算の融通が可能な「農山漁村地域整備交付金」制度が創設された後、平成23年度(2011)には「地域自主戦略交付金」(内閣府からの一括交付金)が創設され、平成24年度(2012)の補正予算から両交付金が「農山漁村地域整備交付金」に統合された。

従来からの補助事業については、令和元年度(2019)現在の「畜産担い手育成総合整備事業(再編整備型)」が、平成23年度(2011)に創設された「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」、平成24年度(2012)に補正予算から変更された「農業競争力強化基盤整備事業」、平成30年度(2018)には「農業競争力強化農地整備事業」の中で位置づけが変更されてきた。

「畜産環境総合整備事業」については、交付金化され、「(農山漁村地域整備交付金のうち)畜産環境総合整備事業」として規定されたが、当公社においては、平成23年度(2011)以降新規地区の実施はない。

新たに「農業基盤整備促進事業」(公共事業)について、平成27年度(2015)から公社(農地中間管理機構)が事業主体を担えるようになったことにより取組みを始め、また、同年、公社(農地中間管理機構)による農地集積・集約化の推進等を目的とする「農地耕作条件改善事業」(非公共事業)が創設されたことから実施を始めた。

公社設立以来の「農村施設整備事業」取扱高の推移は、図-10のとおりである。

※道費上置措置の変遷

「畜産担い手育成総合整備事業(再編整備型事業)」に係る道費上置補助制度は、趣旨や負担率の変更はあるものの、期間限定で継続して第四次対策まで実施されてきた。

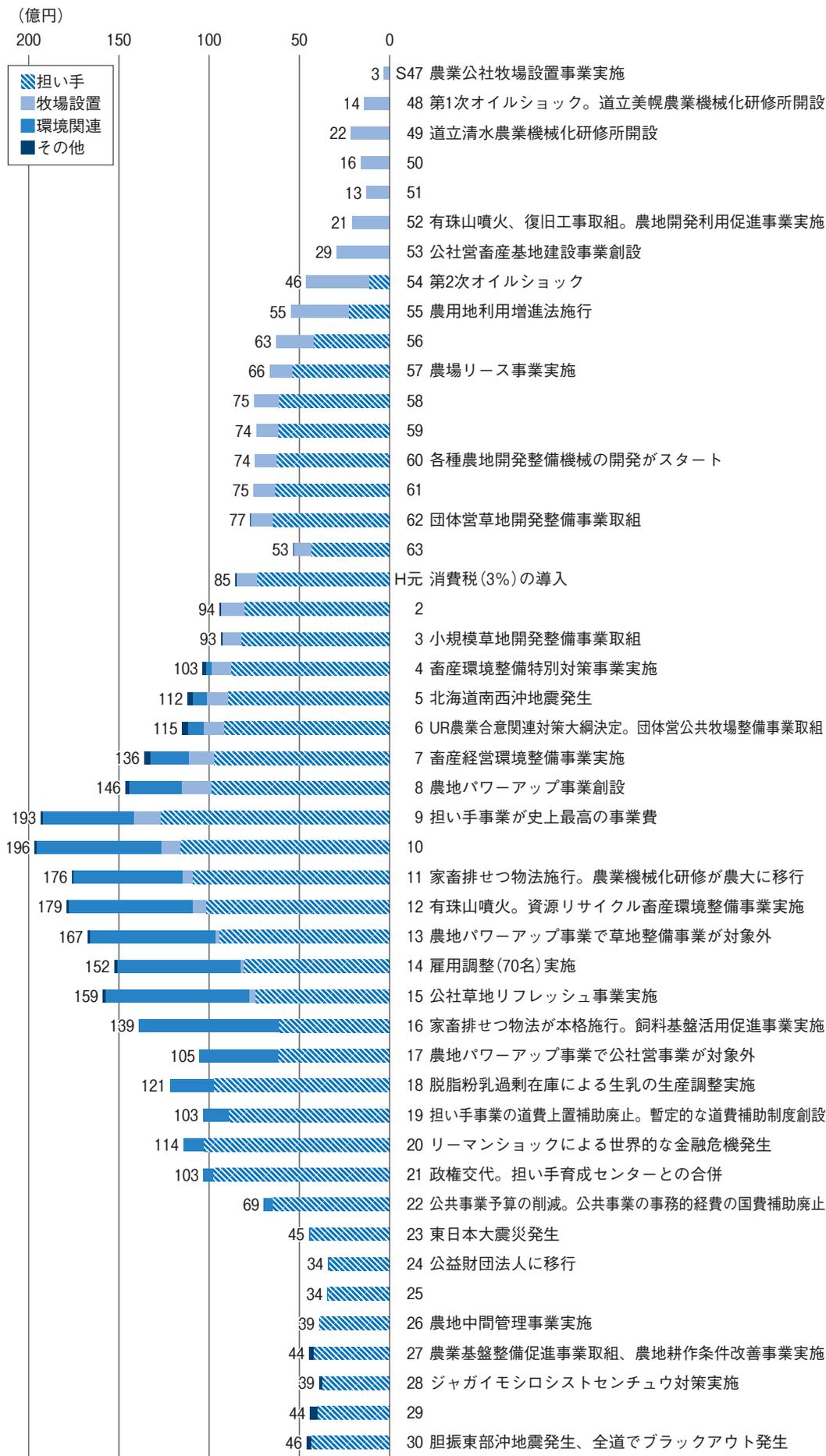
本対策は、平成30年度(2018)現在では、「地域草地基盤強化支援事業」(第4次対策)として実施されてきたが、対策額が限定されていたことや、令和2年度(2020)までという実施期間の制限により、地元要望に応えることが困難な状況となっていた。

こうした中、令和元年(2019)、国から新たに団体営事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドライン)が示されたことから、これに基づき道は「団体営土地改良事業の負担割合について(通知)」を発出して、「畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業)」をガイドラインの対象とし、事業対象工種(草地整備改良・草地造成改良)を限定した中で、恒久的な道の負担割合(14%)を定めるとともに、第4次の道費上置き措置の「地域草地基盤強化支援事業」については、平成30年度末(2018)をもって終了した。

この措置により、今後、「畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業)」に係る予算の制限や対策継続期間の不透明さがなくなり、道営事業との規模等に応じた役割分担の下で、連携・調整を図りながら安定した事業展開を推進していくことが可能となった。

道費上置き対策の変遷は、表-21のとおりである。

図-10 農村施設整備事業の推移



資料：北海道農業公社調べ

表-21 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備（型）事業）に係る道費上置き対策の変遷

区分	事業名	負担率	実質対象期間	対象期間（西暦・平成/令和）															
				2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
				～H 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	
旧	政策上置き	道20%	平成21年度まで	●	●	○	○	○											
				← H 18 新規地区で終了（実質H 21 まで） →															
一次	草地担い手育成支援特別対策事業	道15%市町村に補助	平成19年度～平成24年度		●	●	●	○	○	○									
				← H 21 新規地区で終了（実質H 24 まで） →															
二次	自給飼料生産拡大緊急対策事業	道15%市町村に補助	平成22年度～平成27年度						●	●	●	○	○	○					
				← H 24 新規地区で終了（実質H 27 まで） →															
三次	草地生産力向上支援特別対策事業	道10%市町村に補助	平成25年度～平成30年度									●	●	●	○	○	○		
				← H 27 新規地区で終了（実質H 30 まで） →															
四次	地域草地基盤強化支援事業	道15%市町村に補助	平成28年度～平成30年度（令和2年度）														●	●	●
				← 平成30年（2018）で終了 ※本来は令和2年度（2020）まで →															

資料：北海道農業公社調べ
注：●新規採択地区
○継続地区

3 農村施設整備事業で実施した事業の概要

〈現在実施している事業〉

(1) 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）

（40年間にわたって畜産経営の地域的な生産性の向上に貢献）

戦後の目覚ましい農用地の開発により、昭和40年代から50年代にかけて、本道における開発用地は次第に条件の厳しいへき地に求められるようになったことから、その開発には農家の移転、農道や水道・公共施設など総合的な整備が必要となり、当時から公社が行っていた団体営規模の「農業公社牧場設置事業」では対応しきれなくなったため、道営規模の事業の制度化を目指して、道をはじめとする関連団体が新しい事業の制度化を国に強く要望した結果、昭和53年（1978）に道費の上置き助成によって農家負担の軽減に配慮した「公社営畜産基地建設事業」が新規事業として認められ、当公社が事業主体となって実施することとなった。

本事業は、既存の畜産地帯の再編・整備を推進し、土地条件などから今後とも畜産基地として安定的な発展が見込まれる地域を対象に、公社が飼料基盤の開発・整備、畜舎等の農業用施設の整備を総合的に行い、それらを他地域からの移転、あるいは経営規模の拡大を希望する農業者に譲渡若しくは貸し付けるものである。

事業の基本的な内容は、以下のとおりである。



公社営畜産基地建設事業の取組みで、本道の草地生産は大きく向上

- ① 実施計画は道が策定し、公社が事業主体として事業を行う（計画期間おおむね1年間）
- ② 事業を実施するための契約は、当該市町村があらかじめ事業参加者と必要な契約を締結したうえで、市町村と契約を締結し、事業完了後の施設等の譲渡も市町村を通じて行う
- ③ 事業の実施期間は、おおむね5年間（実施計画期間を含む）
- ④ 事業の対象は基本施設（基盤整備等）、農業施設（畜舎等）、農機具等の導入などが対象となり、国の助成は50%であるが、20～25%の道の上置き助成が行われる
- ⑤ 主な採択要件は、草地造成面積が30ha以上で、15ha以上が畜産経営を移転する者に係るもので、畜種複合型事業の場合は家畜飼養頭数（豚換算）が2,000頭以上、単一畜種型事業の場合は草地造成整備改良面積等の合計面積が100ha以上

制度の発足は昭和53年度（1978）であったが、本道の特例補助率設定交渉のため、初年度は実施計画策定にとどまったことから、事業着手は昭和54年度（1979）からとなり、4地区、参加戸数193戸を対象に、総事業費10億8,500万円でスタートした。

（情勢の変化を受け再三の名称変更）

本事業はその後順調な実績を示し、昭和58年度（1983）から62年度（1987）にかけて60億円台の事業費で堅調に推移した後、平成元年度（1989）以降は事業の拡大傾向が続き、事業内容が一新される平成7年度（1995）の前年度の6年度（1994）には91億円に達して、本道における集中的な近代畜産経営農家群の形成に大きく奇与した。

その後、農家戸数、就労人口の減少と、それに伴う後継者の不足という状況の下で、農業政策は各方面にわたって見直しを迫られ、畜産振興の面でも、国際化の進展や畜産を巡る環境問題の深刻化から、地域における畜産も生産・流通体制の再編整備が必要となった。

このため、離農跡地の集積などを通じて、飼料基盤に立脚した効率的な経営体群の育成を重点的に進めて、低コストで安定的な畜産物の供給体制の確立を図るとともに、耕種部門との連携による家畜糞尿のリサイクルシステムの確立が急務となった。



カラマン牛舎（浜中町熊牛地区）

地域事業の取組事例—4—

農村施設整備事業による施設整備の推進

省力化が期待される「搾乳ロボット」〈十勝支所〉

搾乳牛1頭当たりの作業別労働時間を見ると搾乳・牛乳処理・牛乳運搬作業が全体のほぼ半分を占めており、飼養頭数の増加に伴い、一人当たりの労働時間が増加している酪農経営にとって、この作業の労働負担の軽減は重要な課題である。

音更町の酪農経営の中核であるA牧場は、平成26年(2014)に「畜産担い手育成総合整備事業」でフリーストール牛舎を建設するに当たって、搾乳の作業時間の削減や効率化を図られる搾乳ロボットを採用した。

A牧場は、搾乳牛の個体能力の向上(優良血統種や高泌乳牛の改良生産)に力を入れ、優良牛生産のため、受精卵移植など最先端技術の利用と併せて丹念な育種改良を行ってきており、搾乳ロボットの導入により、削減された労働時間を育種改良を含む個体管理に振り向け、優良後継牛の育成強化と乳量の増加につなげている。

地域の農家戸数の減少が進み、外部からの雇用労働力の確保が厳しくなっている中で、労働力が限られる家族経営が規模拡大する際には、搾乳ロボット導入による省力化がますます期待される。



完成したフリーストール牛舎



搾乳ロボットの導入により、省力化が図られ、生乳生産量の増加や、経営所得の向上につながった

「TMRセンター」で地域の活性化〈釧路支所〉

釧路市阿寒町は酪農畜産が基幹産業である。

酪農経営では、良質粗飼料の確保が非常に重要であるが、牧草やデントコーンの収穫・調製は多大な労力が必要な作業であり、この作業に従事する労力の不足が酪農経営の継続や規模拡大の課題となっていた。

そこでJ Aが中心になって、各酪農家の飼料生産を外部的にするため、平成19年(2007)に「畜産担い手育成総合整備事業」を活用してバンカーサイロ30基や、飼料調製庫、農器具庫などの施設や農業機械を整備・導入し、23戸の構成員からなる「阿寒TMRセンター」を立ち上げ、平成30年(2018)には、同事業によりバンカーサイロ12基を増設した。

TMRセンターの稼働により、構成農家は良質な粗飼料を効率的に確保できるようになり、また、

飼料生産等に要していた労働力を乳牛の飼養管理に振り向けるなどして、乳量の向上につなげている。

今後TMRセンターは、離農跡地の活用や雇用の場の創出など、地域農業活性化への寄与が期待される。



TMRセンターの稼働で良質な粗飼料が確保でき、効率的な労働力の配分により乳量の増加につながった

こうした中、国は、平成7年度（1995）に新たな政策として「担い手育成畜産基盤総合整備事業」を打ち出した。「公社営畜産基地建設事業」との事業内容の相違点は、中山間地域の採択要件の緩和や、牧場施設譲渡の補助残に「スーパーL資金」（農業経営基盤強化資金）を利用できる点であり、当公社は同年度に97億円の事業を行った。

ところが、平成5年（1993）にウルグァイ・ラウンド農業交渉が合意され、これに対応して関連対策大綱が翌6年（1994）に打ち出されたことから、「担い手育成畜産基盤総合整備事業」は平成8年度（1996）から急遽、同じ事業内容で「畜産基盤再編総合整備事業」へと切り替わった。

平成9年度（1997）には、道の「農地パワーアップ事業」が創設されたことから、事業費が126億円に達し本事業最高の実績を記録したが、平成13年度（2001）には、草地整備改良工種が「農地パワーアップ事業」の対象外になったこともあって減少が続き、平成16年度（2004）には事業費が61億円にまで減少した。

同年度は、関連する事業の統廃合により、「畜産担い手育成総合整備事業（再編整備）」に変更となり現在に続くが、環境対策の最盛期にあって草地基盤整備は大幅に減少し、草地整備の事業費はピークであった平成10年度（1998）の97億円の5分の1に当たる18億円となった。

平成18年度（2006）以降は、各地でTMRセンターの設立や、法人化に伴う規模拡大により、施設整備の需要が高まり、主にバンカーサイロを含む基地造成（整備）や、大規模畜舎（搾乳舎）、それに附帯する家畜排せつ物処理施設等の整備が実施され事業費は90億円台で推移した。

平成19年度（2007）には、「畜産担い手育成総合整備事業（水田地帯等担い手育成型事業）」がスタートし、水田地帯の酪農及び肉用牛生産に係る担い手育成と農地の有効利用を図るために、基本施設（農業基盤整備事業等）や利用施設（施設、牧場用機械等）の整備に対して国費50%の助成が行われたが、本事業は国の「戸別所得補償制度」の実施要領において、平成23年度（2011）以降は新規地区が採択されないこととなった。

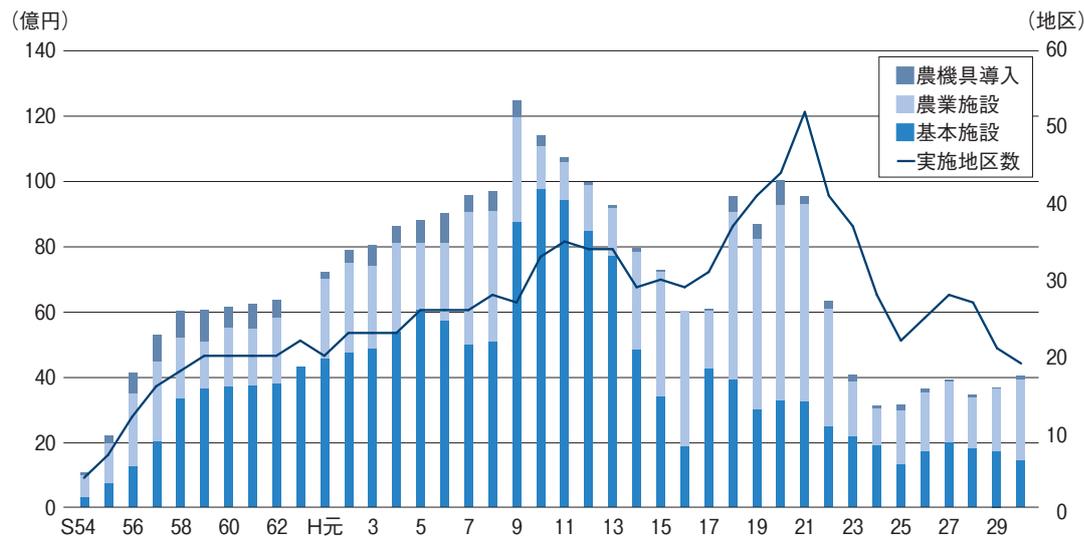
平成21年（2009）9月の政権交代を受けて、翌年度からの政策見直しに伴う公共事業予算の大幅な削減や、当事業に係る道費上置措置の制限によって、基本施設が抑制基調となったことから、平成23年度（2011）以降、令和元年度現在に至るまで事業費30～40億円で推移している。

平成23年度（2011）には従前の補助事業（畜産公共事業）が廃止され、当時の政策の重点項目である農業者戸別所得補償制度等の円滑な実施を図るため「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」が創設され、その中に「畜産担い手育成総合整備型（再編整備事業）」が位置づけられて実施された。事業内容の主な変更点は、採択要件について、事業完了後の受益面積が、30haから200haに拡大されたことであった。

昭和53年度（1978）に「公社営畜産基地建設事業」が誕生して以来、様々な環境の変化の影響を受けて事業名が変わり、事業費が激しく増減してきたが、本道畜産業の発展に大きく貢献してきており、平成30年度（2018）までの総事業計は234地区、総事業費2,767億円（基本施設1,567億円、農業施設他1,152億円、附帯事務費44億円）であった。

「畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）」の事業設立以来の事業費の推移は、図-11のとおりである。

図-11 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）の推移



資料：北海道農業公社調べ

(2) 農業基盤整備促進事業

農地の畦畔除去等による区画拡大や、暗渠排水等の地域の実情に応じたきめ細やかな農地整備を実施する事業として、平成24年度（2012）の補正予算で、国から直接補助の団体営事業として創設された。



水田の暗渠排水や区画整理の事業にも取り組み

道は、平成26年度（2014）に当事業の円滑な推進と、道営事業との連携調整

のため、公共事業予算における団体営事業と位置づけて、道経由の間接補助事業とし、平成27年度（2015）からは、農地中間管理事業に関連して地域の農地の流動化や有効利用・効率化を推進する制度に拡充され、公社（農地中間管理機構）が事業主体に加わった。

主な採択要件は、総事業費200万円以上、受益者数2人以上、受益面積5ha以上となっており、補助率は2種類（以内）で、以下のとおりである。

① きめ細かい基盤整備（定率補助）

暗渠排水、土層改良、区画整理、用排水施設、農用地の保全等 国50%

② 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

暗渠排水（バックホー）15万円/10a、客土（層厚10cm以下）11万5,000円/10a等

平成30年度（2018）までの総事業計は延べ28地区、総事業費5億6,700万円（基本施設5億2,900万円、附帯事務費3,800万円）であった。

(3) 農地耕作条件改善事業

平成27年度（2015）に創設され、「農地中間管理事業」の重点実施区域等において、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための簡易な基盤整備を実施する事業で、事業目的が公社（農地中間管理機構）による農地の集積・集約化を加速

するための耕作条件の改善であり、公社が事業主体として実施している。

平成 28 年度 (2016) から交付金化され、事業の複数年度実施 (ハード事業最大 3 年) が可能となった。

主な採択要件は、総事業費が 200 万円以上 10 億円未満で、受益者数が 2 人以上、中間管理機構との連携概要を策定し、中間管理事業の重点実施区域等で実施することとなっている。

事業の区分 (型) としては、地域内の農地集積を計画的に実施する「地域内農地集積型」と、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を推進する「高収益作物転換型」等があり、主な補助率 (以内) は以下のとおりである。

① 定率補助

用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農用地の保全等 国 50%

② 定額助成

区画拡大 10 万円 /10a、暗渠排水 15 万円 /10a 等

平成 30 年度 (2018) までの総事業計は延べ 20 地区、総事業費 5 億 6,600 万円 (基本施設 5 億 2,900 万円、附帯事務費 3,700 万円) であった。

〈取組みが終了した事業〉

※草地基盤整備事業関係

(4) 農業公社牧場設置事業

中核的な畜産農家を育成し助長するため、草地の造成・整備、道路や用・排水などの基本施設、さらに畜舎やサイロなどの利用施設も加えて、一体的に整備した農場を農家に譲渡する事業であり、公社では、昭和 47 年度 (1972) から平成 15 年度 (2003) にかけて実施してきた。

主な採択要件は、草地造成改良面積が 10ha 以上か、草地造成改良及び整備改良面積の合計が 15ha 以上などのいずれかを満たすことであった。

主な補助率 (以内) は、基本施設 (草地造成・改良等) が国の助成 50%、利用施設 (家畜保護施設等) が国の助成 45%、牧場用機械が国の助成 1/3 であった。

本事業は昭和 47 年度 (1972) の事業費 3 億円を皮切りに、以後順調に拡大し、昭和 54 年度 (1979) には事業費 35 億円に達したが、生乳の生産調整が始まった昭和 55 年度 (1980) から平成元年度 (1989) までの 10 年間は、ほぼ 10 億円台で推移した。

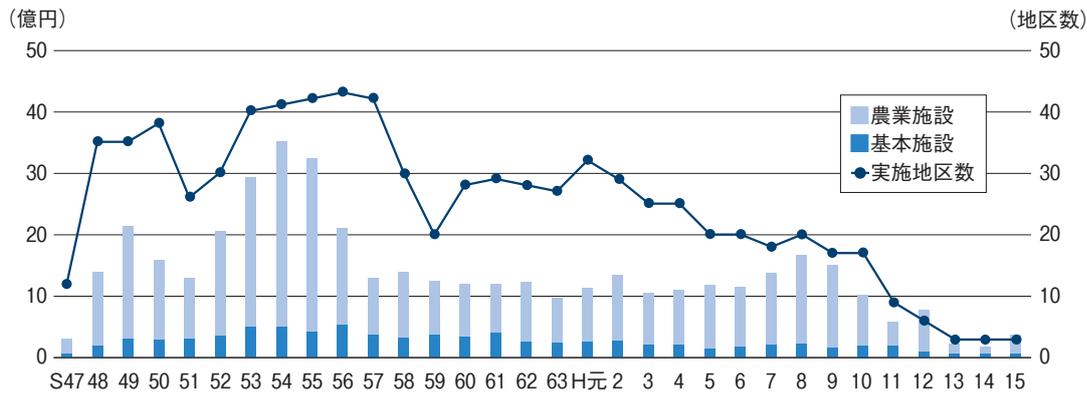
事業の性格上、農業施設のウエイトが高く、事業費ベースでの事業実績は、基本施設 (基盤整備等) 18%、農業施設 82% の割合となっている。

また、平成 4 年度 (1992) から「畜産環境整備特別対策事業」、平成 7 年度 (1995) からは「畜産経営環境整備事業」が実施され、両事業の方が草地造成などの基盤整備事業に対する補助率が有利だったことから、これらの事業に移行が進み、平成 10 年度 (1998) 以降本事業は減少していった。

本事業が終了した平成 15 年度 (2003) までの総事業計は 240 地区、総事業費 438 億円 (基本施設 81 億円、農業施設他 353 億円、附帯事務費 4 億円) であった。

「農業公社牧場設置事業」の推移は、図-12 のとおりである。

図-12 農業公社牧場設置事業の推移（事業費・地区数）



資料：北海道農業公社調べ

(5) 団体営草地開発整備事業

草地利用機械の大型化に対応して草地関係作業の省力化を図るため、個人経営の草地基盤整備を中心に実施する事業で、主に市町村、農協等が事業主体で実施されてきたが、昭和 61 年度（1986）に制度が拡充され、公社も事業主体に加えられたことから、調査・計画から事業実施まで全て公社が施工できることとなり、昭和 62 年度（1987）から平成 15 年度（2003）にかけて実施した。

主な採択要件は、草地造成改良面積が 10ha 以上か、草地又は飼料畑の整備改良面積の合計が 10ha 以上のいずれかを満たすことで、主な補助率（以内）は、基本施設（草地造成・改良等）の国の助成が 45～50%、利用施設（家畜保護施設等）が国 45%、牧場用機械が国 1/3 であった。「家畜排泄物処理機械設置事業」については国 50% が適用された。

(6) 小規模草地開発整備事業

市町村農業生産総合振興計画を策定している市町村の区域において、畜産農家の生産性の向上により経営体質の強化を図るため、小規模な飼料基盤の造成整備を行う事業で、平成元年度（1989）に創設された。

実施期間は原則 1 年以内で、公社は平成 3 年度（1991）から 9 年度（1997）まで実施した。

主な採択要件は、草地又は飼料畑の造成改良面積がおおむね 1ha 以上 10ha 未満か、草地の整備改良面積がおおむね 5ha 以上などのいずれかを満たすことで、事業内容は、基本施設整備事業（草地造成・改良、農道、用・排水施設等）と利用施設整備事業（隔障物、家畜保護施設の改良等）があり、いずれも国の助成が 50% 以内である。

(7) 団体営公共牧場整備事業

公共牧場の放牧利用の一層の促進と合理化を図るため、平成 4 年度（1992）に創設された後、平成 12 年度（2000）には「団体営草地開発整備事業」に編入統合され、公社の事業実施期間は平成 6 年度（1994）から 13 年度（2001）であった。

主な採択要件は以下のとおりで、次の全てを満たすことであった。

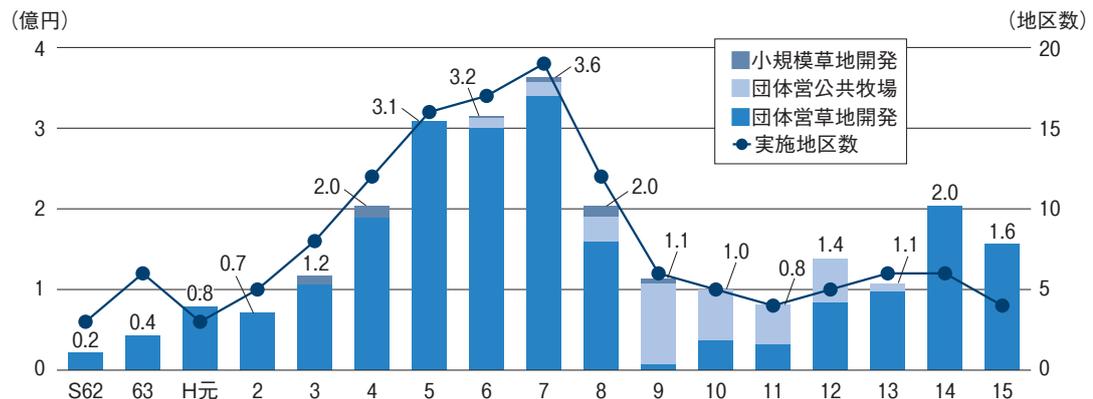
- ① 当該牧場の草地面積が 50ha（中山間地域 25ha）以上で、その牧場が完成から 5 年以上経過
- ② 草地造成改良及び整備改良面積の合計が 10ha 以上

③ 全体事業費に占める基盤整備に係る事業費の割合が100分の50以上

主な補助率（以内）は、基盤整備（草地造成・改良等）が国50%、利用施設整備（家畜保護施設等）が国45%、牧場用機械が国1/3であった。

上記3つの団体営事業（「団体営草地開発整備事業」、「小規模草地開発整備事業」、「団体営公共牧場整備事業」）の事業量・事業費は、個人経営が小規模・点在的な地域や公共牧場の草地基盤の改善に貢献してきており、平成15年度（2003）までの総事業計は59地区、総事業費26億円（基本施設、附帯事務費込）となっている。事業費等の推移は、図-13のとおりである。

図-13 団体営草地開発整備事業等の推移



資料：北海道農業公社調べ

(8) 飼料基盤活用促進事業・強い農業づくり事業（飼料基盤活用の促進）

「飼料基盤活用促進事業」は、地域の実情に応じたよりきめの細かい飼料基盤整備事業を機動的に実施するため、平成16年度（2004）に創設された非公共事業で、翌年度から「強い農業づくり事業」（飼料基盤活用の促進）に移行した。主な採択要件は、基本施設整備に係る受益面積が5ha以上で、事業内容は、基本施設整備（草地造成・改良等）、利用施設整備（家畜保護施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等）で、いずれも国50%以内の助成があり、公社では、平成16年度（2004）のみ実施した。

平成17年度（2005）から「強い農業づくり事業」に移行して交付金化され、公社は平成17年度（2005）から21年度（2009）にわたって実施した。

両事業の総事業計は31地区、総事業費26億1千万円（基本施設8億2千万円、農業施設他17億7千万円、附帯事務費2千万円）であった。

※環境対策事業関係

(9) 畜産環境整備特別対策事業

畜産の近代化が急テンポで進む一方で、畜産事業に起因する公害問題が昭和40年代の後半から全国的に顕在化していたことから、国は昭和48年（1973）に「畜産経営環境整備事業実施要綱」を定め、主に道外を対象に対策を進めていた。

経営規模の拡大を図り大きな発展を遂げてきた本道の畜産もまた、農業と環境の調和の問題がクローズアップされ、家畜糞尿による河川の汚染や悪臭の発生などへの対応が急務となってきたことから、公社では、道が策定した事業実施計画に基づき、関

係市町村や事業参加者と連携のうえ、4年間にわたって畜産経営の周辺環境と生産基盤の一体整備を行う本事業に、平成4年度（1992）から平成16年度（2004）にかけて取り組んだ。

主な採択要件は、①事業参加者の家畜飼養頭数（豚換算）がおおむね2,000頭以上、②養畜を営む者が10人以上、③基盤整備、施設整備及び周辺環境整備に関わる受益面積が30ha以上であった。

主な補助率（以内）は、基盤整備（草地造成・改良等）の助成が国50%・道25%、施設整備（家畜排せつ物処理施設等）は国1/3・道1/3、周辺環境整備（環境保全林、環境保全施設（広場、休憩所等）等）が国50%、道25%であった。

初年度の平成4年度（1992）の事業費は2億8千万円であったが、平成8年度（1996）から道が実施した「農地パワーアップ事業」により農家負担が軽減され、施設整備中心の事業実施によって、事業量が急速に拡大し、平成12年度（2000）には事業費65億円に達した。

また、平成12年度（2000）には、環境関連の事業の整理統合により、「資源リサイクル畜産環境整備事業」が創設されたことから、「畜産環境整備特別対策事業」の新規地区採択は平成12年度（2000）で終了したが、本事業の実施期間がおおむね4年であったことから、平成16年度（2004）に完了した。

本事業が開始した平成4年度（1992）から終了した16年度（2004）までの事業費の合計は29地区、総事業費390億9千万円（基盤整備90億4千万円、施設整備他294億7千万円、附帯事務費5億8千万円）であった。

（10）畜産経営環境整備事業

「畜産環境整備特別対策事業」を拡充・強化した事業で、国、道の補助率もほぼ同様であるが、事業実施の要件、事業区分が環境対策に集約されているのが特徴で、実施を希望する参加者の委託に基づき、当公社が事業主体となって実施計画を策定し、おおむね3年間で実施した。

「一般地域型」と環境規制地域等を対象とする「特定地域型」に区分されているが、道内では「一般地域型」のみの取組みであった。

公社は、平成7年度（1995）から13年度（2001）にかけて実施したが、本事業も平成12年度（2000）に「資源リサイクル畜産環境整備事業」に統合された。

「一般地域型」の採択要件は、①市町村を越える広がりを持つ地域であって、家畜飼養頭数（豚換算）がおおむね2,000頭以上であることと、②基盤整備に関わる受益面積がおおむね50ha以上であることであった。

主な補助率（以内）は以下のとおりである。

- ① 基盤整備（草地造成・改良等） 国50% 道25%
- ② 施設整備（家畜排せつ物処理施設等） 国1/3 道1/3

道内における当該事業は「一般地域」のみであったため、「畜産環境整備特別対策事業」に比べて事業量は少なく、排せつ物処理施設整備が中心となり、総事業計は5地区、総事業費34億8千万円（基盤整備8億1千万円、施設整備他26億2千万円、附帯事務費5千万円）であった。

(11) 資源リサイクル畜産環境整備事業

従前の「畜産環境整備特別対策事業」、「畜産経営環境整備事業」及び「畜産地域環境負荷軽減対策事業（公社実績無し）」が統合して創設され、「家畜排せつ物法」に即した家畜排せつ物処理施設の整備、堆肥の還元用草地等整備の一層の促進、家畜排せつ物等地域に賦存する有機物性資源の堆肥化等、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築に資する総合的な事業で、公社では、平成12年度（2000）から平成16年度（2004）にかけて実施した。

主な採択要件は、家畜飼養頭数（豚換算）2,000頭以上で、養畜を営む者が10人以上、基盤整備及び施設整備に係る受益面積が30ha以上などであった。

主な補助率（以内）は、以下のとおりである。

- ① 基盤整備（家畜排せつ物還元用草地の造成・改良等）、施設整備のうち、家畜排せつ物等地域資源循環利用施設（家畜排せつ物処理施設等）国50% 道25%
- ② その他施設（家畜飼養管理施設等の整備）国1/3 道1/3

初年度の平成12年度（2000）は、測量試験費のみの計上で、以後急速に拡大したが、「農地パワーアップ事業」により施設整備を中心に実施され、「家畜排せつ物法」の本格施行が平成16年（2004）であったこともあり、同年度の事業費は74億円に達した。

本事業の総事業計は29地区、総事業費187億6千万円（基盤整備10億4千万円、施設整備他174億4千万円、附帯事務費2億8千万円）となっている。

本事業は、平成17年度（2005）に整理統合され、「畜産環境総合整備事業（畜産環境総合整備統合補助事業）」が創設された。



平成16年の家畜排せつ物法の本格施行に向けて、多くの堆肥舎を整備

(12) 畜産環境総合整備事業（畜産環境総合整備統合補助事業）

「資源リサイクル畜産環境整備事業（公社営）」と「草地畜産活性化環境整備事業（道営）」が統合され創設された事業で、公社としては、「畜産環境総合整備統合補助事業」（地方公共団体の自主性を生かした統合補助事業）の「資源リサイクル型」として実施してきた。

家畜排せつ物処理施設や堆肥の還元用草地等の整備促進等を通じた、畜産を核とする資源リサイクルシステムの構築、草地景観等の多面的機能を活用したふれあい施設の整備等を通じた自然・環境に調和した畜産への理解の醸成を図り、地域社会の活性化を図る事業であり、公社では、平成17年度（2005）から25年度（2013）にかけて

実施してきた。

平成22年度(2010)には、国の制度改正により「畜産環境総合整備事業」が廃止され、「農山漁村地域整備交付金」が創設された。

主な採択要件は、家畜飼養頭数(豚換算)2,000頭以上で、養畜を営む者が10人以上、基盤整備及び施設整備に係る受益面積が30ha以上などであった。

主な補助率(以内)は以下のとおりである。

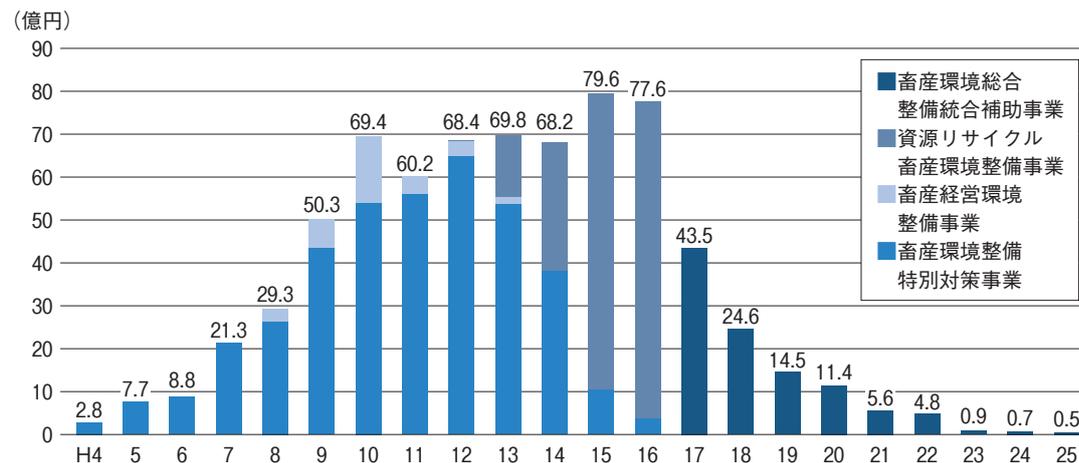
- ① 基盤整備(家畜排せつ物還元用草地の造成・改良等)及び施設整備のうち、家畜排せつ物等地域資源循環利用施設の整備(家畜排せつ物処理施設等) 国50%
- ② その他施設(家畜飼養管理施設等の整備) 国1/3

初年度の平成17年度(2005)の事業費44億円をピークに「農地パワーアップ事業」の対象外になったことや、「家畜排せつ物法」に対応した施設整備が一段落したこと等により激減していった。

本事業の総事業計は28地区、総事業費106億5千万円(基盤整備37億5千万円、施設整備他67億4千万円、附帯事務費1億6千万円)であった。

以上の畜産環境関連4事業の推移は、図-14のとおりである。

図-14 畜産環境関連事業の推移



資料：北海道農業公社調べ

※その他

(13) 農用地開発利用促進事業

農用地開発事業の一環として、公社が畑地帯における建売農場方式で行う事業で、昭和52年度(1977)に農用地開発事業実施要綱の一部改正に伴って創設され、平成2年度(1990)に終了した。この事業は、高能率な農業経営の展開を図るため、公社(農地保有合理化法人)が開発適地の先行取得から農場施設の建設まで、一貫して設計・施工し、完成後、農業者に譲渡する事業である。

主な採択要件は、附帯施設面積を含む農地造成面積がおおむね10haであること。また、農地等造成事業費の補助率は61%(国60%道1%)を基本としていた。

平成2年度(1990)までの総事業計は、39地区、総事業費28億5,200万円(農地等造成28億1,000万円、附帯事務費4,200万円)であった。

(14) 広域連携等産地競争力強化支援事業

国が直接採択する「農業・食品産業競争力強化支援事業」(平成18年(2006)改正)で、広域的な見地から産地が抱える生産上の共通課題解決への取組みを行う「広域連携等産地競争力強化支援事業(地域共通課題解決型事業)」は、搾乳関連排水処理を効率的かつ効果的に行い、河川の洗浄等農地保全の取組みを地域ぐるみで行う地区の整備を目的としていた。

公社の事業実施期間は平成18年度(2006)のみで、主な補助率は、国50%以内で、総事業の計は3地区、総事業費2億3千万円であった。

(15) 未来志向型技術革新対策事業

国が直接採択する「未来志向型技術革新対策事業(技術革新波及対策事業)」は、農業生産に係る革新的な技術を迅速に確立し、波及させるための共同施設の整備等を行う事業で、生産現場の発意に基づく産地提案型の革新的な取組みである。

具体的には低コストで効率的な搾乳関連排水処理体系が確立されていない地域で、モデル的に整備して今後の普及に資する事業であった。

公社の事業実施期間は、平成19年度(2007)から平成20年度(2008)の2年間、補助率は国50%以内で、総事業の計は2地区、総事業費1億4千5百万円であった。

農用地開発整備事業

1 農用地開発整備事業の概要とその足どり

「農用地開発整備事業」は、当公社の昭和45年（1970）の設立に伴い、本道で農地造成・草地開発・耕地整備などを中心に農用地開発事業を行ってきた北海道生産農業協同組合連合会（以下「北生連」という。）の業務を引き継ぎ、事業を開始した。

昭和46年3月末（1971）には、道から道有農業機械3,370台（4億3,763万円相当）と、その更新財源である7億3,899万円の移管・出損を受けて運営体制の整備強化が図られた。

以降、火山灰地や重粘土地が多い本道の土質に見合った農地造成・草地開発・耕地整備などのほか、自給飼料基盤の整備・土層改良・地力対策などを実施してきた。

事業の実施に当たっては、農業基盤整備用大型特殊機械と各拠点の機械センターの充実を図るとともに、工事や機械の施工に関わる専門技術資格者（測量士・土木施工管理技士・建設機械施工技士等）の確保等による責任ある施工体制の強化に加えて、地元のニーズに応える新工法や低コスト工法の開発と、これに対応した機械の開発・改良を重ねてきた。

また、農業基盤整備事業に関する調査、測量、設計、計画等の業務も豊富な経験と蓄積された技術、情報を生かして積極的に取り組んでいる。

事業実施区分としては、大きく2つに分けられ、公社が事業主体として実施する「農村施設整備事業」のうち、飼料生産基盤の整備・改良等に係る工事や調査測量設計業務を自ら行う「直営事業」と、国・道・市町村・農協等から工事や調査測量設計業務を受託する「受託事業」とに分類される。

「直営事業」は、昭和47年度（1972）から平成15年度（2003）まで実施された「農業公社牧場設置事業」や、昭和53年度（1978）から令和元年度末現在も継続している「畜産担い手育成総合整備事業」等のうち、主に草地整備改良を実施している。

また、「受託事業」は、公社設立当初から、地元のニーズに応えた「土層改良事業」や、国・道・市町村・農協等から受託する「草地開発事業・農地開発事業・耕地整備事業」等を実施している。

事業分類は下記のとおりである。

① 草地開発事業

草地の造成・整備改良及びこれに附帯する用排水、牧道、隔障物等の工事

② 農地開発事業

農地の造成・整備改良及びこれに附帯する暗渠排水等の工事

③ 耕地整備事業

圃場整備、区画整理、層厚調整、客土攪拌耕、石礫除去（破碎）及びこれに附帯する暗渠排水等の工事

④ 土層改良事業

特殊土壌（火山性土、泥炭地、重粘土）に対する深耕、混層耕、反転客土、心土破碎、心土肥培耕、石礫除去（破碎）、カッティングドレーン等の土層改良工事

⑤ 調査設計事業

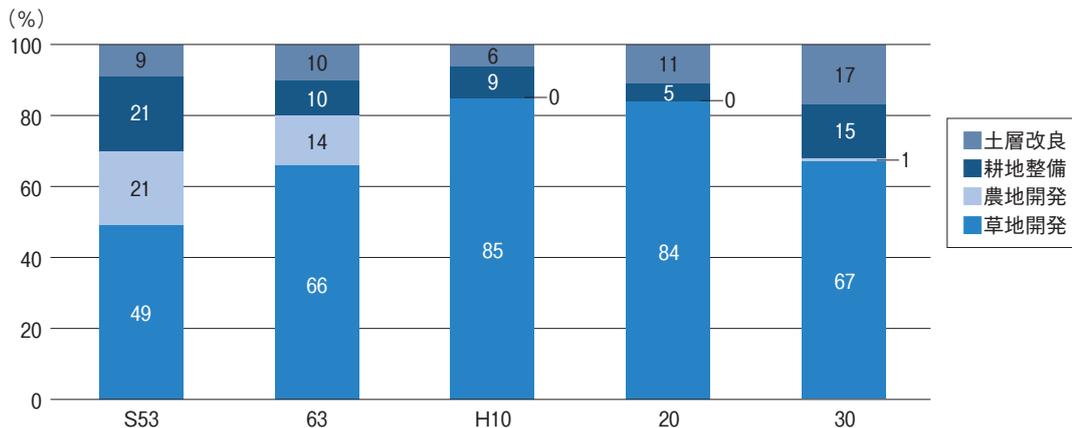
農業基盤整備事業等に関する調査、測量、計画、技術調査研究業務

⑥ 機械の開発・改良

農業基盤整備事業等で活用する新工法や低コスト工法等に係る農業機械の開発・改良

①から④の事業における構成割合の推移は図-15のとおりである。

図-15 4事業の事業費構成割合の推移



資料：北海道農業公社調べ

これらの各事業は、昭和53年度(1978)には、事業費が合計で初めて年間100億円を突破し、昭和56年度(1981)を第1次のピークとして、以後も昭和61年度(1986)まで100億円台の活発な事業が続き、特に草地開発事業は、本道酪農の乳牛飼養頭数の拡大に伴って昭和55年度(1980)には事業費が60億円を超える事業規模となった。

しかし、農家戸数が10万户を割り込むなど農業を取り巻く状況が大きく変化したことなどに伴い、昭和60年(1985)頃を境に、事業内容は従来の農地の拡大から既存農地の生産性向上、有効利用を目指す方向、すなわち量的拡大から質の向上へと転換した。

このため農地開発事業と耕地整備事業は事業量、事業費ともに漸減傾向をたどったが、単位収量の向上や乳質の改善、コスト削減のために重要な草地開発事業はむしろ漸増傾向を見せ、加えて平成8年度(1996)には道の「21世紀高生産基盤整備促進特別対策事業(以下「農地パワーアップ事業」という。)がスタートしたこともあって、草地開発事業を中心に農地開発事業を除いて各事業とも再び活発化し、平成10年度(1998)には全事業合計で134億円に達し、本事業の過去最高額を記録した。

しかし、平成13年度(2001)から、草地整備改良の工事が「農地パワーアップ事業」の対象外となったほか、畜産環境対策に予算がシフトしたことや、道との契約方針の変更(随意契約方式の見直し)等により、道営草地整備事業の受託が激減して草地開発事業を中心に落ち込み、平成16年度(2004)には、事業費36億円(うち草地開発事業費19億円)にまで減少した。

平成17年度(2005)以降は、畜産環境対策関連事業が一段落したこともあり、草地開発事業が盛り返し、事業費40~50億円を維持したが、平成22年度(2010)の政策転換に伴う大幅な予算削減や、「畜産担い手育成総合整備事業」の草地開発事業における道費上置措置の廃止による事業量の減少等によって、以降は、事業費30~40億円で推移している。

2 農用地開発整備事業の推移

草地開発事業

農用地開発整備事業の中では草地開発事業が最も大きなウエイトを占めてきた。

昭和40年代以降の酪農・畜産経営の規模拡大に伴い、草地基盤の造成整備が進められ、当公社が事業主体の「農業公社牧場設置事業」（昭和47年度（1972）創設）や、「公社営畜産基地建設事業」（「畜産担い手育成総合整備事業」の前身、昭和53年度（1978）創設）が展開されたこともあり、公社創成期である昭和40年代の事業費20億円前後から順調に推移して、平成8年度（1996）には事業量15,000ha、事業費78億円に達した。

さらに、道独自の農家負担軽減対策である「農地パワーアップ事業」が本格的実施となった平成9年度（1997）から3年間は毎年、事業量19,000ha、事業費100億円台の実績となったが、平成13年度（2001）から「農地パワーアップ事業」の対象外となり、畜産環境対策に予算がシフトしたことや、道との随意契約方式の見直し等により道営草地整備事業の受託が激減したことから、平成16年度（2004）には、事業量5,000ha、事業費19億円の実績となった。

平成17年度（2005）からは、畜産環境対策が一段落したこともあり、草地整備関係予算が復活傾向を示し、事業量6,000～9,000ha、事業費30～40億円の実績となったが、平成22年度（2010）以降は、政権交代による政策の転換に伴って大幅な予算削減や、



農用地開発整備事業の中では草地開発事業が主体となっている

「畜産担い手育成総合整備事業」に係る道費上置措置の予算的な制限による事業量の抑制等により、毎年の事業量4,000～5,000ha、事業費20億円前後で推移した。

農地開発事業

農地開発事業は、農地の造成開発が一定程度進んだ結果、昭和57年度（1982）以降事業量は漸減し、昭和61年度（1986）には事業量が1,000ha以下となり、平成9年度（1997）以降は皆無となった。

なお、平成28年（2016）から、道からの支援要請を受けたジャガイモシロシストセンチウ防除作業（6-（7）で記載）を本事業で受託している。

耕地整備事業

耕地整備事業は、層厚調整や暗渠排水等を主体に北生連時代から実施してきた各種工事に加えて、昭和47年度（1972）の道営畑総事業の発足により事業は大型化し、全道的に実施してきた。

事業実績の中では昭和52、53年度（1977、78）の2カ年の事業量が突出しているが、これは昭和52年（1977）の有珠山噴火災害に伴う復旧工事によるもので、昭和52年度（1977）は、事業量4,500ha、事業費14億円、昭和53年度（1978）は、事業量4,500ha、事業費22億円であった。

昭和55年度（1980）以降は、事業量2,000ha前後、事業費10～20億円台で推移し、

平成9年度（1997）から10年度（1998）にかけて「農地パワーアップ事業」の効果により一時的に増加したものの、畜産環境対策に予算がシフトしたことや、道の随意契約方式の見直し等により、平成13年度（2001）で事業量1,500ha、事業費4億円台と半減し、以後、概ね事業量1,000ha前後、事業費4億円前後で推移している。

なお、平成24年度（2012）の耕地整備事業が大幅に増額（事業費12億円）したのは、「農業体質強化基盤整備促進事業」（交付金事業）の暗渠排水工事の受託が単年度で例外的に増えたためである。

土層改良事業

当公社は、北海道の様々な特殊土壌（火山性土、泥炭地、重粘土等）地帯に効果のある土層改良工法を実施してきており、近年は心土破碎、石礫破碎（ストーンクラッシャー）、カッティングドレーン工法が主に実施されている。

なお、各種工法を駆使した土層改良の事業量は、創立初年度の昭和45年度（1970）から51年度（1976）までの7年間で最も多く、毎年2～3万haを実施した。

平成に入ってから、漸減傾向にあるものの需要は根強くあり、平成22年度（2010）以降でも、毎年度の事業量4,000～7,000ha、事業費4～7億円台で推移し、安定的な実績となっている。

これまで実施してきた工法の代表的なものは以下のとおりである。

□混層耕

混層耕は、形態の大きい特殊なプラウを大型トラクターで牽引し、深さ60cm程度まで混耕する工法で、火山の爆発等で表層に火山灰（礫）が堆積し、肥沃な心土が下層に存在する場合、表土と下層土を混層して新しい作土層を形成する。近年、さらに大型機械の開発により1m以上の超混層耕（反転客土耕）も実施されている。

□心土肥培耕

大型トラクターに心土肥培機を装着して、耕起と同時に心土犁で心土を破碎することで透水性・排水性の改善を図り、併せて土壌改良資材を作土直下及び心土の破碎底部に投入して心土の肥培改良を行う工法である。

□心土破碎

地表下50～60cmの緊密な心土を大型ブルドーザーに装着したパンブレイカーにより破碎して、透水性・排水性の改善を図る工法である。

□石礫除去（破碎）

土層内の石礫を営農に支障がないように処理する工法。

バックホーにバケット震動モータを取り付けた除去機（ストーンローダー）で石礫を掘り上げて篩い除去する工法と、石礫を掘り上げ粉碎する機械（ストーンクラッシャー）を使用する工法があるが、近年の公社の実績では後者が主流である。

□カッティングドレーン

大型トラクターに施工機を直装して、土層内部の緊密な耕盤層を破碎させ膨軟にす

ると同時に、下層に空洞を形成することで、透水性・通気性を高め、土層改良・補助暗渠の効果も期待できる工法である。

□カッティングソイラー

堆肥や作物残さ等の有機物を圃場表面に敷設後、大型トラクターに施工機を直装して施工深 40～60cm で、土塊の切断・持ち上げと同時に表面の有機物を集め、心土に投入することにより補助暗渠と心土改良の複数効果が期待できる工法である。



カッティングソイラー

公社設立以来の 50 年間の農用地開発事業の推移は、表-22 のとおりである。

表-22 農用地開発整備事業の推移

(単位：ha、百万円)

年度	草地開発事業		農地開発事業		耕地整備事業		土層改良事業		調査設計	事業量計	事業費計
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費			
S45	20,752		4,639		520		22,721			48,632	3,156
46	21,011		5,515		1,926		30,451			58,903	4,138
47	20,558	2,580	5,287	1,203	1,848	749	30,822	325	66	58,515	4,923
48	16,074	1,958	4,483	1,201	1,279	414	32,564	599	57	54,400	4,229
49	11,298	1,825	3,839	1,021	1,634	849	31,529	592	64	48,300	4,351
50	10,488	1,950	4,094	1,364	1,868	791	27,841	996	72	44,291	5,173
51	13,165	2,628	4,359	1,590	1,714	633	28,725	778	136	47,963	5,765
52	20,060	4,112	3,831	1,822	4,511	1,422	19,174	835	186	47,576	8,377
53	20,811	5,211	3,844	2,244	4,534	2,247	19,804	919	273	48,993	10,894
54	21,044	5,705	3,382	2,529	2,922	2,114	14,558	1,073	365	41,906	11,786
55	18,854	6,207	2,496	2,141	2,270	1,851	15,647	1,285	298	39,267	11,782
56	17,429	6,628	2,011	2,262	2,138	2,130	12,718	1,220	364	34,296	12,604
57	14,200	5,656	1,618	2,200	2,312	1,738	14,997	1,412	302	33,127	11,308
58	14,240	6,709	1,476	1,798	1,709	1,657	9,425	1,186	349	26,850	11,699
59	13,620	6,521	1,109	1,718	1,972	1,358	9,895	1,165	327	26,596	11,089
60	14,323	6,270	1,116	1,705	1,527	1,032	8,799	1,110	377	25,765	10,494
61	16,541	6,326	961	1,765	882	666	8,328	1,049	403	26,712	10,209
62	16,590	5,997	946	1,823	1,128	524	6,763	925	446	25,427	9,715
63	17,028	6,029	780	1,257	1,756	928	5,953	906	382	25,517	9,502
H元	17,766	6,333	332	875	1,833	1,243	6,013	1,044	507	25,944	10,002
2	18,408	6,669	443	761	2,218	1,264	6,605	910	580	27,674	10,184
3	17,559	6,894	539	857	2,013	739	6,567	1,132	616	26,678	10,238
4	17,467	7,350	232	577	2,052	1,136	6,266	979	705	26,017	10,747
5	16,315	7,955	199	598	2,179	1,047	4,680	924	798	23,373	11,322
6	15,511	7,709	62	309	2,113	989	5,340	818	721	23,026	10,546
7	15,465	7,308	32	211	2,542	1,134	3,619	575	715	21,658	9,943
8	14,886	7,795	23	123	2,505	939	4,233	673	877	21,647	10,407
9	18,127	10,120	0	0	3,803	1,387	4,548	662	1,157	26,478	13,326
10	19,409	10,531	6	0	2,942	1,188	3,638	701	1,038	25,995	13,458
11	20,152	10,037	0	0	2,206	695	5,086	939	940	27,444	12,611
12	18,827	8,486	0	0	2,254	676	2,937	584	852	24,018	10,598
13	14,369	6,059	45	7	1,473	443	3,166	658	738	19,053	7,905
14	9,219	4,568	50	7	1,465	365	2,436	712	555	13,170	6,207
15	8,835	3,530	0	0	1,664	670	2,654	466	474	13,153	5,140
16	4,923	1,993	0	0	1,550	607	4,337	627	335	10,810	3,562
17	8,531	4,280	0	0	656	276	5,616	526	470	14,803	5,552
18	9,830	4,115	0	0	932	503	5,309	510	399	16,071	5,527
19	6,949	3,130	0	0	782	321	2,884	430	312	10,615	4,193
20	6,806	3,248	0	0	557	212	3,718	428	307	11,081	4,195
21	6,268	3,099	0	0	1,024	331	4,861	549	242	12,153	4,221
22	5,533	2,439	49	28	941	386	4,134	423	143	10,657	3,419
23	5,311	2,558	0	0	730	258	5,598	770	166	11,639	3,752
24	4,703	2,162	0	0	1,510	1,251	6,402	460	299	12,615	4,172
25	3,721	1,734	0	0	1,006	559	6,198	550	198	10,925	3,041
26	4,589	1,848	0	0	831	546	5,909	533	203	11,329	3,130
27	5,192	2,238	0	0	472	363	5,276	432	233	10,940	3,266
28	5,554	2,231	37	3	519	274	5,871	411	191	11,981	3,110
29	5,680	2,241	510	19	919	755	6,997	481	247	14,106	3,743
30	4,846	2,031	553	28	695	453	7,076	534	240	13,170	3,286

資料：北海道農業公社調べ

地域事業の取組事例—⑤—

土地基盤整備による生産性向上の取組み

音更町における用排水施設整備(暗渠排水工事)の推進(十勝支所)

近代化農業の弊害として、農業機械の大型化により土壌が締め固められて透水性が悪化する圃場が多く見受けられ、もともと平坦である十勝は降雨時に滞水しやすいため、暗渠の整備による排水が不可欠である。

また、深さ0.3mあたりに粘土層と耕盤層が存在し、雨水の浸透を妨げる原因になっているため、暗渠排水工事施工後、パンブレーカによる心土破砕工を施工し、より効果的な排水対策を行っている。

音更町では、平成24、25年度(2012、2013)には「体質強化事業」で、平成27年度(2016)から30年度(2018)にかけては「農地耕作条件改善事業」と「農業基盤整備促進事業」で、公社が合計499ha、8億3,500万円の暗渠排水工事を実施した。

近年、ゲリラ豪雨などの異常気象が頻発して

おり、透排水性改善対策の重要性は増している。

暗渠排水工事は十勝支所を支える柱であり、十勝農業の生産力向上に不可欠な土層工事である。



暗渠排水工事は、土壌の透排水性の改善を通じて、生産力の向上に貢献している。

大規模草地型酪農地帯における草地整備事業の推進(根室支所)

根室管内は、気候が冷涼で沿岸部では6～8月にかけて日照時間が短く、冬季の積雪量が少ないことから、土壌の凍結深度が深く農耕期間が短いため、栽培可能な作物が限られている。

このため、こうした気象条件の下でもよく生育する牧草を生かした酪農地帯を形成しており、耕地の大半は草地である。

昭和30年代に「根釧パイロットファーム建設事業」で約5,000haを開墾し、約360戸が別海町に入植した。

さらに昭和40年代からは、「新酪農村建設事業」で約1万5,000haの農地造成と200戸の入植・移転が行われ、草地型酪農地帯として基盤が築かれてきた。

平成30年度(2018)の根室管内の生乳出荷戸数は1,120戸であり、生乳生産量は79万2,336トンで、国内生産量の1割、道内生産量の2割を占めている。

大規模草地型酪農地帯を対象とする当支所の

事業は草地整備に特化している。潤沢な草資源の活用を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と大型機械化体系に対応した効率的な草地への転換を図るため、公社設立以来の蓄積された技術と経験を基に草地の造成・整備改良を行っている。



根室支所管内は、大規模草地型酪農を支えるため、草地整備事業に特化している。

石礫の処理に有効な石礫破碎工(ストーンクラッシャー)〈上川支所〉

石礫は土よりも保温機能に優れ、水温の急激な変化を抑え、稲の生育に良い影響を与えることから、水田の温度管理において、石礫含有量は非常に重要な要素である。

一方で土層中に石礫が多く含まれていると、作物の生育や農業機械の運行・管理に支障をきたすことになる。

近年の石礫処理方法は従来の石礫除去工に加えて、石礫破碎工が施工されている。除去工では除去した石礫とともに表土も圃場外に排出されるが、破碎工では石礫を圃場外に持ち出さないため、圃場の排水性や保温性を損なうことがない。このため、石礫の処理方法については、除礫よりも碎礫の方が適当な土層改良だと考えられる。

上川支所では平成21年(2009)からストーンクラッシャーを本格導入し、運用を開始して、平成25(2013)年からは道営事業を、30年(2018)には国営事業も受託している。



ストーンクラッシャー

3 公社営事業が本格化

当公社が創立された昭和45年度(1970)から令和元年度(2019)までの50年間の4事業(草地開発、農地開発、耕地整備、土層改良)の総事業費は3,750億円に達しているが、これらの事業は、大きく分けると直営事業(公社営事業)と受託事業(国営事業、道営事業、団体営事業等)に区分される。

受託事業のうち道営事業は、平成12年度(2000)までの30年間は、毎年度20億~30億円のほぼ横ばいで推移してきたが、平成13年度(2001)の道との随意契約方式の見直し以後激減している。

また、団体営事業は主に農協が事業主体として実施していたが、体制的に事業実施が困難になってきた中で、事業制度の改正等で当公社が事業主体になれる事業が増えたことにより、公社営事業への移行が進み、昭和56年度(1981年)は70億円とピークに達した以降は急速に減少していった。

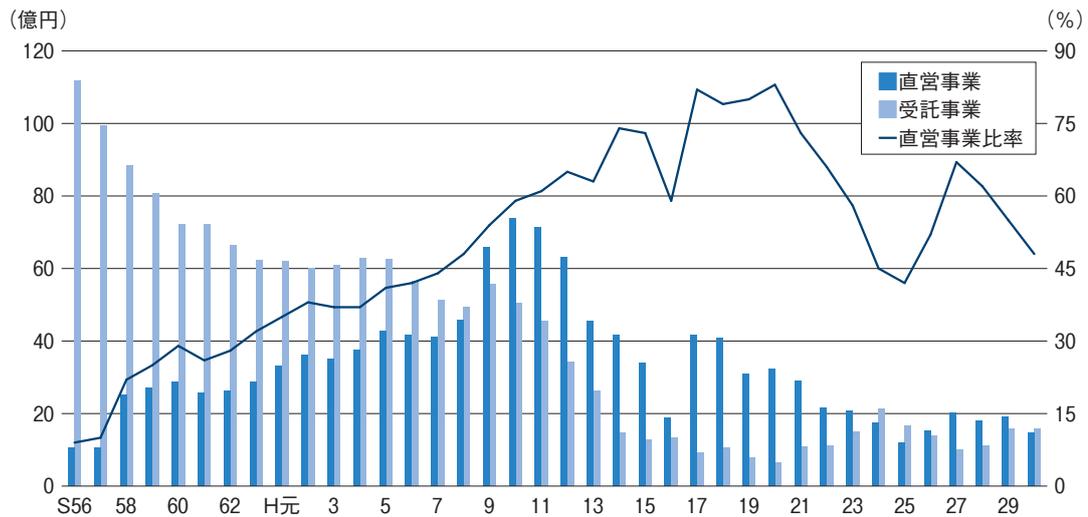
直営事業と受託事業の事業費等の推移は、図-16のとおりである。

昭和63年度(1988)には、公社営事業が団体営事業を事業量で上回り、公社営事業29億円、団体営事業24億円となり、その後は公社営事業の本格化によって、平成10年度(1998)には団体営事業は5億円に対し、公社営事業は74億円に増加した。

なお、この当時の公社営事業としては、「畜産基盤再編総合整備事業」(「畜産担い手育成総合整備事業」の前身)、「畜産環境整備特別対策事業」、「畜産経営環境整備事業」、「農業公社牧場設置事業」、「団体営草地開発整備事業」、「団体営公共牧場整備事業」等が実施されていた。

また、直営事業と受託事業の推移については、昭和56年度(1981)当時、直営事業の割合は少なかった(9%)ものの、徐々に割合を高め、平成9年度(1997)に初めて逆転(54%)し、以後はほぼ毎年上回っていたが、近年は直営事業の減少に伴っ

図-16 直営・受託別事業費の推移



資料：北海道農業公社調べ

た受託事業との割合が接近している。

令和元年（2019）現在、実施されている公社営事業は、「畜産担い手育成総合整備事業」、「農業基盤整備促進事業」、「農地耕作条件改善事業」である。

4 高効率・低コストを目指した農地開発整備機械の開発と改良

水田・畑地や草地等の大区画化に伴い高性能大型機械の活用が主力になり、耕耘から収穫まで、あらゆる場面で機械化が行われ、省力化と生産性の向上をもたらしたが、それは同時にいくつかの弊害をもたらした。

圃場における弊害の一つが、大型機械の走行による踏圧で心土が硬化し、耕土の通気性と透水性を悪くしてしまうことであり、当公社ではこの問題に機械の開発・改良で対処してきた。

また昭和60年代以降（1985～）は農業を取り巻く環境への対応のため、低コストで高水準な生産体制の確立が求められるようになったことから、当公社では農用地整備機械の開発・実用化に向けての努力を重ね、同時に新工法及び開発機械に関係した歩掛調査や効果確認調査を行ってきた。

昭和60年代以降の特筆すべき開発機械は以下のとおりである。

□ 3段耕プラウ

火山灰土壌等の表層土が薄く、中間層が不良土、下層土が肥沃な心土であり、保水性や肥料保ちが悪い土壌の改良のために開発されたのが3段耕プラウである。

昭和60年（1985）に開発計画がスタートし、同年に試作機が完成した。プラウの構造は、表層土（30～40cm）はそのまま耕起反転させ、不良土の中間層（40～60cm）と、良質な下層土（60～120cm）の反転を同時に施工する。これにより耕作土が厚くなり、通気性・透水性・保水性が改善され、生産性が向上する。

□ ステアアップ・ロータリー

粘質土壌での生産性を向上させるため、圃場表層に火山灰を客土した後、耕作土を

攪拌・混和することで、耕作土の層厚の増加と作土の理化学性を改良して、通気性、透水性を向上させることを目的に開発された。

昭和61年（1986）に開発計画がスタートし、同年に試作機が完成した。前装にパンブレーカー4本を装着し、後装にローターベーター（耕爪28枚）を組み合わせた複合機械で、前装のパンブレーカーで土壌を破碎膨軟にし



ステアアップ・ロータリー

て、後部のロータリーで客入土と耕作土を攪拌する構造になっており、耕起、碎土深30cmによる攪拌、混合を行うことができる。

□有材心土改良耕プラウ

表層土が浅く心土が緊密な土壤において、耕起と同時に心土破碎による亀裂孔に疎水材（堆肥、貝ガラ、粗粒火山灰等）を投入して、心土の通気・透水性を改良する機械で、昭和62年（1987）に開発計画がスタートし、翌63年（1988）に試作機2台が完成した。



有材心土改良耕プラウ

機械の機能は、1連プラウで耕作土を25～30cm耕起し、その直下の心土部分をオープナーで破碎しその亀裂に疎水材をコンベアーで送り込み、投入する。疎水材としては、木質のバーク、チップ、貝殻、火山灰、もみがら、粗粒火山灰等が使用される。

□カッティングドレーン

平成15年（2003）から道立中央農業試験場（現：地方独立行政法人北海道立総合研究機構中央農業試験場）との共同研究・開発を実施して翌16年（2004）に完成した。

□カッティングソイラー

平成20年（2008）から独立行政法人（現：国立研究開発法人）農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究・開発を実施して翌21年（2009）に完成した。

□低コスト草地整備改良短縮工法

草地整備改良工事の低コスト化と省力化を目的に一連の工程として開発された。

公社が開発したディスクローラー（碎土と鎮圧を同時に施工する作業機）と、グラスドリルシーダー（施肥播種と鎮圧を同時に施工する作業機）を工程に組み入れ、平成19年（2007）から20年（2008）に、地方独立行政法人北海道立総合研究機構上川農業試験場と共同研究で評価調査を行い、従来工法と同等の牧草生産があることが認められた。

平成20年(2008)には、北海道農業試験会議(成績会議)において「指導参考事項」に認定され、新たな技術としてその有効性が評価された。

- ・ディスクローラー(碎土・鎮圧):ディスクハロー(碎土)とローラー(鎮圧)を組み合わせた複合機で、施工時間の短縮が図られる。
- ・グラスドリルシーダー(施肥播種・鎮圧):条播式のグラスシーダー(施肥播種)とローラー(鎮圧)を組み合わせた複合機。施工時間の短縮及び従来の散播式から条播式にしたことによる種子量の低減が図られる。

以上により、従来の8工法(耕起→碎土→土壌改良材散布→碎土→碎土→鎮圧→施肥播種→鎮圧)から、6工法(耕起→碎土→土壌改良材散布→碎土→碎土・鎮圧→施肥播種・鎮圧)となった。

なお、現在、ディスクローラー(碎土・鎮圧)は、碎土と鎮圧の同時施工では土質によりローラーに土が付着し、施工性に難が出る場合があるので基本的には使用されていない。

●農用地開発整備事業機械に係る特許一覧

公社は低コストで省力化、生産性向上が図れる農用地整備機械及び工法を数多く開発・実用化してきた中で、特許も取得してきた。

令和元年(2019)現在で取得している特許は表-23のとおりである。

表-23 公社の取得した特許一覧

区分	発明の名称 (機械名)	特許取得年月日 (権利番号)	発明者 (共同研究開発による 共同特許権者含む)	特記事項等	
草地整備機械	草地更新機及び 草地更新法 (グラスドリルシーダー)	平成23年(2011) 5月13日 (特許第4742060号)	・北海道農業公社	平成20年度(2008)北海道農業試験会議において、グラスドリルシーダーとディスクローラーの組み合わせで新たな技術としてその有効性が評価され、「指導参考事項」となった。	
	ディスク作業機 (ディスクローラー)	平成21年(2009) 11月6日 (特許第4403186号)	・北海道農業公社		
土層改良機械	吸水渠施工装置及び その施工方法 (カッティングドレーン)	平成18年(2006) 10月27日 (特許第3871686号)	・地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 ・北海道農業公社	従前、特許は取得していたが、特許効力が平成21年(2009)に切れることから1連ブ라우から2連ブ라우に機械改良するなど数か所の改良を行い、新たに取得。	
	心土改良用作業機 (有材心土改良耕ブ라우)	平成24年(2012) 10月19日 (特許第5114440号)	・北海道農業公社		
	資材溝埋設機及び 資材溝埋設施工方法 (カッティングソイラ)	平成24年(2012) 9月7日 (特許第5077967号)	・国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 ・北海道農業公社		平成24年度(2012)に農林水産省が早急に生産現場への普及を促進する必要がある重要なものとして「農業新技術2012」に選定。
	穿孔成型作業機及び 穿孔成型方法 (カットドレーン)	平成28年(2016) 10月14日 (特許第6021072号)	・国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 ・(株)北海コーキ ・北海道農業公社		カッティングドレーンの施工技術の一部を応用して農家所有のトラクターで施工できるよう小型化・軽量化して開発された機械。 平成30年度(2018)には、公益社団法人発明協会主催の「北海道地方発明表彰」において画期的な補助排水技術として北海道経済産業局賞を受賞。
	資材等埋設作業機及び その施工方法 (カットソイラ)	平成29年(2017) 8月10日 (特許第6187874号)	・国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 ・(株)北海コーキ ・北海道農業公社	カッティングソイラの施工技術の一部を応用して農家所有のトラクターで施工できるよう小型化・軽量化して開発された機械。	

5 時代に即した調査・研究の実施

当公社では、時代の流れに即して以下のように、関係機関からの受託のほか、独自で調査研究業務を行ってきた。

□土層改良用機械の歩掛・効果測定調査

当公社が独自に開発した土層改良用機械の歩掛・効果測定調査を、平成3年（1991）まで、独自または道からの受託により実施し、その成果を基に客土攪拌耕や心土改良耕が事業化された。

□草地基盤整備調査

草地開発技術調査の一つとして、草地造成・整備における機械作業工程一体化工法を検討する「低コスト草地造成工法確立調査」を平成5年（1993）まで、草地造成・整備時のエロージョン防止を検討する「保全的草地造成工法確立調査」を平成6年（1994）から9年（1997）にかけて実施した。

また、平成5年（1993）から9年（1997）まで、飼料生産の省力化に向けた圃場の形状・凹凸等を検討する「超省力型飼料生産基盤整備調査事業」を、（社）全国農地保有合理化協会から受託して実施した。

さらに平成10年（1998）からはコストの低い草地の排水対策を検討する「草地排水整備高度化工法確立調査」を北海道開発局から受託し検討を行った。

□コスト縮減方策調査

平成10年（1998）に、草地整備改良工事のコスト縮減方策として、ブレード付きディスクハローによる起伏修正工法の調査を、（社）日本草地畜産協会及び道から受託して実施した。

その成果はコスト縮減方策の一環となる「低コスト事業推進事業」として事業化され、現在でも道営や公社営の草地整備事業での起伏修正工法として採用されている。

□草地植生分析手法の高度化・汎用化技術開発研究

衛星の画像データを解析して草地に対する雑草の侵入程度等の植生状況を効率的に把握する技術を開発して、広く生産者に草地植生情報を提供し、計画的な草地整備の促進を図ることを目的として、平成29年（2017）から北海道立総合研究機構根釧農業試験場（酪農試験場）との共同研究を進めている。

□フロストシーディング（初冬期播種）技術の現地実証試験

牧草種子の発芽適温より気温が下がる初冬期（11月以降）に播種し、種子のまま越冬させる初冬期播種技術は、越冬した種子が融雪後に地温が上がると雑草よりも早く発芽するので、雑草が少なく良好な草地を作ることができる技術である。

この技術を活用し、草地整備改良工事における秋春分割工事の推進による工期拡大を図るため、平成29年（2017）から、雪印種苗株式会社との共同試験で現地実証圃場を設けて、効果検証を実施している。

6 農地災害復旧に経験と技術と陣容を積極投入

地震災害や風水害によって被害を受けた道内の農地の復旧に、当公社の長年の経験と技術、陣容が投入されてきたが、とりわけ昭和52年（1977）の有珠山噴火と、平成5年（1993）の北海道南西沖地震による災害の復旧工事は困難かつ大規模なものであった。

(1) 昭和52年有珠山噴火の農地災害復旧工事

— 降灰の性質が比較的良く、土層改良工事主体で農地を再生 —

農用地開発事業として極めて特異なケースとなったのが、有珠山噴火による農地災害の復旧事業であった。

有珠山は昭和52年（1977）8月7日から13日までに、述べ18回にわたって爆発・噴火を繰り返し、これに伴う火山灰、火山礫の噴出は有珠山周辺だけでなく、北は名寄市、東は女満別町辺りまで観測された。

被害は胆振、後志支庁管内の伊達市、虻田町、洞爺村、壮瞥町、豊浦町、大滝村、登別市、白老町、留寿都村、真狩村、喜茂別町、京極町、ニセコ町の13市町村に及び、被害総額は全道で約300億円であったが、とりわけ伊達、虻田、洞爺、壮瞥、留寿都の5市町村の被害が大きく、農地災害の面積は4,019ha、被害額は22億2,630万円に上った。

被害の特徴は、堆積した灰がその後の降雨により硬化してコンクリート状になり、農作物や樹木に付着して折損したことであったが、火山灰の性質が植生に影響が少ないことがわかり、土層改良に類似した工法で農地の性能回復が可能で、当公社が全面的に復旧工事に当たることとなり総力を挙げて復旧に努めた。

まず、緊急を要する農地から復旧工事を実施することとし、牧草地、麦及び野菜畑763haについては同年9月30日までに緊急工事を完了し、これ以外の全面的な復旧工事は、降灰深や土層状況により反転混層耕、運搬排土、層厚調整等の工法を実施した。

こうした災害復旧工事はそれまで全く経験のない作業であったが、当公社の総力を挙げて災害復旧に協力し、昭和52年度（1977）は緊急工事763ha、秋工事1,717ha、計2,480haを行い、さらに翌年も春工事1,313haを実施し、合計面積は3,793ha、総事業費は8億1,994万円に上った。

一方、噴火によって農作物収入を失った周辺農家救済のため、農家が所有している機械を最大限借り上げるとともに、アスパラガス畑、水田の畦畔や苗床など人力による降灰除去には被災農家に就労してもらうなど、災害復旧工事は救農事業としての役割も果たし、被災農家の稼働は719戸、2億2,000万円で、1戸当たり平均で約30万円の賃収入となった。

(2) 昭和56年日高・胆振地方災害の復旧対策

— 社内に対策推進本部を設けて技術援助に取組み —

昭和56年（1981）7月の梅雨前線、8月の集中豪雨、台風とあいまって、日高、渡島、桧山、胆振、十勝、釧路管内で農地を中心に多大な被害を受け、中でも大きな被害を受けたのは日高地方、次いで胆振地方であったが、日高地方の農地災害の被害額は8億1,900万円、胆振地方は2億9,200万円に上った。

このため当公社では、災害復旧対策推進本部を設置し、関係機関と連携を取りながら技術援助に取り組み、現場の関係先に当公社の技術職員 18 名を派遣し災害復旧に努めた。

(3) 昭和 63 年空知地方災害の復旧対策

— 北空知大雨被害の災害復旧に関係機関から出動の強い要望 —

昭和 63 年（1988）8 月 24～27 日にかけて全道を襲った大雨は、各地域の農地や農業用施設に甚大な被害をもたらし、特に北空知一帯の被害が大きかった。

当公社は、関係支庁をはじめ地元関係機関からの強い要請を受け、特に雨竜町の被災農地約 60ha、農業用施設 30 カ所の復旧に取り組むために、災害復旧対策本部を設置して被災地域の復旧工事に協力した。

作業地域は北竜町和から増毛町元阿分に至る道々増毛～稲田線と、留萌北竜線に沿った山間地域で、全長 7km にわたって復旧工事に努めた。

(4) 昭和 63 年十勝・釧路地方災害の復旧対策

— 足寄町・白糠町で被災調査と災害復旧工事を実施 —

さらに、昭和 63 年（1988）11 月 24 日から 25 日にかけて道東地方に集中豪雨があり、十勝・釧路管内で農地災害が発生した。

当公社は十勝管内足寄町、釧路管内白糠町の災害復旧に協力すべく災害復旧対策本部（63・11 災）を設置し、足寄町に 15 名、白糠町に 6 名の職員を派遣して農用地並びに農業用施設の被災調査に取り組んだ結果、被災状況は、足寄町で 44 地区、団地 58、農地の被災面積 46.3ha、白糠町では 15 地区、農地の被災面積 17.7ha であった。

この調査結果に基づき、農地災害復旧事業費 1 億 7,885 万円（うち足寄町 1 億 6,352 万円、白糠町 1,533 万円）が算定され、平成元年（1989）に復旧工事が実施された。

(5) 平成 5 年北海道南西沖地震災害の復旧対策

— 大地震被害の渡島・桧山に 50 人動員して調査設計、災害復旧工事を実施 —

平成 5 年（1993）7 月 12 日、本道の日本海南西沖合でマグニチュード 7.8 の「北海道南西沖地震」が発生、奥尻島を中心に津波や崖崩れによって死者 200 人、行方不明者 34 人を出したほか、道路や家屋の損壊など甚大な被害を受け、このうち農地・農業施設の被害は渡島・桧山・後志管内で 95 億 2,300 万円に達した。

地元町村及び道から当公社に対し被災農家の緊急復旧のための出動要請があり、当公社は災害復旧対策本部を設置し、総員 50 名の支援体制で農地の被害面積 815ha の 82%に当たる 670ha の調査設計を行った。

このうち当公社は北桧山町における 39.24ha の水田復旧事業を 3,335 万円で受託し実施した。

(6) 平成 28 年台風 7・11・9・10 号災害の復旧対策

— 連続した台風で大被害、調査設計、災害復旧工事を実施 —

平成 28 年（2016）8 月 16 日から 9 月 1 日にかけて連続した台風第 7 号、11 号、9 号、10 号の直撃により全国的に甚大な被害があり、北海道では農業分野で空知・上川・十勝・オホーツク地域を中心に、被害面積 3 万 9 千 ha、およそ 540 億円の被害が報

告された。

当公社は、災害復旧対策本部を設置し、北海道土地改良事業団体連合会から要請を受けた十勝管内清水町の農地災害復旧に係る測量調査業務を12名体制で実施し（47団地、25ha）、南富良野町と北見市（常呂町）で各1件、計21haの災害復旧工事を1,360万円で受託し実施した。

(7) ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除対策の取組み

— 道からの支援要請を受け平成28年から緊急防除対策を実施 —

道内では、従来からジャガイモシロシストセンチュウの発生があり、様々な対策が講じられてきたが、平成27年（2015）、網走市においてジャガイモシロシストセンチュウ（以下「シロシスト」という。）の発生が我が国で初めて確認された。

シロシストは馬鈴しょ等に寄生し、発生密度の急激な増加や人為的な土壌の移動により分散し、他地域へのまん延の恐れがあることから、国・道を挙げて緊急に根絶対策に取り組むこととなり、当公社は道からの強い支援要請を受けて、地元や関係機関等との連携の下、防除作業を実施した。

平成28年度（2016）は、道が実施する「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究」（ジャガイモシロシストセンチュウの効果的な防除法の開発）の一環として業務を受託し、平成29年度（2017）からは、「重要病害虫緊急防除対策事業」（道が事業実施主体）により本格的に作業委託業務を受託して、令和元年度（2019）までの3年間の防除対策を実施した。



ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除対策では、農薬の土壌かん注作業を実施

主な作業内容は、以下の①・②で

あり、標準工程は、対策期間中に①を2回、②を1回実施することとした。

- ① 土壌かん注作業（薬剤注入による土壌消毒）
- ② 対抗植物の播種作業（シロシストの侵入、寄生、成長等の抑制あるいは致死させる効果がある成分を含有するポテモン（トマト野生種）等の対抗植物の播種）

なお、作業に使用するトラクター、作業機は道からの貸与品であり、当公社は運転技術員と労務者の提供による作業であった。

平成28年度（2016）から令和元年度（2019）までの作業は、4年間で土壌かん注作業573ha、対抗植物の播種作業940haを実施しており、標準工程で実施した圃場はセンチュウの検出限界以下をほぼ達成していることから効果が認められた。

7 他県農業（振興）公社との技術交流

他県との事業繁忙期の地域差を利用した技術者の交流による人材の確保や、他県での工事に携わることによる技術の向上のため、平成24年（2012）から継続的に実施している。

(1) 岩手県農業公社との技術交流

平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災の影響による福島原発事故での放射能汚染により岩手県の草地在被災し、その除染対策を岩手県から岩手県農業公社が受託したが、人員が不足していたことから、平成24年(2012)1月、当公社に除染作業及び県営事業(もみがら補助暗渠)施工に係る運転技術員の派遣の支援要請を受けた。

当公社は状況の重大性や緊急性を認識して要請に応えることとして、平成24年(2012)2月から派遣し、以後、継続的に派遣が続けられ、平成26年(2014)で除染作業は完了したが、県営事業等(もみがら補助暗渠)の事業量の増加もあり、現在も北海道の事業閑散期である冬期を中心に継続して職員を派遣している。平成30年度(2018)までの派遣実績は、延べ人数66名となっている。

また、平成27年(2015)からは道内の草地整備事業に係る事業量が増加し、繁忙期(7月~9月)に根室支所の人員が不足したことから、岩手県農業公社に運転技術員の派遣要請を行ったところ了承され、平成30年度(2018)までに延べ人数7名の派遣を受けている。

(2) みやぎ農業振興公社との技術交流

平成28年(2016)12月、みやぎ農業振興公社が、宮城県等から受託した複数の暗渠排水工事の施行期間が集中し、施工管理に係る土木技術者が不足する見込みであったことから、技術者の派遣要請があった。

当公社は職員の技術向上や今後の交流を踏まえて要請に応えることとし、平成29年(2017)1月から、岩手県農業公社との交流と同様に冬期を中心に派遣しており、平成30年度(2018)までに延べ5名を派遣している。

8 農業用機械更新事業と農業用機械整備基金

「農業用機械更新事業」は当公社創成期に道から移管された事業で、多くの農業機械や基金の出損(譲与)を受け、公社の体制整備や事業拡大の基礎となり本道の農業基盤整備の推進に貢献することができた。

(1) 本道の農業機械化の発展

終戦直後の昭和21年(1946)、22年(1947)に導入された緊急開拓事業用の国有トラクターで、一部の農協が耕土改良作業を行ったところ、翌年に見舞われた異常な早ばつにも顕著な効果を発揮した。

昭和26年(1951)からは北海道耕土改良7カ年計画が推進され、本道の大型機械による農用地造成・改良事業は大きく進み、今日の大型機械による草地や農地の造成改良へと発展していった。

一方、営農の省力化対策は昭和36年(1961)からの国貸トラクターによる営農機械化事業によって推進され、加えて同年の農業基本法の制定により、農業構造改善事業など各種の奨励事業に営農用機械の補助が認められたことから、本道における農業の機械化は急速に進んだ。

(2) 農業用機械更新事業実施の経緯

これらの営農機械化事業用機械については、昭和32年(1957)～34年(1959)の期間は国有機械として機械の更新を条件に道に貸し付けられ、道は北海道農業用機械貸付規則に基づき、北生連、農協、市町村に貸し付けていた。

道は、これら機械の適正な管理及び更新を計画的に行うことを目的に、昭和36年(1961)に「北海道農業用機械整備基金条例」を制定し、道有農業機械の整備・更新と、その管理・運営の指導を行ってきた。

その後、道は当公社の設立に伴って、この事業を公社に移管し、昭和46年(1971)3月31日付で道有農業用機械3,370台(トラクター517台、ドーザ176台、作業機2,677台、4億3,763万円相当)と、この更新財源である農業用機械整備基金7億3,899万円を公社に出損(譲与)した。

この移管に当たって、道は、適正かつ効率的な管理運用と更新・整備を当公社に義務付ける「農業用機械及び整備基金の運用管理要領」を定め、公社は、農業用機械整備基金の設置、農業用機械整備基金管理規定と関係要領を制定して適正な管理・運用に努めた。

公社は、道の計画どおり農業用機械更新計画を昭和46年度(1971)から昭和52年度(1977)まで実施し、この間の農業用機械の更新実績は543台であった。

その後も事業に基づく機械の貸付料は引き続き回収され、昭和59年度(1984)までは減価償却費相当分として運用財産に積み立てられ、昭和60年度(1985)からは、道との協議によりこれまで積み立てられた当該基金(預金)と農業機械(現物簿価)を合わせて9億21万円の総額を変動させることなく公社自主管理の「農業機械整備基金」(以下「整備基金」という。)として運用している。

農業機械整備基金管理規程で定められた「整備基金により取得した農業開発機械は、償却相当額を整備基金に積立てするものとする。」という資金用途基準により、利子負担がなく、単年度負担が少ない資金調達により、農業開発機械の導入が促進され、機械体制の整備強化や工事費の低減、さらには受益者の負担軽減が図られてきた。

公社は、農業開発機械の更新を計画的に進めており、平成31年(2019)4月1日現在、本機(ブルドーザー、ホイルトラクター等)173台、作業機908台を保有している。



北見支所機械センター

畜産振興事業

1 畜産振興事業の概要

当公社の畜産振興事業は、昭和36年（1961）に発足した（社）北海道酪農開発事業団が実施していた「乳用成牛貸付事業」、及び「乳肉用雌子牛貸付事業」、本道酪農の近代化を促進するための資源供給や多頭数集団育成を展示する乳牛育成牧場（十勝育成牧場）、我が国初となる外国種肉用牛の繁殖基地となった道立襟裳牧場の運営管理の事業継承に始まる。

公社発足以来、畜産振興事業も市場開放の進展など農業情勢の変化に影響を受け、各種補助事業の改廃、十勝育成牧場における乳牛後代検定事業の終了、外国種肉用牛を飼養していた北海道襟裳肉牛牧場の閉場に伴う受託管理の終了などの対応を余儀なくされた一方で、乳・肉用牛貸付事業、乳牛育成事業などの事業を要望に応じて継続的に展開し、道内の乳・肉用牛振興に寄与してきた。

乳肉用牛の貸付事業では、公社が市場で仕入れた乳用牛や肉用牛を、各種事業を活用して農業者の負担を軽減し貸し付けることで、乳・肉用牛の導入を支援してきた。

乳用牛を貸し付けていた当初の「乳用成牛貸付事業」は、昭和56年度（1981）から「公社牛貸付事業」に移行したが、「農場リース事業」を活用した新規就農の農場と、大型化する一般農家への乳用牛の導入などで成果を上げてきた。

肉用牛の貸付けは、本道が、鹿児島県、宮崎県に次ぐ肉専用種の一大産地となった現在でも、牛群の繁殖基盤確立の事業として継続実施されており、産地形成期にみられた多頭数の事業参加は減少しているものの、牛群改良・整備などの目的で導入がみられる。

十勝育成牧場は乳牛育成事業を継承したのが始まりであるが、昭和56年（1981）以降実施している受精卵移植技術と優れた育成技術を活用しながら、草資源を生かした集団育成によって優良牛の供給という事業目的を達成してきており、近年は、本格的に黒毛和種の飼育を行い、一貫生産牧場としても実績を上げてきている。

畜産振興事業は、平成24年（2012）の当公社の公益財団法人への移行に際して、収益事業としての位置付けが明確化され、乳肉用牛の貸付けや育成牛の頒布を通じた畜産経営の発展とともに、公社の経営改善に向けた事業の取組みを進めてきた。

近年、都府県の生乳生産の減少が続いていることから、本道の生乳生産量の全国シェアが相対的に上がり続けている一方で、道内では、後継者不足等から酪農経営の法人化による大型化が著しく



牧場事務所

進行し、これら牧場の積極的な乳用牛導入が行われてきた。

さらに都府県では、猛暑による乳用牛の損耗から補填需要も強く、供給源となる道内の乳用牛資源は極端に不足することとなり、流通価格は記録的な高値となった。

この結果、平成21年（2009）から25年（2013）にかけて、十勝育成牧場からの初妊牛頒布価格の平均が1頭当たり52万円前後であったものが、平成28年（2016）から30年（2018）にかけて、75万円、66万円、81万円と高値が続いたことによって畜産振興事業の黒字が拡大し、公社経営の収支改善に大きく貢献した。

2 乳・肉用牛貸付事業

(1) 乳用牛貸付事業

当公社が推進してきた乳用牛の貸付事業は、畜産振興資金による独自事業と、国や道による補助事業に大別されるが、事業開始以来今日に至るまで一貫して本道酪農の基盤確立に寄与してきた。

ア 畜産振興資金による事業

- 乳用成牛貸付事業：昭和36（1961）～55年度（1980）
- 公社牛貸付事業：昭和56年度（1981）～

畜産振興資金は、公社が北海道酪農開発事業団から事業を継承した時点で、運用財産として道から出捐を受けた資金で、この資金を基に優良な乳用牛について、農協等を通じて道内の農業者に貸し付ける事業を実施し、後に公社が独自で積み上げた資金も併せて運用した。

「乳用成牛貸付事業」は当初、へき地酪農地帯の解消が目的であったが、その目的達成とともに、昭和47年度（1972）から中規模酪農家育成に目的が変更され、昭和56年度（1981）からは、「公社牛貸付事業」と名称を改め、肉用牛の貸付けも可能となった。

平成3年度（1991）からは、新規就農者を対象とした地方競馬全国協会の補助を活用できることとなり、「公社営農場リース事業」の対象者に限定した貸付けを行った。

その後、補助事業として実施される補助残部分の資金対応を、借入金ではなく公社の畜産振興資金を財源とする方式で実施することで現在に至っているが、この方式により、貸付けが原則実施できない状態となった一般農家からの強い希望もあったことから、畜産振興資金の有効活用を図るため、平成14年度（2002）から新規就農者以外の一般貸付を再開した。

平成7年度（1995）以降は、国のリース牛補助の事業実施に伴い「公社牛貸付事業」の「リース牛貸付事業」にも引き継がれるとともに、同年度からは、国の農場リース事業の補助対象メニューとされたこともあって、新規就農者の立ち上がりをサポートしてきた。

リース農場向けの貸付けは、当初1地区当たり40頭であったものが、近年は最大120頭にまで拡大しており、貸付期間は5年以内で、期間満了後は譲渡することになっている。

平成31年（2019）3月末現在の「公社牛貸付事業」の貸付状況は、農場リース事

業が1,912頭で8億3,500万円、一般貸付事業が765頭で5億1,900万円となっている。

イ 国・道の補助事業

乳用牛の貸付事業に係る国や道の補助事業はいずれも既に終了しているが、事業の概要は以下のとおりである。

○ 乳肉用雌子牛貸付事業：昭和42（1967）～46年度（1971）

本事業は、酪農経営の多頭化に対応するための乳用雌子牛の貸付けと、国の緊急対策事業としての肉用牛の増殖が目的であったが、昭和47年（1972）の国の制度変更に伴って、肉用牛は対象から削除され、「肉用牛経営規模拡大促進事業」として新たにスタートした。

○ 水田飼料作推進家畜導入事業：昭和46（1971）～49年度（1974）

○ 水田家畜導入事業：昭和53（1978）～54年度（1979）

「水田飼料作推進家畜導入事業」は、本格的な減反政策に伴う稲作農家対策として緊急に実施された事業で、4年間実施された後、これを拡大した「水田家畜導入事業」が昭和53年度（1978）から2年間実施された。

○ 乳用牛確保増大対策事業：昭和46（1971）～49年度（1974）

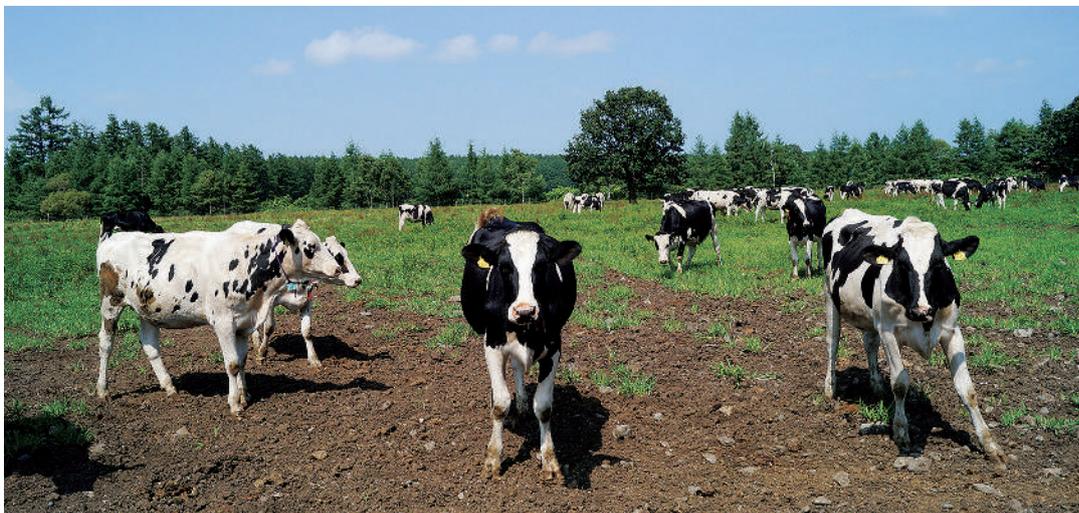
○ 飼料作物作付推進家畜導入事業：昭和50（1975）～54年度（1979）

○ 乳用牛群整備事業：昭和55（1980）～56年度（1981）

これらは、経営規模の拡大と営農の安定を促進して酪農の振興を目指す事業で、15カ月齢～4歳未満の乳用牛を、3年間全道一円の市町村を対象に貸し付けたが、牛乳の需給バランスが崩れ、生乳の生産調整が始まったことなどから、昭和56年度（1981）をもって補助事業による乳用牛貸付けは終了した。

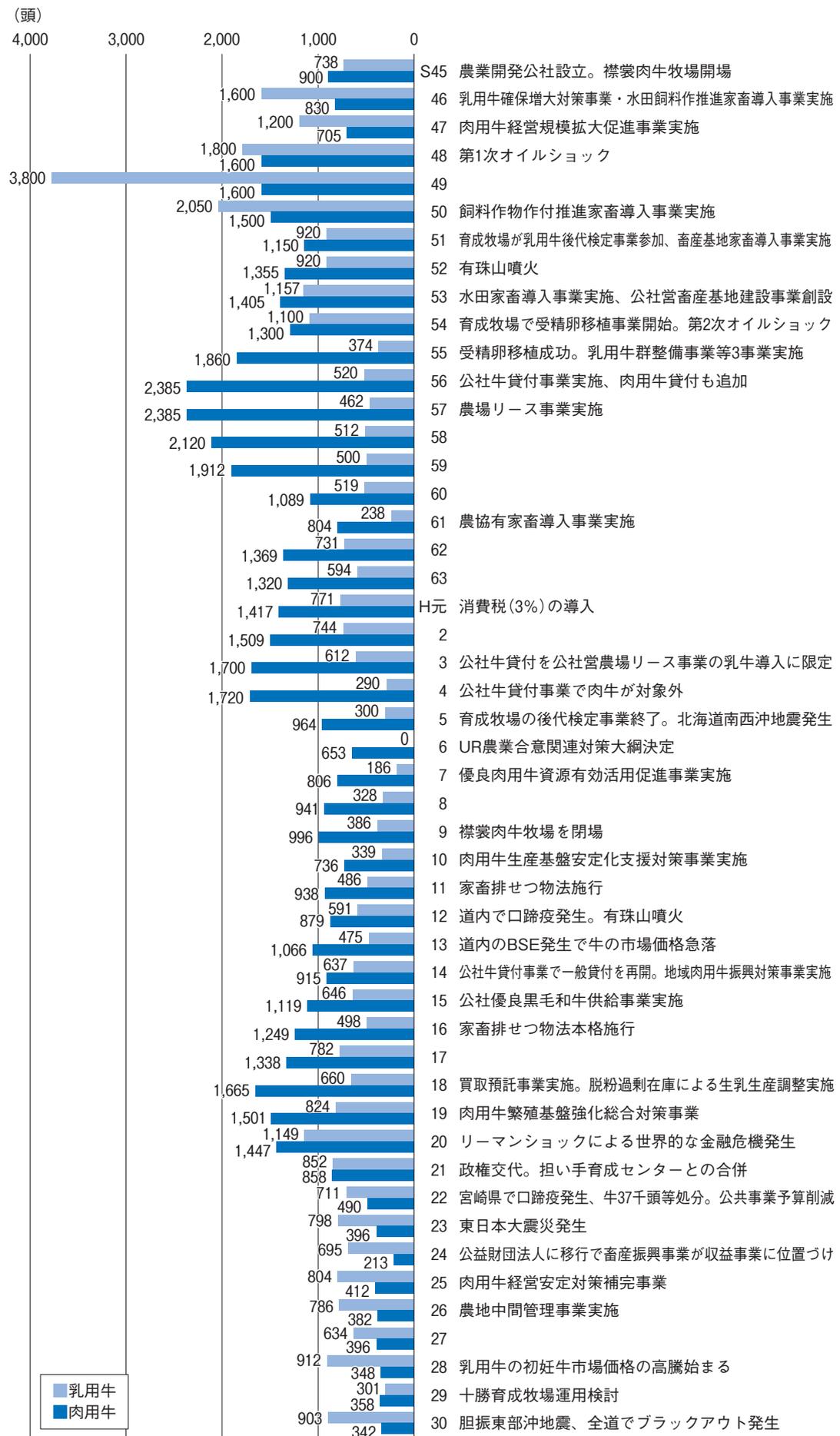
以上の各事業を通じて、平成30年度（2018）末までの乳用牛の貸付けは、乳用牛35,571頭（乳牛補助（成牛）12,134頭、乳牛補助（リース）11,584頭、非補助牛11,853頭）に達している。

乳・肉用牛の貸付頭数の推移は、図-17のとおりである。



公社設立以来、乳用牛の貸付事業を通じて本道酪農の発展に貢献

図-17 乳・肉用牛貸付頭数の推移



資料：北海道農業公社調べ

(2) 肉用牛貸付事業

肉用牛貸付事業は、肉用牛資源の確保と道内肉用牛生産農家の育成を目的として実施してきた。

当初、補助事業の「畜産総合対策事業」の「農協有家畜導入事業」を主体に、市町村を通じて貸し付ける転貸方式により実施してきたが、各農協においても、専門職員の配置や広域農協が増加するなど体制が整ってきたことから、平成7年度（1995）からは、農協を経由した貸付けができる現行の独立行政法人農畜産業振興機構の事業（指定助成事業）に移行してきており、補助事業は平成18年度（2006）で終了し、令和元年度（2019）現在の肉用牛貸付事業は指定助成事業のみである。

ア 畜産振興資金による事業

- 公社牛貸付事業：昭和56（1981）～平成3年度（1991）

乳用牛貸付けを目的とする公社牛貸付事業に、昭和56年度（1981）から肉用牛の貸付けが加えられたが、農場リース事業関連が増加することが見込まれたため、平成3年度（1991）で肉用牛の貸付は休止した。

イ 国・道の補助事業

- 肉用牛経営規模拡大促進事業：昭和47（1972）～54年度（1979）
- 肉用牛繁殖中核経営育成事業：昭和55（1980）～61年度（1986）
- 農協有家畜導入事業：昭和61（1986）～平成18年度（2006）

これらの事業は、肉用牛飼養適地において肉用雌子牛を、計画的かつ集団的に導入することで肉用牛経営の規模拡大を進め、農家経営の安定を図る目的で、おおむね4～18カ月齢の肉専用種を5年間、市町村に貸し付けた。

- 畜産基地家畜導入事業：昭和51（1976）～54年度（1979）

この事業は農用地開発公団営の畜産基地建設事業が行われていた上川、名寄地区に、外国種肉用雌牛を計画的、集団的に導入し、生産性の高い大規模肉用牛経営を育成するもので、月齢おおむね15～17カ月齢のアンガス種、ヘレフォード種を市町村に貸し付けた。



肉用牛の貸付けは和牛中心に移行

- 外国産肉用牛資源確保対策型事業：昭和55（1980）～58年度（1983）

この事業は外国産肉用牛の大型専業経営の育成を目的として、計画的・集団的にアンガス種・ヘレフォード種の外国産肉用牛を導入し、市町村等に貸し付けた。

ウ 指定助成事業

「農畜産業振興機構事業」を活用した国内繁殖基盤の強化拡大を図る事業

- 優良肉用牛資源有効活用促進事業：平成7（1995）～9年度（1997）

- 肉用牛生産基盤安定化支援対策事業：平成10（1998）～13年度（2001）
- 地域肉用牛振興対策事業：平成14（2002）～18年度（2006）
- 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業：平成19（2007）～21年度（2009）
- 肉用牛経営安定対策補完事業：平成25年度（2013）～

これらの事業は改良・増殖に供する優良雌牛の確保を目的として、4カ月～48カ月齢未満の肉専用雌牛を5年間、農協等に貸し付けてきた。

本事業の対象となる肉専用種は、当初、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、アングス種、ヘレフォード種であったが、現在は、国内種の3種に限定されており、当公社発足の昭和45年度（1970）から平成30年度（2018）までに補助事業や指定助成事業によって貸し付けた肉用牛は総頭数57,590頭に上る。

3 家畜育成事業

家畜育成事業は、十勝育成牧場において高生産性の牛を育成し、全道に頒布することを目的とした事業である。

(1) 十勝育成牧場

本牧場は、北海道立十勝拓殖実習場の跡地に、大規模育成牧場の経営という先進的な目的で、昭和37年（1962）に北海道酪農開発事業団によって南十勝の大樹町尾田に開設された後、同45年（1970）に当公社に引き継がれた。

総面積は523.9haで、このうち採草地211.6ha、放牧地230.9haがある。

施設は、育成牛舎14棟、和牛繁殖牛舎1棟、和牛哺育牛舎1棟、肥育牛舎1棟、受精卵移植施設（兼事務所）1棟、バンカーサイロ10基、トレンチサイロ2基、農機具庫3棟、大型堆肥舎2棟、ほか倉庫などを有している。

農機具はトラクター、ドーザー・ショベル、フォーレイジ・ハーベスター、草地管理用機械等を保有している。



牧草の収穫作業

育成牧場の施設や機械は老朽化が著しく、業務推進上でも支障を来していたことから、平成29年度（2017）に、（一社）北海道地域農業研究所の協力を得て、外部の関係者も含めた十勝育成牧場運営検討委員会を設置し、関係者からの多様な意見を踏まえて今後の十勝育成牧場のあり方について検討を行った。

その検討結果をもとに、公社として牧場の施設や機械の整備計画をまとめ、令和元年度（2019）から整備に取り組み、将来的な飼養頭数の増加とより効率的な業務の運営を目指すこととしている。

十勝育成牧場は、ホルスタイン種の育成が事業の主体を占めているが、高生産性牛を育成するため、9カ月齢前後の育成雌牛を買い取り、集団管理による周年育成によって育成費を抑え、22カ月齢前後で優良初妊牛として全道一円に頒布する「買取育成」

方式で事業を推進しており、本道における草地型酪農の特徴を十分活用し、粗飼料中心の管理を行ってきた。

本事業がスタートした昭和45年度（1970）から平成30年度（2018）までの育成牧場の販売頭数は、乳用牛33,205頭、肉用牛757頭となっている。

十勝育成牧場の頒布頭数の推移は、表-24のとおりである。

表-24 十勝育成牧場の乳・肉用牛頒布頭数と金額の推移 (単位：頭、千円)

	乳用牛			肉用牛		
	頭数	金額	平均単価	頭数	金額	平均単価
S45	496					
46	454	85,200	187			
47	452	95,562	211			
48	420	140,702	335			
49	520	141,823	272			
50	530	184,781	348			
51	490	197,360	402			
52	542	223,930	413			
53	512	229,961	449			
54	568	269,830	475			
55	562	254,222	452			
56	652	275,595	422			
57	593	271,593	457			
58	629	294,030	467			
59	630	290,998	461			
60	613	294,884	481			
61	643	308,496	479			
62	620	326,597	526			
63	639	381,459	596			
H元	630	362,897	576			
2	772	375,740	486			
3	762	332,195	435			
4	800	308,752	385			
5	711	230,974	324			
6	724	255,238	352			
7	737	310,497	421			
8	684	265,103	387			
9	742	303,296	408			
10	802	332,352	414			
11	797	328,623	412			
12	727	311,272	428			
13	735	362,755	493			
14	838	396,083	472			
15	763	386,495	506			
16	753	404,305	536			
17	665	349,497	525	25	17,712	708
18	845	386,348	457	26	20,050	771
19	764	365,182	477	49	38,987	795
20	748	359,442	480	32	25,431	794
21	724	380,240	525	52	34,650	666
22	742	389,526	524	57	34,789	610
23	767	399,700	521	70	36,410	520
24	740	380,170	513	61	39,003	639
25	825	433,129	525	72	51,680	717
26	757	413,077	545	74	60,637	819
27	734	435,205	592	64	65,999	1,031
28	736	549,415	746	55	64,549	1,173
29	796	522,564	656	56	62,704	1,119
30	820	662,692	808	64	69,081	1,079
合計	33,205	15,559,787	469	757	621,682	821

資料：北海道農業公社調べ

しかしながらこの方式は、導入から販売まで平均で約13ヶ月を要することから、その間の需要の動向による市場価格の変動が経営収支に大きな影響を及ぼすことが懸案であった。

このため、酪農家の減少により、育成牛の確保も難しくなる傾向にあったことから、平成18年（2006）の生乳の生産調整の実施と時を同じくして「買取預託」を始めた。

この方式は、仕入価格、育成価格とも定額であることから、需要動向による価格変動の影響を受けにくく、安定した収入が確保できるという利点があり、さらには、黒毛和牛受精卵を移植した場合は、生産子牛の買い戻しを可能としたことから、十勝育成牧場の黒毛和牛生産に大きく貢献してきた。

さらに、平成15年（2003）から、公社独自の新たな取組みである「チャレンジ・ニューブランド運動」の一環で、「公社優良黒毛和牛供給事業」を立ち上げ、大樹町のメガファーム「コスモアグリ」と大樹町農協の協力を得て、育成牧場における黒毛和牛の一貫生産体系が確立されたことから、現在肥育中の出荷頭数は年間35頭前後であるが、上物率（A4、A5）が高く、安定して優秀な成績を収めている。

黒毛和牛の主な賞歴

種畜	平成18年（2006）	全道共進会	1等3席	「かげやすみ617」号
	平成21年（2009）	第41回十勝総合畜産共進会	経産最高位	「ふくこ609」号
	令和元年（2019）	全道共進会	1等3席	「さおり623」号
枝肉	令和元年（2019）	ジェネティック北海道枝肉共励会	後代検定部門	最優秀 「彩華707」号
	令和元年（2019）	北海道枝肉共励会	優秀賞	「美春久710」号

また、十勝育成牧場は、乳用牛の通年育成という飼養形態もあって、人工授精技術の習得や家畜の飼養管理技術を学ぶために、年間2名程度の実習生を受け入れてきており、実習終了後は、人工授精師や農家の後継者、農協職員、公社職員などとして道内はもとより、全国各地で活躍している。



育成牧場における乳牛への給餌作業



さおり623号

(大樹町公共牧場との相互協力)

平成30年(2018)6月8日、十勝育成牧場は、大樹町営の公共牧場である光地園牧場と晩成牧場の2牧場と「災害等における相互応援に関する協定」を締結し、大きな災害時における相互の要請による被害の拡大防止に向けた協力体制を構築した。

主な協力事項としては、

- 牛の救出及び避難に必要な職員並びに車両等の派遣
- 牛の避難場所の提供
- 受入れに際し、飼料等の提供 等

(2) 公社における受精卵移植の取組み

当公社の受精卵移植は、昭和54年(1979)から襟裳肉牛牧場で外国種肉用牛を使用し、同牧場獣医師らによる採卵・移植技術の取組みを開始し、翌55年(1980)3月にアンガス種の母牛からヘレフォード種の子牛が誕生したのが最初の成功例である。

その後、ホルスタイン種を中心に、改良や後継牛確保のほか、授精団体との連携による種雄牛生産のための移植事業を行い、高い受胎率を誇った。

十勝育成牧場において未経産牛を大量に保有していることや、酪農家や共済組合の協力を得て、地域的な受精卵移植技術の普及が可能であったことなどが、本技術の実用化への道を大きく開いた要因であった。

受精卵の凍結・分割、さらにはDNA鑑定による性別判別技術など、家畜改良に関わるバイオテクノロジー技術の進歩が著しい中、平成10年(1998)には、当公社十勝育成牧場と道立新得畜産試験場及び北海道家畜改良事業団との共同研究により、体細胞クローン牛の誕生に成功した。

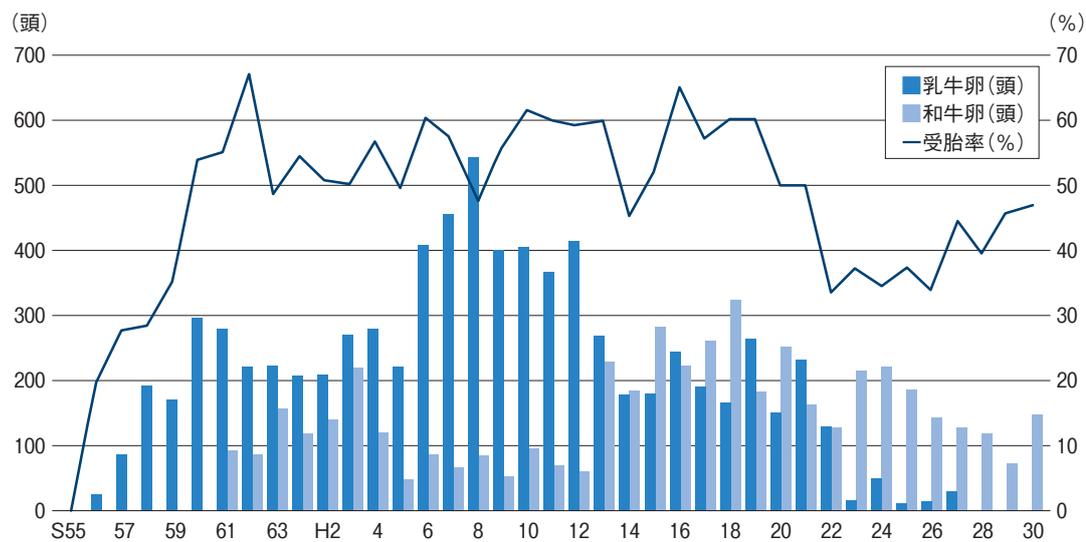
近年、乳用牛の輸入精液や受精卵の供給が可能となったことで、対象家畜はその中心が黒毛和種に移行しており、地元大樹和牛改良組合の一員として、地域の繁殖基盤確立のため、採卵や受精卵の移植を実施している。

受精卵移植事業の実績は昭和56年度(1981)から平成30年度(2018)まで延べ12,626頭で、このうち乳用牛が7,781頭、黒毛和種が4,845頭となっており、受胎率は52.5%である。

受精卵移植技術は、人工授精に比較して受胎率がやや低いことや、妊娠確認までに日数を多く必要とするなど課題はあるが、本道の畜産業により一層の貢献が可能となる技術である。

受精卵移植頭数の推移は、図-18のとおりである。

図-18 十勝育成牧場における受精卵移植の実績の推移



資料：北海道農業公社調べ

4 過去に実施された畜産受託事業

(1) 北海道襟裳肉牛牧場

戦後の本道農業は、大型農業機械の導入によって経営規模の拡大と効率化を推進してきたが、その反面で役用牛の減少を招き、肉用としても利用されていた役用牛の減少は、牛肉の需給関係に不均衡をもたらした。

このため道は、本道の特性に適した外国種肉用牛の普及・定着を図るため、繁殖雌牛の計画的な供給と飼養管理技術の確立を目指して、えりも町歌別に北海道襟裳肉牛牧場を設置し、導入する肉用牛は、寒さに強く草による産肉性が良く、赤肉の生産量が多い、アバディーン・アンガス種及びヘレフォード種が選ばれた。

牧場は昭和43年(1968)から45年(1970)の3年間で建設され、その後、昭和46年(1971)から48年(1973)にかけて追加造成が行われた。

総面積894.3ha(うち草地面積440.9ha、野草地260haなど)で、主な施設は繁殖畜舎(ルーズバーン)5棟、種雄牛舎、衛生舎、肥育舎各1棟、バンカーサイロ8基が整備された。

牧場の管理・運営は当初、酪農開発事業団が道の委託を受けて行っていたが、当公社設立後は公社が管理委託を受け継いだ。

牧場の運営方針は

- ① 繁殖基礎雌牛について、公社が行う肉用牛貸付事業によって市町村への貸付けを行い、市町村を通じて農家へ配布する
- ② 肥育を取り入れ、繁殖と肥育の一貫経営の展示を行う
- ③ 肉用牛管理技術者の養成を目的として、長期及び短期の現地研修を行うであった。

この方針に基づいてアンガス種とヘレフォード種を輸入し、繁殖基礎雌牛の供給や、コンパクトタイプ牛の大型化への改良を進めた。このことは生産コストの面でも大きな進歩であり、市場性を高め、販路も広がり、消費者ニーズに対応できる商品になったと評価された。

しかし、平成3年(1991)からの牛肉の輸入自由化によって外国産牛肉の輸入が増

加し、同牧場の役割が薄れたことから、平成9年（1997）3月をもって閉場し、当公社の受託業務も終了した。

牧場オープン以来、29年間にわたる事業実績は、道内向けの繁殖雌牛1,734頭、肥育用1,482頭、さらに種雄候補牛110頭を供給した。

（2）後代検定事業

乳用牛の後代検定事業は、国の「家畜改良増殖事業」に基づき、優良乳用種雄牛の広域かつ効率的な利用を図り、乳用牛の改良を促進するために行われる事業で、全国の23ステーションにおいて、候補種雄牛から生産された娘牛の体型・資質・泌乳能力などについて一乳期間の能力検定を行い、全国から集計した成績によって優良種雄牛を選抜し、その雄牛を全国で供用してきた。

十勝育成牧場においては昭和51年度（1976）から2セット、60頭の体制で事業に参加し検定結果を提供してきたが、一般農家による乳牛検定の普及に伴い、候補種雄牛の選抜事業もステーション検定からフィールド検定による能力判定へ移行することとなり、十勝育成牧場における後代検定事業は、平成5年度（1993）に17期の検定を終えて役割を終了した。

昭和51年度（1976）以降、平成5年度（1993）までの検定実績は1,036頭で、このうち昭和54年（1979）～57年（1982）、60年（1985）、61年（1986）の5カ年は60頭のフル体制で実施した。

（エピソード）

昭和54年（1979）12月11日生まれの「ロイブルック・ハイヤー・エレン」号は、昭和56年（1981）度第6期の検定材料牛として検定され、その後は、鳥取県の田中牧場で飼養されたが、昭和63年（1988）に7歳型として乳脂量が世界一となり、ギネスブックに掲載された。

エレンは、十勝管内の一般農家で生産された牛で、生後まもなく十勝育成牧場で哺育、育成され後代検定の材料牛として初産の乳期を十勝育成牧場で過ごしている。

丈夫で順調に経過した牛で、同じ父親の娘牛が十勝育成牧場に数頭いたことから第6期牛は、乳量が大きく伸びた。

コントラクター事業

— 実験事業の実施で問題点がクローズアップ —

コントラクター事業実施の背景

農業従事者の高齢化と担い手不足が進行する中で、労働時間の短縮や機械・施設投資を抑制し、ゆとりある農業経営を実現するため、道内各地で農産物の収穫や耕起等の農作業の請負等を行う組織（コントラクター）が設立され活動している。

平成30年（2018）現在、道内では326組織が活動しており、このうち、飼料収穫作業、草地更新作業のほか、堆肥・スラリー散布作業等を請け負う畜産関係のコントラクター組織は157組織となっている（道農政部調べ）。

当公社はこのような飼料収穫作業等を行うコントラクター組織が、全道でまだ16組織しかなく、その必要性が高まりつつあった平成5年（1993）に釧路管内厚岸町をモデル地域と定め、平成6年度（1994）から平成8年度（1996）までの3年間にわたってコントラクター事業を実験的に実施した。

厚岸町における3年間の実験事業

厚岸町は本道の太平洋岸東部に位置しており、水産業を中心として発展してきた地域で、農業においては、土壌条件は火山性土壌及び泥炭土壌で悪くないものの、春から夏にかけて海霧の発生する日が多く冷涼であるため、畑作はほとんど行われてこなかった。

戦前は軍馬や農用馬の生産が農業の主体であったが、戦後はトラクターの普及とともに馬産は急速に衰退した。

以後、草地型酪農が行われ、平成5年度（1993）には、乳用牛飼養戸数は160戸、飼料作物の作付面積は9,300ha、1戸当たりの作付面積は58.1haと経営規模が大きく、乳用牛総頭数は1万4,500頭、1戸当たり飼養頭数90.6頭に上っていた。

牧草の刈取りは2回刈りが主で、10a当たり約4,000kg（一番草2,300kg、二番草1,700kg）の収量が見込まれ、一番草は6月中旬から7月下旬、二番草は8月中旬から9月下旬までの刈取りが一般的に行われていた。

当公社は平成5年（1993）に厚岸町、釧路太田農協、厚岸農協と事前準備を進め、釧路東部農業改良普及センター及び道立根釧農業試験場の協力を得て、平成6年度（1994）から事業を開始した。

具体的には、個人農家の場合、一番草、二番草の収穫とサイレージ調製作業の委託を受け、牧草の刈取りから貯蔵施設への積み込みまでを行い、厚岸町については公共牧場の作業のうち、糞尿と堆肥散布作業の一部を受託して実施した。これらの作業に使う機械体制はホイルトラクター、フォーレージハーベスター、4tダンプトラック、タイヤショベルなど7台であった。

人員体制は、現場責任者1名、専任オペレーター2名の3名の体制で刈取りから細断・積み込み作業までを実施し、転圧・積み込み作業は農家が実施した。また、運搬作業については運送会社と、一部は農協が行った。

実験事業の課題

農家の高齢化や労働力不足は今後さらに深刻化することが予想され、コントラクター事業は個別経営を支える地域的取組みの重要な手段として期待されるが、本道の農作業は適期間が短く作業量が特定の時期に集中するなど、問題点を多く抱えており、当公社の厚岸町における実験事業を通じて、以下のような課題が顕在化した。

① 仕事量の通年確保の困難性

収穫作業は一時期に集中し、年間を通して安定した仕事量を確保できなかった。

また、収穫作業以外の草地の維持管理に関する作業（肥料散布、堆肥切り返し、堆肥散布・尿散布）の受託推進を図ったが、堆肥散布は平成7年度（1995）に2件、10ha、尿散布は1件、15haの作業を実施したにとどまった。

さらに堆肥切り返し作業は民間の運送会社が堆肥運搬と兼ねて実施しているほか、肥料散布・堆肥散布作業は農家が戸別に実施し、コントラクターを活用している農家は少ない。

② 圃場の大規模化が必要

参加農家は延べ戸数57戸、実施延べ面積は229団地の847.6haで、1団地の面積は3.7haと小規模であったため、機械の能力を十分に発揮できなかった。

③ 離れ地が多く運搬のロスが多い

機械の運搬距離が0.1kmから9.8kmまであり、離れ地が多いため平均運搬距離は1.8kmと長く、移動や作業のロスを解消するため、圃場を集約することが課題であった。

④ 圃場条件の整備不良

圃場の平均斜度は3.2度で一部湿地があったことなどから、機械には能力がありながら十分な速度での作業ができなかった。

圃場の層厚調整、不陸均し、暗渠排水や農道の整備によって作業効率の向上を図る必要があった。

⑤ バンカーサイロの普及

バンカーサイロの割合は年々増加しているが、コントラクター事業に最適の施設なので一層の普及が望まれた。

その後の厚岸町のコントラクター事業

実験終了後、釧路太田農協は「労働者不足の解消が図られるコントラクター事業に対する要望が強い」ことに対応するため、事業を継続することとした。

当公社は平成9年度（1997）と10年度（1998）の2カ年について、保有機械の一部を貸し付け、平成11年度（1999）には本機・作業機7台を譲渡した。現在も公社から譲渡された機械を基に更新を重ねこの事業は継続されている。

農業機械化研修事業

— 美幌、清水の研修所閉所後、農業大学校で農業機械化研修の実施 —

道が美幌、清水に研修所を開設、実務を受託

農業機械の有効利用による経営の安定と事故の防止、及び指導者の資質向上を図る目的で、昭和48年（1973）5月に網走管内美幌町に、翌49年（1974）7月には十勝管内清水町に、それぞれ道立農業機械化研修所が開設された。

研修事業は、道が研修計画の策定や研修生の募集などの事務的な業務を行い、研修所施設と農業機械の管理、研修の実施、研修生の宿泊及び給食などの運營業務は、農業機械の保全管理に適切な専門的知識と機能を持ち、さらに機械技術についても豊富な経験を有する当公社が、道の委託を受けて行った。

しかし、平成10年（1998）をもって道の研修計画が終了し、11年（1999）から本別町の道立農業大学校（以下「農大」という。）で新たな研修事業が行われることとなり、美幌、清水両研修所は設立以来25年の歴史を刻んで閉所した。主な研修科目は表-25のとおりである。

表-25 道立農業機械化研修所の研修内容

研修所名	研修科目
美幌	トラクタ整備A・Bコース、溶接技能、農業機械士養成A・Bコース、コンバイン利用（普通型）、農業土木機械運転技能、農業機械基本操作、農作業安全、現地農業機械、乾燥施設作業主任者、指導農業機械士養成研修
清水	トラクタ整備A・Bコース、溶接技能、農業機械士養成A・Bコース、農業機械基本操作、農作業安全、現地農業機械、指導農業機械士（振替）研修

※下線の研修は、両研修所で共通の研修科目。

25年にわたり技能向上、安全教育を実施

美幌、清水研修所の開所から閉所に至るまでの25年間で、農業機械の効率的な利用と農作業の安全を管理できるリーダーの養成を図る数々の研修を行い、延べ受講者は3万2,018人（うち美幌研修所1万6,277人、清水研修所1万5,741人）に上った。また、25年間における両研修所の研修活動が最も活発な時期は、昭和55年度（1980）から平成元年度（1989）に至る10年間で、この期間の受講者総数は1万4,279人に上った。受講者増の要因としては、次の2点が挙げられる。

- ① 農業の機械化の進展とともに、農作業に伴う死亡事故が多発し、安全教育の必要性が強く叫ばれたこと。
- ② 昭和59年（1984）から農業機械士技能向上研修、続いて63年（1988）から農業機械高度利用研修が開始されたこと。

研修事業の北海道立農業大学校への移管

農業機械化研修事業は、平成11年（1999）から新たに本別町の農大で行われることとなり、当公社は同校の研修部門に係る農業機械研修指導運營業務を受託し、毎年度3～4名の講師を派遣している。

農大での農業機械研修はニーズの高い研修となっているが、平成30年（2018）4

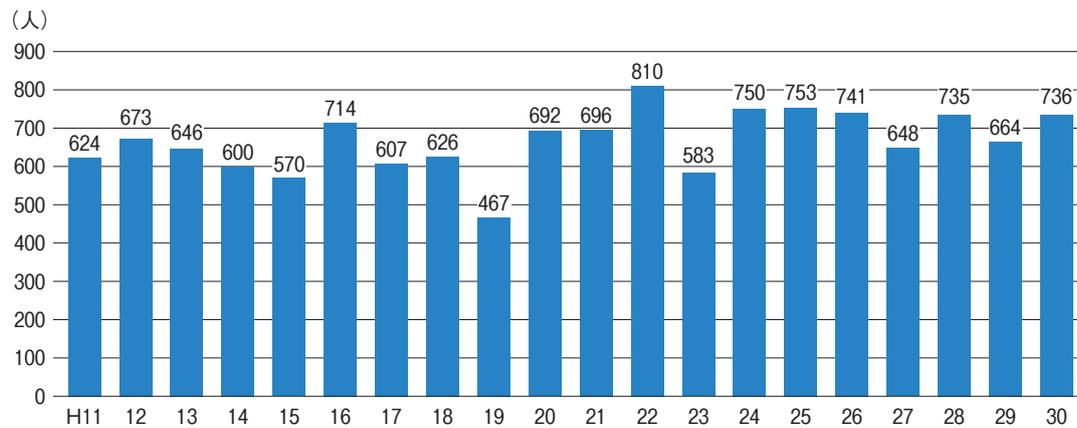
月の農業機械化促進法の廃止や、近年の高齢化や労働力不足に対応したICTの活用等によるスマート農業の推進や普及により、これまでの機械研修のあり方が見直されてきている。

一方で、昨今の農大では、非農家出身学生と女子学生が増加傾向にあることや、依然として発生率の高い農作業事故の防止対策に向けた対応が迫られており、より実践的な研修が求められている。こうした状況の中で、当公社が担う役割は、派遣講師等が長年培ってきた知識と技術を次代の担い手に伝授することである。

農地開発や農業機械の整備を第一線で担ってきた経験豊富な当公社の講師陣を配置した研修事業は、委託者である道や受講生から高い評価を得ながら現在に至っている。

農大での農業機械研修の受講者数は、平成11年度（1999）から30年度（2018）にかけて、延べ1万3,335人に達しており、その動向は図-19のとおりである。

図-19 道立農業大学校における農業機械研修の受講者数



資料：北海道農業公社調べ

令和元年7月現在の研修科目

トラクター基本操作、スキルアップ、プランニング、車両系建設機械（整地等）運転技能講習、フォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習、アーク溶接特別教育



第3章

財務概況

●
財務と会計



安平町 高橋さん夫妻

安平町
高橋さん
夫妻

メロン1玉1玉に情熱と愛情を！ ブランドメロン栽培への挑戦

昨年創立50周年を迎えた安平町の「追分アサヒメロン組合」。組合員の高橋さんはアサヒメロンブランドの維持・発展のため、メロン栽培をめざす研修生を受け入れたり、「新農業人フェア」で就農相談活動に積極的に参画したりしているが、実は自身も農外からの新規就農者だ。

宮城県でサラリーマン生活を送っていた高橋さんは、独立して事業をしたいと考えていた。中でも農業は自由度が高いと判断し、就農を決意した。

決意を固めてから、インターネットで地域の農業概要をはじめ、農地取得の目途、栽培できる作物、就農受入体制などを調べ、追分町（現安平町）を候補地として選定した。特に、ブランドメロンとして知られる「アサヒメロン」に挑戦意欲をかきたてられた。また、役場やJA、生産者の親身な対応も決め手となった。

平成17年に家族と追分町に移住。指導農業士のもとで1年間、メロン栽培を中心に作物の栽培技術や農業機械の操縦技術の習得、経営管理に必要な知識や販売に関する研修を行い、翌18年に農地2.6haを取得して就農した。

就農後は誠実な人柄や勤勉性、サラリーマン時代に培った

経営センスを生かして、短期間で質・量とも「追分アサヒメロン組合」の中でトップレベルに到達、妻とともに生活・経営両面にわたって経費節減に努め、40%を超える高い所得率を確保している。

平成28年度には、担い手育成や地域農業振興に対する貢献が高く評価され、北海道指導農業士に認定された。今後一層の活躍が期待される。



財務と会計

1 概要

当社は、昭和45年(1970)6月1日に民法第34条の規定に基づく公益法人として、北海道、北海道生産農業協同組合連合会(以下「北生連」という。)、社団法人北海道酪農開発事業団(以下「酪農事業団」という。)の3者によって設立され、発足と同時に北生連の農用地開発事業と酪農事業団の家畜人工授精事業を除く畜産振興事業、及び事業に付随する資産並びに負債の一切を継承して業務を開始した。

また、平成21年(2009)4月1日には、道の「経営・構造政策関係三機関・団体の組織業務体制の見直し」に基づき、社団法人北海道農業担い手育成センター(以下「担い手センター」という。)と合併し、新たに農業の担い手の育成・確保対策にも取り組むこととなった。

合併に当たっては、担い手センターからの一般会計の資産6,290万円、同負債4,349万円のほか、就農支援資金貸付事業特別会計の資産50億7,095万円、同負債50億7,061万円、及び就農啓発基金事業特別会計の資産6,221万円を継承した。

平成20年(2008)に施行された「公益法人制度改革関連3法」による公益法人制度改革に対応するため、平成24(2012)年3月に北海道知事から「公益財団法人」の認定を受け、同年4月から名称も「公益財団法人北海道農業公社」と変更し新たにスタートした。

平成26年(2014)3月には、当社が道から農地中間管理機構の指定を受け、「農地中間管理事業」に取り組むこととなった。

(1) 会計基準

当社の会計は、昭和45年(1970)の発足当時には、公益法人の会計処理に係る特定の基準がなかったため、顧問会計事務所の指導に基づいて一般的に公正妥当と認められる企業会計原則に則り、公社の性格や事業内容を考慮した経理体系を作成して対処した。

また、補助事業のように、行政府から特に指示された事業や法人税法に定められた一部の収益事業については、ほかの事業とは区分して経理処理を行った。

昭和52年(1977)には、公益法人の財務運営の適正を期するため「公益法人会計基準」が公益法人監督事務連絡協議会によって作成され、公益法人は原則としてこれを適用することとなったが、公益法人によっては、その規模、事業内容等が多岐にわたっている法人も多いため、この「会計基準」を一般的なガイドライン(内閣総理大臣官房管理室：昭和52年8月)とする指示があったことから、当社も、この「会計基準」に沿いながら、道の承認を得て経理規程を定めて対応した。

昭和61年(1986)には、道農政部長通達「公益法人の運営の適正化について」により公益法人会計基準による会計処理を厳しく行うよう指導があったが、業務内容が多岐にわたることから、道の了解を得て通達の趣旨を踏まえた経理処理を行った。

平成14年(2002)には、前年に実施された北海道包括外部監査を踏まえ、公益法人会計基準を適用することとなった。

平成24年(2012)には、公益財団法人として認定を受け、会計処理においても公益法人会計基準(20年基準)を適用することとなった。

会計区分は、公益目的事業会計には、公1として「農業担い手育成確保事業」、公2として「農地保有合理化等事業」、「農村施設整備事業」、収益事業等会計には、「農用地開発整備事業」、「畜産振興事業」、その他の事業(北海道立農業大学校研修部門に係る農業機械研修の指導運営委託業務、北海道農作業安全運動推進本部運営業務、農業技術研修員受入事業)、法人会計には、「総括部門」を位置づけた。

平成26年(2014)には、公益目的事業会計の公2として「農地中間管理事業」の認定を受けることとなった。

公益財団法人は、毎年度、認定基準を満たす必要があるが、当社は、財務3基準(収支相償、遊休財産額、公益目的事業比率)のうち特に収支相償の基準を満たすため、早期に決算の収支状況を把握して公益性を判断している。

(2) 財務基盤

当公社設立当初の財務構成は、設立に伴う出捐金6,050万円、諸引当金1億500万円及び北生連、酪農事業団からの引き継ぎ資産19億3,112万円、同負債12億911万円であった。

財務基盤は、その後、道をはじめ市町村、農協、農業団体の協力や公社事業の拡大に伴い段階的に増強され、基本財産、各種基金及び諸引当金や準備金がいずれも順調に増大していった。

特に各種基金は、当公社の事業拡大に伴う道の出捐によって、昭和48年(1973)に強化基金が創設されたのを皮切りに、開発基金、農業経営更新基金、農業活性化基金、担い手確保対策基金が相次いで加わった。さらに平成6年(1994)に決定された国のウルグァイ・ラウンド(以下「UR」という。)農業合意関連対策に呼応する体質強化基金も発足し、各種基金は6種類となり、各種引当金・準備金も確実に増大した。

この結果、平成13年度(2001)末には、基本財産が2億5,399万円で設立当時の4.2倍、各種基金は、平成11年度(1999)末に24億9,370万円となり、昭和48年度(1973)に初めて設けられた強化基金1億円に対しておよそ25倍に増加した。

その後、基金事業の廃止や国・道への返還、寄託金(負債)への管理替えなどにより、平成23年度(2011)には、3種類9億9,000万円と大幅に減少した。

基本財産、各種基金及び運用財産を加えた総資本は、平成13年度(2001)にピークの42億5,140万円となったが、平成17年(2005)に関与団体の自立を進めるために道が策定した「関与団体見直し計画」(第1次：平成17～21年度、第2次：平成22～25年度)や、平成20年(2008)の「公益法人制度改革関連3法」の施行に伴う財産の抜本的な見直しなどによって漸減し、平成23年度(2011)末では27億4,770万円となった。

この間、基本財産は、道の「関与団体見直し計画」において、出捐金の払い戻しが検討されたが、「農地保有合理化事業」実施市町村からの出捐があり、公益法人に移行して適正に管理・運用していることが認められ、平成24年度(2012)に出捐継続が決定した。

同様に、運用財産についても出資相当額の引き揚げが検討されたが、農業機械整備

基金は、公社の自主的な積立てによるものであるとの見解が示され、平成22年度(2010)に道の公有財産から削除された。

また、畜産振興資金については、特定目的事業(乳用牛貸付事業)基金への出捐であり、事業も継続して実施しているため、平成23年度(2011)に出捐継続が決定した。

引当金・準備金は、当公社の事業拡大に伴い、平成12年度(2000)に総額158億8,277万円となったが、平成13年(2001)の北海道包括外部監査を踏まえ、平成14年度(2002)には、引当金の一部と準備金の全部を正味財産として処理したことから、平成14年度(2002)末では40億4,181万円となり大幅に減少した。引当金は、平成15年度(2003)以降も漸減して推移しており、平成30年度(2018)末では15億円となった。

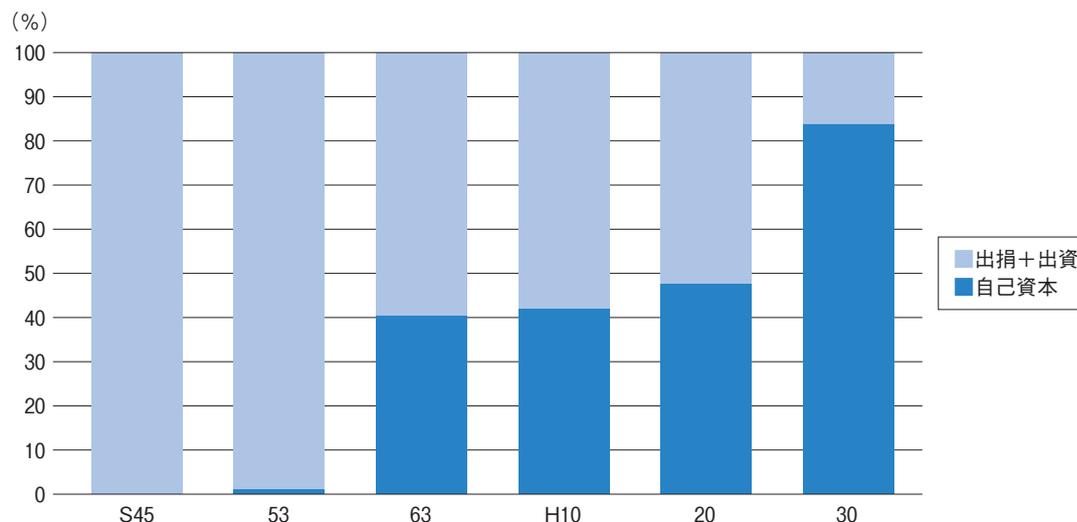
当公社の基本財産、基金及び運用財産に対する道や市町村等の出捐・出資割合は、昭和45年度(1970)当時は100%であったが、公社の自己資本が増加したことに伴い、昭和63年度(1988)には59.7%、平成10年度(1998)58.2%、平成20年度(2008)52.4%、平成23年度(2011)には16.3%となり、地方公共団体、地区連合会、農協並びに農業団体等に対する資金の依存度が大きく低下した。

これらの資産は、平成23年度(2011)まで理事長が管理し、その方法は理事会の議決によるなど寄付行為で定めていたが、平成24年度(2012)以降は、公益財団法人への移行に伴い、定款及び資金管理運用規程により管理・運用することが義務付けられている。

また、処分及び取崩しは、それぞれの財産の運用資金取扱基準で制限されており、特に、基本財産は、「この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産」として位置づけられていることから、維持管理や処分が厳しく制限されるとともに、基本財産の滅失は、法人の解散事由の一つに該当している。

自己資本率の推移は、図-20のとおりである。

図-20 自己資本率の推移



資料：北海道農業公社調べ

2 基本財産

基本財産の内容は以下のとおりで、社団法人の出資金に相当する。

- ① 公社設立に際し基本財産とされた財産
- ② 設立後、基本財産として指定して寄付された財産
- ③ 理事会の議決を経て基本財産に繰り入れた財産

このうち、①は設立当初は北海道 5,000 万円、北生連 1,000 万円の出捐によって総額 6,000 万円で発足し、②は設立初年度において 61 市町村から 1,170 万円、さらに 46 年度（1971）に道から 5,000 万円、45 市町村から 820 万円、事業関連の 4 地区連（上川、十勝、釧路、根室）から 180 万円の出捐を受けて、7,170 万円となり、①と②の計で 1 億 3,170 万円となった。その後、各市町村による出捐と③の当公社 5,000 万円の繰り入れによって年々増加した。

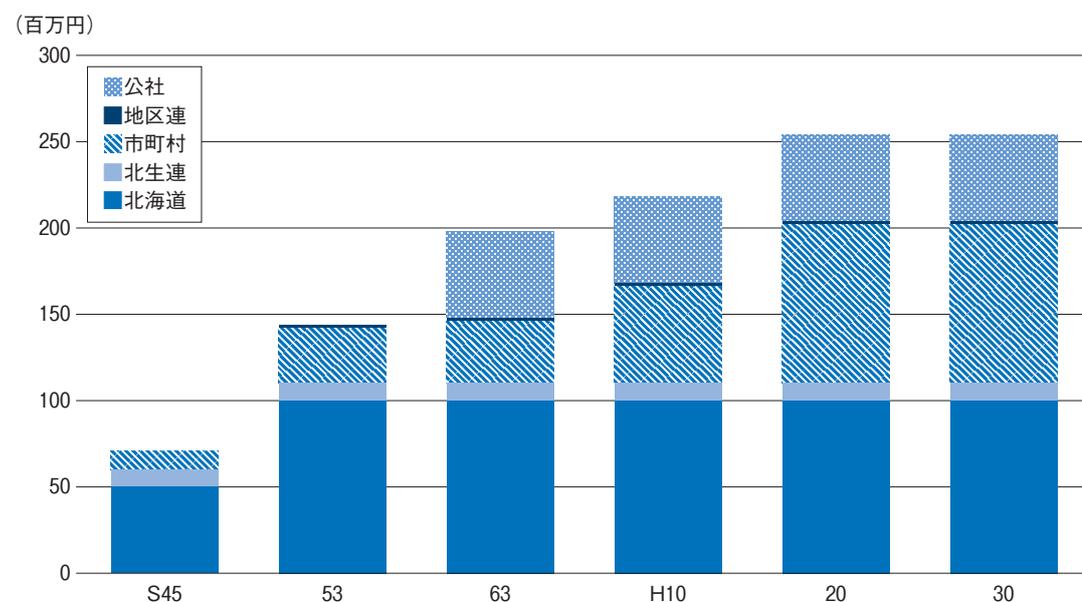
②の設立後における各市町村の出捐は、昭和 53 年度（1978）には 3,289 万円、10 年後の昭和 63 年度（1988）には 3,629 万円となり、平成 7 年度（1995）に当公社は各市町村に対してさらなる出捐要請を行った。

これは平成 6 年（1994）10 月に国が U R 農業合意関連対策大綱を決定したことから、21 世紀に向けて当公社の財務の健全化を促進する趣旨で、3 カ年で 10 億円の基金を造成するため、市町村に対して 200 万円の出捐を要請したものである。

この要請に応じて市町村からの出捐は平成 8 年度（1996）には 4,169 万円となったが、さらに毎年度増強されたことにより、13 年度（2001）末には 9,219 万円となり、以降、基本財産の総額は 2 億 5,399 万円で推移している。

基本財産の推移は、図-21 のとおりである。

図-21 基本財産の推移



資料：北海道農業公社調べ

3 各種基金

(1) 強化基金

当該基金は、「農地保有合理化促進事業」に関して業務運営体制の強化を図るため、昭和48年度(1973)に道費出捐1億円(うち2分の1を国が助成)を受けて設けられ、当該基金の運用益は、体制の強化と受益者の負担を軽減するため、「農地保有合理化促進事業」の運営経費に充当された。道が昭和49、50年度(1974、75)に各1億円を出捐した後も毎年度出捐したことにより、昭和54年度(1979)の総額は4億5,000万円となった。

昭和55年度(1980)以降は、平成21年度(2009)まで4億5,000万円で推移したが、平成22年度(2010)に基金事業が廃止されたことに伴い、平成23年(2011)4月、道に出捐金4億5,000万円全額を返戻し、基金としての役割を終了した。

(2) 開発基金

当公社の基本財産の出捐要請は、出捐金が財団法人に対する寄付金として取り扱われるため、市町村を主体に行ってきたが、公社事業の運営に当たっては、農業団体との連携強化が不可欠であることから、その協力を得る方策として昭和51年(1976)に当該基金が設けられた。

当該基金は、「農用地開発事業」(「農用地開発整備事業」に改称)、「農業公社牧場設置事業」(その後、「農地開発利用促進事業」、「公社営畜産基地建設事業」を追加、「農村施設整備事業」に改称)に関わる業務運営体制の整備・強化を図るための資金として、おおむね3カ年計画で1億円(単協5,000万円、連合会5,000万円)の基金拠出を要請した結果、昭和53年度(1978)末までに244農協から拠出があった9,610万円に当公社が2,000万円を繰り入れ、総額は1億1,610万円となった。

その後、農協からは平成7年度(1995)1億5,055万円の拠出を受けた後も毎年度増強され、平成11年度(1999)には4億370万円へと増加した。また当公社の繰り入れも昭和54年度(1979)には9,000万円に、昭和55年度(1980)には1億9,000万円に増額したほか、平成10年度(1998)には3連合会から5,000万円(ホクレン2,500万円、北信連2,000万円、道共済連500万円)の拠出を受け、11年度(1999)末の総額は6億4,370万円となった。

平成12年度(2000)以降は、平成19年度(2007)まで6億4,370万円で推移したが、公益法人制度改革を踏まえ、拠出者への返戻を原則として、平成20年度(2008)に農協拠出分4億370万円及び連合会拠出5,000万円の4億5,370万円を寄託金(負債)に管理替えしたため、当該基金は当公社が繰り入れた1億9,000万円となった。

(3) 農業経営更新基金

当該基金は、「公社営農業経営更新対策事業」に関わる業務運営体制の整備強化を図るため、昭和56年(1981)に設けられた。当初は当公社の繰り入れた1億円でスタートしたが、翌57年度(1982)に3連合会から1億円(ホクレン4,800万円、北信連3,900万円、道共済連1,300万円)の拠出を受けて総額が2億円となった。

昭和58年度(1983)以降は、平成15年度(2003)まで2億円で推移したが、平成16年度(2004)に「担い手確保農地保有合理化促進特別事業」が「農地保有合理化

事業」に整理統合されたことに伴い、担い手確保対策基金2億円（下記（5）参照）が統合されて4億円となった。

さらに、開発基金と同様に公益法人制度改革を踏まえ、抛出者への返戻を原則として、平成20年度（2008）に連合会抛出分1億円を寄託金（負債）に管理替えとしたため、当該基金は当公社が繰り入れた3億円となった。

（4）農業活性化基金

当該基金は、「農業経営活性化特別対策事業」に関わる業務運営体制の整備強化を図るため、昭和61年（1986）に設けられ、当該基金の総額は、初年度に当公社が繰り入れた2億円である。

昭和62年度（1987）以降は、平成22年度（2010）まで2億円で推移したが、当公社が、公益法人制度改革に基づく公益財団法人へ移行することに伴い、「農業経営活性化特別対策事業」を平成23年度（2011）で終了することとなったため、当該基金は、正味財産として処理され、基金としての役割を終了した。

（5）担い手確保対策基金

当該基金は、「担い手確保農地保有合理化促進特別事業」に関わる業務運営体制の整備強化を図るために、昭和63年（1988）に設けられ、当該基金の総額は、初年度に当公社が繰り入れた2億円である。

平成元年度（1989）以降は、平成15年度（2003）まで2億円で推移したが、平成16年度（2004）に「担い手確保農地保有合理化促進特別事業」が「農地保有合理化事業」に整理統合されたことに伴い、農業経営更新基金に統合し、基金としての役割を終了した。

（6）体制強化基金

当該基金は、平成5年（1993）にUR農業合意対策として設けられた。初年度は、全国農地保有合理化協会（以下「全国協会」という。）3,000万円と道3,000万円の合計6,000万円でスタートした後、全国協会と道が翌6年度（1994）から9年度（1997）までの4年間に、それぞれ毎年3,000万円ずつ2億4,000万円増額するとともに、当公社が平成9年度（1997）に5億円を繰り入れて総額が8億円になった。

平成10年度（1998）以降は、平成21年度（2009）まで8億円で推移したが、平成22年度（2010）に強化基金が廃止になったこと、及び道からの引き揚げ要望などを総合的に勘案し、平成23年（2011）4月に全国協会からの出捐金1億5,000万円と、道からの出捐金1億5,000万円の総額3億円を返戻することになったため、平成22年度（2010）末には公社が繰り入れた5億円となった。

4 道が抛出した運用財産

昭和45年（1970）設立当時の運用財産は、酪農事業団からの50万円でスタートし、同年度末までに道から畜産振興資金2億3,950万円、農業用機械整備資金7億3,899万円の出捐、及び農業用機械の現物出資4億3,763万円、並びに酪農事業団の追加出捐350万円により、総額が14億2,013万円となった。

その後は、農業用機械の更新貸付けに関わる運用財産の変動により、発足10年目の昭和54年度（1979）末には12億2,513万円、20年目の平成元年度（1989）末には15億371万円となって平成30年度（2018）まで推移している。

（1）畜産振興資金

当該資金は、昭和45年（1970）の公社設立により、それまで酪農事業団が実施していた「乳用牛貸付事業」を公社が継承し、乳用牛を導入するための財産として道から2億3,950万円、酪農事業団から400万円の総額2億4,350万円を受け入れたものである。その後、当公社が、昭和55年度（1980）～57年度（1982）、平成元年度（1989）で総額3億6,000万円を繰り入れし、平成元年度（1989）末で6億350万円になった。

道の関与団体見直し計画では、道の出資金相当額の引き上げが検討されたが、道の出資分は、「乳用牛貸付事業」の原資として貸付牛の購入に活用されており、今後においても事業の継続が見込まれるため、平成23年度（2011）に出捐継続が決定した。

（2）農業機械整備基金

当該基金は、昭和45年（1970）の公社設立により、それまで道が実施していた農業機械の貸付事業を公社が継承し、道から農業機械（現物）の無償譲渡とともに7億3,899万円の出捐を受け入れたものである。

機械の貸付事業は、道の計画どおりに行われ、昭和52年度（1977）で終了したことから当該基金残高は一旦0円となったが、機械の貸付料は引き続き回収され、減価償却相当分として昭和59年度（1984）まで運用財産に積み立てられた。

昭和60年度（1985）からは、積み立てられた当該基金（預金）と農業機械（現物）合わせて9億21万円を道との協議により公社の自主管理とし、総額を変動させることなく積み立てしてきた。

自主管理は、道の承認を受けた「整備基金の管理運用方針」に基づいて行っており、主として「農用地開発整備事業」の農業用機械導入資金に充て、利子負担のない資金調達により工事費の低減と受益農家の負担軽減に寄与してきた。

道の関与団体見直し計画では、道の出資金相当額の引き上げが検討されたが、道の出資分は、昭和52年度（1977）に当初の計画どおりに全額が取り崩されて消費済みであり、現行の基金は、公社の自主的な積立てによるものであるため、平成23年度（2011）で道の公有財産から削除された。

5 引当金

当公社の内部諸引当金は、発足当初の昭和45年度（1970）は、役職員のための退職給与引当金9,120万円と子牛事故補償引当金767万円の合計9,887万円であったが、昭和47年度（1972）には、「農用地開発整備事業」の植栽等の補修・改修及び「農村施設整備事業」に係る補償等に備えるため、工事補償引当金の積立てを開始した。また、昭和57年度（1982）にはリース農場引当金、63年度（1988）には合理化譲渡施設引当金、平成元年度（1989）からは担い手確保対策事業引当金などの積立てを相次いで行い、平成12年度（2000）末には82億5,061万円に増大した。

しかし、平成13年度（2001）に実施された北海道包括外部監査を踏まえ、同年度

には工事補償引当金の算定基準を見直したこと、及び平成14年度(2002)には担い手確保対策事業引当金を正味財産として処理したことなどから、平成14年度(2002)末では40億4,181万円と大幅に減少した。平成15年度(2003)以降は、主に職員数の縮減に伴い退職給与引当金が減少するほか、「農用地開発整備事業」及び「農村施設整備事業」の事業量が落ち込んだことに伴い工事補償引当金が減少しており、平成30年度(2018)末では15億円となっている。

6 準備金

当会社の各種準備金は、昭和45年度(1970)に農用地や家畜の価格変動に対応するための価格変動準備金と、事業遂行上の不測の事故災害等に備える事故補填準備金の合計579万円で積立てを開始したが、価格変動準備金と事故補填準備金が年々増加し、発足10年後の昭和54年度(1979)末の総額は7億6,790万円となった。

さらに、昭和61年度(1986)には新工法の開発研究費用等に充当する農村整備対策準備金、昭和62年度(1987)には新規事業創設等の調査研究費用に充当する事業合理化調査研究準備金、平成3年度(1991)には固定資産の補修・改修費用に充当する施設整備準備金、平成6年度(1994)以降は、売渡し時における損失の発生等に備えるため経営転換対策準備金、長期貸付対策準備金、運営強化対策準備金などを相次いで積み立てたことから、平成13年度(2001)末には76億3,545万円に達してピークを記録した。

しかし、平成14年度(2002)には、前年に実施された北海道包括外部監査を踏まえ、準備金の全部を正味財産として処理したことから、平成14年度末の積立残高は0円となり、昭和45年度(1970)に開始した準備金の積立てが終了した。

7 借入金

当会社は、国や道の農業施策に沿って、農業・農村の活性化を目指す地域の取組みを支援する各種の事業を行っているが、その仕組み上のこともあり、資産総額の中で事業資産の占めるウエイトは80%程度と極めて高く、これらの事業資産を取得する事業資金の90%は、借入金で対応している。

公益法人としての当会社の事業は、本来、地方公共団体で実施すべき事業を代行するという性格を持っており、その意味で、当会社は、地方公共団体の分身としての役割を果たすものとなっているため、当会社が金融機関から資金を借り入れる際には、地方公共団体から債務保証契約や損失補償契約を受けるか、あるいは償還財源を負担してもらうなど、各種の財政援助がなされるべきものであった。

しかし、当会社の場合、農地保有合理化促進事業資金は、道の損失補償の措置が講じられているものの、それ以外の農用地開発事業や畜産振興事業資金などは、平成6年度(1994)まで理事長及び常勤役員の個人保証による調達を余儀なくされていた。平成7年度(1995)からはこうした状況は改善されたが、公益性と独立採算性の両面が求められるところに財団運営の難しさがある。

各事業の借入金は、昭和45年度(1970)末が11億8,459万円であるのに対し、事業量の拡大に伴い、平成元年度(1989)末では247億8,570万円、平成20年度(2008)

末では716億1,998万円に増加し、平成30年度(2018)末ではやや減少して574億5,489万円となっている。

借入金の総額のうち、「農地保有合理化促進事業」関連が約93%を占めており、その他「就農支援資金貸付事業」約4%、「畜産振興事業」約2%、「法人出資事業」、「経構リース事業」、「農村施設整備事業」で1%の借入額となっているが、借入金は、補助事業で取得した事業資産（棚卸資産等）の総額に相当する。

事業借入金以外では、当公社の日常の業務運営に必要な運営借入金と、事業運営に必要な各施設の取得・整備をするための設備借入金を資金調達していたが、財務基盤が安定したことに伴い、運営借入金は平成3年度（1991）と、設備借入金は昭和61年度（1986）を最後に、それ以降はいずれも借り入れることなく対応している。

8 取扱事業高の推移

当公社の事業は、昭和45年（1970）6月の設立以来今日まで、その時々々の時代背景やニーズに応じて変遷し、創立後の約30年間は、北海道農業の発展とともに事業量は拡大基調で推移してきたが、その後は、国や地方公共団体の財政事情の悪化等による補助事業予算の削減や事業制度の見直しなど、当公社の事業と運営を巡る環境が大きく変化したことから、事業量は縮小傾向で推移してきた。

当公社が北生連と酪農事業団の事業を引き継いで発足した昭和45年（1970）当時の総事業費は、「農地流動化対策事業」、「農用地開発整備事業」及び「畜産振興事業」の3事業合わせて36億7,900万円ほどであったが、創立後は、農業施策に合わせて事業の拡大が進行し、昭和47年度（1972）には、事業規模の増加や新たに制度化された「農村施設整備事業」に取り組んだことなどにより、総事業費は、4事業で発足当時の1.7倍となる64億4,600万円に増大した。

昭和48年度（1973）以降の総事業費は、右肩上がりで推移し、昭和53年度（1978）には204億8,000万円、昭和63年度（1988）には339億500万円へと大幅に増大し、平成9年度（1997）には559億300万円となってピークを迎えた。

平成10年度（1998）以降の総事業費は、国内外の経済不振、事業制度や道の「農用地開発整備事業」に係る入札制度の見直しなどによって減少に転じ、平成11年度（1999）は483億6,200万円、平成16年度（2004）から19年度（2007）までの4年間は300億円台と急速に減少し、公社運営への影響が懸念される状況となった。

平成21年度（2009）には、担い手センターと合併し、新たに「農業担い手育成確保事業」に取り組むとともに、「農地流動化対策事業」において、無利子の農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を活用した早期売買が大幅に増加したことなどから、総事業費は、5事業で412億2,900万円と一時的に回復した。

平成22年度（2010）は、国や地方自治体の財政悪化や公共事業のあり方が問われ、「農村施設整備事業」では公共事業の見直しなど農業施策の転換が進められるとともに、「農用地開発整備事業」では事業制度が見直されたことなどから、総事業費は前年度を300億円下回る281億500万円と激減し、公社運営は一段と厳しくなった。

平成23年度（2011）から平成25年度（2013）の3年間の総事業費は、公共事業の縮小や、TPP問題による将来の不安等から農家の投資意欲の低下が続き、各事業の事業量が回復しないまま290億円前後で推移し、厳しい公社運営を余儀なくされた。

平成26年度(2014)には、農地中間管理機構の指定を受け、新たに「農地中間管理事業」の取組みを開始したことや、TPP対策として「農村施設整備事業」予算が増大したことなどから、平成26年度(2014)の総事業費は6事業で287億9,200万円であったのに対し、平成27年度(2015)は16億1,100万円上回る304億300万円となって回復の兆しを見せた。

平成28年度(2016)から平成30年度(2018)の3年間の総事業費は、農家経営を取り巻く環境の変化により「農地保有合理化等事業」の買入れ等が減少するなどにより300億円を下回り、減少傾向を示している。

公社事業の主な事業区分毎の事業取扱高の推移は、表-26のとおりである。

表-26 主な事業区分毎の取扱高の推移

(単位:百万円)

	S 45	53	63	H 10	20	30
農地流動化対策事業	161	4,723	14,676	20,428	26,101	15,287
農村施設整備事業		3,164	8,096	19,639	11,535	4,596
農用地開発整備事業	3,210	11,000	9,502	13,458	4,195	3,287
畜産振興事業	308	1,593	1,631	936	1,918	2,312
担い手対策事業						622
計	3,679	20,480	33,905	54,461	43,749	26,104

資料:北海道農業公社調べ

資料

(資料・統計データ)



定款



業務方法書



財務諸表



事業取扱高の推移



役職員名簿



年表

1 定款

制定 平成 24 年 4 月 1 日
平成 26 年 3 月 27 日 平成 28 年 2 月 25 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人北海道農業公社と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、農業の担い手の育成・確保、農用地の利用の効率化及び高度化、農地保有の合理化、農業生産基盤の整備、優良牛の導入等に係る諸事業を総合的に実施することにより、農畜産物の安定生産及び農業の多面的機能の発揮等を促進し、北海道農業の振興と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新規就農者等の農業の担い手の育成・確保に関する事業
- (2) 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する事業
- (3) 農地保有の合理化の促進に関する事業
- (4) 農業生産基盤の整備・改良及び貸付・譲渡等に関する事業
- (5) 農用地等の造成及び整備・改良の施工等に関する事業
- (6) 優良な乳肉用牛の導入の促進に関する事業
- (7) 農業者等の技術向上のための研修及び技術支援に関する事業
- (8) 農業に関する広報活動及び調査研究に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

3 この法人の業務運営に関する必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で定められたものを基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに北海道知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に北海道知事に提出し、承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員9名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げるものの配偶者

ヘ ロからニに掲げるものの3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第22条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会に

において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上13名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 この法人に会計監査人を置く。
- 3 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とするとともに、3名以内を常務理事又は専門理事とすることができる。
- 4 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事及び専門理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事及び専門理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び専門理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、常務理事及び専門理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事及び専門理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、毎年度4回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 40 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 45 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置

することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 会員

(会員)

第46条 この法人に、次の会員を置くことができる。

- (1) 担い手育成会員 第4条第1項第1号の事業に係る目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) その他会員 前号のほか、この法人の主旨に賛同して入会した個人又は団体
- 2 会員に関する規程は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 石黒 義雄、居城 勝四郎、大野 稔彦、菅原 輝一、高柳 裕、富樫 秀文
能登 芳昭、登 幸二、野邑 智雄、長谷川 幸男、三枝 法廣

監事 安東 正史、佐藤 彰
- 4 この法人の最初の理事長は富樫秀文、副理事長は石黒義雄、常務理事は大野稔彦、専門理事は登幸二、会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

有塚 利宣、石田 吉光、岡村 雅敏、片野 泰嗣、小砂 憲一、佐藤 博幸、下小路 英男
谷山 弘行、飛田 稔章、二上 朋子、伏見 悦夫
- 6 変更後の定款は、行政庁からこの変更に係る変更の認定を受けた日、又はこの法人が「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定に基づき北海道知事から農地中間管理機構の指定を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 7 変更後の定款は、平成28年2月25日から施行する。

2 業務方法書

制定	昭和 45 年 6 月 1 日	
改正	昭和 46 年 5 月 29 日	昭和 46 年 11 月 13 日
	昭和 47 年 9 月 19 日	昭和 48 年 3 月 24 日
	昭和 49 年 7 月 24 日	昭和 51 年 5 月 24 日
	昭和 53 年 5 月 23 日	昭和 54 年 4 月 9 日
	昭和 57 年 2 月 18 日	昭和 61 年 7 月 29 日
	昭和 62 年 4 月 1 日	昭和 63 年 11 月 18 日
	昭和 63 年 12 月 6 日	平成 元年 3 月 29 日
	平成 元年 9 月 29 日	平成 2 年 3 月 13 日
	平成 2 年 12 月 4 日	平成 3 年 1 月 30 日
	平成 3 年 10 月 4 日	平成 4 年 6 月 1 日
	平成 5 年 9 月 27 日	平成 6 年 2 月 22 日
	平成 7 年 1 月 31 日	平成 8 年 1 月 22 日
	平成 8 年 5 月 21 日	平成 9 年 4 月 1 日
	平成 10 年 5 月 20 日	平成 12 年 9 月 28 日
	平成 14 年 8 月 2 日	平成 15 年 3 月 27 日
	平成 16 年 7 月 30 日	平成 17 年 5 月 19 日
	平成 17 年 7 月 1 日	平成 18 年 5 月 18 日
	平成 18 年 7 月 6 日	平成 19 年 5 月 23 日
	平成 21 年 1 月 6 日	平成 21 年 9 月 17 日
	平成 22 年 5 月 27 日	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 24 年 6 月 6 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 26 年 6 月 5 日	平成 27 年 6 月 4 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）の業務についての基本的事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業運営の基本方針)

第 2 条 公社は、その業務の公共的重要性にかんがみ、事業の実施にあたっては、国、道、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業者及びその他と協調して、その業務を効率的に運用し、北海道農業の振興と地域社会の持続的な発展に寄与するものとする。

(事業の実施区域)

第 3 条 公社が行う事業の実施地域は、北海道の区域とする。

ただし、事業を補完するため、必要に応じ北海道以外に就農相談窓口を設置することができる。

(事業の種類)

第4条 定款第4条に定める事業は、次のとおりとする。

- (1) 定款第4条第1項第1号に掲げる事業（以下「農業担い手育成確保事業」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 就農啓発事業
 - イ 就農相談事業
 - ウ 就農体験研修事業
 - エ 就農支援資金貸付事業
 - オ 研修受入体制強化事業
 - カ 農業次世代人材投資（準備型）事業
- (2) 定款第4条第1項第2号に掲げる事業（以下「農地中間管理事業」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 農地中間管理事業
- (3) 定款第4条第1項第3号に掲げる事業（以下「農地保有合理化等事業」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 農地売買等事業
 - イ 農地売渡信託等事業
 - ウ 農地所有適格法人出資育成事業
 - エ 新規就農者等研修事業
 - オ 公社営農場リース事業
 - カ その他構造改善に資する事業
- (4) 定款第4条第1項第4号に掲げる事業（以下「農村施設整備事業」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 畜産担い手育成総合整備事業
 - イ 畜産環境整備事業
 - ウ 強い農業づくり事業
 - エ 広域連携等産地競争力強化支援事業
 - オ 未来志向型技術革新対策事業
 - カ 農業基盤整備促進事業
 - キ 農地耕作条件改善事業
- (5) 定款第4条第1項第5号に掲げる事業（以下「農用地開発整備事業」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 草地開発整備事業
 - イ 農地開発整備事業
 - ウ 耕地整備事業
 - エ 土層改良事業
 - オ 交付金事業
 - カ その他農用地の改良、保全及び営農に必要な事業
- (6) 定款第4条第1項第6号に掲げる事業（以下「畜産振興事業」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 乳肉用牛貸付事業
 - イ 乳肉用牛育成事業
 - ウ 優良繁殖雌牛貸付事業

(7) 定款第4条第1項第7号に掲げる事業（以下「研修及び技術支援事業」という。）は、次のとおりとする。

- ア 北海道知事から委託を受けて行う道立農業大学校の農業機械研修
- イ 各事業に関連する研修及び技術支援事業

(8) 定款第4条第1項第8号に掲げる事業（以下「広報活動及び調査研究事業」という。）は、次のとおりとする。

- ア 各事業に関連する調査研究、技術指導
- イ 各事業に附帯する調査、計画、設計
- ウ 各事業に関連する広報活動

(9) 定款第4条第1項第9号に掲げる事業（以下「関連事業」という。）は、次のとおりとする。

- ア 機械の賃貸及び特許の実施に関する事業
- イ 前各号に掲げる事業に関連して必要な事業
- ウ 前各号に掲げる事業に関連して受託する事業
- エ 前各号に掲げる事業に関連して必要な事務

第2章 事業の実施等

（農業担い手育成確保事業）

第5条 農業担い手育成確保事業の実施については、別に定める次の規程によるものとする。

- ア 就農支援資金貸付業務規程
- イ 新規参入者就農促進支援事業規程
- ウ 就農研修者家賃助成事業規程
- エ 農家研修受入体制強化事業規程
- オ 就農啓発基金規程
- カ 農業青年海外派遣等事業規程
- キ 農業次世代人材投資（準備型）事業規程

（農地中間管理事業）

第6条 農地中間管理事業の実施については、別に定める次の規程によるものとする。

- ア 農地中間管理事業規程

（農地保有合理化等事業）

第7条 農地保有合理化等事業の実施については、別に定める次の規程によるものとする。

- ア 農地保有合理化事業規程
- イ 農業用施設等買入売渡事業実施規程
- ウ 公社営農場リース事業業務規程
- エ 受託料前払資金貸付規程
- オ 経営構造改革緊急加速リース支援事業規程

（農村施設整備事業）

第8条 農村施設整備事業の実施については、別に定める次の規程によるものとする。

- ア 畜産担い手育成総合整備事業業務規程
- イ 畜産環境整備事業業務規程
- ウ 強い農業づくり事業業務規程
- エ 広域連携等産地競争力強化支援事業業務規程

- オ 未来志向型技術革新対策事業業務規程
- カ 農業基盤整備促進事業業務規程
- キ 農地耕作条件改善事業業務規程

(農用地開発整備事業)

第9条 農用地開発事業の実施については、別に定める次の規程によるものとする。

- ア 農用地開発整備事業業務規程
- イ 農地災害復旧事業業務規程
- ウ 交付金事業業務規程

(畜産振興事業)

第10条 畜産振興事業の実施については、別に定める規程によるものとする。

- ア 公社牛貸付事業実施規程
- イ 肉用牛貸付事業実施規程
- ウ 優良肉用牛貸付事業実施規程
- エ 家畜診療規程
- オ 優良繁殖雌牛貸付事業実施規程
- カ 公社優良肉用牛貸付事業実施規程

(研修及び技術支援・広報活動及び調査研究事業)

第11条 研修及び技術支援・広報活動及び調査研究事業の実施については、公社が直接行うものほか、理事長が必要と認めた場合には委託して行うことができる。

第3章 雑則

(委任)

第12条 この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この業務方法書は、昭和45年6月1日から施行するものとする。
- 2 公共の事業遂行上、理事長が必要と認めた場合は、地方公共団体、農業協同組合等との職員交流、又は関係団体、大学等との業務提携を行うことができるものとする。
- 3 前項の職員交流、業務提携については、第3条の規定にかかわらず都府県公社ともこれを行うことができるものとする。
- 4 この業務方法書の改正は、平成21年4月1日に施行する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条に基づき認可され、同法第72条に定める登記完了後でなければ効力は生じないものとする。
- 5 この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月15日理事会議決)
- 6 この業務方法書は、平成24年6月6日から施行する。(平成24年6月6日理事会議決)
- 7 この業務方法書は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年1月23日理事会議決)
- 8 この業務方法書は、平成26年6月5日から施行する。(平成26年6月5日理事会議決)
- 9 この業務方法書は、平成27年6月4日から施行する。(平成27年6月4日理事会議決)
- 10 この業務方法書は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年6月3日理事会議決)
- 11 この業務方法書は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年9月21日理事会議決)

3 財務諸表

(1) 基本財産・基金の概要

区 分		出捐・出資先	設 立	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度
基本財産	基本財産	北海道	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000
		北生連	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		市町村		11,700	19,900	23,500	25,000
		地区連合会			1,800	1,800	1,800
		公 社					
基本財産合計			60,000	71,700	131,700	135,300	136,800
基金	強化基金	北海道					100,000
		道連合会					
	開発基金	農協					
		公 社					
	計						
	体制強化基金	全国協会					
		北海道					
	公 社						
	計						
	農業経営更新基金	道連合会					
公 社							
計							
農業活性化基金	公 社						
担い手確保対策基金	公 社						
基金合計							100,000
運用財産	畜産振興資金	北海道		239,500	239,500	239,500	239,500
		酪農開発事業団	500	4,000	4,000	4,000	4,000
		公 社					
	計		500	243,500	243,500	243,500	243,500
	農業用機械整備基金	北海道		738,993	541,453	393,831	257,458
		公 社					
	計			738,993	541,453	393,831	257,458
農業用機械運用財産	現物出捐	北海道		437,639	364,542	184,654	85,108
	機械更新貸付	北海道			375,865	667,891	895,038
計			437,639	740,407	852,545	980,146	
運用財産合計			500	1,420,132	1,525,360	1,489,876	1,481,104
合 計			60,500	1,491,832	1,657,060	1,625,176	1,717,904
出捐出資別内訳	地方公共団体	北海道	50,000	1,466,132	1,621,360	1,585,876	1,677,104
		市町村		11,700	19,900	23,500	25,000
		計	50,000	1,477,832	1,641,260	1,609,376	1,702,104
	非地方公共団体	北生連	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		道連合会					
		地区連合会			1,800	1,800	1,800
		農協					
		酪農開発事業団	500	4,000	4,000	4,000	4,000
	全国協会						
	計		10,500	14,000	15,800	15,800	15,800
公 社	公 社						
合計		60,500	1,491,832	1,657,060	1,625,176	1,717,904	
構成比率	地方公共団体	北海道	82.64%	98.28%	97.85%	97.58%	97.63%
		市町村		0.78%	1.20%	1.45%	1.46%
		計	82.64%	99.06%	99.05%	99.03%	99.08%
	非地方公共団体	北生連	16.53%	0.67%	0.60%	0.62%	0.58%
		道連合会					
		地区連合会			0.11%	0.11%	0.10%
		農協					
		酪農開発事業団	0.83%	0.27%	0.24%	0.25%	0.23%
全国協会							
計		17.36%	0.94%	0.95%	0.97%	0.92%	
公 社	公 社						

(単位:千円)

昭和 49 年度	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	昭和 55 年度	昭和 56 年度
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
28,490	30,190	30,890	31,790	32,890	34,290	34,890	34,890
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
					50,000	50,000	50,000
140,290	141,990	142,690	143,590	144,690	196,090	196,690	196,690
200,000	300,000	350,000	380,000	410,000	450,000	450,000	450,000
		2,650	85,325	96,100	97,850	98,150	98,600
		20,000	20,000	20,000	90,000	190,000	190,000
		22,650	105,325	116,100	187,850	288,150	288,600
							100,000
							100,000
200,000	300,000	372,650	485,325	526,100	637,850	738,150	838,600
239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
						60,000	200,000
243,500	243,500	243,500	243,500	243,500	243,500	303,500	443,500
204,892	167,464	145,879		159,993	222,712	375,622	528,510
204,892	167,464	145,879		159,993	222,712	375,622	528,510
41,164	23,246	12,818	2,661	2,546			
1,002,617	1,068,653	1,084,581	1,129,511	901,799	758,922	523,159	526,930
1,043,781	1,091,899	1,097,399	1,132,172	904,345	758,922	523,159	526,930
1,492,173	1,502,863	1,486,778	1,375,672	1,307,838	1,225,134	1,202,281	1,498,940
1,832,463	1,944,853	2,002,118	2,004,587	1,978,628	2,059,074	2,137,121	2,534,230
1,788,173	1,898,863	1,932,778	1,851,672	1,813,838	1,771,134	1,688,281	1,844,940
28,490	30,190	30,890	31,790	32,890	34,290	34,890	34,890
1,816,663	1,929,053	1,963,668	1,883,462	1,846,728	1,805,424	1,723,171	1,879,830
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		2,650	85,325	96,100	97,850	98,150	98,600
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
15,800	15,800	18,450	101,125	111,900	113,650	113,950	114,400
		20,000	20,000	20,000	140,000	300,000	540,000
1,832,463	1,944,853	2,002,118	2,004,587	1,978,628	2,059,074	2,137,121	2,534,230
97.58%	97.64%	96.54%	92.37%	91.67%	86.02%	79.00%	72.80%
1.55%	1.55%	1.54%	1.59%	1.66%	1.67%	1.63%	1.38%
99.14%	99.19%	98.08%	93.96%	93.33%	87.68%	80.63%	74.18%
0.55%	0.51%	0.50%	0.50%	0.51%	0.49%	0.47%	0.39%
0.10%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.08%	0.07%
		0.13%	4.26%	4.86%	4.75%	4.59%	3.89%
0.22%	0.21%	0.20%	0.20%	0.20%	0.19%	0.19%	0.16%
0.86%	0.81%	0.92%	5.04%	5.66%	5.52%	5.33%	4.51%
		1.00%	1.00%	1.01%	6.80%	14.04%	21.31%

区 分		出捐・出資先	昭和 57 年度	昭和 58 年度	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度
基本財産	基本財産	北海道	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		北生連	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		市町村	35,090	35,290	35,690	35,890	36,090
		地区連合会	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		公 社	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
基本財産合計			196,890	197,090	197,490	197,690	197,890
基金	強化基金	北海道	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
		道連合会					
	開発基金	農協	99,950	100,000	100,000	100,000	100,000
		公 社	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
		計	289,950	290,000	290,000	290,000	290,000
	体制強化基金	全国協会					
		北海道 公 社					
	農業経営更新基金	道連合会	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		公 社	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		計	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
農業活性化基金	公 社					200,000	
担い手確保対策基金	公 社						
基金合計			939,950	940,000	940,000	940,000	1,140,000
運用財産	畜産振興資金	北海道	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500
		酪農開発事業団	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		公 社	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	計			543,500	543,500	543,500	543,500
	農業用機械整備基金	北海道	582,167	602,350	487,102	738,993	738,993
		公 社				161,220	161,220
	計			582,167	602,350	487,102	900,213
農業用機械運用財産	現物出捐 更新貸付	北海道					
	北海道	380,132	362,488	413,111			
計			380,132	362,488	413,111		
運用財産合計			1,505,799	1,508,338	1,443,713	1,443,713	1,443,713
合 計			2,642,639	2,645,428	2,581,203	2,581,403	2,781,603
出捐出資別内訳	地方公共団体	北海道	1,751,799	1,754,338	1,689,713	1,528,493	1,528,493
		市町村	35,090	35,290	35,690	35,890	36,090
		計	1,786,889	1,789,628	1,725,403	1,564,383	1,564,583
	非地方公共団体	北生連	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		道連合会	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		地区連合会	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		農協	99,950	100,000	100,000	100,000	100,000
		酪農開発事業団	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		全国協会					
	計		215,750	215,800	215,800	215,800	215,800
公 社	公 社	640,000	640,000	640,000	801,220	1,001,220	
合 計			2,642,639	2,645,428	2,581,203	2,581,403	2,781,603
構成比率	地方公共団体	北海道	66.29%	66.32%	65.46%	59.21%	54.95%
		市町村	1.33%	1.33%	1.38%	1.39%	1.30%
		計	67.62%	67.65%	66.84%	60.60%	56.25%
	非地方公共団体	北生連	0.38%	0.38%	0.39%	0.39%	0.36%
		道連合会	3.78%	3.78%	3.87%	3.87%	3.60%
		地区連合会	0.07%	0.07%	0.07%	0.07%	0.06%
		農協	3.78%	3.78%	3.87%	3.87%	3.60%
		酪農開発事業団	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.14%
		全国協会					
	計		8.16%	8.16%	8.36%	8.36%	7.76%
公 社	公 社	24.22%	24.19%	24.80%	31.04%	35.99%	

(単位:千円)

昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
36,290	36,290	36,490	36,490	36,690	36,690	37,090	37,690
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
198,090	198,090	198,290	198,290	198,490	198,490	198,890	199,490
450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
						30,000	60,000
						30,000	60,000
						60,000	120,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
1,140,000	1,340,000	1,340,000	1,340,000	1,340,000	1,340,000	1,400,000	1,460,000
239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
300,000	300,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
543,500	543,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500
738,992	738,993	738,993	738,993	738,993	738,993	738,993	738,993
161,220	161,220	161,220	161,220	161,220	161,220	161,220	161,220
900,212	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213
1,443,712	1,443,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713
2,781,802	2,981,803	3,042,003	3,042,003	3,042,203	3,042,203	3,102,603	3,163,203
1,528,492	1,528,493	1,528,493	1,528,493	1,528,493	1,528,493	1,558,493	1,588,493
36,290	36,290	36,490	36,490	36,690	36,690	37,090	37,690
1,564,782	1,564,783	1,564,983	1,564,983	1,565,183	1,565,183	1,595,583	1,626,183
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
						30,000	60,000
215,800	215,800	215,800	215,800	215,800	215,800	245,800	275,800
1,001,220	1,201,220	1,261,220	1,261,220	1,261,220	1,261,220	1,261,220	1,261,220
2,781,802	2,981,803	3,042,003	3,042,003	3,042,203	3,042,203	3,102,603	3,163,203
54.95%	51.26%	50.25%	50.25%	50.24%	50.24%	50.23%	50.22%
1.30%	1.22%	1.20%	1.20%	1.21%	1.21%	1.20%	1.19%
56.25%	52.48%	51.45%	51.45%	51.45%	51.45%	51.43%	51.41%
0.36%	0.34%	0.33%	0.33%	0.33%	0.33%	0.32%	0.32%
3.59%	3.35%	3.29%	3.29%	3.29%	3.29%	3.22%	3.16%
0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%
3.59%	3.35%	3.29%	3.29%	3.29%	3.29%	3.22%	3.16%
0.14%	0.13%	0.13%	0.13%	0.13%	0.13%	0.13%	0.13%
						0.97%	1.90%
7.76%	7.24%	7.09%	7.09%	7.09%	7.09%	7.92%	8.72%
35.99%	40.28%	41.46%	41.46%	41.46%	41.46%	40.65%	39.87%

区 分		出捐・出資先	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
基本財産	基本財産	北海道	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		北生連	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		市町村	37,690	41,690	47,690	55,690	80,440
		地区連合会	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		公 社	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
基本財産合計			199,490	203,490	209,490	217,490	242,240
基金	強化基金	北海道	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
		道連合会				50,000	50,000
	開発基金	農協	150,558	264,393	389,370	397,500	403,700
		公 社	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
		計	340,558	454,393	579,370	637,500	643,700
	体制強化基金	全国協会	90,000	120,000	150,000	150,000	150,000
		北海道	90,000	120,000	150,000	150,000	150,000
		公 社			500,000	500,000	500,000
	計	180,000	240,000	800,000	800,000	800,000	
	農業経営更新基金	道連合会	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		公 社	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		計	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
農業活性化基金	公 社	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
担い手確保対策基金	公 社	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
基金合計		1,570,558	1,744,393	2,429,370	2,487,500	2,493,700	
運用財産	畜産振興資金	北海道	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500
		酪農開発事業団	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		公 社	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
	計	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	
	農業用機械整備基金	北海道	738,993	738,993	738,993	738,993	738,993
		公 社	161,220	161,220	161,220	161,220	161,220
		計	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213
農業用機械運用財産	現物出捐 更新貸付	北海道 北海道					
計							
運用財産合計		1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	
合 計			3,273,761	3,451,596	4,142,573	4,208,703	4,239,653
出捐出資別内訳	地方公共団体	北海道	1,618,493	1,648,493	1,678,493	1,678,493	1,678,493
		市町村	37,690	41,690	47,690	55,690	80,440
		計	1,656,183	1,690,183	1,726,183	1,734,183	1,758,933
	非地方公共団体	北生連	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		道連合会	100,000	100,000	100,000	150,000	150,000
		地区連合会	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		農協	150,558	264,393	389,370	397,500	403,700
		酪農開発事業団	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		全国協会	90,000	120,000	150,000	150,000	150,000
	計	356,358	500,193	655,170	713,300	719,500	
公 社	公 社	1,261,220	1,261,220	1,761,220	1,761,220	1,761,220	
合 計		3,273,761	3,451,596	4,142,573	4,208,703	4,239,653	
構成比率	地方公共団体	北海道	49.44%	47.76%	40.52%	39.88%	39.59%
		市町村	1.15%	1.21%	1.15%	1.32%	1.90%
		計	50.59%	48.97%	41.67%	41.20%	41.49%
	非地方公共団体	北生連	0.31%	0.29%	0.24%	0.24%	0.24%
		道連合会	3.05%	2.90%	2.41%	3.56%	3.54%
		地区連合会	0.05%	0.05%	0.04%	0.04%	0.04%
		農協	4.60%	7.66%	9.40%	9.44%	9.52%
		酪農開発事業団	0.12%	0.12%	0.10%	0.10%	0.09%
		全国協会	2.75%	3.48%	3.62%	3.56%	3.54%
	計	10.89%	14.49%	15.82%	16.95%	16.97%	
公 社	公 社	38.52%	36.54%	42.51%	41.85%	41.54%	

(単位:千円)

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
90,790	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
252,590	253,990	253,990	253,990	253,990	253,990	253,990	253,990
450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
403,700	403,700	403,700	403,700	403,700	403,700	403,700	403,700
190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
643,700	643,700	643,700	643,700	643,700	643,700	643,700	643,700
150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	300,000	300,000	300,000	300,000
200,000	200,000	200,000	200,000	400,000	400,000	400,000	400,000
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
200,000	200,000	200,000	200,000				
2,493,700	2,493,700	2,493,700	2,493,700	2,493,700	2,493,700	2,493,700	2,493,700
239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500
738,993	738,993	738,993	738,993	738,993	738,993	738,993	738,993
161,220	161,220	161,220	161,220	161,220	161,220	161,220	161,220
900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213
1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713
4,250,003	4,251,403	4,251,403	4,251,403	4,251,403	4,251,403	4,251,403	4,251,403
1,678,493	1,678,493	1,678,493	1,678,493	1,678,493	1,678,493	1,678,493	1,678,493
90,790	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190
1,769,283	1,770,683	1,770,683	1,770,683	1,770,683	1,770,683	1,770,683	1,770,683
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
403,700	403,700	403,700	403,700	403,700	403,700	403,700	403,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
719,500	719,500	719,500	719,500	719,500	719,500	719,500	719,500
1,761,220	1,761,220	1,761,220	1,761,220	1,761,220	1,761,220	1,761,220	1,761,220
4,250,003	4,251,403	4,251,403	4,251,403	4,251,403	4,251,403	4,251,403	4,251,403
39.49%	39.48%	39.48%	39.48%	39.48%	39.48%	39.48%	39.48%
2.14%	2.17%	2.17%	2.17%	2.17%	2.17%	2.17%	2.17%
41.63%	41.65%	41.65%	41.65%	41.65%	41.65%	41.65%	41.65%
0.24%	0.24%	0.24%	0.24%	0.24%	0.24%	0.24%	0.24%
3.53%	3.53%	3.53%	3.53%	3.53%	3.53%	3.53%	3.53%
0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%
9.50%	9.50%	9.50%	9.50%	9.50%	9.50%	9.50%	9.50%
0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%
3.53%	3.53%	3.53%	3.53%	3.53%	3.53%	3.53%	3.53%
16.93%	16.92%	16.92%	16.92%	16.92%	16.92%	16.92%	16.92%
41.44%	41.43%	41.43%	41.43%	41.43%	41.43%	41.43%	41.43%

区 分		出捐・出資先	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
基本財産	基本財産	北海道	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		北生連	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		市町村	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190
		地区連合会	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		公 社	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
基本財産合計			253,990	253,990	253,990	253,990	253,990
基金	強化基金	北海道	450,000	450,000			
		道連合会					
	開発基金	農協					
		公 社	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	計			190,000	190,000	190,000	190,000
	体制強化基金	全国協会	150,000	150,000			
		北海道	150,000	150,000			
		公 社	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
	計			800,000	800,000	500,000	500,000
	農業経営更新基金	道連合会					
		公 社	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
計			300,000	300,000	300,000	300,000	
農業活性化基金	公 社	200,000	200,000	200,000			
担い手確保対策基金	公 社						
基金合計			1,940,000	1,940,000	1,190,000	990,000	990,000
運用財産	畜産振興資金	北海道	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500
		酪農開発事業団	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		公 社	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
	計			603,500	603,500	603,500	603,500
	農業用機械整備基金	北海道	738,993	738,993	738,993		
		公 社	161,220	161,220	161,220	900,213	900,213
	計			900,213	900,213	900,213	900,213
	農業用機械運用財産	現物出捐	北海道				
更新貸付		北海道					
計							
運用財産合計			1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713
合 計			3,697,703	3,697,703	2,947,703	2,747,703	2,747,703
出捐出資別内訳	地方公共団体	北海道	1,678,493	1,678,493	1,078,493	339,500	339,500
		市町村	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190
		計		1,770,683	1,770,683	1,170,683	431,690
	非地方公共団体	北生連	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		道連合会					
		地区連合会	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		農協					
		酪農開発事業団	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	全国協会	150,000	150,000				
	計			165,800	165,800	15,800	15,800
公 社	公 社	1,761,220	1,761,220	1,761,220	2,300,213	2,300,213	
合 計			3,697,703	3,697,703	2,947,703	2,747,703	
構成比率	地方公共団体	北海道	45.39%	45.39%	36.59%	12.36%	12.36%
		市町村	2.49%	2.49%	3.13%	3.36%	3.36%
		計	47.89%	47.88%	39.72%	15.72%	15.72%
	非地方公共団体	北生連	0.27%	0.27%	0.34%	0.36%	0.36%
		道連合会					
		地区連合会	0.05%	0.05%	0.06%	0.07%	0.07%
		農協					
		酪農開発事業団	0.11%	0.11%	0.14%	0.15%	0.15%
	全国協会	4.06%	4.06%				
	計			4.48%	4.49%	0.54%	0.58%
公 社	公 社	47.63%	47.63%	59.74%	83.70%	83.70%	

(単位:千円)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
92,190	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
253,990	253,990	253,990	253,990	253,990	253,990
190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
990,000	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000
239,500	239,500	239,500	239,500	239,500	239,500
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500
900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213
900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213
1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713	1,503,713
2,747,703	2,747,703	2,747,703	2,747,703	2,747,703	2,747,703
339,500	339,500	339,500	339,500	339,500	339,500
92,190	92,190	92,190	92,190	92,190	92,190
431,690	431,690	431,690	431,690	431,690	431,690
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
15,800	15,800	15,800	15,800	15,800	15,800
2,300,213	2,300,213	2,300,213	2,300,213	2,300,213	2,300,213
2,747,703	2,747,703	2,747,703	2,747,703	2,747,703	2,747,703
12.36%	12.36%	12.36%	12.36%	12.36%	12.36%
3.36%	3.36%	3.36%	3.36%	3.36%	3.36%
15.72%	15.72%	15.72%	15.72%	15.72%	15.72%
0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%
0.07%	0.07%	0.07%	0.07%	0.07%	0.07%
0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%
0.58%	0.58%	0.58%	0.58%	0.58%	0.58%
83.70%	83.70%	83.70%	83.70%	83.70%	83.70%

(2) 引当金・準備金の概要

科 目	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 50 年度
引当金						
退職給与引当金	91,203	120,686	155,685	186,527	194,499	330,370
賞与引当金						
工事補償引当金			43,200	21,640	27,920	51,000
法人税等引当金				4,014		
農場リース引当金						
合理化譲渡施設引当金						
担い手確保対策事業引当金						
子牛事故補償引当金	7,667					
畜産管理積立金			181,164	104,102	52,504	26,265
経営安定対策事業引当金						
経構リース譲渡引当金						
広域譲渡施設引当金						
貸倒引当金				420	151	195
就農支援資金貸倒引当金						
計	98,870	120,686	380,049	316,703	275,074	407,830
準備金						
事業合理化調査研究準備金						
価格変動準備金	2,038	13,588	6,795	11,489	4,989	25,210
事故補填準備金	3,760	10,040	10,040	10,040	13,008	15,000
貸付牛事故補償準備金		5,555	5,900			
農村整備対策準備金						
施設整備準備金						
経営転換対策準備金						
長期貸付対策準備金						
運営強化対策準備金						
記念行事準備金						
計	5,798	29,183	22,735	21,529	17,997	40,210
合計	104,668	149,869	402,784	338,232	293,071	448,040

科 目	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度
引当金						
退職給与引当金	2,034,900	2,256,774	2,452,198	2,470,359	2,603,688	2,784,706
賞与引当金						
工事補償引当金	832,034	826,080	840,200	840,000	841,300	840,000
法人税等引当金				11,741	10,900	5,202
農場リース引当金	31,511	59,123	67,664	53,207	18,725	19,962
合理化譲渡施設引当金					33,371	43,177
担い手確保対策事業引当金						59,660
子牛事故補償引当金						
畜産管理積立金						
経営安定対策事業引当金						
経構リース譲渡引当金						
広域譲渡施設引当金						
貸倒引当金						
就農支援資金貸倒引当金						
計	2,898,445	3,141,977	3,360,062	3,375,307	3,507,984	3,752,707
準備金						
事業合理化調査研究準備金				310,000	336,000	400,000
価格変動準備金	542,067	575,378	615,925	657,222	711,246	754,964
事故補填準備金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
貸付牛事故補償準備金						
農村整備対策準備金			740,000	740,000	740,000	740,000
施設整備準備金						
経営転換対策準備金						
長期貸付対策準備金						
運営強化対策準備金						
記念行事準備金			20,000	25,000	35,000	
計	1,042,067	1,075,378	1,875,925	2,232,222	2,322,246	2,394,964
合計	3,940,512	4,217,355	5,235,987	5,607,529	5,830,230	6,147,671

(単位:千円)

資料

昭和 51 年度	昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	昭和 55 年度	昭和 56 年度	昭和 57 年度	昭和 58 年度
402,993	801,268	944,528	1,077,973	1,233,149	1,441,920	1,633,018	1,855,965
84,390	204,720	371,700	399,750	648,680	795,000	698,000	732,734
						3,874	14,274
16,137							
503,520	1,005,988	1,316,228	1,477,723	1,881,829	2,236,920	2,334,892	2,602,973
91,494	165,167	211,197	274,008	322,668	374,614	434,124	500,115
24,170	103,730	379,150	493,900	500,000	500,000	500,000	500,000
115,664	268,897	590,347	767,908	822,668	874,614	934,124	1,000,115
619,184	1,274,885	1,906,575	2,245,631	2,704,497	3,111,534	3,269,016	3,603,088

平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
2,988,171	3,262,301	3,478,527	3,691,142	3,895,205	4,051,971	4,314,675	4,419,807
840,000	850,000	940,000	940,000	940,000	940,000	940,000	940,000
25,443	44,301	69,077	85,013	113,900	116,998	124,815	130,603
42,272	46,820	62,475	79,003	75,312	89,462	80,144	72,970
202,468	410,623	697,149	840,177	880,932	975,004	1,148,498	1,381,908
	7,529	1,785	3,013	2,687	2,713	4,006	1,917
4,098,354	4,621,574	5,249,013	5,638,348	5,908,036	6,176,148	6,612,138	6,947,205
400,000	450,000	500,000	500,000	700,000	700,000	855,000	805,000
792,239	841,000	872,512	1,230,881	1,241,609	1,722,915	1,659,645	2,233,292
500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
740,000	740,000	740,000	740,000	740,000	740,000	738,270	743,435
	600,000	600,000	600,000	900,000	900,000	898,944	903,027
				300,000	300,000	300,000	300,000
						200,000	200,000
						15,000	30,000
2,432,239	3,131,000	3,212,512	3,570,881	4,381,609	4,862,915	5,166,859	5,714,754
6,530,593	7,752,574	8,461,525	9,209,229	10,289,645	11,039,063	11,778,997	12,661,959

3
財務諸表

科 目	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
退職給与引当金	4,560,393	4,441,919	4,309,843	3,346,410	3,618,177	3,836,787
賞与引当金						
工事補償引当金	1,027,600	1,027,600	916,934	230,565	180,587	157,577
法人税等引当金						
農場リース引当金	135,432	155,057	139,209	103,682	160,479	218,652
合理化譲渡施設引当金	67,664	68,538	63,381	65,159	82,568	89,955
担い手確保対策事業引当金	1,726,481	2,239,723	2,821,245	3,245,300		
子牛事故補償引当金						
畜産管理積立金						
経営安定対策事業引当金						
経構リース譲渡引当金						
広域譲渡施設引当金						
貸倒引当金	938					
就農支援資金貸倒引当金						
計	7,518,508	7,932,837	8,250,612	6,991,116	4,041,811	4,302,971
事業合理化調査研究準備金	805,000	935,000	935,000	935,000		
価格変動準備金	2,984,625	2,995,852	3,138,594	3,142,581		
事故補填準備金	500,000	500,000	500,000	500,000		
貸付牛事故補償準備金						
農村整備対策準備金	746,781	759,536	750,057	750,057		
施設整備準備金	903,330	1,006,763	508,514	507,816		
経営転換対策準備金	300,000	300,000				
長期貸付対策準備金	200,000	500,000				
運営強化対策準備金	500,000	500,000	1,800,000	1,800,000		
記念行事準備金	45,000	45,000				
計	6,984,736	7,542,151	7,632,165	7,635,454		
合計	14,503,244	15,474,988	15,882,777	14,626,570	4,041,811	4,302,971

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
退職給与引当金	1,903,668	1,719,585	1,607,622	1,552,995	1,393,254	1,282,084
賞与引当金						
工事補償引当金	84,532	56,412	64,115	47,970	50,795	50,411
法人税等引当金						
農場リース引当金	128,027	78,459	83,959	78,580	84,327	98,193
合理化譲渡施設引当金	40,795	41,741	49,353	51,611	49,758	56,038
担い手確保対策事業引当金						
子牛事故補償引当金						
畜産管理積立金						
経営安定対策事業引当金						
経構リース譲渡引当金	88,586	99,660	110,733	46,939	51,206	55,474
広域譲渡施設引当金	49,161	57,349	65,537	73,725		
貸倒引当金	157,119	115,628	109,089	109,089	111,881	109,089
就農支援資金貸倒引当金	30,000	30,000	36,470	39,140	36,486	33,936
計	2,481,888	2,198,834	2,126,878	2,000,049	1,777,707	1,685,225
事業合理化調査研究準備金						
価格変動準備金						
事故補填準備金						
貸付牛事故補償準備金						
農村整備対策準備金						
施設整備準備金						
経営転換対策準備金						
長期貸付対策準備金						
運営強化対策準備金						
記念行事準備金						
計						
合計	2,481,888	2,198,834	2,126,878	2,000,049	1,777,707	1,685,225

(3) 借入金の年度別推移

(単位:千円)

区 分	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 50 年度	昭和 51 年度
運営借入金	168,000	248,000	388,000	430,000	534,000	195,000	100,000
事業借入金	1,184,593	1,931,989	2,964,117	6,535,535	9,502,114	11,547,790	12,610,543
設備借入金	461,550	570,030	611,470	590,800	525,662	356,242	360,110
計	1,814,143	2,750,019	3,963,587	7,556,335	10,561,776	12,099,032	13,070,653

区 分	昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	昭和 55 年度	昭和 56 年度	昭和 57 年度	昭和 58 年度
運営借入金							
事業借入金	13,999,197	15,195,886	14,591,984	14,695,976	15,772,457	17,926,647	19,392,910
設備借入金	377,492	651,035	906,299	714,762	553,896	417,442	333,472
計	14,376,689	15,846,921	15,498,283	15,410,738	16,326,353	18,344,089	19,726,382

区 分	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度	平成 2 年度
運営借入金				30,622	152,080	302,080	378,100
事業借入金	18,716,879	18,931,343	18,876,532	18,686,840	21,503,519	24,785,709	28,139,935
設備借入金	408,952	316,768	235,584				
計	19,125,831	19,248,111	19,112,116	18,717,462	21,655,599	25,087,789	28,518,035

区 分	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
運営借入金	322,000						
事業借入金	31,360,143	33,943,235	30,985,316	27,906,905	35,194,968	41,137,120	49,474,347
設備借入金							
計	31,682,143	33,943,235	30,985,316	27,906,905	35,194,968	41,137,120	49,474,347

区 分	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
運営借入金							
事業借入金	56,701,796	63,036,002	62,516,624	60,127,294	57,844,312	51,885,366	62,643,163
設備借入金							
計	56,701,796	63,036,002	62,516,624	60,127,294	57,844,312	51,885,366	62,643,163

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
運営借入金							
事業借入金	66,915,438	72,399,237	79,145,735	71,619,980	69,124,579	67,613,592	67,149,052
設備借入金							
計	66,915,438	72,399,237	79,145,735	71,619,980	69,124,579	67,613,592	67,149,052

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
運営借入金							
事業借入金	65,546,961	64,167,273	63,304,252	61,816,375	60,520,042	57,827,355	57,454,896
設備借入金							
計	65,546,961	64,167,273	63,304,252	61,816,375	60,520,042	57,827,355	57,454,896

(4) 設立時の継承財産 (昭和 45 年 6 月 1 日)

(単位:千円)

科 目	摘 要	北 生 連	酪農事業団	合 計
資産の部				
流動資産		279,943	660,965	940,908
現金		2		2
預金		37,316		37,316
有価証券	農林債権、電信電話債券	4,415	30,428	34,843
受取手形		5,365		5,365
事業債権		210,319	562,775	773,094
事業未収金	農地造成施工料ほか	84,696	6,245	90,941
事業前渡金		4,600		4,600
草地改良事業委託勘定	成牛 4,583 頭	40,000		40,000
未成工事支払金		81,023		81,023
貸付家畜			556,530	556,530
特別勘定		2,332	195	2,527
受託事業勘定		2,332	195	2,527
棚卸資産		3,657	67,567	71,224
育成家畜	育成牛 620 頭		65,050	65,050
貯蔵品	機械部品、飼料ほか	3,657	2,517	6,174
雑資産		16,537	0	16,537
未収金		3,788		3,788
立替金		57		57
仮払金		43		43
差人補償金		150		150
前払費用		10		10
福利厚生勘定	従業員貸付金	12,489		12,489
固定資産		914,767	75,451	990,218
有形固定資産		901,313	66,801	968,114
建物構築物	住宅、格納庫、畜舎、サイロほか	123,391	52,597	175,988
農業用機械	トラクター、ドーザー、作業機ほか	737,910	5,999	743,909
機械器具	レベル、水中ポンプほか	8,323	718	9,041
車両運搬具	業務用連絡車ほか	26,327	2,022	28,349
什器備品	机、書庫、ロッカーほか	5,362	2,165	7,527
土地	330,570m ²		3,300	3,300
その他固定資産		13,454	8,650	22,104
借地権	借地に係る造成費等	13,454	8,650	22,104
資産総計		1,194,710	736,416	1,931,126
負債の部				0
流動負債		618,425	212,749	831,174
短期借入	運営資金	173,000		173,000
支払手形		12,013		12,013
事業負債		64,150	202,099	266,249
事業未払金		55,561	2,474	58,035
事業前受金		8,589		8,589
譲渡予納金	家畜譲渡予納金		199,625	199,625
雑負債		369,262	10,650	379,912
未払金		323,103		323,103
仮受金		3,245		3,245
未払費用		16,449		16,449
福利厚生勘定	従業員預り金	26,465		26,465
前受金			10,650	10,650
固定負債		359,850	18,090	377,940
長期借入金	施設資金、機械・家畜導入資金	359,850	18,090	377,940
負債総計		978,275	230,839	1,209,114
継承差引		216,435	505,577	722,012

(5) 北海道農業担い手育成センター合併時の継承財産（平成21年4月1日）

一般会計

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	62,905,130
1 流動資産	56,145,130
現金預金	51,946,480
普通預金	51,946,480
未収金	4,198,650
未収補助金	4,198,650
2 固定資産	6,760,000
その他固定資産	6,760,000
II 負債の部	43,496,648
1 流動負債	36,736,648
未払金	36,454,332
預り金	282,316
2 固定負債	6,760,000
継承差引	19,408,482

就農支援資金貸付事業特別会計

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	5,070,950,800
1 流動資産	114,716,800
現金預金	114,716,800
普通預金	114,716,800
2 固定資産	4,956,234,000
就農支援資金貸付金	4,935,234,000
貸倒引当預金	21,000,000
II 負債の部	5,070,618,209
1 流動負債	0
2 固定負債	5,070,618,209
就農支援資金借入金	5,049,618,209
貸倒引当金	21,000,000

就農啓発基金事業特別会計

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	62,215,962
1 流動資産	0
2 固定資産	62,215,962
就農啓発基金預金	62,215,962
II 負債の部	0
1 流動負債	0
2 固定負債	0

(6) 年度別貸借対照表（資産の部）(1)

(単位:千円)

科 目	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度
I 流動資産	2,348,093	3,261,523	4,174,382	8,173,159	11,755,745
1 現金		41		757	4,093
2 預金	55,048	26,626	158,656	102,396	328,330
3 有価証券	187,033	5,718	6,377	5,797	5,467
4 受取手形	1,818	27,100	4,738	17,208	12,531
5 事業債権	94,785	97,492	251,617	342,396	331,375
6 雑資産	26,309	41,465	41,987	58,803	85,298
7 特別勘定	151	117,347	128,865	127,567	127,506
8 経過勘定	6,210	9,075	21,759	84,913	277,373
9 事業資産	1,976,739	2,936,659	3,560,383	7,433,322	10,583,772
貸付牛	1,755,843	1,927,990	1,722,280	2,290,971	3,320,788
棚卸資産	220,896	733,466	1,639,657	4,717,014	6,432,320
農用地	157,395	660,783	1,403,993	3,769,842	5,156,554
合理化譲渡施設					
リース農場					
農場譲渡施設			157,336	787,435	1,108,577
育成牛	50,952	58,748	67,785	128,798	139,216
育成肉用牛					
その他	12,549	13,935	10,543	30,939	27,973
保留資産		275,203	198,446	425,337	830,664
その他					
II 繰延資産	0	0	6,640	5,774	4,908
1 繰延勘定	0	0	6,640	5,774	4,908
草地改良費			6,640	5,774	4,908
草地機械費					
地域活性化交付金					
III 固定資産	596,792	941,705	923,022	890,617	902,266
1 有形固定資産	561,524	903,302	884,768	850,439	856,705
建物構築物	221,267	268,992	295,938	329,875	351,989
農業開発機械	437,639	851,825	1,012,932	1,080,261	1,106,957
機械機器	16,553	17,166	17,166	20,825	24,079
車両運搬費	27,677	43,596	53,419	67,609	71,741
什器備品	10,550	13,498	14,300	14,413	16,100
営農牧場施設			15,725	24,806	28,994
種雄牛					
肉用牛					
(減価償却引当金)	- 165,126	- 355,002	- 587,967	- 750,881	- 825,929
土地	12,464	63,227	63,255	63,531	82,774
建設仮勘定	500				
2 その他固定資産	35,268	38,403	38,254	40,178	45,561
外部出資					5,180
その他	35,268	38,403	38,254	40,178	40,381
IV 運用資産	1,418,482	1,413,560	1,381,676	1,474,404	1,588,963
1 基本財産運用勘定	71,700	131,700	135,300	136,800	140,290
基本財産運用預け金	30,000	55,000	55,000	55,000	55,400
基本財産運用債権	41,700	76,700	80,300	81,800	84,890
2 基金運用勘定	1,346,782	1,281,860	1,246,376	1,337,604	1,448,673
整備基金預け金	738,992	541,453	393,831	257,458	204,892
農業用機械	607,790	740,407	852,545	980,146	1,043,781
強化基金運用預け金				100,000	200,000
体制強化基金預け金					
開発基金運用預け金					
農業経営更新基金運用預け金					
農業活性化基金運用預け金					
担い手確保基金運用預け金					
3 資金(産)運用勘定	0	0	0	0	0
地域活性化資金運用預け金					
農地流動化運用預け金					
受入保証預け金					
地域畜産活性化基金運用預け金					
機能強化積立運用預け金					
大規模経営体基金運用預け金					
畜産経営資金運用預け金					
保有農用地整備資金運用預け金					
農業法人育成運用預け金					
農地信託運用預け金					
資産の合計	4,363,367	5,616,788	6,485,720	10,543,954	14,251,882

科 目	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度
I 流動資産	13,868,057	15,248,028	17,178,189	20,826,982	22,157,047
1 現金			26,538		
2 預金	205,405	108,538	735,581	2,173,774	4,136,041
3 有価証券	5,117	4,799	23,999	4,719	4,451
4 受取手形	8,851	32,532	8,617	2,971	
5 事業債権	217,958	208,143	650,757	1,031,302	885,331
6 雑資産	123,478	76,124	112,615	119,365	134,131
7 特別勘定	127,478	127,724	127,704	127,905	122,428
8 経過勘定	514,090	645,651	686,112	496,325	438,430
9 事業資産	12,665,680	14,044,517	14,806,266	16,870,621	16,436,235
貸付牛	3,997,539	4,151,964	3,901,264	3,568,853	3,655,470
棚卸資産	7,794,056	9,136,290	10,169,204	12,571,872	12,271,815
農用地	6,683,970	8,209,262	9,505,830	10,594,350	9,572,999
合理化譲渡施設					1,929,894
リース農場					
農場譲渡施設	942,869	723,844	453,943	1,739,766	473,834
育成牛	151,391	184,036	192,782	227,424	279,009
育成肉用牛					
その他	15,826	19,148	16,649	10,332	16,079
保留資産	874,085	756,263	735,798	729,896	508,950
その他					
II 繰延資産	20,555	22,290	35,886	75,350	104,749
1 繰延勘定	20,555	22,290	35,886	75,350	104,749
草地改良費	9,991	8,358	7,698	15,134	18,403
草地機械費	10,564	13,932	28,188	60,216	86,346
地域活性化交付金					
III 固定資産	644,422	557,679	578,105	867,509	1,161,131
1 有形固定資産	599,769	511,326	530,069	816,380	1,106,285
建物構築物	333,507	386,017	411,780	552,614	811,676
農業開発機械	943,580	748,415	672,838	840,078	918,418
機械機器	26,968	30,362	34,902	40,980	49,594
車両運搬費	79,908	111,635	131,581	156,752	167,195
什器備品	17,035	17,014	20,548	17,964	17,973
営農場施設	23,415	23,415	23,416	23,415	11,192
種雄牛					1,766
肉用牛					
(減価償却引当金)	- 907,468	- 904,454	- 869,446	- 932,902	- 1,154,079
土地	82,824	98,922	104,450	116,324	209,556
建設仮勘定				1,155	72,994
2 その他固定資産	44,653	46,353	48,036	51,129	54,846
外部出資	7,400	8,780	10,030	10,030	10,030
その他	37,253	37,573	38,006	41,099	44,816
IV 運用資産	1,701,352	1,748,718	1,864,231	1,730,928	1,813,574
1 基本財産運用勘定	141,990	142,690	143,590	144,690	196,090
基本財産運用預け金	55,000	55,000	55,000	55,000	105,000
基本財産運用債権	86,990	87,690	88,590	89,690	91,090
2 基金運用勘定	1,559,362	1,606,028	1,720,641	1,586,238	1,617,484
整備基金預け金	167,464	145,879		159,993	222,712
農業用機械	1,091,898	1,097,399	1,242,216	904,345	758,922
強化基金運用預け金	300,000	350,000	380,000	410,000	450,000
体制強化基金預け金					
開発基金運用預け金		12,750	98,425	111,900	185,850
農業経営更新基金運用預け金					
農業活性化基金運用預け金					
担い手確保基金運用預け金					
3 資金(産)運用勘定	0	0	0	0	0
地域活性化資金運用預け金					
農地流動化運用預け金					
受入保証預け金					
地域畜産活性化基金運用預け金					
機能強化積立運用預け金					
大規模経営体基金運用預け金					
畜産経営資金運用預け金					
保有農用地整備資金運用預け金					
農業法人育成運用預け金					
農地信託運用預け金					
資産の合計	16,234,386	17,576,715	19,656,411	23,500,769	25,236,501

科 目	昭和 63 年度	平成元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度
I 流動資産	32,435,489	36,918,235	42,026,544	45,625,316	49,671,497
1 現金					
2 預金	6,684,629	6,463,262	7,816,859	7,512,318	8,773,379
3 有価証券	570,000	570,000	616,700	681,200	644,900
4 受取手形			3,000		2,369
5 事業債権	428,752	695,272	490,655	621,058	503,430
6 雑資産	428,279	423,042	411,103	432,076	425,646
7 特別勘定	144,928	142,728	317,375	320,075	313,275
8 経過勘定	481,323	541,858	744,243	915,821	938,241
9 事業資産	23,697,578	28,082,073	31,626,609	35,142,768	38,070,257
貸付牛	2,372,692	2,605,798	2,988,324	3,431,445	3,641,355
棚卸資産	20,999,813	24,443,279	27,556,384	30,593,216	33,864,741
農用地	16,696,653	19,688,409	22,546,078	25,649,567	28,471,111
合理化譲渡施設	248,362	318,076	352,394	406,647	519,939
リース農場	546,083	573,467	493,177	465,888	550,835
農場譲渡施設	3,140,703	3,361,231	3,779,342	3,699,447	4,001,579
育成牛	353,038	401,628	284,921	255,244	217,442
育成肉用牛		90,202	92,073	108,230	97,364
その他	14,974	10,266	8,399	8,193	6,471
保留資産	201,073	387,576	397,340	424,222	390,437
その他	124,000	645,420	684,561	693,885	173,724
II 繰延資産	598,944	779,916	781,380	653,079	531,100
1 繰延勘定	598,944	779,916	781,380	653,079	531,100
草地改良費	22,069	21,813	19,463	20,217	22,972
草地機械費	104,053	117,168	125,763	106,957	82,278
地域活性化交付金	472,822	640,935	636,154	525,905	425,850
III 固定資産	1,892,940	2,008,137	1,986,658	1,921,907	1,823,604
1 有形固定資産	1,842,829	1,939,221	1,916,931	1,848,107	1,750,344
建物構築物	1,856,841	1,993,107	2,032,395	1,937,162	1,939,492
農業開発機械	1,236,272	1,126,969	1,158,498	1,076,220	1,116,736
機械機器	68,632	63,239	74,947	105,580	109,824
車両運搬費	217,507	226,262	239,393	254,266	274,896
什器備品	26,736	29,776	28,536	29,519	29,519
営農牧場施設	158,476	156,448	156,449	133,593	51,460
種雄牛					
肉用牛		80,345	93,623	90,632	3,348
(減価償却引当金)	- 2,286,814	- 2,305,768	- 2,437,831	- 2,349,817	- 2,346,349
土地	565,179	568,843	570,921	570,952	571,418
建設仮勘定					
2 その他固定資産	50,111	68,916	69,727	73,800	73,260
外部出資	10,030	30,030	30,030	32,030	32,030
その他	40,081	38,886	39,697	41,770	41,230
IV 運用資産	3,643,340	4,629,715	7,225,972	8,427,591	8,728,744
1 基本財産運用勘定	198,090	198,290	198,290	198,490	198,490
基本財産運用預け金	108,000	111,500	152,900	153,100	153,100
基本財産運用債権	90,090	86,790	45,390	45,390	45,390
2 基金運用勘定	1,340,000	1,340,000	1,340,000	1,340,000	1,340,000
整備基金預け金					
農業用機械					
強化基金運用預け金	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
体制強化基金預け金					
開発基金運用預け金	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
農業経営更新基金運用預け金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
農業活性化基金運用預け金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
担い手確保基金運用預け金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
3 資金(産)運用勘定	2,105,250	3,091,425	5,687,682	6,889,101	7,190,254
地域活性化資金運用預け金	1,658,841	2,456,545	3,044,803	3,592,594	3,407,475
農地流動化運用預け金	322,345	526,879	714,466	863,950	864,549
受入保証預け金	27,236	11,173	6,808	830	
地域畜産活性化基金運用預け金	96,828	96,828	96,926	32,037	
機能強化積立運用預け金					
大規模経営体基金運用預け金			175,277	432,609	633,638
畜産経営資金運用預け金			1,649,402	1,767,081	1,884,592
保有農用地整備資金運用預け金				200,000	200,000
農業法人育成運用預け金					100,000
農地信託運用預け金					100,000
資産の合計	38,570,713	44,336,003	52,020,554	56,627,893	60,754,945

(単位:千円)

資料

3
財務諸表

平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
47,841,196	45,247,241	55,899,711	60,011,769	73,015,592	81,719,397	87,211,397	86,834,104
9,424,898	10,661,881	12,485,117	11,739,937	14,041,805	13,626,984	14,770,879	14,414,126
614,900	614,500	352,100			800,000	500,000	500,000
345,133	178,432	415,866	692,021	263,912	406,500	230,703	276,056
388,218	362,553	356,264	324,022	294,333	263,185	314,764	243,021
312,175	314,925	313,585	140,348	140,048	139,848	139,188	139,228
936,304	854,292	698,408	463,080	340,416	282,368	251,296	228,029
35,819,568	32,260,658	41,278,371	46,652,361	57,935,078	66,200,512	71,004,567	71,033,644
3,312,285	2,792,006	2,387,008	2,008,943	1,682,092	1,680,668	1,888,389	2,023,568
31,935,560	28,856,917	37,239,132	44,142,130	54,410,355	62,288,244	67,977,976	67,978,480
26,625,406	23,311,306	30,756,257	37,275,798	46,235,322	54,654,117	61,075,915	60,817,515
523,129	481,939	494,000	430,636	356,434	342,735	350,858	368,515
435,053	504,986	493,775	556,817	665,085	564,247	576,746	629,703
4,140,201	4,322,771	5,258,962	5,622,826	6,886,771	6,457,929	5,703,447	5,839,656
178,947	200,928	224,475	254,700	265,795	268,320	269,520	321,784
27,567	31,416	7,446					
5,257	3,571	4,217	1,353	948	896	1,490	1,307
292,980	208,246	1,254,917	156,013	1,610,274	2,058,260	981,335	919,764
278,743	403,489	397,314	345,275	232,357	173,340	156,867	111,832
487,177	406,681	343,047	367,395	472,779	661,505	691,200	769,180
487,177	406,681	343,047	367,395	472,779	661,505	691,200	769,180
24,587	19,214	20,879	20,997	21,844	18,898	19,536	22,711
62,425	50,339	46,454	46,932	32,088	19,831	10,001	3,255
400,165	337,128	275,714	299,466	418,847	622,776	661,663	743,214
1,734,179	1,711,430	1,667,894	1,666,824	1,753,596	2,041,361	2,035,154	2,086,361
1,659,705	1,638,610	1,569,728	1,567,999	1,653,544	1,939,920	1,931,845	1,982,350
1,899,796	1,919,664	1,926,940	1,946,689	1,949,563	2,067,836	2,110,576	2,158,053
1,004,822	1,067,574	1,018,450	998,563	1,058,032	1,050,116	1,035,006	1,101,799
104,582	102,418	102,418	105,842	114,133	117,033	119,863	119,379
307,874	323,520	320,964	334,902	399,239	411,995	441,432	437,204
29,519	28,473	33,344	38,350	38,027	41,814	46,454	48,977
2,348	1,956	1,174	392		6,978	6,978	6,978
- 2,266,807	- 2,382,880	- 2,411,502	- 2,435,171	- 2,530,037	- 2,550,331	- 2,623,528	- 2,672,323
577,571	577,885	577,940	578,432	624,587	794,479	795,064	782,283
74,474	72,820	98,166	98,825	100,052	101,441	103,309	104,011
32,630	32,630	58,630	58,630	58,630	58,630	58,630	58,630
41,844	40,190	39,536	40,195	41,422	42,811	44,679	45,381
8,702,054	7,985,167	5,854,104	5,725,991	6,089,610	6,409,788	6,614,618	6,743,060
198,890	199,490	199,490	203,490	209,490	217,490	242,240	252,590
153,500	154,900	199,490	203,490	209,490	217,490	242,240	252,590
45,390	44,590						
1,400,000	1,460,000	1,570,558	1,744,393	2,429,370	2,487,500	2,493,700	2,493,700
450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
60,000	120,000	180,000	240,000	800,000	800,000	800,000	800,000
290,000	290,000	340,558	454,393	579,370	637,500	643,700	643,700
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
7,103,164	6,325,677	4,084,056	3,778,108	3,450,750	3,704,798	3,878,678	3,996,770
3,246,395	2,560,053	2,572,478	2,623,501	2,552,620	3,018,637	3,260,744	3,563,177
607,555	411,914	465,860	273,163	147,740	131,543	109,748	60,648
		54,000	81,056	108,759	123,557	138,648	41,825
839,297	810,134	591,718	400,388	241,631	131,061	69,538	31,120
2,009,917	2,143,576						
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000			
58,764,606	55,350,519	63,764,756	67,771,979	81,331,577	90,832,051	96,552,369	96,432,705

(単位:千円)

科 目	平成 13 年度
I 流動資産	76,702,058
1 現金	
2 預金	12,736,809
3 有価証券	500,000
4 受取手形	
5 事業債権	643,082
6 雑資産	159,159
7 特別勘定	123,328
8 経過勘定	169,596
9 事業資産	62,370,084
貸付牛	2,161,669
棚卸資産	60,089,831
農用地	58,719,441
合理化譲渡施設	365,392
リース農場	658,545
農場譲渡施設	
育成牛	345,382
育成肉用牛	
その他	1,071
保留資産	28,413
その他	90,171
II 繰延資産	632,121
1 繰延勘定	632,121
草地改良費	26,775
草地機械費	
地域活性化交付金	605,346
III 固定資産	1,984,090
1 有形固定資産	1,880,757
建物構築物	2,091,034
農業開発機械	1,164,350
機械機器	101,497
車両運搬費	401,384
什器備品	48,977
営農牧場施設	
種雄牛	
肉用牛	6,978
(減価償却引当金)	- 2,702,579
土地	769,116
建設仮勘定	
2 その他固定資産	103,333
外部出資	58,630
その他	44,703
IV 運用資産	6,348,041
1 基本財産運用勘定	253,990
基本財産運用預け金	253,990
基本財産運用債権	
2 基金運用勘定	2,493,700
整備基金預け金	
農業用機械	
強化基金運用預け金	450,000
体制強化基金預け金	800,000
開発基金運用預け金	643,700
農業経営更新基金運用預け金	200,000
農業活性化基金運用預け金	200,000
担い手確保基金運用預け金	200,000
3 資金(産)運用勘定	3,600,351
地域活性化資金運用預け金	3,220,936
農地流動化運用預け金	45,441
受入保証預け金	
地域畜産活性化基金運用預け金	
機能強化積立運用預け金	33,974
大規模経営体基金運用預け金	
畜産経営資金運用預け金	
保有農用地整備資金運用預け金	200,000
農業法人育成運用預け金	100,000
農地信託運用預け金	
資産の合計	85,666,310

(6) 年度別貸借対照表 (資産の部) (2)

(単位:千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
I 流動資産	74,829,356	76,773,263	80,902,400	85,373,742	91,033,043
1 預金	13,145,016	13,771,294	11,462,264	12,342,544	11,598,881
2 事業債権	577,653	427,696	2,423,390	741,396	875,328
3 有価証券	500,000				
4 棚卸資産	60,373,952	62,416,897	66,855,146	72,112,834	78,352,319
農用地	56,765,511	58,353,825	62,408,715	67,011,195	72,708,967
合理化譲渡施設	361,065	349,246	307,887	226,416	207,792
合理化譲渡施設引当金	- 82,568	- 89,954	- 85,243	- 54,075	- 48,020
農場リース譲渡施設	837,071	1,450,123	1,449,952	1,424,957	1,353,410
農場リース譲渡引当金	- 160,479	- 218,652	- 227,735	- 205,370	- 165,583
経構リース譲渡施設				264,618	264,618
経構リース譲渡引当金				- 18,163	- 36,326
貸付牛	2,307,219	2,103,923	2,422,062	3,013,259	3,647,592
育成牛	335,352	348,706	386,341	428,146	319,821
貯蔵品	10,781	11,350	11,509	8,075	9,059
未成工事支出金		15,742	22,049	13,776	9,076
法人資産		92,588	159,609		
広域譲渡施設					81,913
広域譲渡施設引当金					
5 職員貸付金	134,946	104,295	115,142	133,250	139,010
6 前払費用	43,317	16,228	16,557	20,421	18,940
7 未収収益	50,662	36,853	29,901	23,274	48,565
8 雑資産	3,810			23	
9 貸倒引当金					
II 固定資産	8,098,773	8,264,714	8,506,182	8,883,895	8,464,446
1 基本財産	253,990	253,990	253,990	253,990	253,990
2 特定資産	5,825,581	5,827,473	5,980,824	5,993,080	5,483,567
開発基金運用預金	643,700	643,700	643,700	643,700	643,700
機械整備基金運用預金			767,821	759,416	678,319
強化基金運用預金	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
体制強化基金運用預金	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
機能強化基金運用預金	28,041	20,919	14,397	9,174	3,712
農業法人資金運用預金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
農業経営更新基金運用預金	200,000	200,000	400,000	400,000	400,000
農業経営基金運用預金					
担い手確保基金運用預金	200,000	200,000			
農地流動化運用預金	34,715	18,269			
農地売買円滑化積立運用預金					152,030
退職給付引当金運用預金					
寄託金(開発基金)運用預金					
寄託金(農業経営基金)運用預金					
活性化基金運用預金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
活性化資金運用預金	3,169,125	3,194,585	2,604,906	2,630,790	2,055,806
就農支援資金貸倒引当金運用預金					
就農啓発基金運用預金					
担い手育成支援基金運用預金					
公益目的財産譲渡資金運用預金					
優良繁殖雌牛貸付資金運用預金					
新技術開発研究資金運用預金					
農場リース事業貸付金運用預金					
乳肉用牛導入資金運用預金					
農業青年海外派遣等事業資金運用預金					
経営規模拡大支援強化運用預金					
3 その他固定資産	2,019,202	2,183,251	2,271,368	2,636,825	2,726,889
有形固定資産	1,753,681	1,853,729	1,762,758	1,875,594	1,938,923
土地	750,746	750,746	738,861	738,861	731,318
建物構築物	2,058,382	752,314	724,085	797,112	780,836
農業開発機械	1,132,318	287,949	251,954	273,372	353,839
機械器具	101,497	14,082	11,228	17,818	18,379
車両運搬具	354,693	32,950	22,697	36,464	37,604
什器備品	48,419	11,871	10,879	9,814	8,988
繁殖素牛	13,236	3,817	2,931	2,153	7,959
減価償却引当金	- 2,705,610				
建設仮勘定			123		
無形固定資産	18,422	18,423	21,882	21,021	23,999
拠出金			90,688	188,284	187,188
長期前払費用		15,770	11,581	5,216	2,151
長期未収収益	55,678	87,374	89,891	103,845	115,859
その他投資等	191,421	207,955	294,568	442,865	458,769
長期性預金					
投資有価証券					
出資金(外部出資)	58,630	58,630	58,630	58,515	44,108
差入保証金	24,181	21,881	21,761	20,959	19,668
農地等現物出資	78,000	96,399	184,436	334,563	358,609
法人金銭出資					8,710
特別会計繰入出資	900	900	900	900	900
草地改良費	29,710	30,145	28,841	27,928	26,774
就農支援資金貸付金					
就農支援資金貸倒引当金					
長期未収金					
貸倒引当金					
資産の合計	82,928,129	85,037,977	89,408,582	94,257,637	99,497,489

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
I 流動資産	93,135,135	87,405,342	76,885,705	74,605,274	74,336,937
1 預金	2,564,294	2,334,752	783,717	1,438,198	869,384
2 事業債権	511,422	1,328,957	1,527,578	290,325	164,593
3 有価証券	7,010,000	5,460,000	3,850,000	3,300,000	3,900,000
4 棚卸資産	82,864,055	78,107,582	70,591,389	69,472,896	69,302,547
農用地	76,632,582	71,492,754	64,224,932	63,772,548	64,416,605
合理化譲渡施設	209,364	233,687	244,902	211,431	251,546
合理化譲渡施設引当金	- 37,044	- 37,558	- 41,549	- 43,269	- 43,880
農場リース譲渡施設	1,321,314	1,276,925	1,202,156	1,156,859	1,144,631
農場リース譲渡引当金	- 178,257	- 195,373	- 163,224	- 174,412	- 150,990
経構リース譲渡施設	264,618	264,618	264,618	231,479	231,479
経構リース譲渡引当金	- 54,489	- 72,652	- 90,814	- 73,187	- 85,385
貸付牛	4,249,234	4,726,175	4,548,807	3,988,132	3,145,371
育成牛	354,901	338,329	330,557	340,314	337,165
貯蔵品	11,053	9,063	8,258	6,128	9,208
未成工事支出金	8,037	6,110	5,430	7,745	5,857
法人資産	9,050				
広域譲渡施設	81,913	81,913	81,913	81,913	81,913
広域譲渡施設引当金	- 8,221	- 16,409	- 24,597	- 32,785	- 40,973
5 職員貸付金	116,317	110,640	97,496	77,813	83,020
6 前払費用	17,628	17,550	16,277	16,014	11,206
7 未収収益	51,419	45,861	25,886	16,661	12,821
8 雑資産				5	4
9 貸倒引当金			- 6,639	- 6,639	- 6,639
II 固定資産	9,532,984	10,369,274	16,353,265	14,456,251	13,463,481
1 基本財産	253,990	253,990	253,990	253,990	253,990
2 特定資産	4,981,235	7,323,537	8,390,026	6,780,858	6,236,468
開発基金運用預金	643,700	190,000	190,000	190,000	190,000
機械整備基金運用預金	683,641	659,467	591,474	604,696	602,008
強化基金運用預金	450,000	450,000	450,000		
体制強化基金運用預金	800,000	800,000	800,000	500,000	500,000
機能強化基金運用預金					
農業法人資金運用預金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
農業経営更新基金運用預金	400,000	300,000			
農業経営基金運用預金			300,000	300,000	300,000
担い手確保基金運用預金					
農地流動化運用預金					
農地売買円滑化積立運用預金	139,614	125,418	110,684	99,329	92,302
退職給付引当金運用預金		2,749,421	2,513,151	1,997,839	1,986,426
寄託金（開発基金）運用預金		453,700	453,700	453,700	453,700
寄託金（農業経営基金）運用預金		100,000	100,000	100,000	100,000
活性化基金運用預金	200,000	200,000	200,000	200,000	
活性化資金運用預金	1,564,280	1,195,531	982,767	889,888	900,060
就農支援資金貸倒引当金運用預金			24,000	27,000	30,000
就農啓発基金運用預金			64,388	62,632	57,751
担い手育成支援基金運用預金					
公益目的財産譲渡資金運用預金					
優良繁殖雌牛貸付資金運用預金			217,864	131,389	
新技術開発研究資金運用預金			100,000	100,000	98,446
農場リース事業貸付金運用預金			791,997	671,092	523,104
乳肉用牛導入資金運用預金			400,000	331,232	280,612
農業青年海外派遣等事業資金運用預金				22,061	22,061
経営規模拡大支援強化運用預金					
3 その他固定資産	4,297,759	2,791,747	7,709,249	7,421,402	6,973,023
有形固定資産	1,978,752	1,980,815	2,064,346	1,917,022	1,736,437
土地	753,633	744,237	744,237	707,257	605,828
建物構築物	814,921	814,044	826,737	768,187	706,979
農業開発機械	339,295	362,080	409,029	383,282	375,351
機械器具	14,514	12,421	16,660	16,274	14,765
車両運搬具	39,739	27,690	19,330	20,434	14,527
什器備品	7,867	7,715	7,200	6,859	6,891
繁殖素牛	8,783	12,628	16,703	14,729	12,095
減価償却引当金					
建設仮勘定			24,450		
無形固定資産	23,633	21,448	20,109	22,500	21,759
拠出金	183,726	179,162	92,612		
長期前払費用	570		21,960	19,520	17,080
長期未収収益	148,385	172,358	188,135	187,878	146,273
その他投資等	1,962,693	437,964	5,322,087	5,274,481	5,051,474
長期性預金	80,000				
投資有価証券	1,430,000				
出資金（外部出資）	43,977	23,847	23,666	13,130	12,895
差入保証金	16,273	15,073	12,430	11,134	10,058
農地等現物出資	357,094	366,689	356,034	405,079	365,763
法人金銭出資	6,050	5,500	6,600	6,050	5,500
特別会計繰入出資	900	900	900	900	0
草地改良費	28,399	25,955	30,489	29,865	34,392
就農支援資金貸付金			4,915,968	4,835,324	4,652,865
就農支援資金貸倒引当金			- 24,000	- 27,000	- 30,000
長期未収金					
貸倒引当金					
資産の合計	102,668,119	97,774,616	93,238,970	89,061,525	87,800,419

(単位:千円)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
73,400,407	72,407,285	71,930,587	70,796,282	69,892,229	67,229,644	67,293,225
972,031	1,119,124	1,206,769	1,099,764	1,155,815	590,277	658,871
744,374	261,079	115,420	327,853	364,203	401,700	354,132
3,835,000	4,630,000	4,820,000	4,970,000	4,780,000	5,310,000	4,920,000
67,757,103	66,309,115	65,697,017	64,319,825	63,509,875	60,845,362	61,303,188
63,878,961	62,938,591	62,418,681	61,148,462	59,783,996	57,034,633	57,099,888
210,880	309,359	300,307	239,792	337,113	298,760	210,719
- 40,795	- 41,741	- 49,353	- 51,611	- 49,758	- 56,038	- 26,657
1,116,721	1,027,232	1,112,318	1,080,824	1,416,226	1,331,472	1,487,698
- 128,027	- 78,459	- 83,959	- 78,580	- 84,327	- 98,193	- 93,763
221,483	221,483	221,483	85,361	85,361	85,361	85,361
- 88,586	- 99,660	- 110,733	- 46,939	- 51,206	- 55,474	- 59,741
2,185,048	1,652,211	1,516,728	1,541,628	1,586,763	1,780,644	2,049,813
354,838	336,704	344,624	383,366	472,434	512,202	531,108
9,259	7,584	7,201	6,629	7,197	6,827	9,974
4,569	11,246	3,345	2,705	6,077	5,168	8,787
81,913	81,913	81,913	81,913			
- 49,161	- 57,349	- 65,537	- 73,725			
74,988	73,385	66,577	56,256	52,794	52,109	37,051
10,924	10,801	14,353	12,335	19,741	20,044	14,059
12,627	10,321	10,450	10,249	9,802	10,153	5,924
- 6,639	- 6,539					
11,697,214	10,737,012	10,000,932	9,286,666	8,623,181	8,020,634	7,400,317
253,990	253,990	253,990	253,990	253,990	253,990	253,990
4,917,440	4,462,254	4,230,631	4,022,515	3,841,076	3,680,810	3,515,521
190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
615,229	656,938	686,170	650,914	649,074	612,952	601,814
500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
63,051	39,933	34,388	23,955	12,622	6,034	
1,903,668	1,719,585	1,607,622	1,552,995	1,393,254	1,282,084	1,120,303
453,700	453,600	453,600	453,600	453,600	453,600	453,600
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
30,000	30,000	36,470	39,140	36,486	33,936	33,580
53,992	56,342	53,553	51,348	46,980	43,144	40,508
						8,057
						20,200
405,064	293,796	140,767	1,502			
180,676						
22,061	22,061	22,061	22,061	22,061	22,061	22,061
		6,000	37,000	37,000	37,000	25,399
6,525,784	6,020,768	5,516,311	5,010,161	4,528,115	4,085,833	3,630,805
1,630,112	1,513,618	1,440,401	1,432,946	1,426,611	1,444,409	1,426,087
579,223	557,952	557,952	557,952	557,952	538,054	523,774
655,772	612,724	566,693	528,341	503,714	476,737	461,633
354,810	308,560	284,453	316,605	323,776	385,100	384,874
13,832	11,999	10,598	12,519	13,113	11,725	15,632
10,576	9,478	7,967	7,222	7,397	6,634	16,076
6,942	6,710	6,514	6,340	6,884	8,706	8,908
8,957	6,195	5,469	3,968	13,775	17,453	15,190
		756				
20,867	19,975	19,083	3,929	3,896	3,896	3,896
50,037	47,155	43,537	39,736	38,269	29,262	27,057
104,655	59,351	38,742	31,230	34,138	38,390	43,954
4,720,113	4,380,669	3,974,547	3,502,321	3,025,200	2,569,875	2,129,811
12,643	12,348	11,980	11,980	11,980	11,980	11,980
9,437	8,893	8,197	7,830	7,746	7,927	8,413
339,149	312,535	285,921	259,307	232,693	206,079	179,465
4,950	4,400	3,850	3,300	2,750	2,200	1,650
4,373,934	4,053,326	3,686,136	3,233,144	2,790,326	2,368,026	1,958,083
- 30,000	- 30,000	- 36,470	- 39,140	- 36,486	- 33,936	- 33,580
160,480	128,256	124,023	134,990	128,073	116,689	110,889
- 150,480	- 109,089	- 109,089	- 109,089	- 111,881	- 109,089	- 107,089
85,097,621	83,144,297	81,931,518	80,082,948	78,515,410	75,250,278	74,693,542

(6) 年度別貸借対照表（負債及び資本の部）(1)

科 目	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 50 年度
I 流動負債	2,305,267	3,238,943	3,844,478	7,895,129	11,585,363	13,463,974
1 運営借入金	168,000	248,000	388,000	430,000	534,000	195,000
2 支払手形	6,175	3,743	1,827	7,559	5,200	19,558
3 事業債務	326,099	312,729	61,338	196,789	319,844	185,643
事業未払金	53,820	80,151	61,338	196,089	319,144	184,297
事業前受金	272,279	232,578		700	700	1,346
4 雑負債	108,452	83,167	79,317	86,924	82,380	133,306
譲受未払金	25,906					
未払金	13,714	1,903	945	9,630	2,297	33,217
仮受金	3,476	7,804	9,960	11,642	6,244	12,228
研修所厚生勘定				13	270	333
職員預り金	65,356	73,460	68,412	65,639	73,569	87,528
5 特別勘定	268,400	396,143	127,743	127,743	127,743	127,743
畜産振興預り金	268,400	268,400				
北生連勘定						
地区連勘定						
非収益事業元入金						
機械損料保留金						
一般会計受入資金		127,743	127,743	127,743	127,743	127,743
6 経過勘定	34,160	46,561	30,687	114,396	54,907	76,607
未払費用	26,665	40,436	25,793	111,271	39,101	59,370
前受収益	7,495	6,125	4,894	3,125	15,806	17,237
7 事業借入金	1,184,593	1,931,989	2,964,117	6,535,535	9,502,114	11,547,790
8 事業負債	209,388	216,611	215,211	396,183	959,175	1,178,327
家畜借受補助金				147,369	512,661	747,390
家畜導入基金						
家畜譲渡予納金	209,388	216,611	215,211	179,409	139,955	83,672
農場概算金				69,405	306,559	347,265
法人負債						
信託負債						
II 固定負債	566,218	719,899	1,014,254	929,032	818,733	804,282
1 設備借入金	461,550	570,030	611,470	590,800	525,662	356,242
2 資金勘定	0	0	0	0	0	0
地域活性化資金						
農地流動化預り資金						
受入保証預り資金						
地域畜産活性化資金						
機能強化積立金						
畜産経営資金						
大規模経営体事業基金						
保有農用地整備資金						
農業法人育成運用資金						
農地信託運用資金						
更新牛対策資金						
3 引当金勘定	104,668	149,869	402,784	338,232	293,071	448,040
引当金勘定	98,870	120,686	380,049	316,703	275,074	407,830
準備金勘定	5,798	29,183	22,735	21,529	17,997	40,210
負債合計	2,871,485	3,958,842	4,858,732	8,824,161	12,404,096	14,268,256
III 資本	1,491,882	1,657,946	1,626,988	1,719,793	1,847,786	1,966,130
1 基本財産	71,700	131,700	135,300	136,800	140,290	141,990
2 強化基金				100,000	200,000	300,000
3 開発基金						
4 体制強化基金						
5 農業経営更新基金						
6 農業活性化基金						
7 担い手確保対策基金						
8 運用財産	1,420,182	1,526,246	1,491,688	1,482,993	1,507,496	1,524,140
畜産振興基金	243,500	243,500	243,500	243,500	243,500	243,500
農業機械整備基金	738,993	541,453	393,831	257,458	204,892	167,464
農業用機械運用財産	437,639	740,407	852,545	980,146	1,043,781	1,091,898
施設整備積立金						
繰入金	50	886	1,812	1,889	15,323	21,278
前期繰越額		50	886	1,813	1,889	15,323
当期繰越額	50	836	926	76	13,434	5,955
負債及び資本の合計	4,363,367	5,616,788	6,485,720	10,543,954	14,251,882	16,234,386

科 目	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度	平成 2 年度
I 流動負債	23,516,022	23,420,753	23,553,880	26,341,245	30,343,812	34,837,158
1 運営借入金			30,622	152,080	302,080	378,100
2 支払手形	8,958	10,456				
3 事業債務	330,083	315,685	405,460	318,706	392,229	742,064
事業未払金	270,157	228,575	405,460	318,706	392,229	742,064
事業前受金	59,926	87,110				
4 雑負債	313,920	317,632	302,945	315,248	386,834	295,899
譲受未払金						
未払金	7,261	9,458	1,424	9,205	78,656	10,869
仮受金	58,148	27,713	25,777	20,618	19,668	24,106
研修所厚生勘定						
職員預り金	248,511	280,461	275,744	285,425	288,510	260,924
5 特別勘定	122,428	144,728	144,628	144,928	142,728	317,375
畜産振興預り金						
北生連勘定						
地区連勘定						
非収益事業元入金	122,428	122,428	122,428	122,428	122,428	292,975
機械損料保留金						
一般会計受入資金		22,300	22,200	22,500	20,300	24,400
6 経過勘定	208,439	294,782	277,385	304,089	407,501	542,777
未払費用	199,586	293,901	276,596	303,684	407,298	542,659
前受収益	8,853	881	789	405	203	118
7 事業借入金	18,931,343	18,876,532	18,686,840	21,503,519	24,785,709	28,139,935
8 事業負債	3,600,851	3,460,938	3,706,000	3,602,675	3,926,731	4,421,008
家畜借受補助金	1,141,029	827,147	573,677	491,294	469,583	520,964
家畜導入基金	32,300	80,411	4,522	7,967	1,650	4,700
家畜譲渡予納金	126,472	141,897	90,178	50,422	108,688	124,482
農場概算金	2,301,050	2,411,483	3,037,623	3,052,992	3,346,810	3,770,862
法人負債						
信託負債						
II 固定負債	4,534,123	5,980,521	7,059,257	8,427,556	10,101,683	13,168,812
1 設備借入金	316,768	235,584				
2 資金勘定	0	508,950	1,451,728	2,597,326	3,954,012	6,638,219
地域活性化資金		508,950	1,342,450	2,181,190	3,178,760	3,854,730
農地流動化預り資金			57,909	322,345	526,879	714,466
受入保証預り資金			8,718	27,236	11,173	6,808
地域畜産活性化資金			42,651	66,555	66,653	66,819
機能強化積立金						
畜産経営資金						1,649,402
大規模経営体事業基金						175,447
保有農用地整備資金						
農業法人育成運用資金						
農地信託運用資金						
更新牛対策資金					170,547	170,547
3 諸引当金勘定	4,217,355	5,235,987	5,607,529	5,830,230	6,147,671	6,530,593
引当金勘定	3,141,977	3,360,062	3,375,307	3,507,984	3,752,707	4,098,354
準備金勘定	1,075,378	1,875,925	2,232,222	2,322,246	2,394,964	2,432,239
負債合計	28,050,145	29,401,274	30,613,137	34,768,801	40,445,495	48,005,970
III 資本	4,201,915	3,558,843	3,653,134	3,801,912	3,890,508	4,014,584
1 基本財産	197,690	197,890	198,090	198,090	198,290	198,290
2 強化基金	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
3 開発基金	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
4 体制強化基金						
5 農業経営更新基金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
6 農業活性化基金		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
7 担い手確保対策基金				200,000	200,000	200,000
8 運用財産	3,064,225	2,220,953	2,315,044	2,263,822	2,352,218	2,476,294
畜産振興基金	543,500	543,500	543,500	543,500	603,500	603,500
農業機械整備基金	900,213	900,213	900,212	900,213	900,213	900,213
農業用機械運用財産						
施設整備積立金	1,200,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000
繰入金	420,512	287,240	381,332	330,109	358,505	482,581
前期繰越額	305,503	220,512	287,240	181,332	270,110	358,505
当期繰越額	115,009	66,728	94,092	148,777	88,395	124,076
負債及び資本の合計	32,252,060	32,960,117	34,266,271	38,570,713	44,336,003	52,020,554

(単位:千円)

平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
37,629,308	40,809,897	38,102,546	34,744,700	44,562,030	48,151,798	60,247,573	67,328,043	71,790,353
322,000								
523,392	1,018,298	722,548	328,911	2,813,598	374,076	2,444,309	2,831,793	1,354,450
523,002	707,036	426,701	328,911	2,508,301	314,835	1,761,587	2,372,524	976,306
390	311,262	295,847		305,297	59,241	682,722	459,269	378,144
345,678	363,983	444,470	490,743	584,333	516,656	567,554	647,336	673,451
30,157	20,716	58,411	47,236	98,782				
25,389	30,298	30,397	33,524	35,979	35,760	29,487	19,946	23,450
290,132	312,969	355,662	409,983	449,572	480,896	538,067	627,390	650,001
320,075	313,275	312,175	314,925	313,585	140,348	140,048	139,848	139,188
292,975	292,975	292,975	292,975	292,975	122,428	122,428	122,428	122,428
27,100	20,300	19,200	21,950	20,610	17,920	17,620	17,420	16,760
362,867	394,249	371,290	359,520	312,083	238,775	244,946	270,122	304,638
362,756	394,059	371,150	358,814	311,348	238,059	242,985	269,562	303,163
111	190	140	706	735	716	1,961	560	1,475
31,360,143	33,943,235	30,985,316	27,906,905	35,194,968	41,137,120	49,474,347	56,701,796	63,036,002
4,395,153	4,776,857	5,266,747	5,343,696	5,343,463	5,744,823	7,376,369	6,737,148	6,282,624
618,121	692,383	703,202	611,917	544,812	471,174	383,553	371,708	406,795
2,271	3,525	83,600	30,132	1,675	283	2,598	4,448	1,405
76,669	128,197	94,305	125,668	148,763	151,900	68,260	57,878	79,324
3,698,092	3,952,752	4,112,640	4,302,832	4,362,335	4,873,312	6,780,325	6,206,910	5,703,447
		63,000	75,402	108,532	105,376	100,755	96,204	91,653
		210,000	197,745	177,346	142,778	40,878		
15,609,374	16,420,419	17,001,121	17,181,880	15,630,105	16,053,370	16,722,504	19,025,258	20,207,930
7,856,800	7,958,894	7,791,892	6,892,235	4,591,042	4,274,373	4,060,545	4,522,014	4,732,942
4,353,420	4,005,130	3,764,240	2,955,620	2,908,810	2,948,590	2,990,250	3,660,130	3,935,370
863,950	864,550	607,555	411,914	465,860	273,163	147,740	131,543	109,748
830								
67,957								
				54,000	81,626	109,281	124,389	139,135
1,767,080	1,884,592	2,009,917	2,143,576					
433,016	634,075	839,633	810,578	591,825	400,447	241,668	131,077	69,542
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000		
170,547	170,547	170,547	170,547	170,547	170,547	171,606	174,875	179,147
7,752,574	8,461,525	9,209,229	10,289,645	11,039,063	11,778,997	12,661,959	14,503,244	15,474,988
4,621,574	5,249,013	5,638,348	5,908,036	6,176,148	6,612,138	6,947,205	7,518,508	7,932,837
3,131,000	3,212,512	3,570,881	4,381,609	4,862,915	5,166,859	5,714,754	6,984,736	7,542,151
53,238,682	57,230,316	55,103,667	51,926,580	60,192,135	64,205,168	76,970,077	86,353,301	91,998,283
3,389,211	3,524,629	3,660,939	3,423,939	3,572,621	3,566,811	4,361,500	4,478,750	4,554,086
198,490	198,490	198,890	199,490	199,490	203,490	209,490	217,490	242,240
450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
290,000	290,000	290,000	290,000	340,558	454,393	579,370	637,500	643,700
		60,000	120,000	180,000	240,000	800,000	800,000	800,000
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
1,850,721	1,986,139	2,062,049	1,764,449	1,802,573	1,618,928	1,722,640	1,773,760	1,818,146
603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500	603,500
900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213	900,213
347,008	482,426	558,336	260,736	298,860	115,215	218,927	270,047	314,433
172,581	347,008	482,426	158,336	260,736	98,860	115,215	218,927	270,047
174,427	135,418	75,910	102,400	38,124	16,355	103,712	51,120	44,386
56,627,893	60,754,945	58,764,606	55,350,519	63,764,756	67,771,979	81,331,577	90,832,051	96,552,369

(単位:千円)

科 目	平成 12 年度	平成 13 年度
I 流動負債	71,037,530	61,971,409
1 運営借入金		
2 支払手形		
3 事業債務	966,711	84,622
事業未払金	958,911	73,877
事業前受金	7,800	10,745
4 雑負債	648,318	688,959
譲受未払金		
未払金		
仮受金	21,610	114,866
研修所厚生勘定		
職員預り金	626,708	574,093
5 特別勘定	139,228	123,328
畜産振興預り金		
北生連勘定		
地区連勘定		
非収益事業元入金	122,428	122,428
機械損料保留金		
一般会計受入資金	16,800	900
6 経過勘定	327,327	327,184
未払費用	326,767	326,624
前受収益	560	560
7 事業借入金	62,516,624	60,127,294
8 事業負債	6,439,322	620,022
家畜借受補助金	408,593	417,463
家畜導入基金	2,726	2,634
家畜譲渡予納金	101,245	117,374
農場概算金	5,839,656	
法人負債	87,102	82,551
信託負債		
II 固定負債	20,814,357	19,025,366
1 設備借入金		
2 資金勘定	4,931,580	4,398,797
地域活性化資金	4,318,840	3,836,420
農地流動化預り資金	60,647	49,467
受入保証預り資金		
地域畜産活性化資金		
機能強化積立金	41,824	33,763
畜産経営資金		
大規模経営体事業基金	31,122	
保有農用地整備資金	200,000	200,000
農業法人育成運用資金	100,000	100,000
農地信託運用資金		
更新牛対策資金	179,147	179,147
3 諸引当金勘定	15,882,777	14,626,569
引当金勘定	8,250,612	6,991,115
準備金勘定	7,632,165	7,635,454
負債合計	91,851,887	80,996,775
III 資本	4,580,818	4,669,535
1 基本財産	252,590	253,990
2 強化基金	450,000	450,000
3 開発基金	643,700	643,700
4 体制強化基金	800,000	800,000
5 農業経営更新基金	200,000	200,000
6 農業活性化基金	200,000	200,000
7 担い手確保対策基金	200,000	200,000
8 運用財産	1,834,528	1,921,845
畜産振興基金	603,500	603,500
農業機械整備基金	900,213	900,213
農業用機械運用財産		
施設整備積立金		
繰入金	330,815	418,132
前期繰越額	314,434	330,814
当期繰越額	16,381	87,318
負債及び資本の合計	96,432,705	85,666,310

(6) 年度別貸借対照表（負債及び資本の部）(2)

(単位:千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
I 流動負債	1,306,117	8,525,178	7,471,050	6,221,484	7,861,226
1 1年内返済予定長期借入金		7,253,160	5,495,641	4,550,623	6,539,417
2 未払金	201,608	476,584	1,222,340	731,045	408,941
3 職員預り金	587,663	593,296	606,329	594,025	549,155
4 諸預り金		25,081	9,241	13,485	12,830
5 事業前受け金	13,288	4,850	5,686	11,154	
6 事業預り金					
7 仮受金	17,875	6			102
8 未払費用	302,743	9,614	13,847	19,088	20,781
9 前受収益	560	2,717	480	60	83
10 1年内家畜譲渡予納金				92,313	92,773
11 家畜導入基金	894	2,292	1,986	259	
12 引当金	180,586	157,578	114,600	208,532	236,244
工事補償引当金	180,586	157,578	114,600	139,532	152,244
賞与引当金				69,000	84,000
13 一般会計受入資金	900		900	900	900
II 固定負債	67,071,477	62,390,739	67,899,734	73,935,706	77,429,946
1 事業借入金	57,844,312	51,885,366	57,147,523	62,364,816	65,859,819
合理化事業借入金	56,483,595	50,014,502	54,721,384	59,440,495	62,233,432
法人出資事業借入金		179,885	334,563	316,749	350,864
農場リース事業借入金		455,932	514,914	508,204	528,232
経構リース事業借入金				228,292	210,129
農村施設事業借入金					81,913
畜産振興事業借入金	1,360,717	1,235,047	1,576,662	1,871,076	2,455,249
就農支援資金貸付事業借入金					
2 リース債務		374,521	256,282	189,713	146,057
3 家畜仮受補助金	406,072	442,642	569,248	713,175	779,285
4 家畜譲渡予納金	113,488	137,315	161,691	116,363	155,484
5 担い手対策前受け金	1,302,808	1,943,033	2,714,149	3,564,094	4,442,520
6 農地流動化預り金	38,741	22,295	4,026		
7 地域活性化資金	3,747,880	3,748,780	3,075,780	3,075,780	2,423,160
8 引当金	3,618,176	3,836,787	3,971,035	3,911,765	3,623,621
退職給付引当金	3,618,176	3,836,787	3,950,771	3,909,475	3,622,425
役員退職慰労引当金					
退職給付引当金					
経営安定対策事業引当金			20,264	2,290	1,196
預託金					
9 繰延税金負債					
10 寄託金					
11 円滑化担い手対策前受金					
12 資産除去債務					
負債の合計	68,377,594	70,915,917	75,370,784	80,157,190	85,291,172
III 正味財産	14,550,535	14,122,060	14,037,798	14,100,447	14,206,317
1 指定正味財産					1,507,690
基本財産					
強化基金					
体制強化基金					
寄付金					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2 一般正味財産					12,698,627
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
負債・正味財産の合計	82,928,129	85,037,977	89,408,582	94,257,637	99,497,489

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
I 流動負債	9,998,255	10,186,102	7,443,617	7,800,182	9,125,260
1 1年内返済予定長期借入金	8,649,577	7,745,853	6,024,951	6,184,280	7,381,520
2 未払金	443,078	1,544,668	958,969	1,183,749	1,287,761
3 職員預り金	510,226	484,947			
4 諸預り金	16,082	15,371	13,569	31,341	11,294
5 事業前受け金					
6 事業預り金		25,335	5,500	2,750	64,596
7 仮受金	40,118	35		109	170
8 未払費用	17,402	15,828	10,400		
9 前受収益	143	143	143	83	83
10 1年内家畜譲渡予納金	129,250	158,258	197,946	267,629	264,708
11 家畜導入基金					
12 引当金	191,479	194,764	231,239	129,341	115,127
工事補償引当金	132,479	139,764	160,239	129,341	88,127
賞与引当金	59,000	55,000	71,000		27,000
13 一般会計受入資金	900	900	900	900	
II 固定負債	78,622,756	74,189,356	72,283,588	70,033,857	67,383,625
1 事業借入金	67,496,159	63,874,127	63,099,628	61,429,311	59,767,532
合理化事業借入金	63,465,915	59,743,200	54,784,330	54,038,301	53,379,437
法人出資事業借入金	350,489	350,484	339,079	381,352	342,649
農場リース事業借入金	528,241	488,933			
経構リース事業借入金	191,967	173,804	155,641	146,094	133,896
農村施設事業借入金	73,692	65,504	57,316	49,128	32,752
畜産振興事業借入金	2,885,855	3,052,202	2,747,259	1,881,190	1,008,515
就農支援資金貸付事業借入金			5,016,004	4,933,247	4,870,283
2 リース債務	129,267	124,285	92,200	61,704	35,825
3 家畜仮受補助金	760,501	719,824	566,968	390,046	278,611
4 家畜譲渡予納金	141,104	151,315	178,622	216,235	284,271
5 担い手対策前受け金	5,023,235	4,612,044	4,127,929	4,237,902	4,384,958
6 農地流動化預り金					
7 地域活性化資金	1,850,760	1,404,640	1,151,390	1,047,790	
8 引当金	3,221,730	3,303,121	2,513,151	1,997,839	1,986,426
退職給付引当金	3,221,730	2,749,421	2,513,151	1,997,839	1,986,426
役員退職慰労引当金			11,638	10,615	2,895
退職給付引当金			2,501,514	1,987,224	1,983,531
経営安定対策事業引当金					
預託金		553,700			
9 繰延税金負債					
10 寄託金			553,700	553,700	553,700
11 円滑化担い手対策前受金				99,329	92,302
12 資産除去債務					
負債の合計	88,621,011	84,375,458	79,727,205	77,834,039	76,508,885
III 正味財産	14,047,108	13,399,158	13,511,764	11,227,486	11,291,534
1 指定正味財産	1,507,690	953,990	953,990	203,990	203,990
基本財産			203,990	203,990	203,990
強化基金			450,000		
体制強化基金			300,000		
寄付金					
(うち基本財産への充当額)			203,990	203,990	203,990
(うち特定資産への充当額)			750,000		
2 一般正味財産	12,539,418	12,445,168	12,557,774	11,023,496	11,087,544
(うち基本財産への充当額)			50,000	50,000	50,000
(うち特定資産への充当額)			3,566,407	3,213,102	2,673,981
負債・正味財産の合計	102,668,119	97,774,616	93,238,970	89,061,525	87,800,419

(単位:千円)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
9,610,352	8,435,715	8,241,577	8,403,844	9,266,702	5,786,930	9,553,209
8,589,615	7,525,343	7,348,828	7,723,098	8,511,710	5,158,628	8,949,346
718,420	741,791	642,757	471,684	500,369	278,779	323,024
7,787	7,043	7,377	21,804	21,581	29,156	23,369
95	1,589	20,065	15,424	12,625	28,000	
289	1,709	4,792	10,518	10,867	10,763	987
209,614	101,828	153,643	113,346	158,755	231,193	204,169
84,532	56,412	64,115	47,970	50,795	50,411	52,314
84,532	56,412	64,115	47,970	50,795	50,411	52,314
64,345,955	63,626,190	62,605,150	60,545,294	58,084,913	58,271,912	53,942,897
56,957,346	56,641,930	55,955,424	54,093,277	52,008,332	52,668,727	48,505,551
51,850,817	52,009,877	51,558,845	50,021,988	48,206,427	49,182,549	45,379,273
316,935	289,771	262,607	235,443	208,279	181,115	154,651
120,699	110,750	99,677	34,154	29,887	25,620	21,353
24,564	16,376	8,188	15,200	11,400	7,600	3,800
334,451	219,142	400,691	604,966	804,126	945,676	1,018,759
4,309,880	3,996,015	3,625,416	3,181,526	2,748,213	2,326,167	1,927,714
17,493	6,118	705	0			
205,569	151,584	120,711	102,006	76,565	95,275	99,645
253,756	194,113	116,324	183,327	215,402	197,861	185,094
4,391,372	4,319,328	4,216,376	4,036,133	3,792,074	3,434,488	3,443,403
1,903,668	1,719,585	1,607,622	1,552,995	1,393,254	1,282,084	1,120,303
1,903,668	1,719,585	1,607,622	1,552,995	1,393,254	1,282,084	1,120,303
9,289	13,926	36,430	48,351	16,620	29,778	15,373
1,894,379	1,705,659	1,571,193	1,504,644	1,376,634	1,252,306	1,104,931
						613
553,700	553,600	553,600	553,600	553,600	553,600	553,600
63,051	39,933	34,388	23,955	12,622	6,034	0
				33,064	33,843	34,689
73,956,306	72,061,905	70,846,727	68,949,138	67,351,615	64,058,842	63,496,106
11,141,315	11,082,392	11,084,791	11,133,809	11,163,795	11,191,436	11,197,436
203,990	203,990	203,990	203,990	203,990	203,990	212,047
203,990	203,990	203,990	203,990	203,990	203,990	203,990
						8,057
203,990	203,990	203,990	203,990	203,990	203,990	203,990
						8,057
10,937,325	10,878,402	10,880,801	10,929,819	10,959,805	10,987,446	10,985,389
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
2,367,021	2,119,136	1,998,551	1,852,825	1,845,114	1,805,157	1,799,982
85,097,621	83,144,297	81,931,518	80,082,948	78,515,410	75,250,278	74,693,542

(7) 年度別収支決算表 (1)

科 目	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 50 年度
1 事業収入	3,808,096	5,553,872	7,374,064	9,271,060	9,692,020	10,776,599
農用地管理事業収入	164,943	543,215	1,060,572	2,521,597	1,869,321	2,542,298
合理化事業収入						
農地信託事業収入						
法人出資事業収入						
農場リース事業収入						
農業経営更新事業収入						
土地利用型大規模経営体事業収入						
担い手確保事業収入						
中山間合理化事業収入						
農用地利用増進事業収入						
農用地開発利用促進事業収入						
農地流動化対策事業収入						
大規模経営育成モデル事業収入						
畜産基盤事業収入						
リサイクル環境整備事業収入						
畜産環境整備事業収入						
経営環境整備事業収入						
公社牧場事業収入						
草地開発整備事業収入						
農用地開発事業収入	3,414,843	4,211,494	5,123,340	4,468,493	4,556,555	5,365,381
① 事業外収益						
営農施設事業収入				1,771,703	2,654,406	2,090,473
畜産振興事業収入	228,310	290,125	317,852	509,267	611,738	778,447
農業機械施設事業収入		509,038	872,300			
農業機械化研修事業収入						
農業活性化事業収入						
畜産経営基金管理特別事業収入						
2 事業費用	3,749,217	5,455,531	7,257,072	9,246,236	9,668,753	10,775,380
農用地管理事業費用	164,943	533,215	1,048,572	2,521,597	1,869,321	2,542,298
合理化事業費用						
農地信託事業費用						
法人出資事業費用						
農場リース事業費用						
農業経営更新事業費用						
土地利用型大規模経営体事業費用						
担い手確保事業費用						
中山間合理化事業費用						
農用地利用増進事業費用						
農用地開発利用促進事業費用						
農地流動化対策事業費用						
大規模経営育成モデル事業費用						
畜産基盤事業費用						
リサイクル環境整備事業費用						
畜産環境整備事業費用						
経営環境整備事業費用						
公社牧場事業費用						
草地開発整備事業費用						
農用地開発事業費用	3,379,700	4,151,285	5,044,438	4,450,742	4,533,288	5,364,162
① 事業外費用						
営農施設事業費用				1,771,703	2,654,406	2,090,473
畜産振興事業費用	204,574	263,011	296,475	502,194	611,738	778,447
農業機械施設事業費用		508,020	867,587			
農業機械化研修事業費用						
農業活性化事業費用						
畜産経営基金管理特別事業費用						
3 事業管理費 (共通)	54,399	87,819	99,590	87,416	90,026	119,395
4 間接管理費	4,480	10,522	17,402	- 94,228	- 116,749	- 146,910
5 事業外損益 (総括部門)	- 4,430	- 9,686	- 16,476	- 31,560	- 49,832	- 22,779
① 事業外収益	130,972	44,854	34,538	54,176	89,071	107,320
② 事業外費用	135,402	54,540	51,014	85,736	138,903	130,099
6 施設整備積立金繰入						
7 基本財産繰入						
8 畜産振興資金繰入						
9 農業用機械整備基金繰入						
10 農業法人育成運用資金繰入						
11 農地信託運用資金繰入						
12 体制強化基金繰入						
運用財産繰入	50	836	926	76	158	5,955

科 目	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度	平成 2 年度
1 事業収入	24,920,624	25,322,416	26,204,769	26,696,724	27,696,290	29,162,619
農用地管理事業収入	4,540,871	4,905,375	5,674,421	5,943,819	5,682,673	5,728,013
合理化事業収入						
農地信託事業収入						
法人出資事業収入						
農場リース事業収入						
農業経営更新事業収入	101,858	210,618	550,759	515,464	609,732	652,295
土地利用型大規模経営体事業収入						
担い手確保事業収入				46,092	237,634	449,897
中山間合理化事業収入						
農用地利用増進事業収入		521	468	426	387	360
農用地開発利用促進事業収入	333,809	375,040	376,309			
農地流動化対策事業収入					13,040	5,717
大規模経営育成モデル事業収入						46,894
畜産基盤事業収入						
リサイクル環境整備事業収入						
畜産環境整備事業収入						
経営環境整備事業収入						
公社牧場事業収入						
草地開発整備事業収入						
農用地開発事業収入	11,368,774	11,075,800	10,572,666	10,367,916	10,870,600	11,091,950
① 事業外収益						226,757
営農施設事業収入	7,546,263	7,626,839	7,824,545	8,453,682	8,808,466	9,528,788
畜産振興事業収入	932,684	888,977	844,266	977,812	1,001,710	939,427
農業機械施設事業収入						
農業機械化研修事業収入	96,365	97,792	94,522	96,133	103,227	105,671
農業活性化事業収入		141,454	266,813	295,380	368,821	385,350
畜産経営基金管理特別事業収入						1,500
2 事業費用	24,928,659	25,354,842	26,066,165	26,667,641	27,719,727	28,713,386
農用地管理事業費用	4,540,871	4,905,375	5,674,421	5,943,819	5,682,673	5,630,848
合理化事業費用						
農地信託事業費用						
法人出資事業費用						
農場リース事業費用						
農業経営更新事業費用	101,858	210,618	550,759	515,464	609,732	646,795
土地利用型大規模経営体事業費用						
担い手確保事業費用				46,092	237,634	428,272
中山間合理化事業費用						
農用地利用増進事業費用		521	468	426	387	360
農用地開発利用促進事業費用	333,809	375,040	376,309			
農地流動化対策事業費用					13,040	5,717
大規模経営育成モデル事業費用						46,894
畜産基盤事業費用						
リサイクル環境整備事業費用						
畜産環境整備事業費用						
経営環境整備事業費用						
公社牧場事業費用						
草地開発整備事業費用						
農用地開発事業費用	11,376,809	11,088,226	10,434,062	10,338,833	10,894,037	10,762,884
① 事業外費用						215,516
営農施設事業費用	7,546,263	7,626,839	7,824,545	8,453,682	8,808,466	9,438,788
畜産振興事業費用	932,684	888,977	844,266	977,812	1,001,710	1,044,791
農業機械施設事業費用						
農業機械化研修事業費用	96,365	97,792	94,522	96,133	103,227	105,671
農業活性化事業費用		161,454	266,813	295,380	368,821	385,350
畜産経営基金管理特別事業費用						1,500
3 事業管理費（共通）	461,679	452,618	476,332	455,287	582,167	665,003
4 間接管理費	- 417,229	- 380,576	- 541,157	- 459,991	- 482,809	449,234
5 事業外損益（総括部門）	167,494	171,195	- 129,337	114,991	211,189	339,846
① 事業外収益	281,416	333,534	457,892	676,703	994,263	697,915
② 事業外費用	113,922	162,339	587,229	561,712	783,074	358,069
6 施設整備積立金繰入						
7 基本財産繰入						
8 畜産振興資金繰入						
9 農業用機械整備基金繰入						
10 農業法人育成運用資金繰入						
11 農地信託運用資金繰入						
12 体制強化基金繰入						
運用財産繰入	115,009	66,727	74,092	148,778	88,394	124,076

(単位:千円)

資料

平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
30,006,487	32,110,966	36,145,826	35,759,189	34,278,267	37,588,028	45,300,581	45,345,628	41,981,210
6,032,119	6,509,084							
		10,275,970	10,877,104	7,899,956	9,886,339	9,842,625	9,446,974	9,269,290
		9,043	7,072	3,329	2,494	1,264	1,250	
		6,452	10,146	6,132	2,177	1,472	1,471	1,323
			364,980	409,867	467,875	557,300	499,809	473,217
787,902	696,612	567,562						
		241,976	290,039	265,030	219,546	176,856	116,493	
650,968	815,153							
22,506	139,057							
346								
4,635								
124,973	192,512							63,979
8,253,146	8,786,535	8,959,202	9,158,775	9,711,477	9,823,845	12,659,805	11,591,202	10,887,801
	284,326	766,877	884,465	2,133,488	2,635,567	4,347,264	5,403,659	5,601,371
				1,341	302,135	691,446	1,547,866	430,213
1,063,234	1,120,086	1,188,865	1,154,750	1,387,872	1,678,068	1,517,734	1,025,949	588,610
105,438	204,300	308,871	314,058	363,256	202,830	114,273	100,532	81,417
11,130,349	11,660,336	12,335,174	11,539,363	10,945,676	11,438,892	14,338,227	14,455,244	13,698,393
257,473	245,719	223,240	231,324	277,180	223,947	281,720	313,403	338,487
1,072,412	1,037,881	900,962	711,226	674,002	495,772	472,364	466,132	424,097
99,718	99,153	106,802	107,026	108,608	106,060	106,257	90,393	
400,360	319,309	253,928	107,959	90,152	102,481	191,974	285,251	123,012
908	903	902	902	901				
29,453,430	31,226,440	35,224,420	34,766,831	33,223,813	36,553,655	43,414,543	43,440,677	40,666,644
5,944,669	6,415,619							
		10,189,105	10,865,640	7,789,196	9,755,486	9,602,792	9,242,659	9,100,538
		9,043	7,072	3,329	2,494	1,264	1,250	
		6,452	10,146	6,132	2,177	1,471	1,471	1,323
			362,980	408,452	467,102	551,195	491,129	470,850
782,401	689,562	560,289						
		241,976	290,039	265,030	219,546	176,856	116,493	
624,868	782,800							
19,571	132,861							
346								
4,635								
124,973	192,512							63,979
8,173,147	8,706,535	8,879,202	9,078,775	9,627,476	9,823,845	12,659,805	11,591,202	10,887,801
	282,326	759,877	876,465	2,119,488	2,635,567	4,347,264	5,403,659	5,601,371
				1,341	302,134	691,446	1,547,866	430,213
1,053,234	1,110,086	1,178,866	1,144,749	1,375,871	1,678,068	1,517,734	1,025,949	588,610
105,438	204,300	306,871	312,058	360,256	202,830	114,273	100,532	81,417
10,792,283	11,000,401	11,519,187	10,692,634	10,154,161	10,553,255	12,707,129	12,743,347	12,546,335
222,694	208,487	195,119	207,106	259,726	212,487	273,246	333,646	349,073
0								
1,104,185	1,081,586	1,016,802	703,280	653,694	490,123	471,836	465,830	422,122
99,718	99,153	106,802	107,026	108,608	106,060	106,258	90,393	
400,360	319,309	253,927	107,959	90,152	102,481	191,974	285,251	123,012
908	903	902	902	901				
686,042	786,716	728,971	723,667	730,510	834,929	727,187	757,510	775,964
553,057	884,525	921,406	992,358	1,054,454	1,034,373	1,886,038	1,904,951	1,314,566
307,412	237,609	- 116,525	- 166,291	- 285,820	- 183,088	- 555,139	- 1,096,321	- 494,215
664,181	733,708	737,314	675,058	603,543	696,360	750,300	737,052	794,704
356,769	496,099	853,839	841,349	889,363	879,448	1,305,439	1,833,373	1,288,919
	100,000							
	100,000							
						500,000		
174,427	135,419	75,910	102,400	38,124	16,356	103,712	51,120	44,387

3
財務諸表

(単位:千円)

科 目	平成 12 年度	平成 13 年度
1 事業収入	47,244,752	44,509,316
農用地管理事業収入		
合理化事業収入	16,367,668	17,647,800
農地信託事業収入		
法人出資事業収入	1,092	1,024
農場リース事業収入	677,069	771,256
農業経営更新事業収入		
土地利用型大規模経営体事業収入		
担い手確保事業収入		
中山間合理化事業収入		
農用地利用増進事業収入		
農用地開発利用促進事業収入		
農地流動化対策事業収入		
大規模経営育成モデル事業収入	43,739	35,044
畜産基盤事業収入	10,123,038	9,389,982
リサイクル環境整備事業収入	5,249	1,450,434
畜産環境整備事業収入	6,492,962	5,369,490
経営環境整備事業収入	352,121	168,204
公社牧場事業収入	774,621	229,259
草地開発整備事業収入	137,710	108,186
農用地開発事業収入	11,675,081	8,824,299
① 事業外収益	34,981	20,242
営農施設事業収入		
畜産振興事業収入	389,332	466,734
農業機械施設事業収入		
農業機械化研修事業収入		
農業活性化事業収入	170,089	27,362
畜産経営基金管理特別事業収入		
2 事業費用	46,365,409	43,112,295
農用地管理事業費用		
合理化事業費用	16,074,803	17,310,902
農地信託事業費用		
法人出資事業費用	1,092	1,024
農場リース事業費用	670,310	760,413
農業経営更新事業費用		
土地利用型大規模経営体事業費用		
担い手確保事業費用		
中山間合理化事業費用		
農用地利用増進事業費用		
農用地開発利用促進事業費用		
農地流動化対策事業費用		
大規模経営育成モデル事業費用	43,739	35,044
畜産基盤事業費用	10,123,038	9,389,982
リサイクル環境整備事業費用	5,249	1,450,434
畜産環境整備事業費用	6,492,962	5,369,490
経営環境整備事業費用	352,121	168,204
公社牧場事業費用	774,621	229,259
草地開発整備事業費用	137,710	108,186
農用地開発事業費用	11,117,683	7,788,412
① 事業外費用	39,063	20,107
営農施設事業費用		
畜産振興事業費用	362,929	453,476
農業機械施設事業費用		
農業機械化研修事業費用		
農業活性化事業費用	170,089	27,362
畜産経営基金管理特別事業費用		
3 事業管理費 (共通)	779,737	682,778
4 間接管理費	879,343	1,397,020
5 事業外損益 (総括部門)	- 83,225	- 626,925
① 事業外収益	549,453	1,180,208
② 事業外費用	632,678	1,807,133
6 施設整備積立金繰入		
7 基本財産繰入		
8 畜産振興資金繰入		
9 農業用機械整備基金繰入		
10 農業法人育成運用資金繰入		
11 農地信託運用資金繰入		
12 体制強化基金繰入		
運用財産繰入	16,381	87,318

(7) 年度別収支決算表 (2)

(単位:千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度
収入計	52,230,814	49,012,007
1 基本財産運用収入	1,289	1,279
2 事業収入	19,733,041	16,510,284
合理化事業収入	12,415,575	9,270,342
法人出資事業収入	572	3,360
農場リース事業収入	221,362	307,833
畜産基盤事業収入	2,648,240	2,426,932
資源リサイクル事業収入	765,459	1,745,221
畜産環境整備事業収入	1,087,743	298,153
公社牧場事業収入	89,419	198,049
草地開発整備事業収入	96,970	73,785
農用地開発事業収入	1,686,974	1,479,278
畜産振興事業収入	720,727	707,331
3 受取補助金等	13,770,418	13,767,553
合理化事業補助金	1,815,294	1,547,634
機能強化助成金	948,437	650,176
法人出資事業補助金		5,100
農場リース事業補助金	362,326	302,134
畜産基盤事業補助金	5,413,108	4,959,211
資源リサイクル事業補助金	2,240,458	5,171,890
畜産環境整備事業補助金	2,728,660	746,089
公社牧場事業補助金	82,243	167,342
草地開発整備事業補助金	98,117	75,211
畜産振興事業補助金	81,775	142,766
4 雑収入	180,335	175,185
受取利息	58,455	46,561
特定預金利息収入	12,205	12,263
賃貸料	5,897	4,728
雑収入	77,431	85,155
活性化特定預金利息収入	26,347	26,478
5 固定資産売却収入	66,316	427
6 預り金収入	563,981	601,280
7 借入金収入	17,721,021	17,852,904
8 その他収入	194,413	103,095
その他収入	98,901	103,095
活性化特定預金取崩収入	95,512	
支出計	51,917,522	49,303,528
1 事業費	30,151,246	30,355,802
合理化事業費	12,337,837	12,019,592
法人出資事業費	1,062	124,509
農場リース事業費	794,246	674,575
畜産基盤事業費	4,396,619	4,071,503
資源リサイクル事業費	2,768,170	6,455,688
畜産環境整備事業費	3,246,102	914,287
公社牧場事業費	118,416	299,572
草地開発整備事業費	18,685	13,929
農用地開発事業費	5,528,389	4,751,599
畜産振興事業費	863,039	1,029,540
農業活性化事業費	78,681	1,008
2 管理費	969,145	1,501,435
3 固定資産取得支出	62,856	184,908
4 預り金支出	550,411	595,646
5 借入金返済支出	20,058,141	16,558,690
6 その他支出	125,723	107,047
その他支出	82,021	81,587
活性化事業特定預金積立支出	43,702	25,460
当期収支差額	313,292	- 291,521

科 目	平成 16 年度	平成 17 年度
増加原因の部	27,250,459	23,126,893
1 基本財産運用収入	1,231	1,276
2 事業収入	14,317,195	12,774,545
合理化事業収入	7,352,739	6,766,895
法人出資事業収入	5,988	4,504
農場リース事業収入	365,838	375,735
経構リース事業収入		20,886
畜産担い手事業収入	1,988,969	2,202,451
資源リサイクル事業収入	1,856,238	
畜産環境事業収入	124,153	1,103,858
飼料基盤活用事業収入	313,481	482,403
農用地開発事業収入	1,469,144	1,007,896
畜産振興事業収入	840,645	809,917
3 補助金等収入	12,268,232	9,611,261
合理化事業補助金	1,305,057	1,147,710
機能強化助成金	479,139	425,241
円滑化助成金	1,506	416
法人出資事業補助金	4,586	3,056
農場リース事業補助金	260,039	270,486
経構リース事業補助金	267	2,314
畜産担い手事業補助金	4,132,987	3,961,406
資源リサイクル事業補助金	5,541,007	
畜産環境整備事業補助金	239,057	3,253,504
飼料基盤活用事業補助金	304,561	480,676
畜産振興事業補助金	26	66,452
4 雑収入	236,252	182,221
受取利息	48,885	49,709
特定預金利息収入	11,903	11,953
賃貸料	4,512	3,059
雑収入	146,284	89,440
活性化特定預金利息収入	24,668	28,060
5 固定資産売却収入	9,160	1,495
6 その他収入	418,389	556,095
担い手対策前受金戻入	8,064	69,973
合理化譲渡施設引当戻入	37,757	60,194
農場リース引当戻入	130,947	157,228
退職給付引当戻入	43,342	180,357
工事補償引当戻入	141,284	68,171
経営安定対策事業引当戻入		20,172
活性化事業交付資金戻入	56,995	
減少原因の部	27,334,721	23,064,244
1 事業費	25,741,392	21,145,129
合理化事業費	8,729,007	7,969,246
法人出資事業費	11,075	8,051
農場リース事業費	600,995	651,599
経構リース事業費	272	5,037
畜産担い手事業費	4,268,793	2,191,089
資源リサイクル事業費	6,947,031	
畜産環境整備事業費	354,396	3,873,165
飼料基盤活用事業費	422,206	690,685
農用地開発事業費	3,595,913	4,940,603
畜産振興事業費	810,735	814,664
農業活性化事業費	969	990
2 管理費	1,296,787	1,481,853
3 雑費用		18,055
4 固定資産処分損	4,896	6,705
5 引当金繰入額	291,646	346,352
合理化譲渡施設引当金繰入	33,045	29,025
農場リース引当金繰入	140,030	134,863
経構緊急リース引当金繰入		18,163
工事補償引当金繰入	98,307	93,103
経営安定対策事業引当金繰入	20,264	2,198
賞与引当金繰入		69,000
6 その他支出		66,150
補助金圧縮記帳繰入		66,150
当期正味財産増減額	- 84,262	62,649

資料

3 財務諸表

(7) 年度別収支決算表 (3) 〈収益〉

科 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益計	23,818,515	23,186,695	32,051,390	31,972,988	19,047,231	17,841,494
1 基本財産運用益	1,429	1,922	2,017	1,699	1,271	1,112
2 特定資産運用益	46,212	51,339	61,182	53,511	43,079	34,018
3 事業収益	14,156,244	15,491,271	24,265,239	25,022,542	14,488,980	14,566,001
合理化事業	6,389,970	8,736,852	16,791,751	17,248,746	8,144,624	8,681,204
法人出資事業	3,597	2,900	3,176	2,774	5,098	2,472
農場リース事業	389,973	380,365	374,606	416,792	298,402	316,115
経構リース事業	22,030	21,491	21,166	20,858	17,606	14,004
担い手支援事業				77,175	90,426	90,152
農地中間管理事業						
畜産担い手事業	4,027,421	3,881,492	4,719,677	4,638,276	3,218,944	2,250,688
畜産環境事業	619,807	368,725	290,129	142,285	132,227	25,880
飼料基盤活用事業	431,543	38,532	31,146	16,892		
広域連携事業	33,443	11,088	11,177	10,807	10,559	10,323
耕作条件事業						
基盤促進事業						
未来志向型事業		40,102	32,625			
農用地開発事業	1,056,485	791,045	650,892	992,523	1,019,763	1,393,184
調査受託事業	112,827	109,554	82,449	43,243	16,754	52,605
乳肉牛貸付事業	605,222	644,474	798,396	942,311	1,085,887	1,283,321
乳用牛貸付事業						
肉用牛貸付事業						
乳肉牛育成事業	416,441	408,059	389,054	420,567	427,935	439,124
乳肉牛貸付事業貸倒引当金戻入						
水田肉牛貸付事業		908	3,070	4,964	5,556	6,929
活性化事業	47,485	55,684	59,261	27,676		
養液栽培事業			6,664	16,653	15,199	
農業技術研修員受入事業						
受託事業						
共通管理収益						
4 受取補助金等	9,480,342	7,485,039	7,559,511	6,761,281	4,383,347	3,122,426
合理化事業補助金	1,145,782	1,045,531	849,731	613,521	396,596	279,155
法人出資事業補助金	2,540	1,758	1,227	868	528	384
農場リース事業補助金	280,902	258,405	231,231	262,611	179,906	236,326
経構リース事業補助金	2,810	1,810	1,796	1,417	1,230	1,043
担い手支援事業補助金				253,300	286,227	309,771
農地中間管理事業補助金						
畜産担い手事業補助金	5,663,104	5,015,405	5,562,578	5,114,837	3,096,187	2,120,303
畜産環境事業補助金	1,839,800	1,083,217	849,213	416,723	340,261	66,242
飼料基盤活用事業補助金	430,141	38,367	31,063	16,839		
広域連携事業補助金	115,108					
耕作条件事業補助金						
基盤促進事業補助金						
交付金事業補助金				81,010	82,412	109,202
未来志向型事業補助金		39,941	32,517			
乳肉牛貸付事業補助金	155	155	155	155		
乳肉牛育成事業補助金						
水田肉牛貸付事業補助金		450				
5 寄付金収益					22,061	0
6 雑収益	134,288	157,124	163,441	133,955	108,493	117,937
合理化事業雑収益	20,245	22,834	20,722	11,916	6,483	35,667
農場リース事業雑収益		4,693	11,175	9,557	3,845	1,418
担い手支援事業雑収益				20,257	11,546	2,804
広域連携事業収益					242	
農用地開発事業雑収益	3,369	2,738	557	3,875	7,297	14,881
機械事業雑収益	1,318	1,453	1,464	1,338	1,353	9,395
乳肉牛貸付事業雑収益			1,485	2	218	81
乳肉牛育成事業雑収益	2,423	4,639	3,572	6,276	4,157	5,692
共通管理雑収益	106,932	120,763	124,464	80,734	73,233	47,923
活性化事業雑収益			2			
養液栽培事業雑収益					119	76
その他収入（一般）引当金戻入	1	4				
受取利息						
雑収益						
経常外収益計	584	2,864	1,461		928,246	151,580
1 事業収益	584	2,864	1,461			
農用地開発事業収益	275	70	1,393			
乳肉牛育成事業収益	309	91	68			
共通管理収益		2,703				
2 固定資産売却益					178,246	6,945
3 指定正味財産からの増加額					750,000	
4 他会計からの繰入額						
5 畜産担い手事業工事費用返還請求額						
6 畜産担い手事業貸倒引当金戻入						
7 活性化事業廃止に伴う収益						144,635

(7) 年度別収支決算表 (3) 〈費用〉

科 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常費用計	23,694,894	23,323,546	32,094,591	31,942,337	19,426,774	17,829,529
1 事業費	22,397,745	22,128,574	30,893,466	30,923,253	18,598,658	17,348,409
合理化事業	7,043,280	9,257,087	17,101,515	17,472,883	8,152,543	8,679,607
法人出資事業	6,676	5,470	5,193	4,382	6,086	3,287
農場リース事業	656,128	628,831	577,539	663,644	465,394	540,959
経構リース事業	24,839	23,301	22,962	22,275	18,836	15,047
就農促進支援活動				103,540	112,676	102,870
就農支援資金貸付事業				215,545	242,131	263,951
研修教育体制整備				30,423	29,822	28,230
青年就農給付金事業						
農業青年海外派遣事業						
就農啓発基金事業				1,828	3,756	11,881
農業次世代人材投資事業						
農地中間管理事業						
畜産担い手事業	5,975,323	6,017,313	7,113,275	6,696,542	4,172,029	2,315,958
畜産環境事業	1,633,357	863,390	550,786	269,493	404,677	40,723
飼料基盤（活用）事業	679,276	25,346	8,560	2,677	0	
広域連携事業	148,552	10,339	10,606	10,254	10,018	9,793
耕作条件事業						
基盤促進事業						
未来志向型事業		80,043	65,142			
農用地開発事業	4,117,193	3,162,120	3,217,348	2,986,980	2,571,085	2,830,720
調査受託事業	237,899	178,461	134,853	103,757	56,674	70,708
機械事業	802,777	793,374	764,154	843,397	772,278	722,951
乳肉牛貸付事業	571,177	604,919	745,906	919,257	1,054,212	1,252,014
乳用牛貸付事業						
肉用牛貸付事業						
乳肉用牛貸付事業貸倒引当金繰入						
乳肉用牛貸付事業貸倒損失						
乳肉牛育成事業	500,160	400,838	433,279	437,491	427,754	447,719
水田肉牛貸付事業		76,567	92,518	84,615	52,602	10,092
養液栽培事業			48,259	52,666	45,098	989
農業活性化事業	1,108	1,175	1,571	1,604	987	910
役員報酬／給与手当ほか						
2 管理費	1,275,684	1,170,857	1,163,773	986,298	793,972	453,628
3 雑費用	21,465	24,115	37,352	32,786	34,144	27,492
合理化事業雑費用	112	1,854	2,518	2,063	4,136	15,132
農場リース事業雑費用	1,193	5,245	16,228	10,598	4,534	1,418
広域連携事業雑費用					242	0
農用地開発事業雑費用				2,433	1,646	0
機械事業雑費用	519	241	151	225	488	138
乳肉牛貸付事業雑費用			1,636			
乳肉牛育成事業雑費用	665	1,323	1,657	3,444	2,395	2,564
共通管理雑費用	18,976	15,452	12,785	13,457	20,059	5,812
養液栽培事業雑費用			2,377	566	644	2,428
その他支出（一般）繰入額						
4 他会計への繰出額						
経常外費用計	18,336	25,221	52,510		2,082,980	99,495
1 事業費	1,135	1,406	1,511			
農用地開発事業	1,135	1,397	1,097			
乳肉牛育成事業		9	414			
2 管理費	17,201	23,815	50,999			
3 円滑化貸付料修正額					110,684	
4 特別退職金					138,029	
5 固定資産処分損						15,052
6 固定資産減損損失					58,836	84,443
7 機能強化事業助成金返還額					1,025,431	
8 合理化事業基金返還額					750,000	
9 畜産担い手事業補修工事費						
10 畜産担い手事業貸倒引当金繰入						
11 資産除却債務会計基準の適用に伴う影響額						
その他増減				81,957		
当期正味財産増減額	105,869	- 159,208	- 94,250	112,608	- 1,534,277	64,048

4 事業取扱高の推移

事業区分		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		
		事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	
農地流動化対策事業	農地保有合理促進事業	買入	2,070ha	161,204	4,348ha	455,593	3,271ha	818,786
		売渡				100	470ha	112,256
		貸借						
		小計		161,204		455,693		931,042
	公社営農場リース事業	酪農型						
		耕種型						
		小計						
	農作業受委託促進特別事業	資金貸付						
	農業生産法人出資育成事業	現物出資						
		農地等の買入						
	土地利型大規模経営育成事業	助成金交付						
		資金貸付						
	農地流動化緊急対策事業	資金貸付						
農業経営活性化特別対策事業	基金拠出							
地域畜産経営基金管理特別対策事業	基金受入							
経営構造改革緊急加速リース支援事業	畜産環境対応リース							
計			161,204		455,693		931,042	
農村施設整備事業	畜産再編総合整備事業							
	畜産担い手育成総合整備事業							
	畜産環境総合整備事業	畜産経営環境整備事業						
		畜産環境整備特別対策事業						
		小計						
	草地畜産基盤整備事業	団体営草地開発整備事業					12地区	305,756
		農業公社牧場設置事業						
		団体営公共牧場整備事業						
	小計							305,756
	農地開発利用促進事業							
農場の土地利用推進モデル事業								
農地災害復旧事業								
計							305,756	
農用地開発整備事業	農用地開発整備事業	草地開発事業	20,752ha		21,011ha		20,558ha	2,580,306
		農地開発事業	4,639ha		5,515ha		5,287ha	1,202,963
		耕地整備事業	520ha		1,926ha		1,848ha	749,519
		土層改良事業	22,721ha		30,451ha		30,822ha	324,880
		交付金事業						
		小計		3,024,653		4,109,597		4,857,668
	調査設計		131,483		28,126		65,657	
	計			3,156,136		4,137,723		4,923,325
	整備事業		54,078		73,771		81,217	
	甜菜事業							
計			3,210,214		4,211,494		5,004,542	
畜産振興事業	乳用牛貸付事業	公社牛貸付事業	100頭		900頭	135,000	300頭	
		肉用牛貸付事業	900頭		830頭	74,700	705頭	
		子牛貸付事業	1,538頭		880頭		580頭	
		乳用牛貸付事業	638頭		700頭	126,000	900頭	
		小計				335,700		
	乳用牛育成事業	導入	496頭		440頭	49,946	516頭	58,748
		頒布	496頭		454頭	85,200	452頭	95,562
	肉用牛育成事業	導入						
	頒布							
	受精卵移植実験事業	実験牛						
畜産受託事業	肉牛牧場事業	290頭		492頭	45,250	568頭	51,258	
	後代検定事業							
	家畜導入助成金交付事業							
	受託家畜導入							
計			307,913		516,096		205,568	
農業機械化研修事業	機械化研修							
	技能検定							
	計							
合 計			3,679,331		5,183,283		6,446,908	

事業区分		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度		
		事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	
農地流動化対策事業	農地保有合理促進事業	買入	4,747ha	2,912,048	3,735ha	2,760,728	3,194ha	2,798,652
		売渡	5,091ha	1,802,376	7,551ha	3,695,704	3,351ha	2,111,665
		貸借	491ha	8,381	428ha	8,193	50ha	1,594
		小計		4,722,805		6,464,625		4,911,911
	公社営農場リース事業	酪農型						
		耕種型						
		小計						
	農作業受委託促進特別事業	資金貸付						
	農業生産法人出資育成事業	現物出資						
		農地等の買入						
土地利型大規模経営育成事業	助成金交付							
	資金貸付							
農地流動化緊急対策事業	資金貸付							
農業経営活性化特別対策事業	基金拠出							
地域畜産経営基金管理特別対策事業	基金受入							
経営構造改革緊急加速リース支援事業	畜産環境対応リース							
計			4,722,805		6,464,625		4,911,911	
農村施設整備事業	畜産再編総合整備事業				4地区	1,085,542	3地区	2,218,846
	畜産担い手育成総合整備事業							
	畜産環境総合整備事業	畜産経営環境整備事業						
		畜産環境整備特別対策事業						
		小計						
	草地畜産基盤整備事業	団体営草地開発整備事業						
		農業公社牧場設置事業	40地区	2,942,017	41地区	3,525,119	42地区	3,246,817
		団体営公共牧場整備事業						
	小計			2,942,017		3,525,119		3,246,817
	農地開発利用促進事業		5地区	222,100	7地区	26,233	8地区	249,454
農場の土地利用推進モデル事業				1地区	20,900			
農地災害復旧事業								
計			3,164,117		4,657,794		5,715,117	
農用地開発整備事業	農用地開発整備事業	草地開発事業	20,811ha	5,210,803	21,044ha	5,705,297	18,854ha	6,206,583
		農地開発事業	3,844ha	2,243,995	3,382ha	2,528,602	2,496ha	2,141,066
		耕地整備事業	4,534ha	2,247,381	2,922ha	2,114,534	2,270ha	1,851,223
		土層改良事業	19,804ha	918,851	14,558ha	1,073,153	15,647ha	1,284,978
		交付金事業						
		小計		10,621,030		11,421,586		11,483,850
	調査設計			272,812		364,731		298,183
	計			10,893,842		11,786,317		11,782,033
	整備事業			106,161				
	甜菜事業							
計			11,000,003		11,786,317		11,782,033	
畜産振興事業	乳用牛貸付事業	公社牛貸付事業	250頭	100,000	400頭	160,000	275頭	165,000
		肉用牛貸付事業	1,405頭	495,448	1,300頭	464,099	1,860頭	720,109
		子牛貸付事業						
		乳用牛貸付事業	907頭	513,417	700頭	412,161	99頭	59,381
		小計		1,108,865		1,036,260		944,490
	乳用牛育成事業	導入	576頭	136,746	690頭	170,870	563頭	116,683
		頒布	512頭	228,961	568頭	269,830	562頭	254,222
	肉用牛育成事業	導入						
		頒布						
	受精卵移植実験事業	実験牛						
畜産受託事業	肉牛牧場事業	517頭	83,729	572頭	89,473	591頭	100,694	
	後代検定事業	59頭	34,748	60頭	36,618	59頭	39,362	
	家畜導入助成金交付事業							
	受託家畜導入			78頭	30,243			
計			1,593,049		1,633,294		1,455,451	
農業機械化研修事業	機械化研修	44回	1,221人	46回	1,308人	48回	1,154人	
	技能検定	15回	500人	13回	414人	15回	448人	
	計	59回	1,721人	59回	1,722人	63回	1,602人	
合 計			20,479,974		24,542,030		23,864,512	

事業区分		昭和 61 年度		昭和 62 年度		昭和 63 年度		
		事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	
農地流動化対策事業	農地保有合理促進事業	買入	3,191ha	5,810,067	3,298ha	5,612,233	3,839ha	7,557,342
		売渡	3,303ha	4,561,805	3,590ha	5,617,817	4,832ha	5,901,255
		貸借	268ha	105,616	674ha	106,224	258ha	112,944
		小計		10,477,488		11,336,274		13,571,541
	公社営農場リース事業	酪農型	10 戸	153,736	10 戸	207,855	10 戸	215,930
		耕種型						
		小計		153,736		207,855		215,930
	農作業受委託促進特別事業	資金貸付						
	農業生産法人出資育成事業	現物出資						
		農地等の買入 金銭出資						
	土地利用型大規模経営育成事業	助成金交付						
	農地利用増進対策事業	資金貸付		30,000		50,030		49,970
	農地流動化緊急対策事業	資金貸付						
	農業経営活性化特別対策事業	基金拠出	13 地区	508,950	20 地区	833,500	17 地区	838,740
地域畜産経営基金管理特別対策事業	基金受入							
経営構造改革緊急加速リース支援事業	畜産環境対応リース							
計			11,170,174		12,427,659		14,676,181	
農村施設整備事業	畜産再編総合整備事業	20 地区	6,319,909	20 地区	6,456,612	22 地区	6,987,054	
	畜産環境総合整備事業	畜産経営環境整備事業						
		畜産環境整備特別対策事業						
		小計						
	草地畜産基盤整備事業	団体営草地開発整備事業			3 地区	22,318	5 地区	42,609
		農業公社牧場設置事業	29 地区	1,209,043	28 地区	1,227,458	27 地区	975,825
		団体営公共牧場整備事業						
		小計		1,209,043		1,249,776		1,018,434
	農地開発利用促進事業	18 地区	306,105	17 地区	256,240	12 地区	90,339	
	農場の土地利用推進モデル事業							
農地災害復旧事業			1 地区	6,484				
計		7,835,057		7,969,112		8,095,827		
農用地開発整備事業	農用地開発整備事業	草地開発事業	16,541ha	6,326,315	16,590ha	5,997,134	17,028ha	6,028,403
		農地開発事業	961ha	1,764,597	946ha	1,822,516	780ha	1,257,403
		耕地整備事業	882ha	665,570	1,128ha	524,381	1,756ha	927,787
		土層改良事業	8,328ha	1,049,269	6,763ha	924,790	5,953ha	906,302
		交付金事業						
		小計		9,805,751		9,268,821		9,119,895
	調査設計		403,200		446,115		382,138	
	計		10,208,951		9,714,936		9,502,033	
整備事業								
甜菜事業								
計		10,208,951		9,714,936		9,502,033		
畜産振興事業	乳用牛貸付事業	公社牛貸付事業	238 頭	109,655	731 頭	292,868	594 頭	251,617
		肉用牛貸付事業	804 頭	238,543	1,369 頭	476,880	1,320 頭	529,203
		子牛貸付事業						
		乳用牛貸付事業						
		小計		348,198		769,748		780,820
	乳用牛育成事業	導入	677 頭	139,685	752 頭	180,639	717 頭	192,907
		頒布	643 頭	308,496	620 頭	326,597	639 頭	381,459
	肉用牛育成事業	導入						
		頒布						
	受精卵移植実験事業	実験牛						
	畜産受託事業	肉牛牧場事業	688 頭	126,699	689 頭	118,773	699 頭	114,840
後代検定事業		60 頭	48,380	55 頭	46,554	55 頭	46,357	
家畜導入助成金交付事業								
受託家畜導入		76 頭	20,976	34 頭	9,792	376 頭	114,869	
計		992,434		1,452,103		1,631,252		
農業機械化研修事業	機械化研修	57 回	1,464 人	56 回	1,469 人	61 回	1,536 人	
	技能検定	24 回	439 人	19 回	387 人	20 回	344 人	
	計	81 回	1,903 人	75 回	1,856 人	81 回	1,880 人	
合	計		30,206,616		31,563,810		33,905,293	

(単位:千円)

平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
事業量	金額								
3,684ha	8,584,115	3,701ha	8,501,068	4,011ha	9,114,370	4,704ha	9,230,656	3,487ha	6,553,193
3,523ha	5,422,005	3,484ha	5,519,182	3,847ha	5,894,447	3,220ha	6,270,025	3,199ha	8,401,628
254ha	61,106	660ha	153,614	280ha	112,026	2,072ha	165,088	2,068ha	79,453
	14,067,226		14,173,864		15,120,843		15,665,769		15,034,274
10戸	170,882	10戸	128,940	10戸	237,746	14戸	383,403	15戸	324,123
	170,882		128,940		237,746		383,403		324,123
		122ha	49,998	90ha	49,998	70ha	49,998	90ha	49,998
		1,541ha	40,723	3,672ha	99,751	6,016ha	160,261	8,229ha	211,795
	40,000		40,000		40,000				
12地区	193,940	3地区	96,800	4地区	92,430				
20地区	997,570	15地区	675,970	11地区	498,690	9地区	361,040	10地区	392,230
			1,649,402						
	15,469,618		16,855,697		16,139,458		16,620,471		16,012,420
20地区	7,312,905	23地区	7,997,051	23地区	8,166,005	23地区	8,743,120	26地区	8,928,252
						1地区	283,401	3地区	764,780
							283,401		764,780
4地区	78,938	5地区	71,461	8地区	105,438	12地区	204,300	16地区	308,871
32地区	1,143,256	29地区	1,340,236	25地区	1,050,712	25地区	1,111,992	20地区	1,181,614
	1,222,194		1,411,697		1,156,150		1,316,292		1,490,485
4地区	35,375	1地区	2,861						
	8,570,474		9,411,609		9,322,155		10,342,813		11,183,517
17,766ha	6,333,301	18,408ha	6,669,492	17,559ha	6,894,556	17,467ha	7,349,766	16,315ha	7,954,819
332ha	875,558	443ha	760,614	539ha	856,682	232ha	577,388	199ha	598,037
1,833ha	1,243,114	2,218ha	1,264,181	2,013ha	739,555	2,052ha	1,135,514	2,179ha	1,047,389
6,013ha	1,043,737	6,605ha	909,894	6,567ha	1,131,743	6,266ha	979,066	4,680ha	923,607
	9,495,710		9,604,181		9,622,536		10,041,734		10,523,852
	506,635		579,614		615,682		705,057		797,794
	10,002,345		10,183,795		10,238,218		10,746,791		11,321,646
	10,002,345		10,183,795		10,238,218		10,746,791		11,321,646
771頭	310,876	744頭	298,940	612頭	229,044	290頭	93,687	300頭	80,048
1,417頭	576,413	1,509頭	626,900	1,700頭	733,003	1,720頭	689,865	964頭	328,644
	887,289		925,840		962,047		783,552		408,692
703頭	202,530	775頭	167,520	904頭	133,828	797頭	97,353	753頭	80,611
630頭	362,897	772頭	375,740	762頭	332,195	800頭	308,752	711頭	230,974
				182頭	27,509	55頭	6,700	117頭	14,676
		342頭	108,590	399頭	134,938	371頭	122,492	411頭	99,399
708頭	121,600	649頭	218,390	732頭	130,789	699頭	142,719	835頭	151,788
56頭	48,708	56頭	49,425	56頭	49,080	56頭	49,974	56頭	46,310
				92頭	7,784	89頭	7,892	99頭	8,316
434頭	152,143	68頭	26,560	121頭	82,602				
	1,775,167		1,872,065		1,860,772		1,519,434		1,040,766
57回	1,295人	63回	1,579人	57回	1,309人	54回	1,555人	65回	1,439人
21回	320人	18回	285人	16回	251人	13回	231人	13回	153人
78回	1,615人	81回	1,864人	73回	1,560人	67回	1,786人	78回	1,592人
	35,817,604		38,323,166		37,560,603		39,229,509		39,558,349

事業区分		平成6年度		平成7年度		平成8年度		
		事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	
農地流動化対策事業	農地保有合理促進事業	買入	3,161ha	5,295,281	6,872ha	12,766,611	6,339ha	13,110,089
		売渡	4,096ha	8,596,190	2,500ha	5,318,357	3,072ha	6,517,283
		貸借	2,074ha	125,590	2,010ha	111,892	1,913ha	89,589
		小計		14,017,061		18,196,860		19,716,961
	公社営農場リース事業	酪農型	11戸	305,842	9戸	296,378	12戸	467,017
		耕種型	2戸	10,500	2戸	9,080	1戸	9,929
		小計		316,342		305,458		476,946
	農作業受委託促進特別事業	資金貸付	157ha	86,432	256ha	87,689	117ha	89,844
	農業生産法人出資育成事業	現物出資					87ha	33,550
		農地等の買入 金銭出資						
	土地利用型大規模経営育成事業	助成金交付	10,841ha	263,009	9,990ha	238,862	8,479ha	197,839
	農地利用増進対策事業	資金貸付						
	農地流動化緊急対策事業	資金貸付						
農業経営活性化特別対策事業	基金拠出	2地区	30,120			8地区	201,140	
地域畜産経営基金管理特別対策事業	基金受入							
経営構造改革緊急加速リース支援事業	畜産環境対応リース							
	計		14,712,964		18,828,869		20,716,280	
農村施設整備事業	畜産再編総合整備事業	26地区	9,126,271	26地区	9,700,033	28地区	9,809,479	
	畜産担い手育成総合整備事業							
	畜産環境総合整備事業	畜産経営環境整備事業			1地区	1,341	2地区	301,857
		畜産環境整備特別対策事業	5地区	882,261	7地区	2,131,210	9地区	2,631,692
		小計		882,261		2,132,551		2,933,549
	草地畜産基盤整備事業	団体営草地開発整備事業	17地区	314,969	19地区	363,256	12地区	202,830
		農業公社牧場設置事業	20地区	1,148,717	18地区	1,385,254	20地区	1,673,376
		団体営公共牧場整備事業						
		小計		1,463,686		1,748,510		1,876,206
	農地開発利用促進事業							
農場的土地利用推進モデル事業								
農地災害復旧事業								
	計		11,472,218		13,581,094		14,619,234	
農用地開発整備事業	農用地開発整備事業	草地開発事業	15,511ha	7,709,458	15,465ha	7,307,891	14,886ha	7,795,003
		農地開発事業	62ha	308,489	32ha	211,495	23ha	123,066
		耕地整備事業	2,113ha	989,058	2,542ha	1,134,474	2,505ha	938,854
		土層改良事業	5,340ha	817,916	3,619ha	574,631	4,233ha	673,187
		交付金事業						
		小計		9,824,921		9,228,491		9,530,110
	調査設計		721,307		714,896		876,651	
	計		10,546,228		9,943,387		10,406,761	
整備事業								
甜菜事業								
	計		10,546,228		9,943,387		10,406,761	
畜産振興事業	乳用牛貸付事業	公社牛貸付事業			186頭	64,536	328頭	116,770
		肉用牛貸付事業	653頭	212,898	806頭	261,787	941頭	350,844
		子牛貸付事業						
		乳用牛貸付事業						
		小計		212,898		326,323		467,614
	乳用牛育成事業	導入	764頭	87,238	740頭	112,060	727頭	129,994
		頒布	724頭	255,238	737頭	310,497	684頭	265,103
	肉用牛育成事業	導入						
		頒布	351頭	82,773	260頭	65,464	684頭	35,091
	受精卵移植実験事業	実験牛						
畜産受託事業	肉牛牧場事業	566頭	108,911	312頭	67,997	98頭	25,704	
	後代検定事業							
	家畜導入助成金交付事業	96頭	8,730	13頭	1,202	31頭	2,608	
	受託家畜導入			64頭	25,408	50頭	24,912	
	計		755,788		908,951		951,026	
農業機械化研修事業	機械化研修	59回	1,323人	50回	1,253人	45回	1,295人	
	技能検定	12回	174人	12回	162人	9回	195人	
	計	71回	1,497人	62回	1,415人	54回	1,490人	
合	計		37,487,198		43,262,301		46,693,301	

(単位:千円)

平成9年度		平成10年度		平成11年度	
事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額
7,611ha	14,899,138	7,506ha	13,721,318	7,232ha	11,375,952
3,215ha	5,905,499	2,926ha	5,247,123	2,875ha	4,847,568
1,715ha	71,300	1,445ha	62,655	1,608ha	130,445
	20,875,937		19,031,096		16,353,965
13戸	559,330	11戸	250,560	12戸	413,686
3戸	18,024	4戸	37,621	1戸	5,000
	577,354		288,181		418,686
130ha	91,164	341ha	70,222	387ha	59,050
7,173ha	162,368	5,080ha	112,745	2,854ha	62,513
12地区	572,400	11地区	925,540	8地区	275,240
	22,279,223		20,427,784		17,169,454
29地区	12,639,388	33地区	11,573,797	35地区	10,872,138
3地区	690,481	4地区	1,545,297	3地区	429,299
11地区	4,341,506	13地区	5,395,817	19地区	5,593,487
	5,031,987		6,941,114		6,022,786
6地区	114,273	5地区	100,532	4地区	81,417
17地区	1,514,245	13地区	1,023,303	9地区	587,236
	1,628,518		1,123,835		668,653
	19,299,893		19,638,746		17,563,577
18,127ha	10,120,301	19,409ha	10,531,199	20,152ha	10,037,324
		6ha	315		
3,803ha	1,387,335	2,942ha	1,187,739	2,206ha	694,858
4,548ha	661,521	3,638ha	701,172	5,086ha	939,094
	12,169,157		12,420,425		11,671,276
	1,156,976		1,037,526		940,237
	13,326,133		13,457,951		12,611,513
	13,326,133		13,457,951		12,611,513
386頭	131,803	339頭	117,804	486頭	170,588
996頭	369,746	736頭	286,523	938頭	356,047
	501,549		404,327		526,635
774頭	149,315	792頭	151,942	811頭	160,097
742頭	303,296	802頭	332,352	797頭	328,623
5頭	410				
83頭	43,616	83頭	47,901	8頭	2,775
	998,186		936,522		1,018,130
5回	1,200人	46回	973人		
11回	172人	7回	117人		
16回	1,372人	53回	1,090人		
	55,903,435		54,461,003		48,362,674

事業区分		平成12年度		平成13年度		平成14年度		
		事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	
農地流動化対策事業	農地保有合理促進事業	買入	6,438ha	10,667,141	6,068ha	10,039,213	5,578ha	10,036,801
		売渡	6,018ha	10,847,099	5,735ha	12,134,035	5,813ha	11,979,707
		貸借						
		小計		21,514,240		22,173,248		22,016,508
	公社営農場リース事業	酪農型	14戸	676,031	12戸	712,954	13戸	747,137
		耕種型	1戸	1,024				
		小計		677,055		712,954		747,137
	農作業受委託促進特別事業	資金貸付						
	農業生産法人出資育成事業	現物出資						
		農地等の買入						
土地利用型大規模経営育成事業	助成金交付	1,882ha	38,780	1,058ha	20,422			
	農地継承円滑化事業	継承円滑化						
農業経営活性化特別対策事業	基金拠出	5地区	463,000					
地域畜産経営基金管理特別対策事業	基金受入							
経営構造改革緊急加速リース支援事業	畜産環境対応リース							
	計		22,693,075		22,906,624		22,763,645	
農村施設整備事業	畜産再編総合整備事業	34地区	10,111,794	34地区	9,379,509	29地区	8,052,288	
	畜産担い手育成総合整備事業							
	畜産環境総合整備事業	畜産経営環境整備事業	2地区	351,571	1地区	167,979		
		畜産環境整備特別対策事業	21地区	6,483,916	18地区	5,363,227	15地区	3,813,954
		(資源リサイクル)畜産環境整備事業	1地区	5,246	8地区	1,449,582	15地区	3,004,791
		畜産環境総合整備統合補助事業						
	小計		6,840,733		6,980,788		6,818,745	
	草地畜産基盤整備事業	団体営草地開発整備事業	4地区	83,332	6地区	108,186	6地区	203,217
		農業公社牧場設置事業	6地区	773,034	3地区	228,765	3地区	171,462
		団体営公共牧場整備事業	1地区	54,378				
		小計		910,744		336,951		374,679
	農地開発利用促進事業							
	農場の土地利用推進モデル事業							
	農地災害復旧事業							
強い農業づくり事業(飼料基盤活用促進事業)								
広域連携等産地競争力強化支援事業								
未来志向型技術革新対策事業								
農業基盤整備促進事業								
農地耕作条件改善事業								
	計		17,863,271		16,697,248		15,245,712	
農用地開発整備事業	農用地開発整備事業	草地開発事業	18,827ha	8,485,621	14,369ha	6,058,958	9,219ha	4,568,327
		農地開発事業			45ha	7,237	50ha	6,825
		耕地整備事業	2,254ha	675,944	1,473ha	443,115	1,465ha	364,481
		土層改良事業	2,937ha	584,064	3,166ha	658,080	2,436ha	711,867
		交付金事業						
		小計		9,745,629		7,167,390		5,651,500
	調査設計		851,906		738,119		555,199	
	計		10,597,535		7,905,509		6,206,699	
整備事業								
甜菜事業								
	計		10,597,535		7,905,509		6,206,699	
畜産振興事業	乳用牛貸付事業	公社牛貸付事業	591頭	231,273	475頭	201,955	637頭	276,096
		肉用牛貸付事業	879頭	336,398	1,066頭	424,613	915頭	374,174
		小計		567,671		626,568		650,270
	乳用牛育成事業	導入	722頭	160,100	796頭	204,075	766頭	204,478
		頒布	727頭	311,272	735頭	362,755	838頭	396,083
	肉用牛育成事業	導入						
受精卵移植実験事業	頒布							
	実験牛							
	計		1,039,043		1,193,398		1,250,831	
合	計		52,192,924		48,702,779		45,466,887	

(単位:千円)

平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
事業量	金額								
5,660ha	10,017,778	5,207ha	10,445,830	5,785ha	10,458,013	6,285ha	11,004,991	6,745ha	11,503,666
5,207ha	8,436,258	4,787ha	6,417,147	4,945ha	5,926,691	4,309ha	5,307,234	5,226ha	7,567,883
	18,454,036		16,862,977		16,384,704		16,312,225		19,071,549
14 戸	634,121	11 戸	570,540	11 戸	595,513	12 戸	595,067	12 戸	552,572
	634,121		570,540		595,513		595,067		552,572
218ha	115,538	418ha	159,609			18ha	41,860	205ha	40,950
							8,710		
						1 地区	4,555		
				2 地区	264,618				
	19,203,695		17,593,126		17,244,835		16,962,417		19,665,071
30 地区	7,378,213								
		29 地区	6,115,687	31 地区	6,157,820	37 地区	9,677,628	41 地区	8,884,206
5 地区	1,042,987	1 地区	363,057						
21 地区	6,912,465	27 地区	7,391,884						
				20 地区	4,353,940	18 地区	2,457,667	17 地区	1,450,217
	7,955,452		7,754,941		4,353,940		2,457,667		1,450,217
4 地区	155,559								
3 地区	364,636								
	520,195								
		12 地区	617,236	14 地区	961,380	12 地区	860,291	7 地区	76,741
						3 地区	230,218		
								1 地区	79,882
	15,853,860		14,487,864		11,473,140		13,225,804		10,491,046
8,835ha	3,530,067	4,923ha	1,992,595	8,531ha	4,279,612	9,830ha	4,114,803	6,949ha	3,129,756
1,664ha	669,642	1,550ha	607,010	656ha	276,423	932ha	502,808	782ha	321,320
2,654ha	465,891	4,337ha	627,362	5,616ha	526,258	5,309ha	510,523	2,884ha	430,108
	4,665,600		3,226,967		5,082,293		5,128,134		3,881,184
	474,606		335,022		469,481		399,111		311,937
	5,140,206		3,561,989		5,551,774		5,527,245		4,193,121
	5,140,206		3,561,989		5,551,774		5,527,245		4,193,121
646 頭	293,534	498 頭	245,537	782 頭	368,137	660 頭	277,596	824 頭	363,617
1,119 頭	511,719	1,249 頭	632,621	1,338 頭	745,474	1,665 頭	1,017,981	1,501 頭	951,587
	805,253		878,158		1,113,611		1,295,577		1,315,204
786 頭	223,389	808 頭	241,829	703 頭	218,111	715 頭	186,974	789 頭	225,506
763 頭	386,495	753 頭	404,305	665 頭	349,497	845 頭	386,348	764 頭	365,182
				56 頭	10,018	21 頭	3,182	24 頭	3,313
				25 頭	17,712	26 頭	20,050	49 頭	38,987
	1,415,137		1,524,292		1,708,949		1,892,131		1,948,192
	41,612,898		37,167,271		35,978,698		37,607,597		36,297,430

事業区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度			
	事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額		
担い手育成確保事業	就農促進支援活動事業			88,840		153,548		
	青年就農給付金事業（農業次世代人材投資事業）							
	就農支援資金貸付事業			195,344		228,338		
	研修教育体制整備事業			25,131		23,668		
	就農啓発基金事業					3,756		
	小計							
	農業技術研修員受入事業					4,574		
計				333,360		413,884		
農地中間管理事業	農地中間管理権							
	貸付							
	借受農地管理事業							
	基盤整備事業							
	事業推進費							
計								
農地流動化対策事業	農地保有合理促進事業	買入	6,134ha	10,237,814	5,478ha	8,486,833	4,953ha	7,569,733
		売渡	7,989ha	15,353,319	7,883ha	15,743,439	4,382ha	8,049,594
		貸借	3ha		187ha		5ha	
		小計		25,591,133		24,230,272		15,619,327
	公社営農場リース事業	酪農型	10戸	488,500	9戸	591,751	7戸	396,547
		耕種型						
	小計		488,500		591,751		396,547	
	農作業受委託促進特別事業	資金貸付						
	農業生産法人出資育成事業	現物出資						
		農地等の買入	58ha	21,700	53ha	14,000	21ha	77,950
農地継承円滑化事業	継承円滑化			1地区	5,001	1地区	3,070	
計		26,101,333		24,841,024		16,096,894		
農村施設整備事業	畜産再編総合整備事業							
	畜産担い手育成総合整備事業	45地区	10,269,948	52地区	9,744,768	42地区	6,459,665	
	畜産環境総合整備事業	畜産経営環境整備事業						
		畜産環境整備特別対策事業						
		(資源リサイクル)畜産環境整備事業						
		畜産環境総合整備統合補助事業	12地区	1,137,896	8地区	558,488	6地区	484,431
	小計		1,137,896		558,488		484,431	
	強い農業づくり事業（飼料基盤活用促進事業）	3地区	62,128	2地区	33,679			
	広域連携等産地競争力強化支援事業							
	未来志向型技術革新対策事業	1地区	65,034					
農業基盤整備促進事業								
農地耕作条件改善事業								
計		11,535,006		10,336,935		6,944,096		
農用地開発整備事業	農用地開発整備事業	草地開発事業	6,806ha	3,247,603				
		農地開発事業						
		耕地整備事業	557ha	211,585				
		土層改良事業	3,718ha	428,550				
		交付金事業						
		小計		3,887,738		3,978,589		3,276,340
	調査設計		307,383		241,458		143,477	
	計		4,195,121		4,220,047		3,419,817	
整備事業								
甜菜事業								
計		4,195,121		4,220,047		3,419,817		
畜産振興事業	乳用牛貸付事業	公社牛貸付事業	1,149頭	518,275	852頭	426,220	711頭	349,600
		肉用牛貸付事業	1,447頭	797,881	858頭	439,220	490頭	235,150
		小計		1,136,156		865,440		584,750
	乳用牛育成事業	導入	744頭	215,093	757頭	215,120	774頭	220,361
		頒布	748頭	359,442	724頭	380,240	742頭	389,526
	肉用牛育成事業	導入	7頭	1,739	11頭	2,110	8頭	1,337
		頒布	32頭	25,431	52頭	34,650	57頭	34,789
	受精卵移植実験事業	実験牛						
計		1,917,861		1,497,560		1,230,763		
合	計	43,749,321		41,228,926		28,105,454		

(単位:千円)

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
事業量	金額								
	119,896		133,817		109,801		108,689		117,418
			248,050		237,869		285,177		287,845
	254,034		267,012		275,462		280,335		286,632
	22,190								
	11,881		6,760		5,050		6,689		3,078
			655,637		628,182		680,890		694,973
	5,485		4,915		5,451		3,919		3,741
	413,486		660,552		633,633		684,809		698,714
						3,549ha	133,695	9,533ha	383,820
						3,426ha	124,592	9,475ha	379,048
							157,345		161,243
							415,632		924,111
5,323ha	8,641,851	7,084ha	9,188,846	7,186ha	10,019,988	6,302ha	9,133,595	6,566ha	8,896,168
4,946ha	7,960,302	6,102ha	9,768,360	6,317ha	10,863,406	5,835ha	9,662,939	6,050ha	10,227,053
	16,602,153		18,957,206		20,883,394		18,796,534		19,123,221
11 戸	537,051	9 戸	437,837	10 戸	443,466	10 戸	518,912	9 戸	522,187
	537,051		437,837		443,466		518,912		522,187
	17,139,204		19,395,043		21,326,860		19,315,446		19,645,408
37 地区	4,364,239	28 地区	3,333,083	22 地区	3,394,802	26 地区	3,899,297	28 地区	4,197,674
3 地区	92,071	2 地区	70,624	1 地区	51,361				
	92,071		70,624		51,361				
								1 地区	58,912
								4 地区	188,548
	4,456,310		3,403,707		3,446,163		3,899,297		4,445,134
4,012ha	2,207,754							4,580ha	2,029,527
730ha	257,831							472ha	362,845
5,598ha	770,437							5,276ha	431,641
1,299ha	350,260							612ha	209,036
	3,586,282		3,872,964		2,842,944		2,927,600		3,033,049
	166,105		298,952		198,076		202,800		232,775
	3,752,387		4,171,916		3,041,020		3,130,400		3,265,824
	3,752,387		4,171,916		3,041,020		3,130,400		3,265,824
798 頭	390,121	695 頭	338,350	804 頭	396,561	786 頭	402,742	634 頭	375,729
396 頭	193,131	908 頭	99,510	412 頭	220,834	382 頭	226,976	396 頭	275,398
	583,252		437,860		617,395		629,718		651,127
776 頭	223,213	762 頭	219,372	814 頭	234,387	775 頭	233,363	756 頭	261,427
767 頭	399,699	740 頭	380,170	826 頭	433,129	757 頭	413,077	734 頭	435,205
21 頭	3,440	35 頭	9,344	19 頭	6,778	22 頭	9,955	19 頭	9,982
70 頭	36,409	61 頭	39,003	72 頭	51,680	74 頭	60,627	64 頭	65,999
	1,246,013		1,085,749		1,343,369		1,346,740		1,423,740
	27,007,400		28,716,967		29,791,045		28,792,324		30,402,931

(単位:千円)

事業区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度			
	事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額		
担い手育成確保事業	就農促進支援活動事業		114,108		114,207	117,001		
	青年就農給付金事業(農業次世代人材投資事業)		330,713		342,754	291,399		
	就農支援資金貸付事業		277,050		247,049	206,039		
	研修教育体制整備事業							
	就農啓発基金事業		6,368		4,436	2,854		
	小計		728,239		708,446	617,293		
	農業技術研修員受入事業		3,828		6,498	5,473		
計		732,067		714,944	622,766			
農地中間管理事業	農地中間管理権貸付	1,278ha	81,908	1,095ha	51,845	631ha	42,893	
	借受農地管理事業	1,370ha	88,020	1,064ha	50,807	681ha	45,457	
	基盤整備事業					7ha	1,561	
	事業推進費		140,113					
	計		310,041		102,652		89,911	
農地流動化対策事業	農地保有合理促進事業	買入	5,909ha	8,822,467	4,888ha	7,862,958	4,810ha	7,218,366
		売渡	5,769ha	10,070,402	6,793ha	10,627,637	3,491ha	7,219,266
		貸借						
		小計		18,892,869		18,490,595		14,437,632
	公社営農場リース事業	酪農型	15戸	1,009,219	4戸	281,194	9戸	759,247
		耕種型						
	小計		1,009,219		281,194		759,247	
	農作業受委託促進特別事業	資金貸付						
	農業生産法人出資育成事業	現物出資						
		農地等の買入						
農地継承円滑化事業	継承円滑化							
計		19,902,088		18,771,789		15,196,879		
農村施設整備事業	畜産再編総合整備事業							
	畜産担い手育成総合整備事業	27地区	3,716,331	21地区	3,955,802	19地区	4,325,400	
	畜産環境総合整備事業	畜産経営環境整備事業						
		畜産環境整備特別対策事業						
		(資源リサイクル)畜産環境整備事業						
		畜産環境総合整備統合補助事業						
	小計							
	強い農業づくり事業(飼料基盤活用促進事業)							
	広域連携等産地競争力強化支援事業							
	未来志向型技術革新対策事業							
農業基盤整備促進事業	10地区	134,181	9地区	300,135	8地区	74,352		
農地耕作条件改善事業	4地区	39,203	5地区	142,712	7地区	196,136		
計		3,889,715		4,398,649		4,595,888		
農用地開発整備事業	農用地開発整備事業	草地開発事業	4,574ha	1,927,812	4,719ha	1,988,467	3,959ha	1,723,938
		農地開発事業	37ha	3,430	510ha	19,229	553ha	28,001
		耕地整備事業	519ha	273,677	919ha	754,705	695ha	452,597
		土層改良事業	5,871ha	411,161	6,997ha	481,417	7,076ha	533,635
		交付金事業	980ha	302,866	961ha	252,558	887ha	307,662
		小計		2,918,946		3,496,376		3,045,833
	調査設計		191,114		246,664		240,374	
	計		3,110,060		3,743,040		3,286,207	
	整備事業							
	甜菜事業							
計		3,110,060		3,743,040		3,286,207		
畜産振興事業	乳用牛貸付事業	公社牛貸付事業	912頭	650,431	301頭	254,074	903頭	803,269
		肉用牛貸付事業	348頭	313,573	358頭	362,701	342頭	328,901
		小計		964,004		616,775		1,132,170
	乳用牛育成事業	導入	765頭	329,519	805頭	396,673	910頭	428,521
		頒布	736頭	549,415	798頭	622,564	820頭	662,692
	肉用牛育成事業	導入	39頭	24,925	38頭	24,581	29頭	19,557
		頒布	55頭	64,549	56頭	62,704	64頭	69,081
	受精卵移植実験事業	実験牛						
	計		1,932,412		1,723,297		2,312,021	
	合	計	29,876,383		29,454,371		26,103,672	

5 役職員名簿

(1) 歴代役員

役員名	氏名	就任年月日	退任年月日	選出母体の役職名
理事長	町村 金五	S 45. 6. 1	S 48.12.10	北海道知事
	柴田 四朗	S 48.12.10	S 50. 8.31	北海道副知事
	横田 長光	S 50. 9. 1	S 60. 9.30	学識経験者（元北海道副知事）
	永澤 悟	S 60.10. 1	H 5. 9.30	学識経験者（元北海道副知事）
	向田 孝志	H 5.10. 1	H 14. 6.30	学識経験者（元北海道副知事）
	武田 善行	H 14. 7. 1	H 18. 7.31	学識経験者（元北海道公営企業管理者）
	西山 泰正	H 18. 8. 1	H 20. 6.30	北海道農政部長
	近藤 光雄	H 20. 7. 1	H 22. 3.31	学識経験者（元北海道副知事）
	富樫 秀文	H 22. 5.10	H 28. 6.23	学識経験者（元北海道監査委員事務局長）
副理事長	竹林 孝	H 28. 6.23	-	学識経験者（元北海道農政部長）
	朝日 昇	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北生連会長・十勝農協連会長
	春木 清作	S 47. 6. 1	S 49. 3.13	留萌地方生産連会長
	佐竹 豊	S 49. 5.27	S 49.11. 5	上川生産連会長
	大津 年明	S 50. 8. 4	H 8. 5.31	宗谷生産連会長
	松山 恒雄	H 8. 6. 1	H 11. 6.30	公社専務理事・網走市農協代表理事組合長
	直 宗治	H 11. 7. 1	H 14. 6.30	月形町農協代表理事組合長
	花井 忠昭	H 14. 7. 1	H 17. 6.30	苫前町農協代表理事組合長
	大西 清弘	H 17. 7. 1	H 20. 6.30	由仁町農協代表理事組合長
	木下 一己	H 20. 7. 1	H 23. 6.20	北はるか農協代表理事組合長
	石黒 義雄	H 23. 7. 1	H 28. 6.23	北宗谷農協代表理事組合長
専務理事	石川 修一	H 28. 6.23	-	とうや湖農協代表理事組合長
	木田 三郎	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	酪農開発事業団理事長
	松山 恒雄	S 45. 6. 1	H 8. 5.31	北生連専務理事・網走市農協組合長
	土井健治郎	S 47. 6. 1	S 50. 3.20	学識経験者（元北海道農務部長）
常務理事	佐々木里士	H 19. 8. 1	H 20. 6.30	学識経験者（元北海道十勝支庁長）
	吉田 稔	S 45. 6. 1	S 45.10.31	酪農開発事業団常務理事
	梅原 益男	S 54. 7. 1	S 62. 5.31	学識経験者（元北海道議会事務局長）
	森 毅彦	S 62. 6. 1	H 8. 5.31	学識経験者（元北海道農地開発部総務課参事）
	山本 勉	H 8. 6. 1	H 14. 6.30	学識経験者（元北海道農政部次長）
	粟津 国夫	H 14. 7. 1	H 20. 6.30	学識経験者（元北海道農業開発公社参事監）
	平尾 裕美	H 20. 7. 1	H 23. 7. 1	学識経験者（元北海道農業協同組合中央会常務理事）
	波佐 光敏	H 20. 7. 1	H 23. 3.31	学識経験者（元北海道農業開発公社事業本部長）
専門理事	大野 稔彦	H 23. 7. 1	H 30. 6.22	学識経験者（元北海道農業公社企画管理本部長）
	川本 俊輔	H 30. 6.22	-	学識経験者（元北海道農業公社企画管理本部長）
	登 幸二	H 21. 1.20	H 25. 7. 1	学識経験者
理事	小谷 晴夫	H 24. 6.22	H 30. 6.22	学識経験者（北海道農業公社事業本部長）
	山中 信昭	H 30. 6.22	-	学識経験者（北海道農業公社事業本部長）
	桜井 秀美	S 45. 6. 1	S 45. 6.20	北海道農務部長
	鹿野 恵一	S 45. 6. 1	S 46. 1.15	北海道農業会議会長
	春木 清作	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北生連副会長・留萌地方生産連会長
	橋場 正一	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北生連理事・ホクレン副会長
	岡部卯三郎	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北生連理事・胆振生産連会長
	小林 清吉	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北生連理事・根室生産連会長
	柴田 四朗	S 45. 6. 1	S 48. 4.10	北海道農地開拓部長
	大津 年明	S 45. 6. 1	S 50. 8. 3	北生連理事・宗谷生産連会長
	土井健治郎	S 45. 6.30	S 46. 8. 6	北海道農務部長
	上杉 貞	S 45. 6.30	S 47. 5.31	別海町長
	佐藤 忠吉	S 45. 6.30	S 49.10.17	網走市長
	宮野 嘉吉	S 45. 6.30	S 50. 5.31	由仁町長
	吉田 稔	S 45.11. 1	S 47. 5.31	酪農開発事業団常務理事
	安藤友之輔	S 46. 3.23	S 50. 9.10	北海道農業会議会長

役員名	氏名	就任年月日	退任年月日	選出母体の役職名
	上村 重信	S 46. 8.18	S 48. 4.10	北海道農地開発部長
	佐竹 豊	S 47. 6. 1	S 49. 5.26	上川生産連会長
	水上 渡	S 47. 6. 1	S 50. 5.31	日高生産連会長
	早坂 正吉	S 47. 6. 1	S 56. 5.31	北海道農業協同組合中央会会長
	木田 三郎	S 47. 6. 1	S 59. 5.31	酪農開発事業団理事長
	林 省三	S 47. 6. 1	H 2. 5.31	十勝農協連会長
	岩崎 五郎	S 48. 6.11	S 50. 5.31	北海道農地開発部長
	水野 守雄	S 48. 7.11	S 50. 5.31	北海道農務部長
	進藤 孝一	S 49. 5.27	S 50. 5.31	留萌地方生産連会長
	星野久三郎	S 49.11.26	S 56. 5.31	上川生産連会長
	国兼 孝治	S 49.11.26	H 2. 5.31	岩見沢市長
	藤田 実	S 50. 6. 1	S 51. 8.31	釧路農協連会長
	梅原 益男	S 50. 6. 1	S 52. 4.30	北海道農地開発部長
	川端 武史	S 50. 6. 1	S 52. 8.25	北海道農務部長
	妻沼 忠一	S 50. 6. 1	S 56. 5.31	根室生産連会長
	芳賀 敏夫	S 50. 6.12	S 56.12. 9	和寒町長
	山本 幸一	S 50. 9.22	S 56. 8.20	北海道農業会議会長
	木村 晴一	S 51.10.15	S 56. 5.31	釧路農協連会長
	浜崎 務	S 52. 5.24	S 53. 5.31	北海道農地開発部長
	永澤 悟	S 52. 9.27	S 53. 5.31	北海道農務部長
	高木 萬吉	S 53. 6. 1	S 57. 4.28	ニセコ町農協組合長
	千葉 成功	S 53. 6. 1	S 57. 4.28	問寒別農協組合長
	溝淵 光雄	S 53. 6. 1	S 59. 5.31	花畔農協組合長
	伊藤 忠男	S 53. 6. 1	S 61. 7.29	釧路農協連会長
	阿部 信一	S 53. 6. 1	S 63. 5.31	上春別農協組合長
	佐川 俊夫	S 53. 6. 1	H 元. 5.24	学識経験者（元北海道農地開発部技監）
	柴田 四朗	S 53. 6. 1	H 2. 5.31	学識経験者（元北海道副知事）
	阿部 春雄	S 56. 6. 1	S 61. 7.29	胆振生産連会長
	大野 新生	S 56. 6. 1	S 62. 5.31	空知地区農協組合長会副会長
	須田 喜市	S 56. 6. 1	H 元.10.30	上川生産連会長
	小原 吉雄	S 56. 6. 1	H 5. 5.31	十勝農協連会長
	津川 直一	S 56.10. 5	H 5. 9.30	北海道農業会議会長
	村井 久男	S 57. 5.25	S 59. 5.31	留萌地区農協組合長会副会長
	武田 正一	S 57. 5.25	S 59. 5.31	後志地区農協組合長会副会長
	小林 勝彦	S 57. 5.25	H 5. 5.31	鷹栖町長
	進藤 孝一	S 59. 6. 1	S 61. 7.29	天塩農協組合長
	宇川 幸雄	S 59. 6. 1	S 62. 5.31	当別町農協組合長
	佐々木孝吉	S 59. 6. 1	H 元. 5.10	京極町農協組合長
	厚海 忠夫	S 59. 6. 1	H 5. 5.31	学識経験者（元北海道農務部長）
	大野 啓道	S 61. 7.29	S 62. 5.31	いぶり豊浦農協組合長
	中谷 豊隆	S 61. 7.29	S 62. 5.31	天塩農協組合長
	内藤 義雄	S 61. 7.29	H 2. 5.31	釧路農協連会長
	大塚 菊平	S 62. 6. 1	H 2. 5.31	由仁町農協組合長
	佐藤 京一	S 62. 6. 1	H 2. 5.31	厚賀農協組合長
	橋場 孝光	S 62. 6. 1	H 4. 5.31	東千歳農協組合長
	小野寺昭吉	S 62. 6. 1	H 5. 5.31	問寒別農協組合長
	坂脇 昇	S 63. 6. 1	H 2. 5.31	上春別農協組合長
	橋本 正三	H 元. 6. 1	H 7. 5.31	学識経験者（元北海道農地開発部長）
	濱本仙太郎	H 2. 6. 1	H 5. 5.31	積丹町農協組合長
	森川 亘	H 2. 6. 1	H 5. 5.31	峰延農協組合長
	澤田 幸緒	H 2. 6. 1	H 5. 5.31	北海道信用農業協同組合連合会会長
	齊藤 勢三	H 2. 6. 1	H 5. 5.31	上川生産連会長
	滝口国一郎	H 2. 6. 1	H 6. 6.30	富良野市長
	高橋 節郎	H 2. 6. 1	H 8. 5.31	計根別農協組合長
	斎藤 順閲	H 2. 6. 1	H 8. 5.31	三石町農協組合長
	伊藤 孟秋	H 2. 6. 1	H 10. 5.31	鶴居村農協組合長
	上田 恒夫	H 2. 6. 1	H 11. 6.30	学識経験者（元北海道副知事）

役員名	氏名	就任年月日	退任年月日	選出母体の役職名
	六川 正輝	H 4. 6. 1	H 5. 5.31	石狩町農協組合長
	伊東 定吉	H 5. 6. 1	H 7. 5.31	当別町農協組合長
	本田 弘	H 5. 6. 1	H 7. 5.31	美唄市農協組合長
	大橋 道生	H 5. 6. 1	H 7. 6. 9	清里町長
	岩野 勝	H 5. 6. 1	H 8. 5.31	北海道信用農業協同組合連合会会長
	茂野 宏	H 5. 6. 1	H 9. 5.31	遠別農協組合長
	佐藤 義一	H 5. 6. 1	H 11. 6.30	黒松内町農協代表理事組合長
	出葉 良彦	H 5. 6. 1	H 11. 6.30	学識経験者（元北海道農政部長）
	吉原 弘行	H 5. 6. 1	H 14. 6.30	上川生産連会長
	佐藤 茂	H 5. 6. 1	H 14. 6.30	十勝農協連会長
	松岡 定夫	H 5.10. 1	H 11. 9.30	北海道農業会議会長
	高橋 幹夫	H 6. 7. 1	H 10. 5.31	帯広市長
	岩本 久生	H 7. 6. 1	H 8. 5.31	千歳市農協組合長
	葛西 敏信	H 7. 6. 1	H 8. 5.31	南幌町農協組合長
	白崎 練一	H 7. 6. 1	H 15. 4. 4	学識経験者（元北海道石狩支庁長）
	齊藤 誠	H 7. 6.10	H 12. 6. 9	置戸町長
	山本 昭	H 8. 6. 1	H 10. 5.31	豊富町農協組合長
	堀澤 敏明	H 8. 6. 1	H 11. 6.30	恵庭市農協組合長
	黄倉 良二	H 8. 6. 1	H 11. 6.30	北竜町農協代表理事組合長
	土畠 一男	H 8. 6. 1	H 11. 6.30	旭正農協代表理事組合長・上川生産連会長
	堀澤 敏明	H 8. 6. 1	H 11. 6.30	恵庭市農協代表理事組合長
	片岡 禹雄	H 8. 6. 1	H 14. 6.30	静内町農協代表理事組合長
	木下 守	H 8. 6. 1	H 17. 6.30	西春別農協代表理事組合長
	高澤 國雄	H 9. 6. 1	H 14. 6.30	初山別村農協代表理事組合長
	小山 健一	H 10. 6. 1	H 11. 6.30	北見市長
	柄澤 辰夫	H 10. 6. 1	H 14. 6.30	稚内農協代表理事組合長
	植田 晃雄	H 10. 6. 1	H 17. 6.30	幌呂農協代表理事組合長
	平澤 修	H 11. 7. 1	H 13. 3. 9	北檜山町農協代表理事組合長
	西 一司	H 11. 7. 1	H 13. 5.15	滝上町農協代表理事組合長
	久保 恒雄	H 11. 7. 1	H 14. 6.30	旭川市神居農協代表理事組合長
	三宅 武	H 11. 7. 1	H 17. 6.30	余市町農協代表理事組合長
	松田 利民	H 11. 7. 1	H 17. 6.30	学識経験者（元北海道副知事）
	村本 進	H 11. 7. 1	H 19. 5.30	学識経験者（元北海道農政部長）
	田苅子 進	H 11. 7. 1	H 21. 9.24	士別市長
	阿部 清	H 11.10. 1	H 17. 9.30	北海道農業会議会長
	堀 次郎	H 12. 8. 3	H 23. 6.30	佐呂間町長
	尊保 悦郎	H 13. 3. 9	H 15. 4.23	若松農協代表理事組合長
	石川 頼明	H 13. 7. 1	H 14. 6.30	清里町農協代表理事組合長
	杉本 義一	H 14. 7. 1	H 16. 5.20	東宗谷農協代表理事組合長
	西 一司	H 14. 7. 1	H 16. 5.31	オホーツクはまなす農協代表理事組合長
	駒谷 信幸	H 14. 7. 1	H 16. 6.28	ながぬま農協代表理事組合長
	物井 清人	H 14. 7. 1	H 17. 6.30	北海道信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
	江本 隆司	H 14. 7. 1	H 17. 6.30	三石町農協代表理事組合長
	佐久間富雄	H 14. 7. 1	H 20. 6.30	士別市農協代表理事組合長
	高橋 亘	H 14. 7. 1	H 23. 6.30	大樹町農協代表理事組合長
	川本 保雄	H 15. 7. 1	H 23. 3.30	学識経験者（元北海道宗谷支庁長）
	大関 秀人	H 15. 7. 1	H 23. 6.30	北檜山町農協代表理事組合長
	林 晃	H 16. 8. 1	H 17. 7. 1	美唄市農協代表理事組合長
	小野寺俊幸	H 16. 8. 1	H 20. 6.30	常呂町農協代表理事組合長
	藤山 肇	H 16. 8. 1	H 21. 2.28	歌登町農協代表理事組合長
	大矢根成孝	H 17. 7. 1	H 18. 7.14	苫前町農協代表理事組合長
	門田 功一	H 17. 7. 1	H 18. 7.14	標茶町農協代表理事組合長
	瀧 成喜	H 17. 7. 1	H 18. 7.14	計根別農協代表理事組合長
	櫻林 潔	H 17. 7. 1	H 20. 6.30	新おたる農協代表理事組合長
	谷口 貢	H 17. 7. 1	H 22. 4. 8	ひだか東農協代表理事組合長
	紺野 勝榮	H 17. 7. 1	H 23. 6.30	北海道信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
	高柳 裕	H 17. 7. 1	H 26. 6.23	学識経験者（元北海道農政部長）

役員名	氏名	就任年月日	退任年月日	選出母体の役職名
	藤野 昭治	H 17.10. 1	H 23. 6.30	北海道農業会議会長
	高取 剛	H 18. 7.14	H 19. 6.21	標茶町農協代表理事組合長
	太田 秀吉	H 18. 7.14	H 20. 6.30	天塩町農協代表理事組合長
	佐藤 徳男	H 18. 7.14	H 21. 5.22	西春別農協代表理事組合長
	佐々木里士	H 19. 7.11	H 19. 7.31	学識経験者（元北海道十勝支庁長）
	瀧澤 義一	H 19. 8. 1	H 23. 6.30	釧路丹頂農協代表理事組合長
	川岸 修	H 20. 7. 1	H 21. 6.26	帯広大正農協代表理事組合長
	早瀬 仁志	H 20. 7. 1	H 21.11. 6	美幌町農協代表理事組合長
	松原 幸博	H 20. 7. 1	H 22. 6.29	苫前町農協代表理事組合長
	橋場 博	H 20. 7. 1	H 23. 6.30	清里町長
	柴田 悟	H 20. 7. 1	H 23. 6.30	月形町農協代表理事組合長
	三宅 武	H 20. 7. 1	H 23. 6.30	余市町農協代表理事組合長
	菅原 輝一	H 20. 7. 1	H 26. 6.23	北海道信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
	居城勝四郎	H 21. 1.13	H 27. 6. 4	清里町農協代表理事組合長
	佐藤 裕司	H 21. 5.20	H 23. 6.30	東宗谷農協代表理事組合長
	長谷川幸男	H 21. 5.20	H 30. 6.22	北海道農業協同組合中央会副会長
	竹田 國男	H 21. 7. 1	H 22. 6.10	中春別農協代表理事組合長
	田中 敏行	H 21. 9. 1	H 23. 6.30	本別町農協代表理事組合長
	能登 芳昭	H 21.12.30	H 30. 6.22	富良野市長
	浅川 豊	H 22. 5.24	H 23. 6.30	新冠町農協代表理事組合長
	小湊 保	H 22. 8.10	H 23. 6.30	中春別農協代表理事組合長
	長谷川裕昭	H 22. 8.10	-	オロロン農協代表理事組合長
	三枝 法廣	H 23. 7. 1	H 25. 6. 4	幌延町農協代表理事組合長
	野邑 智雄	H 23. 7. 1	H 27. 4.30	中頓別町長
	柴田 悟	H 25. 6.19	H 26. 6.23	月形町農協代表理事組合長
	森川 和徳	H 26. 6.23	H 28. 6.23	峰延農協代表理事組合長
	内田 和幸	H 26. 6.23	H 30. 6.22	北海道農業協同組合中央会副会長
	羽貝 敏彦	H 26. 6.23	-	北海道農業信用基金協会会長理事
	東出 輝一	H 27. 6.23	H 30. 6.22	新篠津村長
	山下 邦昭	H 27. 6.23	-	津別町農協代表理事組合長
	清水 義男	H 28. 6.23	H 30. 6.22	南幌町農協代表理事組合長
	辻 直孝	H 30. 6.22	-	北見市長
	菊川 健一	H 30. 6.22	-	当麻町長
	小野寺俊幸	H 30. 6.22	-	北海道農業協同組合中央会副会長
	佐藤 彰	H 30. 6.22	-	北海道信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
顧問	横田 長光	S 61. 2. 1	H 9.10.11	元理事長
	永澤 悟	H 5.10. 4	H 13. 3.31	元理事長
	向田 孝志	H 14. 7. 1	H 20. 6.30	元理事長
代表監事	古市 季雄	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北生連代表監事・上川生産連副会長
	五十嵐庄治	S 47. 6. 1	S 57.12.10	小平町長
	吉田 敏雄	S 58. 7. 8	H 11. 6.30	木古内町農協代表理事組合長
	加賀谷 強	H 11. 7. 1	H 17. 6.30	新篠津村長
	関崎 定治	H 17. 7. 1	H 20. 6.30	東神楽町長
	泉亭 俊彦	H 20. 7. 1	H 23. 6.30	当別町長
	佐藤 彰	H 23. 7. 1	H 26. 6.23	石狩農業協同組合代表理事組合長
	石川 修一	H 26. 6.23	H 28. 6.23	とうや湖農協代表理事組合長
	新藤 修	H 28. 6.23	-	余市町農協代表理事組合長
監事	越智磯次郎	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北生連監事・余市町農協組合長
	佐藤 太洋	S 45. 6.30	S 48. 4.17	北海道農務部次長
	五十嵐庄治	S 45. 7. 1	S 47. 5.31	小平町長
	妻沼 忠一	S 47. 6.15	S 50. 5.31	根釧 P F 開協組合長
	田中 宏尚	S 48. 7.11	S 50. 9.10	北海道農務部次長
	川井藤五郎	S 50. 6. 1	S 53. 5.31	道南生産連会長
	岩崎 充利	S 50. 9.22	S 53. 5.31	北海道農務部次長
	吉田 敏雄	S 53. 6. 1	S 58. 7. 8	木古内町農協組合長
	水野 守雄	S 53. 6. 1	S 62. 5.31	学識経験者（元北海道自治研修所長）
	森 正一	S 58. 5.24	H 3. 4.17	北竜町長

役員名	氏名	就任年月日	退任年月日	選出母体の役職名
	前川 舜二	S 62. 6. 1	H 4.11.14	学識経験者（元北海道監査委員事務局長）
	加賀谷 強	H 3. 6.12	H 11. 6.30	新篠津村長
	新谷 富雄	H 5. 6. 1	H 8. 5.31	学識経験者（元北海道宗谷支庁長）
	柚原 義親	H 8. 6. 1	H 20. 6.30	学識経験者（元北海道副出納長）
	下河原昌司	H 11. 7. 1	H 17. 6.30	北広島市農協代表理事組合長
	松尾 道義	H 17. 7. 1	H 20. 6.30	道央農協代表理事副組合長
	徳永 俊司	H 20. 7. 1	H 23. 6.30	道央農協代表理事副組合長
	村本 進	H 20. 7. 1	H 23. 6.30	学識経験者（元北海道農政部長）
	安東 正史	H 23. 7. 1	H 26. 6.23	学識経験者（元北海道酪農畜産協会専務理事）
	佐藤 泉	H 26. 6.23	-	学識経験者（酪農学園監事）
評 議 員	柏工 長行	S 45. 6. 1	S 46.12.31	明治乳業北海道事務所長
	早坂 正吉	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北海道農業協同組合中央会副会長
	吉田 要治	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	ホクレン会長
	梶浦 福督	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北海道農業共済組合連合会会長
	品沢 竹司	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北海道開拓連会長
	沢 潤一	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北海道酪農協会副会長
	印東 秀夫	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	農林中央金庫札幌支所長
	川村 琢	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	学識経験者（北海道大学名誉教授）
	小野 宗一	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	日本甜菜製糖札幌支社長
	堀越 義雄	S 45. 6. 1	S 47. 5.31	北海道製糖札幌支社長
	川村 勉	S 45. 6. 1	S 47. 6. 1	雪印乳業北海道支社長
	大久保頼二	S 45. 6. 1	S 47. 6. 2	森永乳業北海道事務所長
	宮本常次郎	S 45. 6. 1	S 50. 5.31	北海道信連副会長
	大原 久友	S 45. 6. 1	S 59. 5.31	学識経験者（帯広畜産大学学長）
	宮北三七郎	S 45. 6. 1	H 2. 5.31	北海道土地連会長
	吉田 恒夫	S 47. 3. 7	S 47. 5.31	明治乳業北海道事務所長
	井上 英昌	S 47. 7.12	S 50. 1.21	農林中央金庫札幌支所長
	谷 玉吉	S 47. 7.12	S 50. 5.31	ホクレン副会長・空知生産連会長
	川井藤五郎	S 47. 7.12	S 50. 5.31	道南生産連会長
	岡部卯三郎	S 47. 7.12	S 50. 5.31	胆振生産連会長
	齊藤 良作	S 47. 7.12	S 50. 5.31	釧路農協連会長
	足羽進三郎	S 47. 7.12	S 50. 5.31	学識経験者（北海道大学農学部長）
	瀬戸 常重	S 47. 7.12	S 51. 4.28	後志生産連会長
	朝日 昇	S 47. 7.12	S 51. 5.24	北海道畜産会会長
	西脇寅一郎	S 47. 7.12	S 55. 5.26	石狩地区農協組合長会会長
	福屋 茂見	S 47. 7.12	S 58. 6.29	北海道酪農協会会長
	堀口 重夫	S 47. 9.19	S 47.12.20	ホクレン副会長
	新谷 利夫	S 47. 9.19	S 56. 5.31	北海道農業共済組合連合会副会長
	笹木 正信	S 48. 5.23	S 50. 5.31	空知生産連会長
	木村 勇	S 50. 6. 4	S 51. 3.16	北海道開発局農業水産部長
	佐々木良一	S 50. 6. 4	S 51. 7.23	農林中央金庫札幌支所長
	佐々木欣一	S 50. 6. 4	S 51. 7.25	農用地開発公団北海道支社長
	清水 利信	S 50. 6. 4	S 52. 6. 2	空知生産連会長
	工藤 勇	S 50. 6. 4	S 56. 5.31	ホクレン副会長
	中村 盛雄	S 50. 6. 4	S 56. 5.31	北海道農業共済組合連合会副会長
	水上 渡	S 50. 6. 4	S 56. 5.31	日胆地区農協組合長会会長
	千葉 成功	S 50. 8. 4	S 56. 5.31	留萌地方生産連理事
	池本 寅夫	S 51. 5.27	S 52. 9.28	北海道開発局農業水産部長
	佐川 俊夫	S 51. 5.27	S 53. 5.31	北海道土地連専務理事
	越智磯次郎	S 51. 5.27	S 55. 4. 5	後志地区農協組合長会会長
	楠原 秀雄	S 51. 8. 3	S 53. 5.25	農林中央金庫札幌支所長
	吉富 和男	S 51. 8. 3	S 54. 8. 1	農用地開発公団北海道支社長
阪本 茂	S 52. 7.26	S 53. 5.31	空知生産連会長	
塚原 真市	S 52.10. 1	S 54. 9. 1	北海道開発局農業水産部長	
古幡 景義	S 53. 6.22	S 55. 5.26	農林中央金庫札幌支所長	
林 重雄	S 53. 6.22	S 56. 5.31	空知生産連会長	
平尾 保	S 53. 6.22	S 61. 5.29	北海道家畜改良事業団専務理事	

役員名	氏名	就任年月日	退任年月日	選出母体の役職名
	矢地 広三	S 54. 5.22	S 58.11.30	公社畜産基地建設事業推進協議会会長
	尾田 美供	S 54. 5.22	S 58.11.30	チクレン農協連会長
	末吉健二郎	S 54. 7.20	S 55. 4. 1	農林漁業金融公庫北海道支店長
	塚本 健二	S 54. 9.21	S 56. 4. 1	北海道開発局農業水産部長
	緒方 博	S 54. 9.21	S 56. 8.31	農用地開発公団北海道支社長
	熊野 政吉	S 55. 5.27	S 56. 5.31	石狩地区農協組合長会会長
	蒲原 昭治	S 55. 5.27	S 57. 2.10	農林中央金庫札幌支店長
	山本 昇	S 55. 5.27	S 57. 3.31	農林漁業金融公庫北海道支店長
	内山 和之	S 55. 7.16	S 56. 5.31	後志地区農協組合長会会長
	阿部佑太郎	S 56. 6. 1	S 56.12.29	ホクレン副会長
	泉 敏郎	S 56. 6. 1	S 57. 7.16	北海道開発局農業水産部長
	林 重雄	S 56. 6. 1	S 59. 5.31	北海道農業協同組合中央会副会長
	松原 歳春	S 56. 6. 1	H 2. 5.31	北海道農業共済組合連合会副会長
	佐藤 茂	S 56.10. 5	S 58. 2.10	農用地開発公団北海道支社長
	落合 和彦	S 57. 3.26	S 58. 4.26	農林中央金庫札幌支店長
	越智 修	S 57. 5.25	S 59. 5.31	ホクレン副会長
	横倉 寛	S 57. 5.25	S 59. 8. 3	農林漁業金融公庫北海道支店長
	長野 孝夫	S 57. 7.29	S 59. 7.16	北海道開発局農業水産部長
	黒木 健	S 58. 3.22	S 59.10. 1	農用地開発公団北海道支社長
	白勢 陽一	S 58. 5.24	S 60. 7.16	農林中央金庫札幌支店長
	大島喜一郎	S 58. 7.28	H 4. 5.30	北海道酪農協会会長
	坂本 悟朗	S 59. 1.30	S 61. 5. 6	公社畜産基地建設事業推進協議会会長
	遠山 謙	S 59. 1.30	S 61.10. 2	チクレン農協連会長
	大久保恭輔	S 59. 7.26	S 61. 5.16	北海道開発局農業水産部長
	岡本 勇	S 59. 7.26	S 62. 5.31	北海道農業協同組合中央会副会長
	富谷 晴一	S 59. 7.26	H 2. 5.31	ホクレン副会長
	崎浦 誠治	S 59. 7.26	H 8. 5.31	酪農総合研究所長
	楠田 諄次	S 59. 9.25	S 61. 7. 7	農林漁業金融公庫北海道支店長
	大窪 進	S 59.11.16	S 61.10. 1	農用地開発公団北海道支社長
	辻 義昭	S 60. 7.26	S 63. 1.16	農林中央金庫札幌支店長
	山瀬 俊一	S 61. 6. 2	S 62. 5. 1	北海道開発局農業水産部長
	進藤 松吉	S 61. 6. 2	H 4.12.10	公社畜産基地建設事業推進協議会会長
	新谷 富雄	S 61. 6. 2	H 5. 5.31	北海道家畜改良事業団専務理事
	水田 一夫	S 61. 7.29	S 62. 4. 1	農林漁業金融公庫北海道支店長
	尾田 美供	S 61.12. 2	S 63. 1.16	チクレン農協連会長
	田中 義幸	S 61.12. 2	H 元. 6. 1	農用地開発公団北海道支社長
	濱野 芳幸	S 62. 7.28	H 元. 4. 1	農林漁業金融公庫北海道支店長
	中村 和也	S 62. 7.28	H 2. 5.31	北海道開発局農業水産部長
	三好 黄吉	S 62. 7.28	H 5. 5.31	北海道農業共済組合連合会副会長
	是永 精一	S 63. 1.26	H 2. 1.29	農林中央金庫札幌支店長
	佐々木優治郎	S 63. 1.26	H 4.10.26	チクレン農協連会長
	満園 敏夫	H 元. 6. 1	H 4. 3.27	農林漁業金融公庫北海道支店長
	吉田 重一	H 元. 7.20	H 3. 6.16	農用地開発公団北海道支社長
	田宮 一	H 2. 1.30	H 4. 5.30	農林中央金庫札幌支店長
	遠藤 紀寛	H 2. 7.27	H 3. 7.16	北海道開発局農業水産部長
	三澤 政雄	H 2. 7.27	H 5. 5.31	北海道農業協同組合副会長
	近藤 正忠	H 2. 7.27	H 5. 5.31	北海道農業共済組合連合会副会長
	堀井 健次	H 3.10. 4	H 5. 8. 1	北海道開発局農業水産部長
	長尾 新	H 3.10. 4	H 5.10. 1	農用地開発公団北海道支社長
	飛鳥 陽一	H 4. 6. 1	H 5. 3.31	農林漁業金融公庫北海道支店長
	外崎 之啓	H 4. 7.22	H 6. 5.25	農林中央金庫札幌支店長
	金川 幹司	H 4. 7.22	H 22. 6.24	社団法人北海道酪農協会会長
	鎌田 雅彦	H 4.12.14	H 12.10. 7	北海道チクレン農協連代表理事会長
	新出 實	H 5. 2. 5	H 8. 5.31	公社畜産基地建設事業推進協議会会長
	長沼 憲彦	H 5. 7.21	H 6. 2. 9	北海道家畜改良事業団専務理事
	阿部 忠男	H 5. 7.21	H 6. 9.20	北海道農業協同組合中央会副会長
	堀 二郎	H 5. 7.21	H 7. 3.31	農林漁業金融公庫北海道支店長

役員名	氏名	就任年月日	退任年月日	選出母体の役職名
	田島 源一	H 5. 7.21	H 8. 5.31	ホクレン副会長
	森田 芳雄	H 5. 7.21	H 8. 5.31	北海道農業共済組合連合会副会長
	七戸 長生	H 5. 7.21	H 8. 5.31	学識経験者（北海道大学農学部長）
	西埜 進	H 5. 7.21	H 14. 6.30	学識経験者（酪農学園大学教授）
	桑島 剛	H 5. 7.21	H 14. 6.30	学識経験者（元北海道農政部次長）
	山口 保身	H 5.10. 1	H 6.12.10	北海道開発局農業水産部長
	堀井 健次	H 5.12.10	H 6.12.10	農用地開発公団北海道支社長
	柚原 義親	H 6. 8. 1	H 8. 5.31	北海道家畜改良事業団専務理事
	池田 宏治	H 6. 8. 1	H 8. 5.31	農林中央金庫札幌支店長
	直 宗治	H 6.10. 1	H 11. 6.30	北海道農業協同組合中央会副会長
	近藤 勝英	H 6.12.19	H 8. 2.15	北海道開発局農業水産部長
	橋本 正	H 8. 7.24	H 9. 7.21	北海道開発局農業水産部長
	葛西 勤	H 8. 7.24	H 9. 7.21	農用地開発公団北海道支社長
	内山 俊昭	H 8. 7.24	H 10. 3.31	農林漁業金融公庫北海道支店長
	沼野 郁夫	H 8. 7.24	H 10. 4.15	農林中央金庫札幌支店長
	宮田 勇	H 8. 7.24	H 11. 6.30	北海道農業共済組合連合会代表理事副会長
	板垣 淳一	H 8. 7.24	H 14. 6.30	ホクレン代表理事副会長
	天間 征	H 8. 7.24	H 14. 6.30	学識経験者（酪農総合研究所長）
	太田原高昭	H 8. 7.24	H 14. 6.30	学識経験者（北海道大学農学部教授）
	佐野 力三	H 8. 7.24	H 19. 5. 1	公社畜産基地建設事業推進協議会会長
	蓑島 雅登	H 9.10. 1	H 11. 6.30	農用地開発公団北海道支社長
	山本 義弘	H 9.10.14	H 10. 5.24	北海道開発局農業水産部長
	笹川 幸男	H 10. 5.21	H 10. 6.30	社団法人北海道農業担い手育成センター専務理事
	真嶋 博	H 10. 5.21	H 11. 4. 1	農林漁業金融公庫北海道支店長
	齊藤 孫則	H 10. 5.21	H 11. 6.30	社団法人北海道草地協会常務理事
	末村 真一	H 10. 5.21	H 11. 9.16	農林中央金庫札幌支店長
	太田 匡	H 10. 5.21	H 13. 3.31	北海道農業開発公社労働安全衛生協会副会長
	桑元 忠彦	H 10. 8. 1	H 11. 6.30	社団法人北海道農業担い手育成センター専務理事
	藤森 郁雄	H 10. 8.27	H 11. 9. 1	北海道開発局農業水産部長
	坂本 和夫	H 11. 7.27	H 12. 3.31	北海道共済農業協同組合連合会代表理事副会長
	打田 宏	H 11. 7.27	H 12. 3.31	農林漁業金融公庫北海道支店長
	伊藤 満	H 11. 7.27	H 13. 4. 1	社団法人北海道農業担い手育成センター専務理事
	滝 俊二	H 11. 7.27	H 14. 6.30	緑資源公団北海道支社長
	山口 義弘	H 11. 7.27	H 17. 9.30	北海道農業協同組合中央会副会長
	堀内 眞苗	H 11.10. 1	H 13. 3.16	農林中央金庫札幌支店長
	江頭 輝	H 11.10. 1	H 13. 5. 1	北海道開発局農業水産部長
	坂本 和夫	H 12. 6. 1	H 14. 6.30	全国共済連北海道本部運営委員会副会長
	片山 源	H 12. 6. 1	H 15. 3.31	農林漁業金融公庫北海道支店長
	太田 道則	H 13. 1.30	H 14. 6.30	北海道チクレン農協連代表理事会長
	佐藤 隆	H 13. 6. 8	H 14. 4. 1	社団法人北海道農業担い手育成センター専務理事
	小川 国男	H 13. 6. 8	H 14. 6.30	農林中央金庫札幌支店長
	金蔵 法義	H 13. 6. 8	H 14. 6.30	北海道開発局農業水産部長
	豊岡 保智	H 14. 5.22	H 16. 3.31	社団法人北海道農業担い手育成センター長
	谷村 知重	H 14.10. 1	H 15. 4. 2	北海道農協青年部協議会会長
	麻里 紘三	H 14.10. 1	H 16. 3.31	社団法人ジェネティクス北海道専務理事
	岩瀬 俊幸	H 14.10. 1	H 16. 7. 2	北海道開発局農業水産部長
	阿部 正則	H 14.10. 1	H 17. 9.30	北海道チクレン農協連代表理事会長
	平林 利夫	H 14.10. 1	H 17. 9.30	北海道農業共済組合連合会会長理事
	久保 嘉治	H 14.10. 1	H 17. 9.30	株式会社酪農総合研究所長
	田村 千秋	H 14.10. 1	H 17. 9.30	北海道立畜産試験場長
	夏井 岩男	H 14.10. 1	H 17. 9.30	北海道指導農業士協会会長
	伊藤久美子	H 14.10. 1	H 19.11.22	J A北海道女性協議会会長
	岡本 明治	H 14.10. 1	H 20. 2.28	帯広畜産大学畜産学部教授
	奥村 幸一	H 14.10. 1	H 20. 6.26	ホクレン代表理事副会長
	小山 勇吉	H 14.10. 1	H 20. 9.30	北海道厚生連代表理事副会長
	黒河 功	H 14.10. 1	H 20. 9.30	北海道大学大学院農学研究科教授
	干場 信司	H 14.10. 1	H 23. 9.30	酪農学園大学酪農学科教授

役員名	氏名	就任年月日	退任年月日	選出母体の役職名
	岩船 修	H 14.10. 1	H 23. 9.30	株式会社北海道協同組合通信社社長
	平 和男	H 15. 6. 1	H 16. 4. 6	北海道農協青年部協議会副会長
	松本 敏夫	H 15. 6. 1	H 16. 9.30	農林漁業金融公庫北海道支店長
	日村 勉	H 16. 6. 1	H 19. 5.31	社団法人北海道農業担い手育成センター専務理事
	那須 貞友	H 16. 6. 1	H 20. 6.26	社団法人ジェネティクス北海道専務理事
	原内 修	H 16. 8. 1	H 17. 9.30	北海道農協青年部協議会副会長
	西村 一徳	H 16. 8. 1	H 17. 9.30	北海道開発局農業水産部長
	皆川 博美	H 16.12.20	H 18. 3.31	農林漁業金融公庫北海道支店長
	阪本 紳一	H 17.10. 1	H 18. 4.26	北海道農協青年部協議会副会長
	森 清一	H 17.10. 1	H 19. 5.31	北海道立畜産試験場長
	渡辺 藤男	H 17.10. 1	H 19. 6.25	北海道農業ジャーナリストの会会長
	森脇 道成	H 17.10. 1	H 19. 9.12	北海道指導農業者協会会長
	谷口 威裕	H 17.10. 1	H 22. 6.30	北海道農業法人協会会長
	永井 則夫	H 17.10. 1	H 23. 9.30	北海道農業協同組合中央会常務理事
	加茂 道雄	H 17.10. 1	H 23. 9.30	北海道農業共済組合連合会会長理事
	野口 伸	H 17.10. 1	H 23. 9.30	北海道大学大学院農学研究院教授
	寺山 広司	H 18. 6. 1	H 19.11.26	北海道農協青年部協議会副会長
	桜井 守	H 18. 6. 1	H 20. 5.23	農林漁業金融公庫北海道支店長
	伏見 悦夫	H 19. 6. 1	H 28. 6.23	北海道公社畜産事業推進協議会会長
	青山 俊夫	H 19. 8. 1	H 21. 3.31	社団法人北海道農業担い手育成センター専務理事
	竹田 芳彦	H 19. 8. 1	H 21. 6. 1	北海道立畜産試験場長
	辻岡 英信	H 19. 8. 1	H 22. 6.16	北海道農業ジャーナリストの会副会長
	越智 武士	H 19.10. 1	H 21. 2.24	北海道指導農業者協会会長
	堀 英夫	H 19.12.20	H 20. 5.26	北海道農協青年部協議会副会長
	河田さえ子	H 19.12.20	H 23. 9.30	J A北海道女性協議会会長
	花田 正明	H 20. 4. 1	H 23. 9.30	帯広畜産大学畜産学部畜産科学科准教授
	牧 清隆	H 20.10. 1	H 21. 5.18	北海道農協青年部協議会副会長
	佐原 照三	H 20.10. 1	H 23. 9.30	農林漁業金融公庫北海道支店長
	小野寺 仁	H 20.10. 1	H 23. 9.30	ホクレン代表理事副会長
	加藤 孝幸	H 20.10. 1	H 23. 9.30	北海道厚生連代表理事副会長
	渡辺 浩一	H 20.10. 1	H 23. 9.30	社団法人ジェネティクス北海道専務理事
	坂下 明彦	H 20.10. 1	H 23. 9.30	北海道大学大学院農学研究院教授
	片野 泰嗣	H 21. 5.20	H 26. 2.26	北海道指導農業者協会会長
	佐々木大輔	H 21. 8. 1	H 23. 9.30	北海道農協青年部協議会顧問
	小関 忠雄	H 21. 8. 1	H 23. 9.30	北海道立畜産試験場場長
	中曽根 博	H 22. 8. 1	H 23. 9.30	北海道酪農協会会長
	堀江 栄一	H 22. 8. 1	H 23. 9.30	北海道農業法人会会長
	土江 富雄	H 22. 8. 1	H 23. 9.30	北海道農業ジャーナリストの会監事
	下小路英男	H 23.10. 1	H 28. 6.23	道銀地域総合研究所技術顧問
	二上 朋子	H 23.10. 1	H 28. 6.23	石狩消費者協会会長
	岡村 雅敏	H 23.10. 1	H 31. 2. 6	北海道農業会議代表理事会長
	飛田 稔章	H 23.10. 1	-	北海道農業協同組合中央会会長
	石田 吉光	H 23.10. 1	-	後志地区農協組合長会会長
	佐藤 博幸	H 23.10. 1	-	留萌地方生産連理事
	有塚 利宣	H 23.10. 1	-	十勝地区農業協同組合長会会長
	谷山 弘行	H 23.10. 1	-	学校法人酪農学園理事長
	小砂 憲一	H 23.10. 1	-	北海道経済連合会副会長
	伊藤 義夫	H 26. 2.23	H 28. 6.23	北海道指導農業者協会会長
	品田 裕二	H 28. 6.23	-	北農会常務理事
	碓 一寿	H 28. 6.23	-	公社畜産事業推進協議会会長
	畠山 京子	H 28. 6.23	-	釧路市消費者協会会長
	吉村 俊子	H 28. 6.23	-	北海道指導農業者協会会長
	多田 正光	R 元. 6.20	-	北海道農業会議代表理事会長

6 年表

凡例 1.この年表は、「公社」、「一般」の2欄に分けて主要事項を記載し、末尾にその年を象徴するトピックス、及び特記事項を※印で掲げた。
2.記載事項の数字は、該当の「月」を示す。

年	月	公 社	月	一 般
昭和45年 1970	6	財団法人北海道農業開発公社の創立 北海道、北海道生産農業協同組合連合会、 (社)北海道酪農開発事業団の三者により民法 第34条の規定に基づく公益法人として設立、 事業開始 理 事 長 町村 金五 副理事長 朝日 昇 専務理事 木田 三郎 〃 松山 恒雄 常務理事 吉田 稔 代表監事 古市 季雄 ほか理事11名、監事3名、評議員15名	1	第3次佐藤内閣発足
	7	根室中部新酪農村用地の先行取得業務開始	2	総合農政推進基本方針が閣議決定
	8	評議員会の開催	3	農林省、米の生産調整に伴う転作指導方針を 発表 〃 日本万国博覧会大阪で開会
	9	北海道襟裳肉牛牧場開場式を開催	4	第2次農業構造改善事業スタート
	10	道監査委員監査の実施 〃 吉田稔常務理事が辞任	5	農地法改正（農地保有合理化の促進） 〃 農業者年金基金法の公布
	11	北見機械センター落成	9	北海道開拓百年記念塔が落成
	12	農地保有合理化促進事業を行う法人の指定を 受け、農地保有合理化促進事業を実施	10	農地法施行令、同規則の改正（農地保有合理 化法人の指定）
			11	農林省が酪農近代化基本方針を発表
			12	米の生産調整対策（5年間実施）を閣議決定 ※初の米生産調整・稲作転換実施 ※農業基盤総合整備パイロット事業の調査開 始
昭和46年 1971	3	北海道農業用機械整備基金並びに道有機械の 出損を受入れ、更新事業を継承	4	第三期北海道総合開発計画が発足
	4	農業用機械管理事業を実施	〃	北海道知事に堂垣内尚弘氏当選
	6	町村理事長が参議院議員（全国区）に当選	7	第3次佐藤改造内閣発足
	9	水田飼料作推進家畜導入事業を実施 〃 全国農地保有合理化協会が設立され、松山専 務理事が同協会理事に就任	8	ニクソン米大統領ドル防衛声明、円が暫定的 に変動相場制に移行
			9	農村地域工業導入促進法の公布
			10	生牛等14品目の輸入自由化
			12	札幌地下鉄南北線開通 〃 再び固定相場移行で円切上げ(1ドル 308円) ※北海道冷害による凶作で、農作物被害戦後 最大の772億円に達す
昭和47年 1972	4	農業公社牧場設置事業、農地保有合理化促進 特別事業、肉用牛経営規模拡大促進事業を 実施	1	70歳以上の老人医療費の無料化全国一斉にス タート
	6	役員改選 理 事 長 町村 金五（再） 副理事長 春木 清作（新） 専務理事 松山 恒雄（再） 〃 土井健治郎（新） 代表監事 五十嵐庄治（〃） ほか理事11名、監事2名、評議員15名	2	第11回冬季オリンピック札幌で開催(35か国、 1,600人参加)
	7	会計検査院実地検査の実施	4	消費者米価の物統令適用除外 〃 札幌市、政令指定都市となる
	10	事業執行体制の整備強化について、道農務部 長より通達	5	沖縄施政権の返還、沖縄県となる
			7	第1次田中内閣発足 〃 北海道家畜改良事業団、北海道酪農リース協 会の設立
			9	日中国交正常化（北京で共同声明調印）
			11	北海道地域別農業指標の設定
			12	第2次田中内閣発足
昭和48年 1973	2	事業運営改善措置の経過について、道農務部 長あて報告	1	北海道土地開発公社が設立
	4	道央事業所開設（石狩、空知事業所を統合）	2	円変動相場制を再実施（1ドル265円）
	5	道立美幌農業機械化研修所が開所、運営を受託	4	農地の宅地並み課税の実施 〃 広域農業開発事業が発足（根室中部着工）

年	月	公 社	月	一 般
	7	合理化促進特別事業により水田買入事業を実施	5	新土地改良長期計画が閣議決定（48年度から10か年で13兆円）
	9	根室中部事業所を開設	7	農業近代化資金助成法改正（対象に民法第34条の財団法人を追加）
	11	町村理事長が自治大臣（兼国家公安委員長、北海道開発庁長官）に就任	10	第4次中東戦争が勃発
		〃 道央機械センターを増設	11	アラブ産油国が石油大幅値上と輸出削減を決定（第一次石油危機起こる）。オイルショックにより物価狂騰、物不足、買いだめ騒ぎおこる
	12	町村理事長辞任、後任理事長に柴田四朗（道副知事）就任	〃	第2次田中内閣第1次改造内閣発足
			12	国民生活安定緊急措置法、石油需給適正化法の公布
昭和49年 1974	3	副理事長春木清作死去	1	北海道畜産農協連（現チクレン）の設立
	5	副理事長に佐竹豊就任	2	北農電算センターの設立
	6	日胆事業所開設（胆振・日高事業所を統合）	5	農林省が牛肉安定供給緊急対策を決定
	7	道立清水農業機械化研修所が開所・運営を受託	6	国土利用計画法の公布
	10	釧路農協連の開発事業資産・職員を継承	〃	農用地開発公団の設立
	〃	畜産経営施設研究会が発足、松山専務理事が同会会長に就任	10	北海道乳牛検定協会の設立
	11	副理事長佐竹豊辞任	11	第2次田中内閣第2次改造内閣発足
	〃	公社長期5か年計画（49～53年度）策定	12	三木内閣発足
	12	優良乳用種雄牛選抜事業・乳用牛資源確保対策事業を実施		
昭和50年 1975	3	専務理事土井健治郎死去	4	北海道知事に堂垣内尚弘氏が再選
	4	道北事業所開設（宗谷、留萌事業所を統合）	〃	サイゴンが陥落し、ベトナム戦争終結
	〃	上川生産連の開発事業資産・職員を継承	6	農業振興地域整備法の改正
	6	役員改選 理事長 柴田 四朗（再） 専務理事 松山 恒雄（〃） 代表監事 五十嵐庄治（〃） ほか理事12名、監事2名、評議員15名	7	沖縄国際海洋博覧会の開催
	8	理事長柴田四朗辞任	8	農林省が総合食糧政策を発表
	9	理事長に横田長光就任	〃	台風6号の大雨で石狩川ほか各河川氾濫
			11	第1回主要先進国首脳会議（サミット）が開催、ランブイエ宣言を採択
			12	日本草地協会が設立 ※実質経済成長率、戦後初のマイナスを記録 ※台風6号などにより、本道の農業被害240億円
昭和51年 1976	1	資本造成特別委員会を設置	3	北海道庁ロビー爆破事件おこる
	4	上川事業所事務所の移転	〃	酪農総合研究所の設立
	〃	地区別農協組合長会議で開発基金のきよ出を要請	4	水田総合利用対策事業が開始
	9	畜産基地肉用牛導入事業を実施	〃	北海道草地協会の設立
	11	十勝育成牧場で乳牛後代検定事業を実施	6	北海道開発新長期計画基本構想の発表
			〃	北海道軽種馬振興公社の設立
			7	ロッキード事件で田中前首相逮捕
			9	三木改造内閣発足
			12	福田内閣発足 ※北海道冷害凶作、農作物被害史上最高の923億円に達す
昭和52年 1977	4	農地開発利用促進事業の実施	1	第三次酪農近代化計画スタート（昭和60年の生乳生産目標304万トン）
	〃	根室生産連の開発事業資産・職員を継承	7	漁業水域200カイリ、領海12カイリが施行
	8	有珠山噴火災害対策推進本部を設置	8	有珠山32年ぶり大噴火（農業被害181億円）
			11	福田内閣改造内閣発足 ※天北北部地域広域農業総合開発基本調査が開始

年	月	公 社	月	一 般
昭和53年 1978	4	事業所（従たる事務所）を支所に名称変更 〃 公社営畜産基地建設事業の実施（調査計画業務を開始） 〃 襟裳肉牛牧場で雄子牛の肥育事業に着手 6 役員改選 理 事 長 横田 長光（新） 副理事長 大津 年明（〃） 専務理事 松山 恒雄（再） 代表監事 五十嵐庄治（〃） ほか理事 11 名、監事 2 名、評議員 15 名 7 有珠山噴火農地災害復旧工事の完了記念式	4	道が北海道発展計画・新北海道総合開発計画を 発表 〃 新農業構造改善事業・水田利用再編対策が開始 5 特定不況産業安定臨時措置法の施行 〃 成田新国際空港が開港 7 農林省が農林水産省に名称変更 8 日中平和友好条約の調印 12 第 1 次大平内閣発足
昭和54年 1979	3	中期 4 か年計画（54～57 年度）の策定 4 根室生産連の調査設計業務・職員を継承 〃 上川支所事務所の移転 〃 襟裳牧場で受精卵移植事業実施 5 公社創立 10 周年記念式典を挙行 〃 燃料対策推進本部の設置（石油需要逼迫により開発事業用燃料の確保を図る） 7 常務理事に梅原益男就任 〃 根室支所事務所が落成・移転 8 公社営畜産基地建設事業第 1 号着工（厚岸町・清水町・初山別村） 9 後志整備工場の業務を後志くみあい機械センターに移管。後志整備工場の受託機械整備事業を本年度で廃止 11 襟裳肉牛牧場 10 周年懇談会の開催 12 本所事務所取得契約の調印	1	大学入試制度改革（初の共通一次試験実施） 〃 道環境評価（アセスメント）条例の施行 2 道酪農検査所・酪農検査事業創立 50 周年記念式 4 堂垣内北海道知事が大差で三選 6 元号法の施行 〃 先進国首脳会議（東京サミット）が開催 8 新経済社会 7 か年計画（54～60 年度）を閣議決定 10 台風 20 号日本列島縦断、本道各地で被害（被害総額 257 億円余） 11 日銀、公定歩合 1% 引上げ（4 月以来 3 回で、年 2.75% から 6.25% へ） 〃 農水省、昭和 65 年農産物の需要と生産の長期見通し（試算）を発表 〃 第 2 次大平内閣発足 12 55 年度政府予算案を閣議決定（財政再建で超緊縮予算、公共事業費抑制・本道特例補助率の引き下げを 3 か年計画で実施へ） 〃 ソ連軍がアフガニスタン侵攻 ※イラン革命を契機に第二次石油危機が起こる（30 ドル原油時代に突入・インフレ再燃の懸念高まる）
昭和55年 1980	3	根室中部事業所を廃止し業務を根室支所に移管 6 外国種肉用牛資源確保対策事業を実施 9 公社創立 10 周年記念職員親睦研修大会の開催 10 電算開発室が発足 11 本所の事務所を水産ビルから第 1 道通ビルに移転 12 本所の事務所落成式	4	北海道地域別農業指標を発表 5 農用地利用増進法の公布 6 衆参同日選挙・大平首相死去 7 鈴木内閣発足 8 農水省、特別自主流通米制度を新設 9 イラン・イラク戦争勃発 10 農政審議会が「80 年代の農政の基本方向」を答申 11 水田利用再編第二期対策を決定 〃 米大統領選、レーガン大勝
昭和56年 1981	4	電算システムの導入 5 道央支所事務所を移転 6 役員改選 理 事 長 横田 長光（再） 副理事長 大津 年明（〃） 専務理事 松山 恒雄（〃） 常務理事 梅原 益男（〃） 代表監事 五十嵐庄治（〃） ほか理事 11 名、監事 2 名、評議員 13 名 8 日高地方災害復旧対策推進本部を設置（7・8 月豪雨、台風）	3	臨時行政審議会（第二臨調）が発足 6 食管法改正の公布 8 台風 15 号が本道を直撃 10 国鉄石勝線が開通 11 鈴木改造内閣発足 ※北海道冷湿害による凶作、農作物被害は、史上最大の 1,315 億円

年	月	公 社	月	一 般
昭和57年 1982	4	公社営農業経営更新対策事業の実施 〃 酪農経営改善パイロット事業（後に公社営農場リース事業）の実施 10 開発推進室を設置 12 代表監事五十嵐庄治辞任	6	北海道博覧会が開催 11 第1次中曽根内閣発足 12 農水省が農産物44品目の関税引き下げ、6品目の輸入枠拡大
昭和58年 1983	7	代表監事に吉田敏雄就任	3	道が昭和65年を目標とする「北海道農業の発展方策」を策定 4 横路孝弘北海道知事が誕生 9 本道農業基本構想最終案まとまる 〃 ソ連軍がサハリン沖で大韓航空機を撃墜 〃 北農中央会「北海道農業基本構想」を策定 11 水田利用再編第3期対策が決定 12 第2次中曽根内閣発足
昭和59年 1984	6	役員改選 理 事 長 横田 長光（再） 副理事長 大津 年明（〃） 専務理事 松山 恒雄（〃） 常務理事 梅原 益男（〃） 代表監事 吉田 敏雄（〃） ほか理事16名、監事2名、評議員13名 10 土層改良事業実演現地検討会の開始（全道3か所） 〃 草地造成低コスト工法検討会の開始 11 横田理事長が勲三等瑞宝章受賞 〃 日胆支所事務所の移転	6	政府、韓国米を初めて輸入 〃 他用途利用米制度が発足 11 第2次中曽根内閣第1次改造内閣発足 〃 レーガン大統領再選 12 畑作4作物の作付指標面積が設定
昭和60年 1985	3	集会的利用権等調整事業モデル地区育成検討会の開催 7 宗谷丘陵地域農業開発事業に係る家畜導入 9 地域農業活性化検討会の開催 〃 理事長横田長光辞任 10 理事長に永澤悟就任	2	道が新総合計画基本構想を策定 3 つくば科学万博が開幕 〃 チェルネンコ書記長死去、ゴルバチョフ氏登場 5 男女雇用機会均等法が成立 6 政府市場開放行動計画で1,800品目の関税を一律引き下げ 11 ジュネーブで米ソ首脳が会談し、東西冷戦に終止符 12 第2次中曽根内閣第2次改造内閣発足
昭和61年 1986	2	顧問に横田長光就任 3 支所に地域農業振興相談室を設置 5 公社の事務・事業改善について職員の提言実施 7 地域農業活性化対策事業を実施 9 地域農業活性化対策事業を特別会計として開始 〃 農用地利用増進対策事業を実施 11 大津副理事長が勲5等瑞宝章を、松山専務理事が黄授褒章を受章	1	スペースシャトル・チャレンジャー爆発事故 4 チェルノブイリ原子力発電所で事故発生 5 ホクレン十勝地区家畜市場がオープン 7 衆参同日選挙で自民党が圧勝 〃 第3次中曽根内閣発足 9 農水省が「北海道酪農の動向」を策定 11 農政審が「21世紀に向けての農政の基本方向」を報告
昭和62年 1987	3	開発事業本部、予算統制本部を設置 4 公社労働安全衛生協会が発足 〃 公社経営会議を設置 〃 団体営草地開発整備事業を事業主体として実施 6 役員改選 理 事 長 永澤 悟（再） 副理事長 大津 年明（〃） 専務理事 松山 恒雄（〃） 常務理事 森 毅彦（新） 代表監事 吉田 敏雄（再） ほか理事16名、監事2名、評議員13名 10 開発事業調査室を設置	3	大型合併でとうや湖農協が発足 4 道とホクレン、北農中央会共同で北海道グリーンバイオ研究所が発足 〃 横路北海道知事が再選 〃 国鉄が分割民営化され、JR6社が発足 10 ニューヨーク株式市場が史上最大の暴落（ブラックマンデー） 11 第3次中曽根内閣総辞職、竹下内閣発足

年	月	公 社	月	一 般
昭和63年 1988	9 10 12	災害復旧対策本部を設置（63.8 災） 担い手確保農地保有合理化促進特別事業の実施 災害復旧対策本部を設置（63.11 災）	3 7 8 9 10 11 12	青函連絡船終航、青函トンネルが開業 新千歳空港が開業 イラン・イラク戦争が停戦 〃 留萌・空知中心に豪雨禍による被害 ソウル・オリンピック開催 〃 天皇陛下のご容体急変 世界食の祭典閉幕、赤字 90 億円に ブッシュ米大統領再選 〃 十勝・釧路中心に豪雨禍による被害 消費税導入を柱とした税制法案が成立 〃 竹下内閣改造内閣発足
平成元年 1989	3 6 9	農地流動化緊急対策事業の実施 創立 20 周年記念式典を挙行 「公社営農場リース事業」国の補助事業として制度化	1 4 6 7 8 11 12	昭和天皇崩御され皇太子明仁親王皇位を継承、新しい天皇に即位、新元号は「平成」 消費税 3.0% スタート 竹下内閣総辞職、宇野内閣発足 〃 北京・天安門広場を軍武力制圧 第 15 回参院選で自民党大敗、初の与野党逆転 宇野内閣総辞職、第 1 次海部内閣発足 東西ドイツ国境のベルリンの壁が崩壊 米ソ首脳が会談し、東西冷戦の終結を確認
平成2年 1990	6	役員改選 理 事 長 永澤 悟（再） 副理事長 大津 年明（〃） 専務理事 松山 恒雄（〃） 常務理事 森 毅彦（〃） 代表監事 吉田 敏雄（〃） ほか理事 16 名、監事 2 名、評議員 13 名 〃 農作業受委託事業の実施	2 10 12	第 39 回衆議院選挙で自民党が安定多数を確保 〃 第 2 次海部内閣発足 東西ドイツ統一達成、45 年に及ぶ分断の歴史に幕 第 2 次海部改造内閣発足
平成3年 1991	2 4 5 7 11	地域畜産経営基金管理特別事業の実施 優良肉牛資源有効活用促進事業の実施 保有農地整備資金を創設 酪農ヘルパー事業基金へ出資 中山間地域農地保有合理化促進特別事業の実施	1 4 6 8 11 12	アメリカなど多国籍軍とイラク軍との湾岸戦争が勃発 牛肉の輸入自由化で、輸入枠撤廃・関税化 〃 横路北海道知事が三選 雲仙普賢岳で最大規模の火砕流発生 ソ連クーデター失敗 第 2 次海部内閣総辞職、宮澤内閣発足 ソビエト連邦の解体
平成4年 1992	2 10 4 12	鶴居村総合センターで公社営農場リース事業 10 周年記念式を開催 畜産環境整備特別対策事業の実施 酪農・畜産低コスト施設設計コンテスト 92 を実施	5 6 7 10 11 12	農協法改正案・農協合併助成法改正案が成立 農水省が 21 世紀に向けた新農政プラン発表 〃 国連平和維持活動（PKO）協力法が成立 第 16 回参議院選挙で自民党が 69 議席獲得で圧勝 全中、農協組織を農協と統合連合会の組織 2 段階に移行する基本的考え方をまとめ 米国大統領に民主党クリントンが当選 宮沢改造内閣発足 〃 道農協組織整備本部、道内事業 2 段階制を打ち出し

年	月	公 社	月	一 般
平成5年 1993	6	役員改選 理事長 永澤 悟(再) 副理事長 大津 年明(〃) 専務理事 松山 恒雄(〃) 常務理事 森 毅彦(〃) 代表監事 吉田 敏雄(〃) ほか理事 16名、監事 2名、評議員 13名 〃 農業生産法人出資育成事業の実施及び基金の積立 〃 特定農地信託事業の実施及び基金の積立 〃 新特別事業の実施(特別・担い手・中山間事業を統一) 7 北海道南西沖地震災害復旧対策本部の設置 8 理事長永澤悟辞任 10 理事長に向田孝志就任	1	釧路沖地震発生、農業被害額 13 億円 2 全道農協組合長会議で道連組織存続を決定 6 農業経営基盤強化促進法の制定 7 北海道南西沖地震発生、奥尻島など地震、津波で甚大な被害(死者 200 名、不明 34 名) 〃 第 40 回衆議院選で自民党は 223 議席と過半数割れ 8 宮澤内閣総辞職、細川内閣発足 11 欧州連合(EU)が発足 12 ウルグアイ・ラウンド最終合意案を採決、終結を宣言、7 年余りの交渉に幕 ※米作況指数 40 で戦後最悪を記録したことから緊急輸入米第 1 便が横浜港に入港(タイ米 7,000t)、大・小豆の作況指数は 54、道農作物被害見込額 1,682 億円
平成6年 1994	2	公共育成牧場育成整備事業を実施 〃 小規模草地開発整備事業を実施 4 公社営農場リース事業(耕種型)開始	4	ウルグアイ・ラウンド閣僚会議WTO設立に調印 〃 細川内閣総辞職、羽田内閣発足 6 羽田内閣総辞職、村山内閣発足 10 北海道東方沖地震発生 12 政府は、WTO協定の受託を閣議決定
平成7年 1995	1	公社農場経営更新対策事業の廃止 4 農地保有合理化促進事業の拡充(経営転換タイプの実施) 6 中山間農地保全対策事業の創設	1	阪神淡路大震災、関東大震災以降最悪の震災被害(死者 6,434 名、行方不明者 3 名) 3 地下鉄サリン事件、オウム真理教幹部が続々逮捕 4 ウルグアイ・ラウンド農業合意がスタート 〃 堀達也北海道知事が誕生 8 村山内閣改造内閣発足 11 コメの生産・流通を大幅に自由化する新食糧法が施行、1942 年制定の食管法に基づく政府の全量管理に幕 12 住専処理問題、農信連関係負担が問題化
平成8年 1996	2	畜産環境整備事業の実施 4 道による 21 世紀高生産基盤整備促進特別対策事業(農地パワーアップ事業)の実施 6 役員改選 理事長 向田 孝志(再) 副理事長 松山 恒雄(新) 常務理事 山本 勉(新) 代表監事 吉田 敏雄(再) ほか理事 17 名、監事 2 名、評議員 14 名	1	村山内閣総辞職、第 1 次橋本内閣発足 5 北農 5 連の役員改選が行われ、会長 2 名制がスタート 〃 欧州連合は狂牛病問題で消費者の信頼回復のため英国の家畜牛 470 万頭を 5 ~ 6 年かけて焼却処分することに同意 6 43 年ぶりに民間から副知事、西村博司前ホクレン常務理事を起用 7 病原性大腸菌(O-157)が猛威 10 第 41 回衆議院選、自民党 239 議席で過半数回復 11 第 2 次橋本内閣発足
平成9年 1997	3	襟裳肉牛牧場閉場 4 長期貸付農地保有合理化事業の実施 11 松山副理事長が秋の叙勲において勲 4 等瑞宝章を授与	4	消費税が 3% から 5% に増税 〃 道、都府県に先立ち、北海道農業・農村振興条例を施行 5 道の機構改革案可決、現行の本庁 10 部を 8 部体制に、道庁機構改革は 1988 年 4 月以来 9 第 2 次橋本内閣改造内閣発足 11 拓銀経営破綻、北洋銀行に営業譲渡

年	月	公 社	月	一 般
平成10年 1998	5 7 10	農地保有合理化緊急加速事業の実施 農地保有合理化業務効率化促進事業の実施 後志事務所を後志事務所機械センターに移転 〓 十勝支所機械センターが芽室町に新築落成	2 6 7 9 12	長野冬季オリンピック開催 中央省庁改革法が成立 第2次橋本内閣総辞職、小淵内閣発足 食料・農業・農村基本問題調査会が首相に新基本法を答申 農政改革大綱と農政改革プログラムを決定
平成11年 1999	3 7	道立農業機械化研修所が廃止、道立農業大学校に業務移管され、業務を受託 役員改選 理 事 長 向田 孝志 (再) 副理事長 直 宗治 (新) 常務理事 山本 勉 (再) 代表監事 加賀谷 強 (新) ほか理事 17 名、監事 2 名、評議員 16 名 公社創立以来 29 年間常勤役員を勤めた松山副理事長が勇退 8 イントラネット・メールシステムを試験開設 12 週休二日制の試行実施	1 3 4 7 11	小淵内閣第1次改造内閣発足 新たな酪農・乳業対策大綱を決定 〓 知事：環境への打撃を懸念し、士幌高原道路中止を発表 堀北海道知事が再選 小淵内閣第2次改造内閣発足 〓 中央省庁改革関連法案が成立 (2001年1月から1府12省庁) 〓 地方分権整備法案が成立 (地方自治法など475本の関係法を一括して改正) 〓 食料・農業・農村基本法が成立 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が制定
平成12年 2000	3 4 5 6 7	有珠山噴火農地災害復旧対策本部を設置 準職員制度が運用開始 永澤悟前理事長が勲三等旭日章を受章 創立 30 周年記念式典挙行 主要課題に関する「検討委員会」の設置 ・ 人事・賃金制度改善検討委員会 ・ 規程整備検討委員会 ・ 情報システム検討委員会 〓 資源リサイクル畜産環境整備事業の実施	3 4 5 6 7 9 12	有珠山 23 年ぶりに噴火 地方分権一括法施行。民事再生法、介護保険制度も施行 〓 小淵内閣総辞職 (脳梗塞) 〓 第1次森内閣発足 プーチンがロシア大統領に就任 〓 北海道で口蹄疫患者が発生 雪印集団食中毒事件が発生 第2次森内閣発足 〓 沖縄で第26回主要国首脳会議が開催 シドニーオリンピック開催 第2次森内閣改造内閣発足
平成13年 2001	3 4 7 8 9 12	公社労働安全衛生協会の解散 中央統括安全衛生委員会の設置 〓 道営事業の受託事業の随意契約方式見直し 非常勤役員の報酬を廃止、費用弁償に変更 〓 非常勤役員退職手当の廃止 〓 セクシャル・ハラスメントの防止等に関する方針の制定 8 地方自治法に基づく包括外部監査が開始 〓 十勝育成牧場検討委員会の設置 9 イントラネットでの社内報「開墾」の利用開始 12 道南支所事務所の移転 (函館市梁川町)	1 4 6 9 10 12	中央省庁再編、1府12省庁制となる 〓 ジョージ・W・ブッシュがビル・クリントンの後を継いでアメリカ大統領に就任 第1次小泉内閣発足 札幌ドームオープン 千葉県で日本国内初の B S E 感染牛の発見、道内農業団体、B S E 対策本部を設置 〓 アメリカ同時多発テロ事件、4 件の航空機ハイジャックによる大規模同時多発テロ事件が発生 アメリカ軍によるアフガニスタン侵攻開始 中国の W T O (世界貿易機関) 加盟が発効

年	月	公 社	月	一 般
平成14年 2002	2	経営収支の悪化により、希望退職者を募集し70名の雇用調整を実施 〃 道南支所事務所の売却 3 中期運営指針（H14～H16）の策定 〃 包括外部監査結果を報告 〃 後志・留萌事務所を廃止 4 公益法人会計基準に基づく会計に移行 7 役員改選 理 事 長 武田 善行（新） 副理事長 花井 忠昭（〃） 常務理事 粟津 国夫（〃） （プロパー職員から初の就任） 代表監事 加賀谷 強（再） ほか理事 17名、監事 2名 〃 顧問に向田孝志就任 10 役員改選 評議員山口義弘ほか 19名 〃 公社ホームページの開設 〃 農業会議、担い手センター、公社連携強化推進検討会に参画 11 第1回公社公開セミナーの開催（テーマ：家畜排せつ物の資源化技術の実際）	1	EU圏内でユーロ紙幣とユーロコイン統一 〃 雪印牛肉偽装事件、8月6日には日本ハムも発覚 5 経済団体連合会（経団連）と日本経営者団体連盟（日経連）が統合、日本経済団体連合会（日本経団連）が発足 〃 日韓共催のサッカー・ワールドカップ開催 6 BSE対策特別措置法案成立 8 住民基本台帳ネットワーク開始 9 第1次小泉内閣第1次改造内閣発足 〃 小泉首相が日本の首相として初めて訪朝し、日朝首脳会談で、北朝鮮の金正日総書記が、日本人拉致問題を公式に認める 10 ノーベル物理学賞を小柴昌俊東京大学名誉教授が受賞、翌日には田中耕一島津製作所社員がノーベル化学賞を受賞 〃 北朝鮮に拉致された日本人5人が帰国 12 米政策改革大綱を決定 〃 構造改革特別区域法が施行
平成15年 2003	1	後志機械センターの売却 3 道出身常勤役員の退職手当等の廃止 4 第3次電算・情報システム検討会が開始 〃 道立畜産試験場と連携した公社優良黒毛和牛供給事業の実施 〃 公社草地リフレッシュ事業の実施 6 設計公募型指名競争入札（設計・施工一括発注方式）の開始 7 情報公開規程の制定 8 日高管内台風10号災害復旧対策本部及び復旧工事班の設置 12 外部監査制度の導入で、外部監査人に中央青山監査法人を選任 〃 能力主義人事基礎講習会を開催	3	米英によるイラク侵攻作戦開始（イラク戦争のはじまり） 4 高橋はるみ北海道知事誕生 〃 郵政事業庁が日本郵政公社に移管 5 食品安全基本法が公布 〃 個人情報保護法が成立 6 戦後初めて有事法制が成立（有事関連三法） 〃 牛肉トレーサビリティ法など食品安全法の公布 7 イラクの暫定統治機関としてイラク統治評議会が設置 9 自由党が野党第1党の民主党に合流 〃 第1次小泉内閣第2次改造内閣発足 11 第43回衆議院総選挙、与党3党で絶対安定多数を確保 〃 第2次小泉内閣発足 ※台風10号と十勝沖地震で、一部地域で農地・農業施設に大きな被害、米と豆類は平成5年以來の冷夏の影響で不作
平成16年 2004	4	能力主義人事制度の試行実施を開始し、本所機構を参事制から本部制に移行 5 花井副理事長が春の叙勲において旭日双光章を授与 〃 第3次電算・情報システムによる新ネットワークの運用が開始 〃 飼料基盤活用促進事業の実施 6 畜産担い手育成総合整備事業の実施 7 新暗渠工法の施工実演が各地で開催 11 北海道高度情報化農業研究会が発足（会長：武田理事長、事務局：公社） 12 農村施設事業技術発表会の開催	1	自衛隊のイラク派遣開始 5 ヨーロッパの中東欧10か国がEUに加盟 8 アテネオリンピック開催 〃 駒大苫小牧が夏の甲子園で北海道初の優勝 9 第2次小泉内閣改造内閣発足 〃 江沢民が中央軍事委員会主席を退き、胡錦濤が中国共産党、政府、軍の全権を掌握 10 震度7の新潟県中越地震が発生 11 家畜排せつ物法の完全施行 12 牛肉トレーサビリティ法が全国で施行 〃 スマトラ島沖地震が発生、M9.3、津波などにより12か国で25万人以上が死亡

年	月	公 社	月	一 般
平成17年 2005	3	第2次中期運営指針（H17～H19）の策定 〃 経営構造改革緊急加速リース支援事業の実施 6 土層改良工法（カッティングドレーン工法、有材心土改良耕）の実演会が開始 〃 強い農業づくり事業の実施 7 畜産環境整備事業の実施 〃 役員改選 理 事 長 武田 善行（再） 副理事長 大西 清弘（新） 常務理事 粟津 国夫（再） 代表監事 関崎 定治（新） ほか理事 17名、監事 2名 〃 工事希望型指名競争入札の開始 9 十勝育成牧場受精卵移植施設兼事務所竣工 10 役員改選 評議員 永井則夫ほか 19名 ※日胆・道南支所での農用地開発機械の広域運用開始	2 京都議定書が発効 3 日本国際博覧会（愛知万博）「愛・地球博」が開幕 〃 北海道食の安全・安心条例が公布、遺伝子組替作物の栽培等による交雑等を防止 4 個人情報保護法の全面施行 8 郵政民営化関連法案が参議院で否決、これを受けて第2次小泉改造内閣は同日衆議院を解散 9 第44回衆議院議員総選挙投票で、自民党が296議席という記録的な圧勝。与党が衆議院の3分の2超の議席を獲得 〃 第3次小泉内閣発足 10 第3次小泉内閣改造内閣発足 〃 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の道路4公団が民営化 〃 郵政民営化関連法案が成立 〃 経営所得安定対策等大綱が決定 11 耐震強度偽装事件が発覚。姉歯建築設計事務所による構造計算書の偽造が21件 12 食品安全委員会は、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を容認する答申を農林水産省・厚生労働省に提出。政府は輸入再開決定	
平成18年 2006	2	労働基準監督署から労働条件等の是正勧告 4 新会計体系の確立 5 公社組織対策特別委員会の設置 〃 農地継承円滑化事業の実施 〃 広域連携等産地競争力強化支援事業の実施 6 ICカードによる出退社時間の管理が開始 7 理事長武田善行辞任 8 理事長に西山泰正就任 9 日高管内豪雨災害復旧現地対策班の設置 〃 農業生産法人経営支援出資事業の実施 10 網走管内豪雨災害復旧現地対策班の設置 12 交通違反及び交通事故の懲戒に関する規程の制定	1 12月に輸入を再開したアメリカ産牛肉に、BSE危険部位の脊柱が混入していたことが判明し、再び全面禁輸に 2 トリノ冬期オリンピック開催 5 イラクでフセイン政権崩壊後、約3年ぶりに正式政府が発足 6 担い手経営安定新法が成立 7 経営所得安定対策実施要綱が決定 9 第1次安倍内閣発足 12 日豪EPA交渉入り合意	
平成19年 2007	3	コンピュータシステム管理規程の制定 〃 個人情報保護規定の制定 〃 建設業の許可を受ける 4 旅費規程の外勤日当を廃止 〃 就業時間が8時45分から17時30分となる 〃 支所事業課に変形労働時間制を導入 〃 能力主義新人事制度の本格運用開始 〃 再雇用制度の運用開始 〃 早期退職優遇制度の運用開始 〃 担い手育成支援協議会事務局事務の一部を受入れ 5 未来志向型技術革新対策事業の実施 6 制限付一般競争入札の開始 7 外部監査人を「新日本監査法人」に変更 〃 畜産担い手育成総合整備事業（水田地帯等担い手育成型）の実施	2 フランス・パリで開かれた国際連合気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、地球温暖化の影響で、100年後の地球の平均気温が20世紀末に比べ1.1～6.4℃上昇し、悪天候等の影響で約2億人が難民となるとの予測 3 夕張市が財政再建団体に移行 4 品目横断的経営安定対策がスタート 〃 高橋北海道知事が再選 7 参議院議員通常選挙で与党自民党が大敗し、民主党が参議院第一党になる 8 第1次安倍内閣改造内閣発足 9 安倍首相が突然内閣総理大臣辞任を表明 〃 福田内閣発足 10 緊急地震速報サービスが開始 〃 郵政民営化がスタート	

年	月	公 社	月	一 般
		<ul style="list-style-type: none"> 8 簡易公募型指名競争入札の開始 〃 専務理事に佐々木里士就任 〃 水田地帯等肉用牛貸付事業の開始 10 由仁町に養液栽培システム実証展示施設を設置 〃 全国公社畜産推進協議会 I N 十勝の開催 〃 十勝育成牧場に関する運営検討委員会の設置 11 道南支所事務所が再び農業会館へ移転 		
平成20年 2008	2 3 4 6 7	<ul style="list-style-type: none"> 十勝育成牧場運営検討委員会から答申書の提示 由仁町の養液栽培ハウスシステム建設完了 〃 第3次中期運営指針（H 20～H 22）の策定 就業時間が8時30分から17時30分に変更 理事長西山泰正辞任 役員改選 <ul style="list-style-type: none"> 理 事 長 近藤 光雄（新） 副理事長 木下 一己（〃） 常務理事 平尾 裕美（〃） 常務理事 波佐 光敏（〃） 代表監事 泉亭 俊彦（〃） ほか理事 16 名、監事 2 名 9 役職員行動規範の制定 10 役員改選 <ul style="list-style-type: none"> 評議員 永井則夫ほか 19 名 11 公社の在り方検討チームの設置 12 社団法人北海道農業担い手育成センターとの合併契約に締結調印 	1 5 7 8 9 10 11	<ul style="list-style-type: none"> 新テロ対策特別措置法案が国会で成立 〃 中国の工場で製造された冷凍餃子や食材から、メタミドホスが検出 中国四川省でマグニチュード 8.0 の地震が発生、約 40000 人が死亡 第 34 回主要国首脳会議が洞爺湖で開催 北京オリンピック開催 〃 福田内閣改造内閣発足 9 福田首相が就任後 1 年足らずで辞意を表明 〃 麻生内閣発足 〃 米大手証券会社リーマン・ブラザーズが経営破綻、金融危機が世界的に拡大 10 米金融危機により株価が下落、一時 9916 円 21 銭を記録、1 万円を割り込んだのは 2003 年 12 月以来 〃 ノーベル物理学賞を小林誠教授、益川敏英教授、南部陽一郎教授（米国籍）の 3 名が同時受賞。 〃 ノーベル化学賞を下村脩教授が受賞 11 米大統領選挙が施行され、バラク・オバマが第 44 代アメリカ合衆国大統領に当選
平成21年 2009	1 3 4 5 10	<ul style="list-style-type: none"> 1 社団法人北海道農業担い手育成センターとの合併が認可 3 北海道農業会議と連携強化に関する覚書締結 〃 公社競争入札参加資格申請者を対象とした公社入札制度説明会を道内 9 カ所で開催 4 社団法人北海道農業担い手育成センターと合併。新規就農に係るワンストップサービスを開始 〃 公社入札監視委員会の開始 5 コンプライアンス委員会の設置 10 優良繁殖雌牛貸付事業の実施 〃 農地有効利用支援整備事業の実施 〃 無料職業紹介事業許可を受ける 	1 5 8 9 12	<ul style="list-style-type: none"> 1 北海道の地場大手百貨店、丸井今井が札幌地裁に民事再生法適用を申請 5 裁判員制度が始まる 8 衆議院議員選挙で民主党が 308 議席を獲得（占有率 64.2%）し第 1 党に 9 鳩山内閣発足 〃 民主党・社民党・国民新党による連立政権が発足 〃 行政刷新会議の「事業仕分け」が開始 12 農地法等の一部を改正する法律の施行 〃 農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律が施行 ※ 7 月の低温による不稔もみの多発により、米の作況指数が「89」の不良

年	月	公 社	月	一 般
平成22年 2010	1	酪農学園大学及び酪農学園大学短期大学部と包括的連携と協力に関する協定を締結	1	日本年金機構が発足
	3	由仁町の栽培試験終了 〃 理事長近藤光雄辞任	2	チリで地震発生。岩手県久慈市の120cm津波など、日本各地でチリ地震津波を観測 〃 バンクーバー冬季オリンピック開催
	4	畜産公共事業の一般管理費（7%）、附帯事務費（1%）が国費の補助対象から除外 〃 自給飼料生産拡大緊急対策事業が実施（道費15%上置き）	4	水田作対象の戸別所得補償モデル対策の実施 〃 宮崎県で口蹄疫の牛発見、殺処分された家畜は牛、豚など29万頭 〃 道の総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行
	5	理事長に富樫秀文就任	6	鳩山内閣総辞職 〃 菅内閣発足
			9	菅内閣第1次改造内閣発足
			10	ノーベル化学賞を根岸英一特別教授、鈴木章名誉教授が同時受賞。
平成23年 2011	3	経営収支の悪化により、希望退職者を募集して34名の雇用調整を実施 〃 由仁町の溶液栽培試験に関する3年間の成果をとりまとめ 〃 第4次中期運営指針の策定（H23～H25）	1	菅内閣第2次改造内閣発足
	4	職員の協力の下で給与の削減措置を実施	3	M9.0の国内観測史上最大の東日本大地震が発生、大規模な津波被害と東電福島第1原発で放射能事故発生
	7	役員改選 理事長 富樫 秀文（再） 副理事長 石黒 義雄（新） 常務理事 大野 稔彦（新） 専門理事 登 幸二（新） 代表監事 佐藤 彰（新） ほか理事7名、監事1名	4	畑作物を含めた戸別所得補償制度の本格実施 〃 高橋北海道知事が三選
	9	道に公益財団法人の認定を申請	7	女子ワールドカップサッカードイツ大会で日本が優勝
	10	役員改選 評議員 飛田稔章ほか10名	9	野田内閣発足
			10	東京外国為替市場で1ドル75円54銭の史上最高値を記録
平成24年 2012	2	東日本大地震からの復興支援のため岩手県農業公社に職員を派遣	1	野田内閣第1次改造内閣発足
	4	公益法人制度改革に伴って、財団法人から公益財団法人に移行し名称を「北海道農業公社」に変更 〃 3本の基本姿勢を制定 ・農家経済の安定に尽くす ・地域農業の発展に寄与する ・農村地域の活性化に努める 〃 新規就農者への青年就農給付金事業を実施 〃 法人移行後初の役員を選任 理事長 富樫 秀文（再） 副理事長 石黒 義雄（再） 常務理事 大野 稔彦（再） 専門理事 登 幸二（再） 代表監事 佐藤 彰（再） ほか理事7名、監事1名 〃 法人移行後初の評議員を選任 評議員 飛田稔章ほか10名	5	東京スカイツリーが開業（高さ634m）
			6	野田内閣第2次改造内閣発足
			7	ロンドンオリンピック開催
			10	京都大学の山中伸弥教授がiPS細胞の開発でノーベル生理学・医学賞受賞 〃 野田内閣第3次改造内閣発足
			12	第2次安倍内閣発足し、自民党と公明党の自公連立政権が発足

年	月	公 社	月	一 般
平成25年 2013	4	草地生産力向上支援特別対策事業が実施（道費10%上置き）	3 4 5 12	安倍首相がTPP交渉への参加を表明 農業者戸別所得補償制度は本年産から経営所得安定対策として実施 マイナンバー関連4法が成立 農林水産業・地域の活力創造プラン策定 農地中間管理事業の推進に関する法律公布（施行日：平成26年3月1日）
平成26年 2014	3 4 6	中期経営方針の策定（H26～H28） 道から農地中間管理機構の指定 農地中間管理事業の実施に向け組織改正し事業実施 畜産クラスター事業が開始 役員改選 理事長 富樫 秀文（再） 副理事長 石黒 義雄（〃） 常務理事 大野 稔彦（〃） 専門理事 小谷 晴夫（新） 代表監事 石川 修一（〃） ほか理事7名、監事1名	2 4 9 10 12	ソチ冬季オリンピック開催 消費税が5%から8%に増税 御嶽山が噴火し、死者58名、行方不明5名 第2次安倍内閣改造内閣発足 ノーベル物理学賞を青色LED開発の日本人科学者の3名が受賞。中村修二教授、天野浩教授、赤崎勇終身教授 特定機密保護法が施行 第3次安倍内閣発足
平成27年 2015	3 4	給与の削減措置の終了 農業基盤整備促進事業の実施 農地耕作条件改善事業の実施	1 4 6 8 10	日豪EPA発効 高橋北海道知事4選 公職選挙法の改正で選挙年齢を18歳に引下 網走市内の圃場で国内で初めてジャガイモシロシストセンチュウを確認 第3次安倍内閣第1次改造内閣発足 日米等12カ国のTPP交渉が大筋合意 ノーベル生理学・医学賞を大村智特別栄誉教授が受賞 ノーベル物理学賞を梶田隆章教授が受賞
平成28年 2016	4 6	地域草地基盤強化支援事業が実施（15%の上置き、うち5%は市町村負担） 役員改選 理事長 竹林 孝（新） 副理事長 石川 修一（〃） 常務理事 大野 稔彦（再） 専門理事 小谷 晴夫（〃） 代表監事 新藤 修（新） ほか理事7名、監事1名 評議員改選 評議員 飛田稔章ほか10名 ※台風被害の対応で、十勝・上川の河川改修に協力 ※ジャガイモシロシストセンチュウの防除対策の取組開始（30年まで）	1 3 4 6 8 10 11 12	マイナンバー制度が運用開始 北海道新幹線新青森～新函館北斗間が開業 熊本地震（M6.5、M7.3）が発生。震度階級制定後初の震度7を観測。死者267名 改正農業協同組合法が施行 伊勢志摩G7サミットが開催 英政府がEU離脱を決定 第3次安倍内閣第2次改造内閣発足 リオデジャネイロオリンピック開催 ノーベル生理学・医学賞を大隅良典特任教授が受賞 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂、農業競争力強化プログラム決定 アメリカ大統領選で、トランプ氏が当選 TPP承認案・関連法案が可決 清水町で道内では初めての高病原性鳥インフルエンザ発生 ※台風7、11、9、10号の相次ぐ上陸・接近で道内の農業被害542億円

年	月	公 社	月	一 般
平成29年 2017	2 3 6	<p>公社と八紘学園で連携協定の締結</p> <p>第2次中期経営方針の策定（H 29～H 31）</p> <p>十勝育成牧場運営検討委員会を設置し、牧場の今後の運営のあり方や、施設・機械の整備について検討</p>	3 6 8 11	<p>主要農作物種子法を廃止する法律の改正で平成30年4月に種子法の廃止が決定</p> <p>農業競争力強化支援法など農業競争力強化プログラム関連法案の成立</p> <p>第3次安倍内閣第3次改造内閣発足</p> <p>第4次安倍内閣発足</p> <p>〃 米国を除く環太平洋経済連携協定（TPP）が大筋合意</p>
平成30年 2018	3 6	<p>十勝育成牧場運営検討委員会による牧場の整備計画を策定</p> <p>十勝育成牧場と大樹町の2つの公共牧場との協力協定の締結</p> <p>〃 役員改選 理事長 竹林 孝（再） 副理事長 石川 修一（〃） 常務理事 川本 俊輔（新） 専門理事 山中 信昭（〃） 代表幹事 新藤 修（再） ほか理事7名、監事1名</p> <p>9 地震による停電のため、公社業務の停止</p>	2 3 4	<p>平昌冬季オリンピック開催</p> <p>TPPの参加11カ国が署名</p> <p>主要農作物種子法の廃止</p> <p>〃 加工原料乳生産者補給金と集送乳調整金の交付のルールが改正</p> <p>〃 農業災害補償法の一部を改正する法律が施行（法律名が農業保険法に、農業収入保険事業の創設）</p> <p>9 最大震度7の胆振東部地震が発生し、死者42名、農作物、施設等の地震被害。全道の電源が喪失する歴史上初めてのブラックアウトの発生で生乳廃棄なども含めて農業関係トータルの被害額は177億円</p> <p>10 第4次安倍内閣改造内閣発足</p> <p>〃 ノーベル生理学・医学賞を本庶佑特別教授が受賞</p> <p>12 TPP米国抜きで11カ国で発効</p> <p>〃 TPP承認案・関連法案が可決</p> <p>※2月大雪のビニールハウス倒壊、7月豪雨の河川氾濫、9月台風の強風被害、低温・日照不足・長雨による生育遅れで、水稻の作況指数「90」の不良等、各作物に被害</p>
令和元年 2019	4	<p>農地中間管理事業と農地保有合理化等事業の本所・支所の組織を合併</p> <p>〃 十勝育成牧場の整備について、畜産クラスター事業を活用して実施</p> <p>〃 国が団体営事業における地方公共団体の負担割合の指針を示したことから、道は「畜産担い手育成総合整備事業」をその対象として道等の負担割合（14%）を決定</p>	2 3 4 5 10 12	<p>日・EUのEPAが発効</p> <p>3 「主要農作物種子法」の廃止に伴い、道が「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」を制定（4.1施行）</p> <p>4 鈴木直道北海道知事誕生</p> <p>5 天皇陛下の退位に伴い皇太子徳仁親王が新しい天皇に即位。新元号は「令和」</p> <p>〃 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律公布</p> <p>10 消費税率が8%から10%へ増税、一部の商品については軽減税率制度導入</p> <p>〃 ノーベル化学賞を旭化成(株)名誉フェロー吉野彰氏が受賞</p> <p>12 中国の武漢市で新型コロナウイルス（COVID-19）の発生が報告され、その後、日本をはじめとして世界各地に感染が拡大</p>

あとがき

北海道農業公社は、昭和45年（1970）6月に、北海道農業開発公社として、道、生産連、酪農事業団の3者によって設立され、令和2年（2020）で創立50周年を迎えました。

設立以来、農業基盤整備、施設整備、農地流動化、畜産振興、担い手育成確保対策など幅広い事業に取り組む中で、50年間の各事業を合計すると1兆5千億円を超える事業取扱高を記録し、本道農業の発展に貢献してきました。

これまで公社では、こうした事業の実績を記すため、10年毎に記念史を刊行してきており、この度、50周年記念行事の一環として、「北海道農業公社50年史」を刊行いたしました。

創立当時のことを知る現職の職員がいない中での作業であったため、過去の記念史をベースとして、それ以降については、出来事やその背景を踏まえ、各事業の創立以来の動きを中心に作成作業を進めてまいりました。

特に最近の10年間は、公社営事業の事業費が減少して経営の厳しさが増す一方で、平成21年（2009）の農業担い手育成センターとの合併、24年（2012）の財団法人から公益財団法人への移行と会社名の「北海道農業開発公社」から「北海道農業公社」への変更、26年（2014）には農地中間管理機構の指定など、組織機構の変更に関わる大きな出来事が相次ぎました。

公社の業務は、国や道の施策を現場で実現して、農家経済の安定と地域農業の発展、農村地域の活性化を図ることを目的としておりますが、環境の変化や、事業・制度の変更などによって、公社の経営も少なからず影響を受けてきており、身を削りながら困難を乗り越え、事業を推進してきたところです。

本記念史は、こうした設立から半世紀にわたって、本道農業の発展のためにご尽力された諸先輩が積み上げてこられた実績を改めて確認し、記録に残すために概況をとりまとめたものとして、今後の公社事業の推進や北海道農業の振興にいささかなりとも役立てれば幸いと存じます。

最後になりますが、50年史の編纂に携わった関係者の皆様に深く敬意を表しますとともに、本誌発行にあたりご協力をいただきました、一般社団法人北海道地域農業研究所とアイワード社に厚くお礼申し上げる次第です。

令和2年6月1日

企画管理本部長

公益財団法人 北海道農業公社

【本所】

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
TEL 011-241-7551 (代表) / FAX 011-271-3776
<https://www.adhokkaido.or.jp/>

監査室 TEL 011-241-7557

総務部 TEL 011-241-7551

担い手支援部 TEL 011-271-2255

農業経営相談室 TEL 011-522-5579

農用地部 TEL 011-241-5751

農場整備部 TEL 011-241-7554

農村施設部 TEL 011-241-5701

畜産部 TEL 011-241-5761

統括労働安全衛生委員会 TEL 011-241-7557

【支所・牧場】

道央支所
〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1 空知農業会館
TEL 0126-23-2178 / FAX 0126-23-4260

道南支所
〒040-0073 函館市宮前町33番13号 道南農業会館
TEL 0138-44-5600 / FAX 0138-44-5615

日胆支所
〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号 日胆農業会館
TEL 0144-32-8171 / FAX 0144-32-3215

十勝支所
〒080-0013 帯広市西3条南7丁目14番地 農協連ビル
TEL 0155-24-0254 / FAX 0155-24-0261

釧路支所
〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地 釧路農業会館
TEL 0154-22-1538 / FAX 0154-25-4798

根室支所
〒086-1006 標津郡中標津町東6条南1丁目2番地
根室農業会館
TEL 0153-72-3296 / FAX 0153-73-2080

北見支所
〒090-8650 北見市とん田東町617番地 農業管理センター
TEL 0157-25-2826 / FAX 0157-25-9188

上川支所
〒070-0030 旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル
TEL 0166-25-2613 / FAX 0166-26-3464

道北支所
〒097-0001 稚内市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館
TEL 0162-33-3321 / FAX 0162-33-7339

十勝育成牧場
〒089-2261 広尾郡大樹町字尾田708番地
TEL 01558-7-5121 / FAX 01558-7-5159

北海道農業公社 50年史

(非売品)

令和2年6月1日発行

編集・発行 公益財団法人 北海道農業公社
札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

印刷・製本 株式会社 アイワード
札幌市中央区北3条東5丁目5番地91

HOKKAIDO
AGRICULTURAL
PUBLIC
CORPORATION

50th

